

子ども、みんなが主人公！ 北区子どもしあわせプラン

Vol.1

北区子ども・
子育て支援
総合計画
2024

令和6年(2024年)3月



はじめに

北区の子ども・子育て施策に関心を持って、この冊子をお手にとりご覧ください。ありがとうございます。北区では、「子どもの幸せNo.1」の実現を目指し、子どもたちや子育て家庭への支援という視点にとどまらず、これからの北区・未来を支え創っていく存在でもある子どもたちの健やかな育ちのために、すべての区民が一体となり、社会全体で子どもの育ちと子育て家庭への支援を行っていききたいと考えております。

そのためには、区民の皆さまの子ども・子育てに関する考え方や生活の状況を把握し、課題を分析したうえで、必要な施策を計画的に実施することが求められます。また、国の法律においても、子ども・子育てに関する区民ニーズを的確に把握し、十分なサービスを供給できる体制を整備することが必要とされています。皆さまには、本計画において多岐にわたる課題・区民ニーズに対し、北区が実施しようとする施策の内容等についてご理解いただければ幸いです。

わが国では現在、少子高齢化をはじめ、貧困やいじめ、虐待、不登校等といった子どもを取り巻く深刻な問題が顕在化しており、その多くのことが北区においても課題となっています。

北区においては、未来を担う子どもたちが、誰一人取り残されることなく自分の将来に夢と希望をもって、健やかに成長できるよう「北区子どもの権利と幸せに関する条例」を令和6年4月1日から施行いたします。今後、この条例に基づき、実効性の高い、子ども施策を「こどもまんなか社会」の実現を掲げる国や「チルドレンファースト」を掲げる東京都とも連携し、一層強力に展開してまいります。

本計画では、「子どもの権利を守る仕組みの構築と体制の充実」等を新たに個別目標に位置付けるとともに、これまで力を入れていた保育園の待機児童解消から在宅子育て家庭への支援の充実など新たな局面、フェーズへの対応も盛り込んだものとなっています。

また、本計画は、これまで個別に策定していた「北区子ども・子育て支援計画」と「北区子どもの未来応援プラン」を統合するとともに、同時に策定する「北区教育ビジョン2024」との密接な連携のもと、推進を図る姿勢をこれまで以上に意識し策定を行いました。

本計画の策定にあたっては、多くの区民の皆さまにご協力をいただきました。多様な視点から答申を取りまとめていただいた「北区子ども・子育て会議」の委員の皆さま、また、多くの貴重なご意見をお寄せいただいた北区議会及び教育委員の皆さまに改めて厚く御礼申し上げます。また、令和5年12月～令和6年1月にかけて実施したパブリックコメントにおいてご意見をお寄せ下さった15名の皆さま、また、令和4年10月に実施した北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査にご回答いただいた約6,000名の皆さまのご協力のもと、「みんなで創る。北区新時代」に相応しい計画が策定できたと自負しております。

北区政に対する皆さまの厚いご支援に心より感謝申し上げますとともに、引き続きのご理解・ご協力をお願いし、結びとさせていただきます。

令和6年（2024年）3月

東京都北区長 やまだ 加奈子



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	3
2 計画の位置づけ.....	7
3 計画の期間	10
4 計画の対象	10
5 計画の策定方法	10
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	13
1 子ども・子育てを取り巻く現状	15
2 教育・保育施設の利用状況	24
3 北区子ども・子育て支援計画 2020 の実績	30
4 北区子どもの未来応援プランの実績	37
5 北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果	39
6 子ども・子育てを取り巻く課題	82
第3章 計画の基本的考え方	93
1 基本理念.....	95
2 基本的な視点と基本方針	96
3 北区子ども・子育て支援総合計画の体系	97
第4章 次世代育成支援行動計画	99
1 次世代育成支援行動計画の考え方	101
2 施策目標.....	102
3 次世代育成支援行動計画の体系	104
4 個別目標別主な取組.....	105
施策目標1 未来を担う人づくり.....	106
施策目標2 家庭の育てる力を支援.....	130
施策目標3 子育て家庭を支援する地域づくり.....	144
施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援.....	156
施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり.....	172

第5章 子ども・子育て支援事業計画	177
1 子ども・子育て支援事業計画の考え方.....	179
2 区域設定.....	179
3 人口推計.....	180
4 子ども・子育て支援事業計画の体系.....	181
5 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期.....	182
6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期.....	186
第6章 子どもの未来応援プラン	201
1 基本目標.....	203
2 貧困の連鎖の解消のための3つの柱.....	203
3 子どもの貧困に関する指標.....	205
柱1 子どもの育ち、学びを支える.....	207
柱2 ライフステージに応じた相談・支援.....	212
柱3 地域全体で見守り、支える.....	216
資料編	217
1 東京都北区子ども・子育て会議条例(抄).....	219
2 北区子ども・子育て会議及び専門部会 委員名簿.....	221
3 北区子ども・子育て会議及び専門部会の開催経過.....	223
4 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)抜粋.....	225
5 こども基本法.....	232
6 こども大綱.....	236
7 東京都こども基本条例.....	239

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

(1) 社会情勢と国の動向

(少子化の進行)

- 我が国において、令和5年4月1日時点における15歳未満の子ども数は1,435万人と前年より30万人少なく、昭和57年から42年連続で減少しています。ピークだった昭和29年の2,989万人から半減するとともに、年齢3歳区分別にみると、年齢が低いほど子どもの数は少なくなる傾向となっています。また、総人口に占める子どもの割合も前年より0.2ポイント低い11.5%と49年連続で減少しており、少子化が進んでいることがうかがえます。
- 厚生労働省が令和5年6月に発表した人口動態統計によると、令和4年の日本の出生数は77万747人と1899年の統計開始以来、初めて80万人を割り込みました。また、合計特殊出生率は1.26と過去最低を記録しました（※東京は1.04で全国最低）。さらに、女性の平均初婚年齢は昭和55年の25.2歳であったものが、令和4年には29.7歳となっており、晩婚化が進んでいます。
- 令和2年5月に閣議決定された第4次の「少子化社会対策大綱」では、「希望出生率1.8」を実現するため、「結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる」「多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える」「地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める」「結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる」「科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する」の5つの基本的な考え方のもと、新しい令和の時代にふさわしい当事者目線の少子化対策を進めていくとしています。
- 新型コロナウイルス感染症の流行は、結婚、妊娠・出産、子育ての当事者にも多大な影響を与え、安心して子供を産み育てられる環境を整備することの重要性を改めて浮き彫りにしたことから、影響を受ける子育て世帯への柔軟な支援等とあわせ、非常時の対応にも留意しながら、総合的な少子化対策を進めていくこととしています。

(子どもの貧困の実態)

- 内閣府による調査結果(令和3年子供の生活状況調査の分析報告書)をみると、「準貧困層」は全体の36.9%、「貧困層」は12.9%となっています。「ひとり親世帯」では「貧困層」が50.2%、「母子世帯」では「貧困層」が54.4%となっており、「母子世帯」においては過半数以上が貧困の問題を抱えているということが明らかとなりました。
- また、世帯収入水準や親の婚姻状況により、子どもの学習や生活、心理など様々な面が影響を受けることが明らかとなっています。特に「等価世帯収入が中央値の2分の1未満」で最も収入が低い水準の世帯及びひとり親世帯においては、親子ともに多くの困難に直面しており、「等価世帯収入が中央値の2分の1以上だが中央値未満」の収入が中低位の水準の世帯でも、多様な課題が生じています。
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正により、児童の権利に関する条約の精神に基づき、子どもの「将来」だけでなく、「現在」の生活等についても子どもの貧困対策

を総合的に推進することが同法の目的として明記されました。また、基本理念として、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること、市町村が子どもの貧困対策の計画を定めるよう努める旨等が規定されています。

- そして「子供の貧困対策に関する大綱」では、「親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築」「支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮した対策の推進」「地方公共団体による取組の充実等を分野横断的な基本方針として定める」とともに、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等を総合的に推進していくとしています。

(ヤングケアラー対策)

- 全国規模で初めて実施された「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（令和3年3月）によると、世話をしている家族が「いる」は、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%となっており、このうち家族への世話を「ほぼ毎日」している中高生は5割弱で、一日平均7時間以上世話をしている中高生が約1割となっています。
- ヤングケアラーについては、早期発見・把握、相談支援など支援策の推進、社会的認知度の向上を課題として捉え、解決に向けた実態調査や研修、支援体制モデル事業の実施、ネットワーク形成や子育て世帯訪問支援モデル事業の創設、普及啓発などに取り組むとしています。

(こども家庭庁の創設)

- 厚生労働省、文部科学省、内閣府などが所管している子ども政策に関する総合調整権限を集約し、縦割りの壁を打破した切れ目のない包括的な支援を実現するための司令塔としての役割を持つ「こども家庭庁」が令和5年4月に発足されました。方針をみると、年齢や制度の壁を克服した切れ目のない包括的な支援を基本姿勢として取り組むとしています。

(こども基本法の施行とこども大綱の策定)

- こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法である「こども基本法」が令和5年4月1日より施行されました。同法第10条において、「市町村こども計画」の策定が努力義務として位置づけられています。
- 令和5年12月には、既存の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化し、さらに必要な施策を盛り込む「こども大綱」が策定されました。この大綱では、この大綱が目指す「こどもまんなか社会」について、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会として明示されるとともに、こども施策に関する基本方針や重要事項が定められました。

(「こども未来戦略方針」の策定)

- 国は、次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略方針」を令和5年6月13

日に閣議決定しました。「こども未来戦略方針」では、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造・意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する、の3つの基本理念のもと、今後3年間に実施する集中的な取組を「加速化プラン」として掲げています。具体的な施策として、児童手当の拡充（所得制限の撤廃・支給期間を高校生までに延長・第3子以降には3万円を支給）、全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充（「子ども誰でも通園制度(仮称)」の創設）等を掲げています。

（2）東京都の動向

- 東京都では、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策推進法に基づく総合計画として「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」（令和2～6年度）を策定（令和4年度に中間見直し）し、各種子ども・子育て施策を推進しています。
- 令和3年3月には「未来の東京戦略」を策定し、「人々の希望が叶う社会の実現：安心して産み育てられ、子供たちが健やかに成長できるまちの実現」に向けた施策を定めました。
- 令和3年4月1日には、児童の権利に関する条約の精神に基づき、東京都が取り組むべき施策の基本事項を定めた「東京都こども基本条例」が施行されました。この条例では、こどもがあらゆる場面において権利の主体として尊重されることが明示されるとともに、都がなすべき責務が明示されています。基本事項として、「こどもの遊び場、居場所づくり」「こどもの学び、成長への支援」「こどもの意見表明と施策への反映」などが掲げられています。
- 令和5年度の予算方針として掲げられた「チルドレンファーストの社会の実現に向けた施策の強化」に基づき、“東京から少子化に歯止めをかける”として約1.6兆円の予算を計上し、「018 サポート」（0～18歳まで所得制限なしの子ども1人当たり月5千円の支給）、「第二子の保育料無償化」など、様々な施策を展開しています。
- 「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針2023」を令和5年7月に策定し、子供を取り巻く環境を踏まえた子供政策の課題と今後の政策強化の方向を示しました。

（3）北区の動向

- 平成27年7月に策定した「北区教育大綱」は、北区の教育、学術及び文化の振興と子育て分野の事業に関する総合的な施策について、近年の教育をめぐる環境変化に対応するため、その目標や施策の根本となる方針を定めた「北区教育・子ども大綱」として令和元年11月に改定しました。
- 令和2年3月に、「地域のきずなづくり」と「子育てファミリー層・若年層の定住化」を取り組むべき最重要課題とし、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするを3つの優先課題の一つとして位置づけた「北区基本計画2020」を策定するとともに、実施計画である中期計画を中心に取組の充実を図ってきました。
- また、次代を担う子どもの健全な育成や地域における子育てしやすい環境の整備等に向け

た「次世代育成支援行動計画」と、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての事業計画である「子ども・子育て支援事業計画」を包含した「北区子ども・子育て支援計画 2020」を策定（令和 2 年 3 月）し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするための施策を展開しました。

- さらに、教育分野においては、「教育先進都市・北区」にふさわしい生涯学習社会の創造をめざし、教育環境のあり方の見直しや地域のきずなづくりなど、教育を取り巻く環境のさらなる変化とそれに伴う諸課題に適切に対応していくため、実施計画となる「北区教育ビジョン 2020」を令和 2 年 3 月に策定しました。
- 子どもの貧困対策については、国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行や、「子供の貧困対策に関する大綱」の策定を受けて、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進するために、「北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）」を平成 29 年 3 月に策定し、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る取組を推進しました。新型コロナウイルス感染症による経済状況の変化等や他計画との整合性を図る観点から、本プランを修正し（令和 3 年 7 月）、計画期間を令和 5 年度まで 2 年間延長しました。
- 令和 5 年 10 月に「ともにつくる だれもが住みよい 彩り豊かな躍動するまち 北区」をめざすべき将来像として掲げ、今後の区政運営の基本となる考え方をまとめた、新たな「北区基本構想」を策定しました。

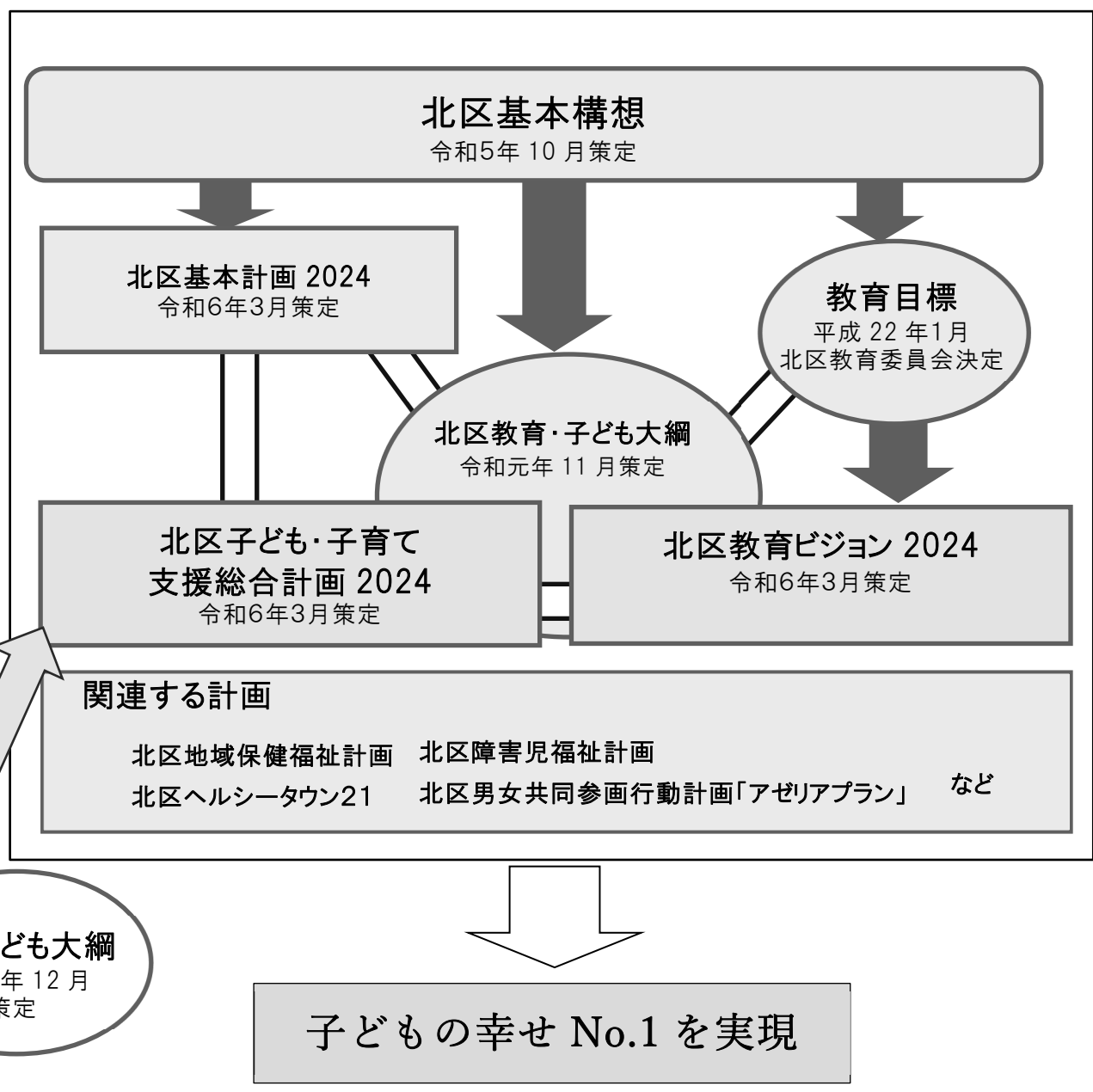
（４）計画策定の目的

- こうした経緯を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を引き続き推進するために「北区子ども・子育て支援計画 2020」の当初計画期間を 1 年前倒しで改定するとともに、令和 5 年度末を計画年度とする「子どもの貧困対策に関する計画（北区子どもの未来応援プラン）」を改定し、これらを統合し、「北区子ども・子育て支援総合計画 2024」（以下「本計画」といいます。）を策定しました。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、区政の基本的方針である「北区基本構想」（令和5年10月策定）及び「北区教育・子ども大綱」（令和元年11月策定）を踏まえて策定する子ども・子育て支援に関する個別計画です。また、令和6年3月策定の「北区基本計画2024」などの上位計画や「北区教育ビジョン2024」、また「地域保健福祉計画」「ヘルシータウン21」など、他の関連計画などとの整合を図るものとしします。さらに、子ども・子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅・都市基盤整備などあらゆる分野と関連しており、これらとの総合的・一体的な推進を図っていきます。
- また、本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」（※1）であるとともに、子どもに関する次に掲げる法定計画を包含する総合的な計画としします。
- ①次世代育成支援対策推進法（※2）に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ②子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」（※3）
- （※1）市町村こども計画は、これまでの少子化社会対策基本法に基づく「少子化社会対策大綱」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、さらに必要な施策が盛り込まれた「こども大綱」を勘案して定める計画です。子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策についての計画」は、本計画において、「市町村こども計画」の一つとして位置付けられます。
- （※2）次世代育成支援対策推進法は、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境等の整備のために平成17年4月1日に施行されました。この法律は、平成26年度末までの時限立法でしたが、平成27年4月1日付けの法改正により、法律の有効期限が令和7年3月31日まで10年間延長されました。今後、この法律が再度延長されるかは現時点で明らかになっていませんが、延長されない場合における本計画における「次世代育成支援行動計画」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした区独自の計画として位置付けるものとしします。
- （※3）子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、5年を1期として策定することが義務付けられている法定計画で、現行の第2期計画期間は令和2年度から令和6年度までとなっています。したがって、本計画における令和6年度部分については第2期計画の最終年度の見直しの位置付けとし、令和7年度から令和10年度までの部分については第2期計画に引き続き、区が子ども・子育て支援事業について策定する区独自の計画として取り扱うこととなります。

北区子ども・子育て支援総合計画の位置づけ



「少子化社会対策大綱」
「子ども・若者育成支援推進大綱」
「子どもの貧困対策に関する大綱」

こども大綱に一元化

【参 考】 北区教育・子ども大綱

令和元年 11 月、総合教育会議における区長と教育委員会との協議・調整を経て、北区の教育・学術及び文化の振興と子育て分野の事業に関する総合的な施策に関する目標や施策の根本となる方針となる「北区教育・子ども大綱」を策定しました。このなかで、子ども分野に関わる部分は次のとおりです。

北区教育・子ども大綱 ～子ども分野の抜粋～

【理念】（教育・子ども共通）

- ・ 基本的人権を尊重し、笑顔と希望があふれ、誰もが自分らしく学び、自分らしく活躍できる社会を目指します。
- ・ 未来を切り拓いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持てるよう、学びあい、育ちあう社会を実現します。

【子ども分野】

子どもの人権を尊重し、「子どもの最善の利益」の実現を目指すことを基本として、自ら育つ力を持っている子どもたちの力を引き出すとともに、子育てをしている保護者への支援をしていきます。

また、子育ての基本は家庭にあるとともに、地域社会全体と協力し、まちぐるみで子育てをする環境づくりを行います。

基 本 方 針

“子育て” への支援

北区のすべての子どもに対し、心身の健全な成長と自立に向けた支援及び居場所となる環境づくりなどに取り組みます。

“すべて” の子育て家庭への支援

経済力や家族形態、年齢等の子どものおかれた状況を踏まえ、すべての子育て家庭に隙間のない支援、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をしていきます。

“まちぐるみ” での子育て支援

地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、その力を最大限に発揮できるよう“地域”と“行政”が協働し、まちぐるみで子育てを支援する環境づくりを促進します。

3 計画の期間

- 本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年を計画期間とします。
- 「子ども・子育て支援事業計画」においては、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、計画の中間年を目処に計画の見直しを行うものとします。その際に「次世代育成支援行動計画」等についても、必要に応じて修正を図るものとします。

4 計画の対象

- 本計画の対象は、概ね18歳未満までの子ども（妊娠時を含む）・若者とその保護者（家庭）としますが、施策によっては、こども基本法の趣旨等も踏まえ、18歳以上の者も対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。

5 計画の策定方法

(1) 区民ニーズ調査の実施

- 子育て中の家庭の現状とニーズを把握するとともに、小学生、中学生、高校生世代の生活実態や要望・意見などを的確に反映した計画とするため、①就学前の子どもの保護者、②小学生の子どもの保護者、③25歳～39歳の区民、④-1世帯主と子のみで構成されている世帯、④-2児童育成手当受給世帯、⑤区立小学6年生、⑥区立中学2年生、⑦高校2年生世代、⑧妊産婦、⑨児童養護施設等利用者を対象として、「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画策定のための区民意向調査」(以下本計画において「ニーズ調査」といいます。)を令和4年度に実施しました。

(2) 北区子ども・子育て会議での審議

- 本計画は、子育て当事者等の意見を反映するとともに、区における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて展開するため、公募による区民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方等、計18名で構成する「北区子ども・子育て会議」を開催し、本計画の内容について審議しました。また、審議内容をより深めるため、「子ども・子育て支援計画部会」と「子どもの未来応援プラン」の2つの部会を設置しました。
- 本計画については、令和4年6月の北区子ども・子育て会議以降、「子ども・子育て支援事業計画部会」「子どもの未来応援プラン部会」を含め、計12回の会議を開催し、毎回活発な議論が交わされる中で、各委員からそれぞれの立場・経験に基づいた多角的な意見をい

ただきました。

(3) パブリックコメントの実施

- 計画策定にあたり、計画の案を区ホームページに掲載し、令和5年12月11日から令和6年1月16日までパブリックコメントを実施し、区民のみなさま等から多くの意見をいただきました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

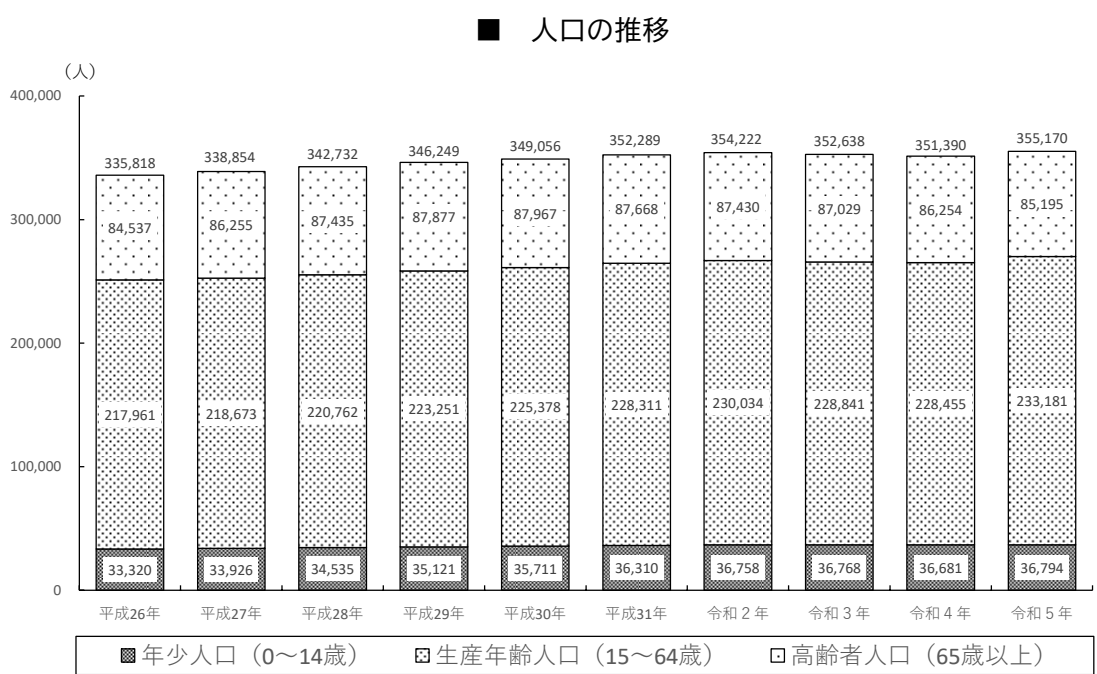
1 子ども・子育てを取り巻く現状

(1) 子ども人口の現状

① 北区における人口の推移

○北区の総人口は増加が続いており、令和5年4月1日現在は35万人を超え、355,170人となっています。

○年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は、おおむね増加傾向にあります。高齢者人口（65歳以上）は平成30年まで増加傾向にありましたが、平成31年以降やや減少傾向にあります。



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

○令和5年4月1日現在の3区分年齢別の地域別人口とその割合を見ると、人口は赤羽地域が最も多くなっています。赤羽地域の年少人口（0～14歳）は15,724人で、割合も11.0%と、他地域に比べ多くなっています。

■ 3区分年齢別の地域別人口・割合（令和5年4月1日現在）

（単位：人、%）

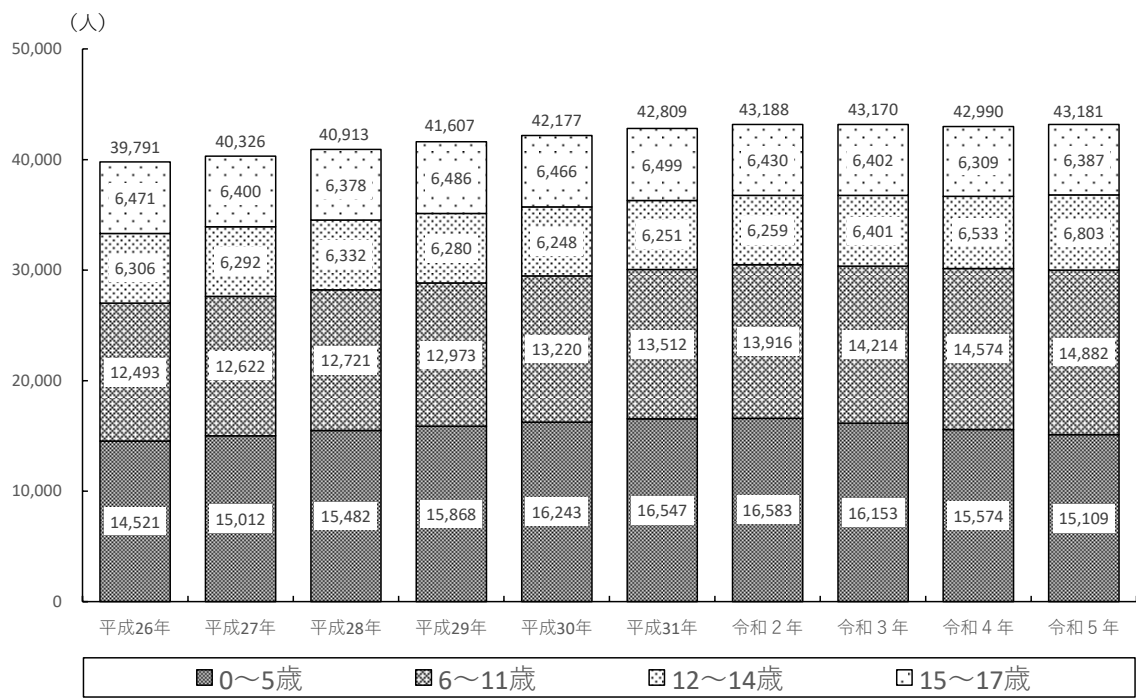
	赤羽地域	王子地域	滝野川地域	北区全域
年少人口 (0～14歳)	15,724 11.0	11,305 9.9	9,765 10.0	36,794 10.4
生産年齢人口 (15～64歳)	92,472 64.6	73,759 64.6	66,950 68.4	233,181 65.7
高齢者人口 (65歳以上)	34,901 24.4	29,166 25.5	21,128 21.6	85,195 24.0
合計	143,097	114,230	97,843	355,170

出典：住民基本台帳（令和5年4月1日現在）

② 北区における年齢別児童数の推移

○0～18歳未満の児童数はおおむね増加傾向となっており、令和5年4月1日現在43,181人となっています。特に6～11歳の人口で増加が見られ、平成26年と比べ2,389人増加しています。

■ 年齢別児童数の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 年齢別の児童数・割合

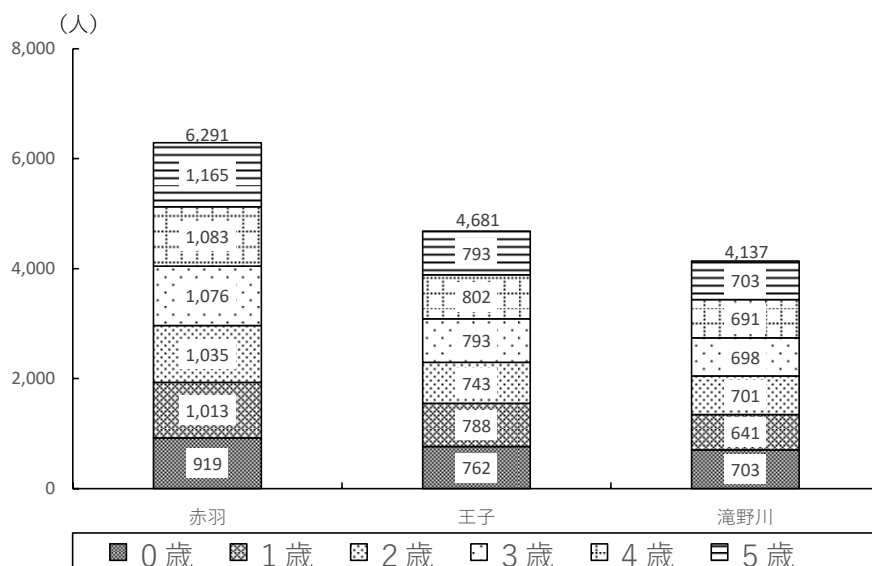
(単位：人、%)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成26年→ 令和5年の差
0歳	2,657	2,725	2,901	2,896	2,818	2,760	2,803	2,664	2,479	2,384	▲273
	18.3	18.2	18.7	18.3	17.3	16.7	16.9	16.5	15.9	15.8	
1歳	2,510	2,707	2,708	2,918	2,906	2,885	2,759	2,707	2,559	2,442	▲68
	17.3	18.0	17.5	18.4	17.9	17.4	16.6	16.8	16.4	16.2	
2歳	2,449	2,478	2,661	2,674	2,867	2,875	2,820	2,654	2,606	2,479	30
	16.9	16.5	17.2	16.9	17.7	17.4	17.0	16.4	16.7	16.4	
3歳	2,373	2,433	2,470	2,597	2,637	2,824	2,771	2,733	2,597	2,567	194
	16.3	16.2	16.0	16.4	16.2	17.1	16.7	16.9	16.7	17.0	
4歳	2,288	2,364	2,386	2,460	2,592	2,631	2,798	2,683	2,681	2,576	288
	15.8	15.7	15.4	15.5	16.0	15.9	16.9	16.6	17.2	17.0	
5歳	2,244	2,305	2,356	2,323	2,423	2,572	2,632	2,712	2,652	2,661	417
	15.5	15.4	15.2	14.6	14.9	15.5	15.9	16.8	17.0	17.6	
0～5歳	14,521	15,012	15,482	15,868	16,243	16,547	16,583	16,153	15,574	15,109	588
	36.5	37.2	37.8	38.1	38.5	38.7	38.4	37.4	36.2	35.0	
6～11歳	12,493	15,012	12,721	12,973	13,220	13,512	13,916	14,214	14,574	14,882	2389
	31.4	37.2	31.1	31.2	31.3	31.6	32.2	32.9	33.9	34.5	
12～14歳	6,306	6,292	6,332	6,280	6,248	6,251	6,259	6,401	6,533	6,803	497
	15.8	15.6	15.5	15.1	14.8	14.6	14.5	14.8	15.2	15.8	
15～17歳	6,471	6,400	6,378	6,486	6,466	6,499	6,430	6,402	6,309	6,387	▲84
	16.3	15.9	15.6	15.6	15.3	15.2	14.9	14.8	14.7	14.8	

出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

○令和5年4月1日現在の地域別の年齢別就学前児童数は、赤羽地域が6,291人で最も多く、次いで王子地域、滝野川地域となっています。

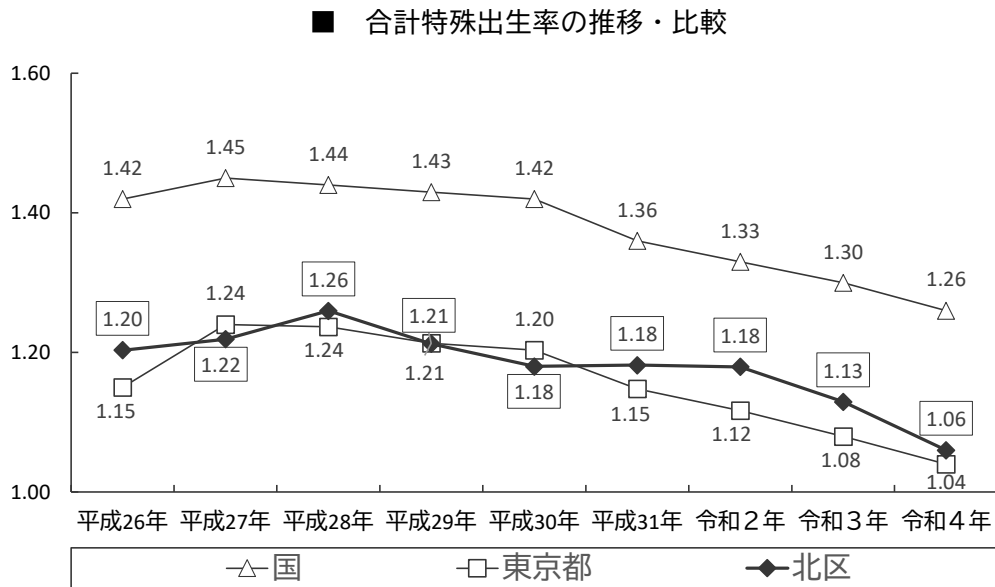
■ 地域別就学前児童数の状況



出典：住民基本台帳（令和5年4月1日現在）

③ 北区・東京都・国における合計特殊出生率の比較

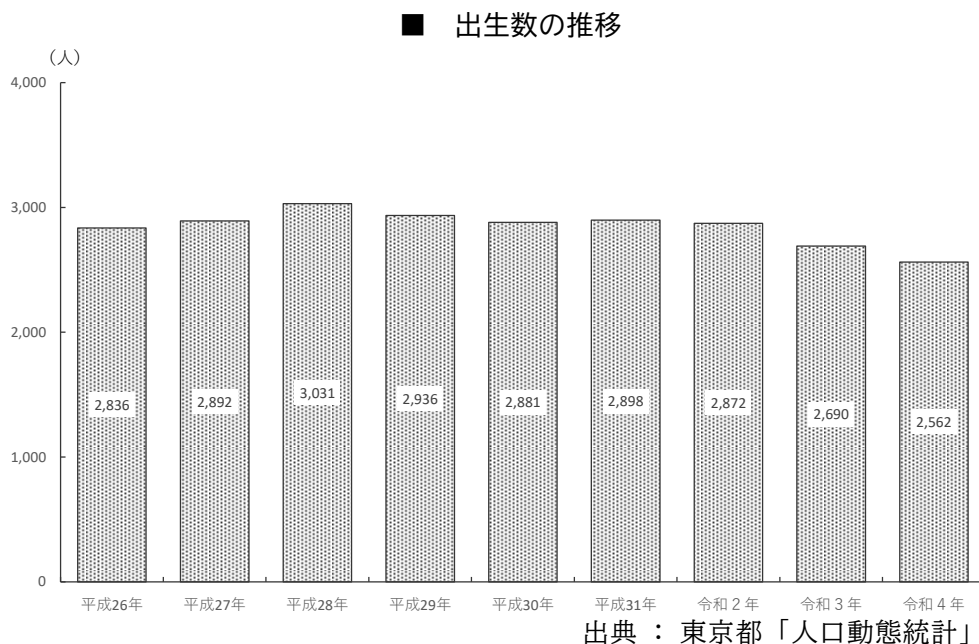
○北区の合計特殊出生率は、令和4年は1.06となっています。東京都の1.04を上回っているものの、国の1.26を下回っています。



出典：厚生労働省「人口動態統計」、東京都「人口動態統計」
 ※ 北区の数値は枠で囲っている

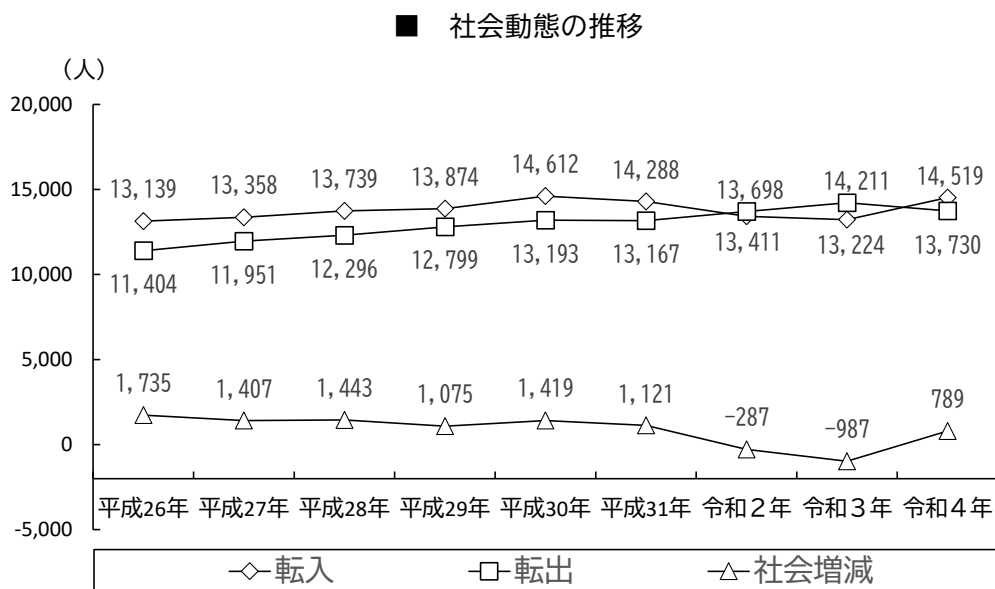
④ 北区における出生数の推移

○北区の出生数は、平成26年から平成28年までは増加傾向となっていましたが、平成29年以降は減少に転じており、令和4年では2,562人となっています。



⑤ 北区における社会動態

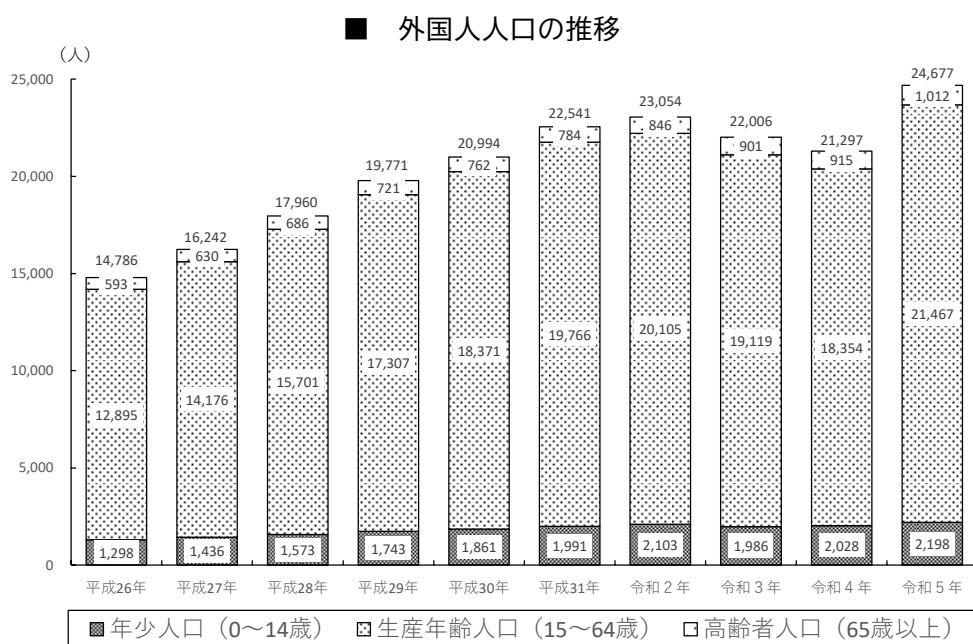
○社会動態は、平成26年から平成31年まで社会増となっていました。令和2年、令和3年は社会減に転じています。



出典：東京都統計データ「人口の動き」

⑥ 北区における外国人人口

○外国人人口は、令和2年まで増加傾向にありましたが、その後減少に転じました。しかし、令和4年から令和5年にかけて大きく増加し、平成26年以降で最多となっています。

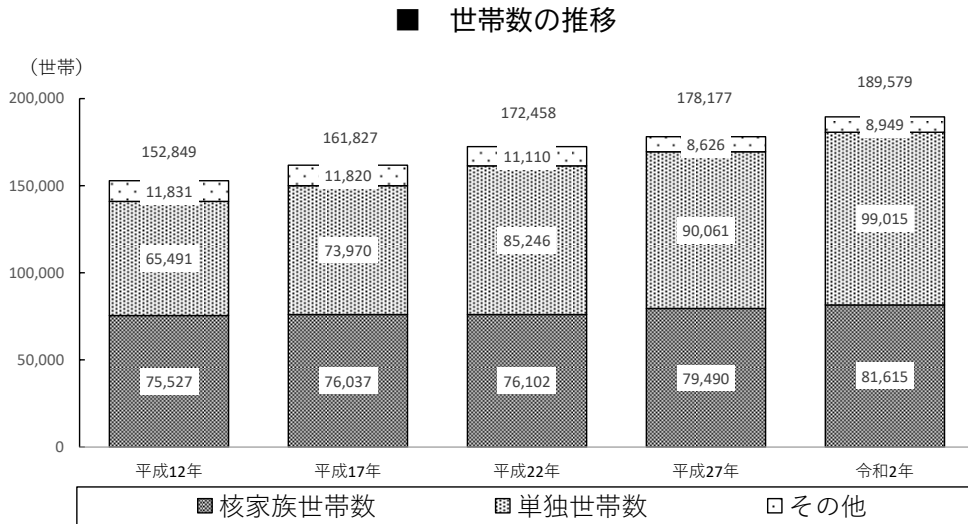


出典：戸籍住民課資料（各年4月1日現在）

(2) 世帯の現状

① 北区における世帯数の推移

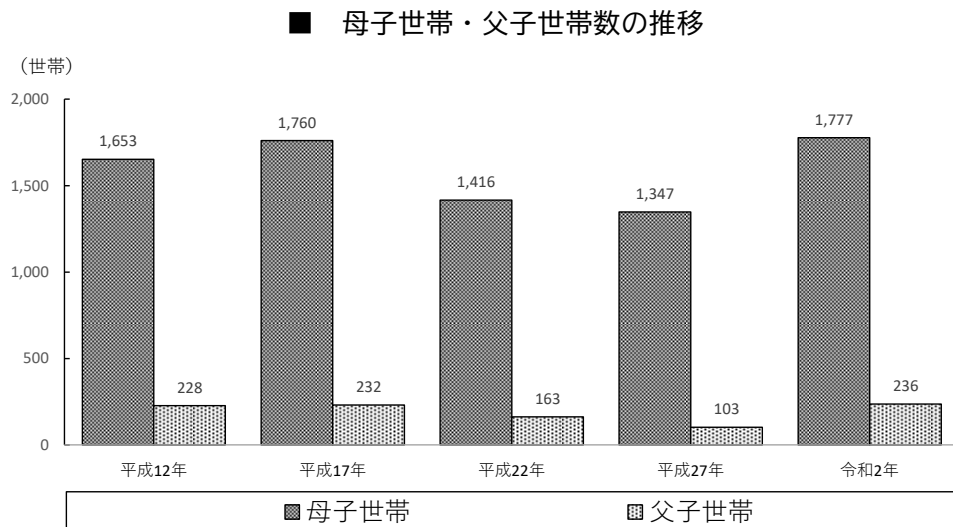
○世帯数は、増加傾向が続いています。そのうち、核家族世帯数は、令和2年は81,615世帯となっており、平成12年と比べ6,088世帯増加しています。



出典：国勢調査

② 北区における母子世帯・父子世帯※数の推移

○母子世帯・父子世帯数は、平成17年以降減少していましたが、令和2年は増加に転じ、母子世帯数は1,777世帯、父子世帯数は236世帯となっています。

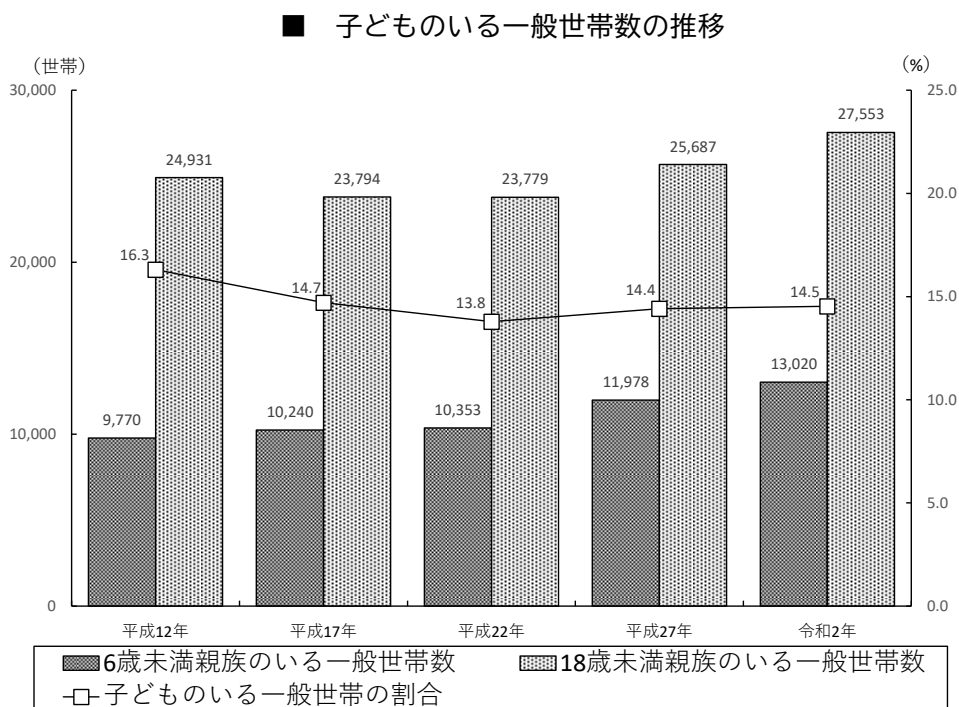


出典：国勢調査

※ 母子世帯・父子世帯とは、未婚、死別または離別の女親または男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

③ 北区における子どものいる一般世帯※数の推移

○子どものいる一般世帯数は、平成12年以降減少傾向でしたが、その後増加に転じ令和2年は14.5%で、平成22年に比べて0.7ポイント増加しています。



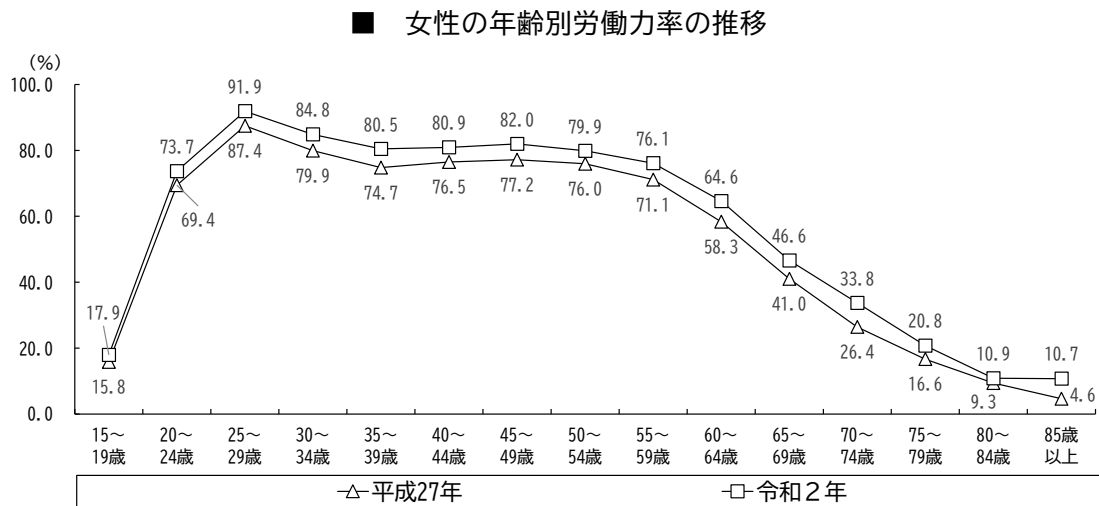
出典：国勢調査

※ 国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。「施設等の世帯」とは、寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊営舎内居住者、矯正施設の入所者等です。

(3) 女性の労働力率の現状

① 北区における女性の年齢別労働力率の推移

○女性の年齢別労働力率は、結婚・育児にあたる30～39歳にかけて低下が見られる、いわゆる「M字カーブ」を描いています。令和2年は平成27年と比べて、20歳代から40歳代の労働力率が高くなり、「M字カーブ」は緩やかになっています。

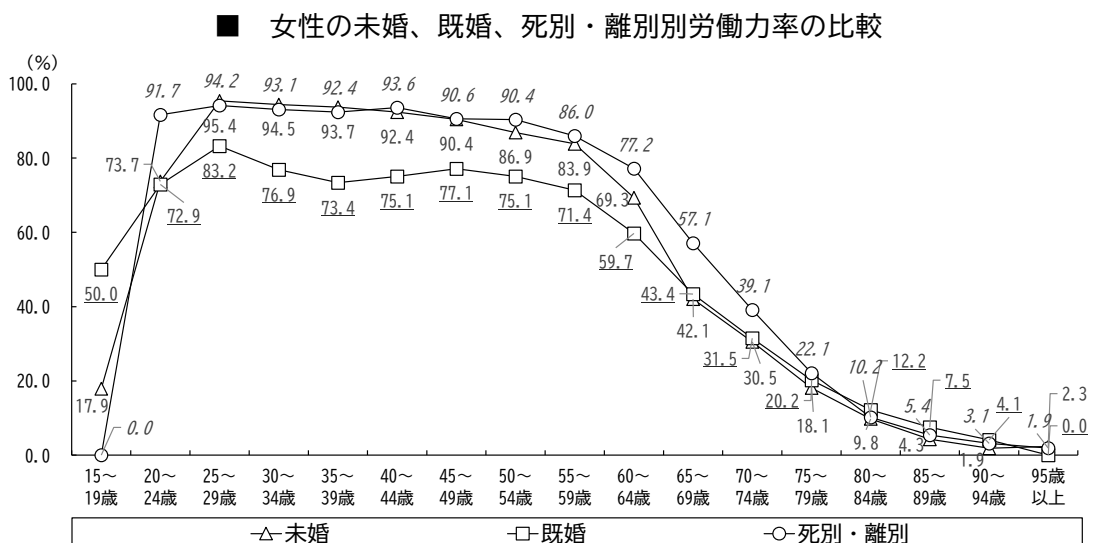


出典：国勢調査

※ 労働力率は、労働力人口を労働力の総数から労働力状態「不詳」を引いた数値で割った値である。

② 北区における女性の未婚、既婚、死別・離別別労働力率の推移

○女性の労働力率について、25～49歳では、既婚の労働力率は70%～80%前半で推移していますが、未婚、死別・離別の労働力率は90%台となっています。（令和2年度）



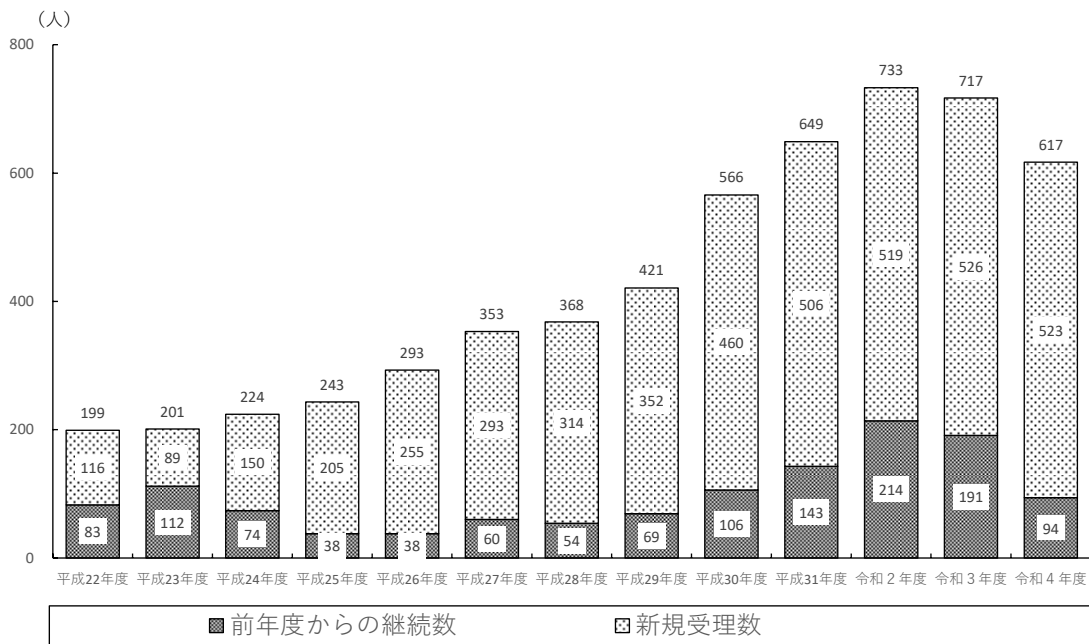
出典：国勢調査

(4) 児童虐待相談件数の状況

○北区子ども家庭支援センターが受理している児童虐待に関する相談件数は、令和2年度まで増加傾向にありましたが、その後減少に転じました。

○新規受理件数は、おおむね増加傾向となっており、令和3年度には526件となっています。

■ 児童虐待相談件数の推移



出典：子ども家庭支援センター資料

2 教育・保育施設の利用状況

(1) 北区民の教育・保育施設在籍者数

○0～5歳児における教育施設在籍者数は令和3年から減少するとともに、その利用割合も減少傾向にあります。

○その一方で、保育施設利用者数は、8千人台後半で推移しており、その利用割合は増加傾向にあります。

■ 教育・保育施設在籍者数、在宅またはその他のサービス利用者数

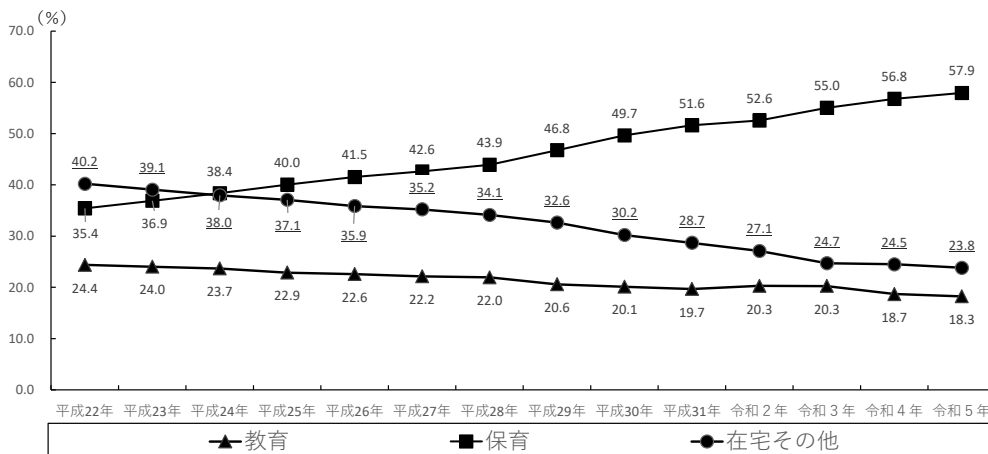
(単位：人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
教育	3,276	3,233	3,221	3,215	3,280	3,326	3,399	3,270	3,267	3,259	3,364	3,272	2,912	2,758
保育	4,756	4,969	5,220	5,627	6,033	6,398	6,798	7,419	8,068	8,542	8,721	8,890	8,846	8,752
在宅その他	5,400	5,258	5,165	5,209	5,208	5,288	5,285	5,179	4,908	4,746	4,498	3,991	3,816	3,599
合計	13,432	13,460	13,606	14,051	14,521	15,012	15,482	15,868	16,243	16,547	16,583	16,153	15,574	15,109

資料：北区資料

※ 教育施設は各年5月1日現在、保育施設と合計数(0～5歳児童数)は各年4月1日現在の人数
 ※ 北区外施設利用者を含む

■ 教育・保育施設在籍者、在宅またはその他のサービス利用者の割合



資料：北区資料

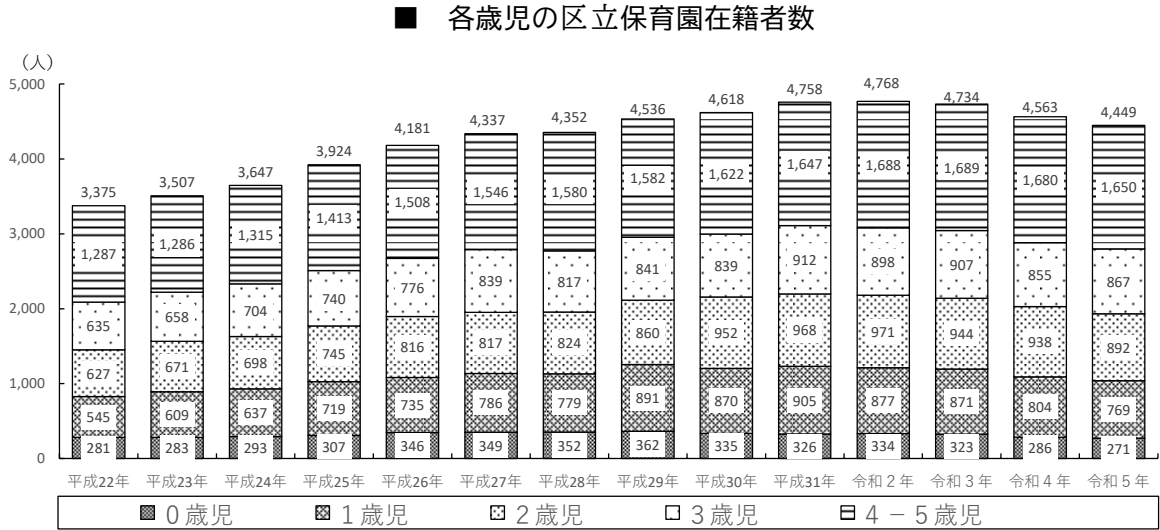
※ 教育施設は各年5月1日現在、保育施設と合計数(0～5歳児童数)は各年4月1日現在の人数

教育施設：区立幼稚園・認定こども園(教育)、私立幼稚園・認定こども園(教育)、外国人学校
 保育施設：公立保育園・認定こども園(保育)、私立保育園・認定こども園(保育)、地域型保育事業所、認証保育所、家庭福祉員、事業所内保育事業所(地域枠)、保育室(定期利用保育室、平成29年度まで)

(2) 認可保育園の利用状況

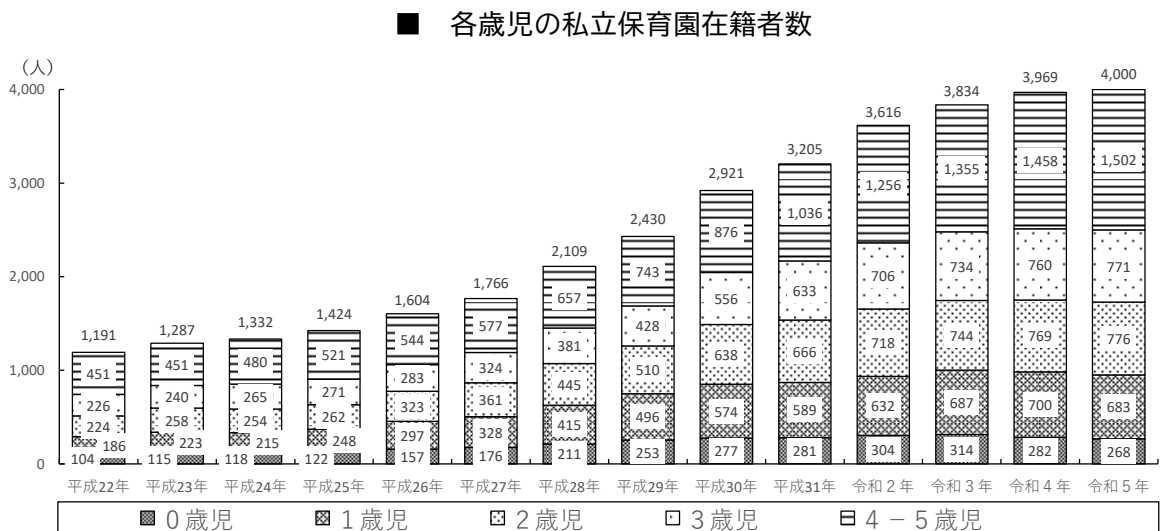
① 北区民の各歳児別保育園在籍者数

○区立保育園在籍者数は、令和2年まで増加傾向にありましたが、その後減少に転じ、令和5年には4,449人となっています。



出典：保育課集計（各年4月1日現在）
※ 北区外施設利用者を含む

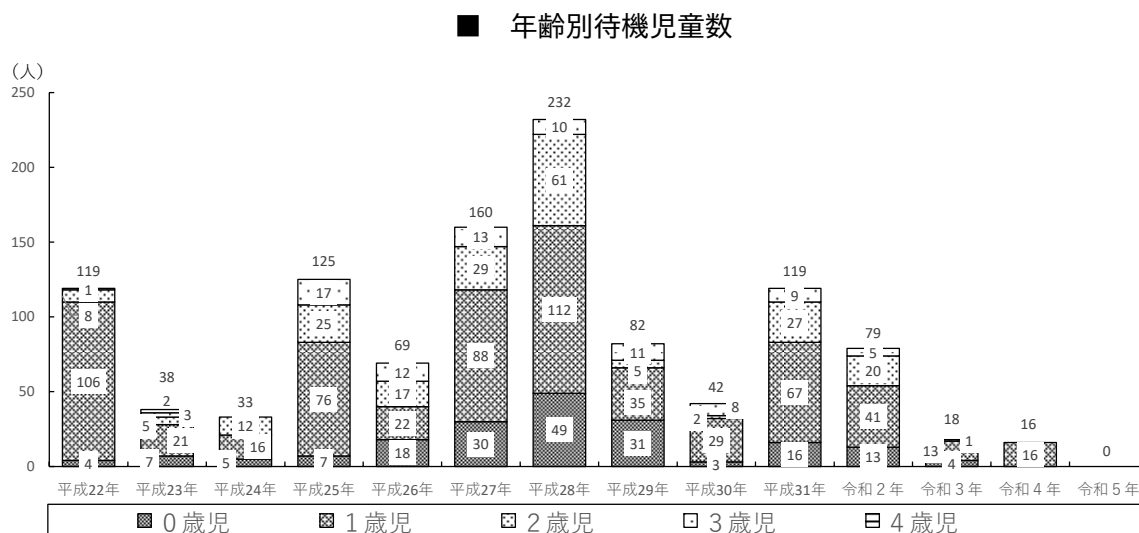
○私立保育園在籍者数は増加傾向にあり、令和5年には4,000人となっています。



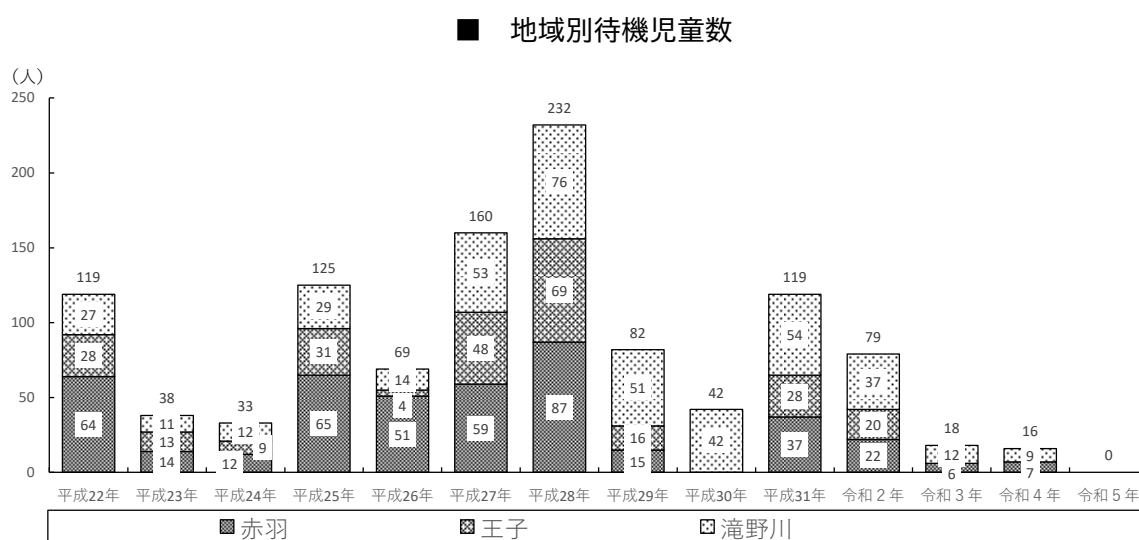
出典：保育課集計（各年4月1日現在）
※ 北区外施設利用者を含む

② 保育園待機児童数

○保育園待機児童数は平成28年以降おおむね減少傾向にあり、令和5年には0人を達成しています。



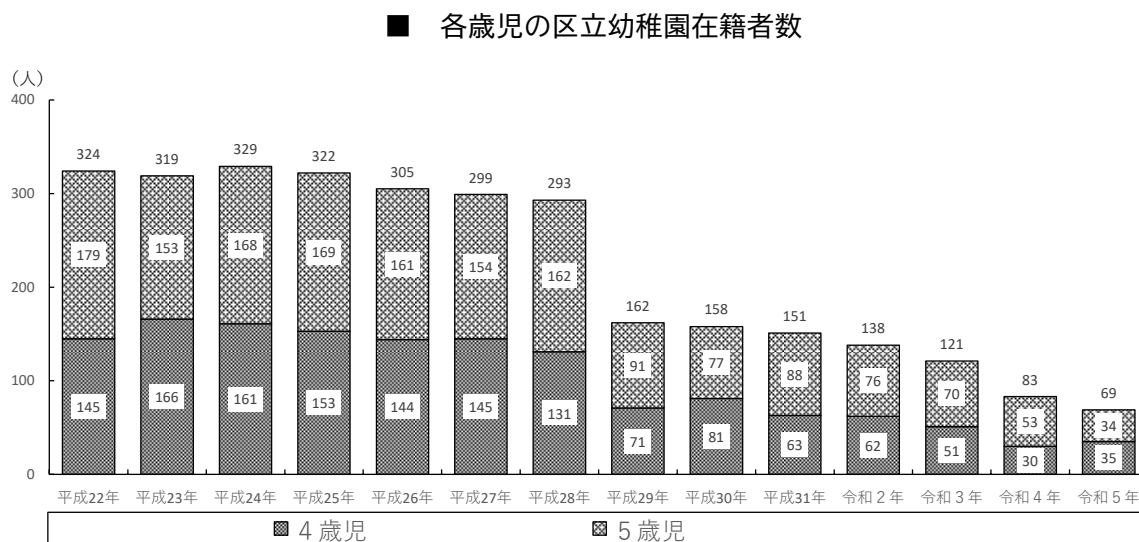
出典：保育課集計（各年4月1日現在）



出典：保育課集計（各年4月1日現在）

③ 幼稚園の利用状況

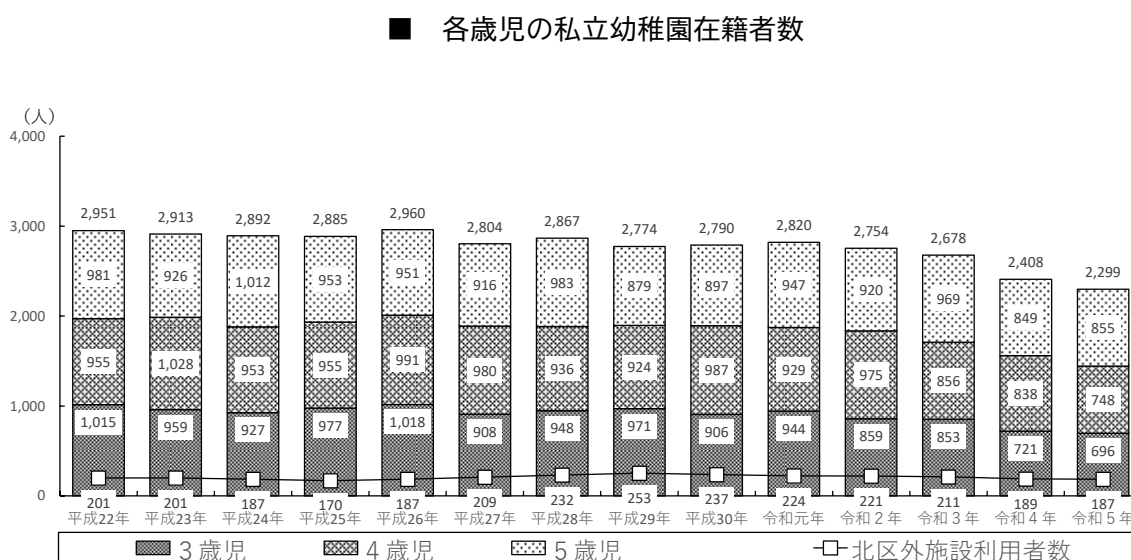
○区立幼稚園在籍者数は、平成25年以降減少を続けており、令和5年には69人となっています。



出典：学校支援課集計（各年5月1日現在）

※平成29年以降は、さくらだ幼稚園が認定こども園に移行したためその数値を除いた数値となっている。

○私立幼稚園在籍者数は、令和2年以降減少傾向にあり、令和5年には2,299人となっています。



出典：子ども未来課集計（各年5月1日現在）

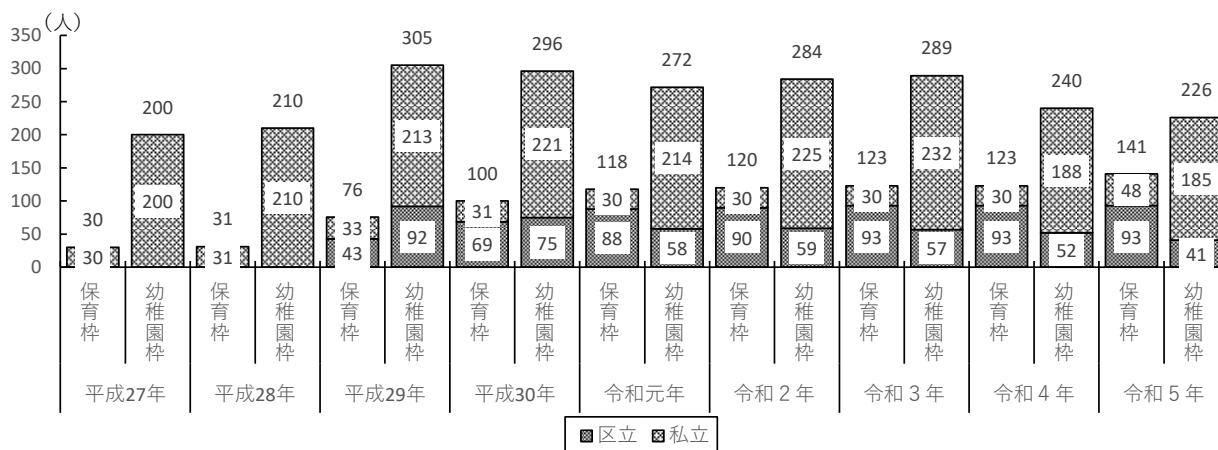
※ 3歳児の数値には「満3歳」も含む

※ 北区外施設利用者を含む

④ 認定こども園の利用状況

○認定こども園の保育枠は年々増加傾向にあり、令和5年時点における利用者数は141人となっています。一方、幼稚園枠は減少傾向にあり、令和5年時点における利用者数は226人となっています。

■ 区立・私立別認定こども園在籍者数

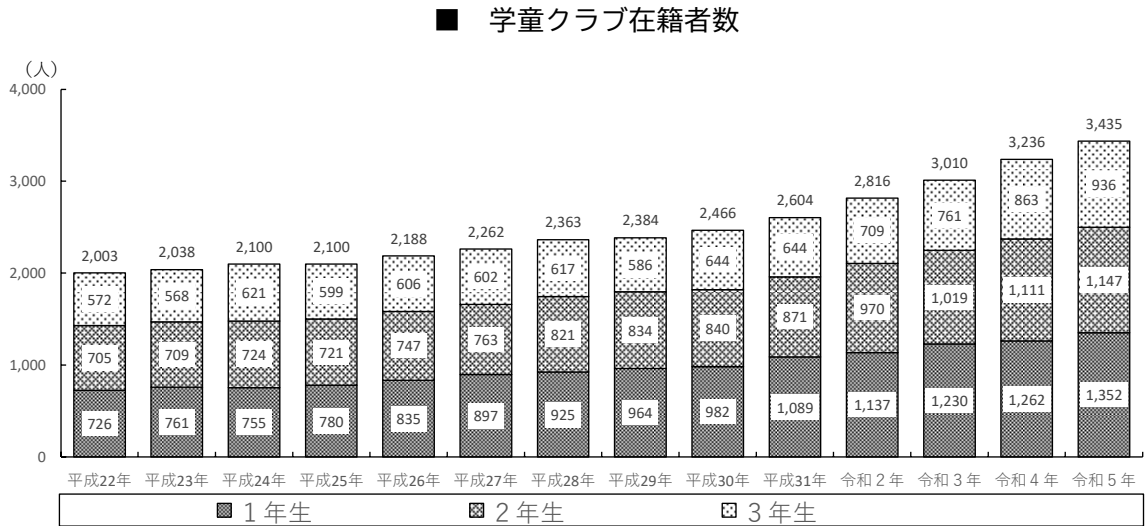


出典：学校支援課集計・子ども未来課集計（各年5月1日現在）
※ 北区外施設利用者を含む

(5) 学童クラブの現状

① 学童クラブ在籍者数

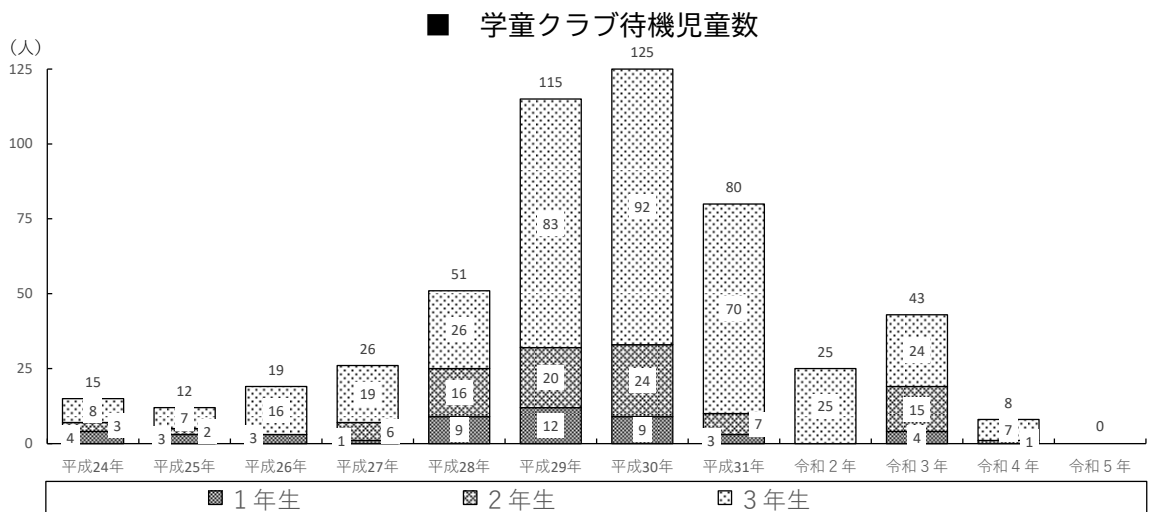
○学童クラブ在籍者数は増加傾向にあり、令和5年には3,435人となっています。



出典：子どもわくわく課資料（各年4月1日現在）

② 学童クラブ待機児童数

○学童クラブ待機児童数は平成30年以降おおむね減少傾向にあり、令和5年には0人を達成しています。



出典：子どもわくわく課資料（各年4月1日現在）

3 北区子ども・子育て支援計画 2020 の実績

(1) 次世代育成支援行動計画

○次世代育成支援行動計画の実績として、主な取組事業の一部の成果をまとめています。

施策目標 1 家庭の育てる力の支援

- 増加する保育ニーズに対応した支援サービスの強化について、認可保育園等を中心に整備を進め、保育園の定員数は令和2年から令和5年の3年間で415人拡大し、令和5年4月期の保育園入所における待機児童は解消されました。引き続き、地域ごとの保育ニーズを分析し、必要に応じた対応を検討する必要があります。
- 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）では、就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に、遊びと生活の場を提供することにより健全な育成を図りました。令和2年から令和5年の3年間で、定員数は625人拡大し、令和5年4月において、待機児童は解消された状況ではありますが、定員拡大に関する施設整備を計画的に推進する必要があります。
- 子育てに関する相談・情報提供の充実に向けて、令和4年10月に「きたハピモバイル」を、ユーザー利便性向上のためリニューアルを行い、子育て関連情報の発信を強化しました。引き続き、各種子育て支援に関する冊子をはじめ、情報サイトやアプリの内容の充実、利便性の向上を図り、より多くの子育て世帯に情報の提供・発信を行う必要があります。
- 子ども家庭支援センター1か所（特定型）、王子・赤羽・滝野川の各健康支援センターの3か所（母子健康型）において、子育て世代包括支援センター事業を実施し、育児不安の軽減や虐待の予防を目的に、はぴママたまご・ひよこ面接をはじめとして、関係機関と連携し、相談や情報提供などを通じて、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を推進しました。
- 親育ちへの支援では、はぴママ学級・パパになるための半日コースやみんなで育児応援プロジェクト、ノーバディズ・パーフェクト・プログラム（NPプログラム）など、乳幼児を持つ保護者を対象に、親育ちのための多様な事業を実施しました。
- 安心できる妊娠・出産・子育てへの支援のために、妊産婦健康診査や乳児家庭全戸訪問事業により、出産前後の母親の健康管理や新生児の発育・発達・保育等の助言指導を行い、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、さらに支援が必要な家庭に対しては継続的なフォローを実施して適切なサービスに結び付けました。また、母親の心身の疲労回復、出産直後の悩みや育児不安等の軽減を図るため、妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業や産後デイケア事業、産後ショートステイ事業をそれぞれ実施しました。
- 経済的負担の軽減のために、区内に住所を有し、区立小中学校に通う二人以上の子どもを持つ保護者を対象に、第2子に係る給食費については半額、第3子以降に係る給食費は全額を補助する学校給食費保護者負担軽減事業を令和2年10月より開始しました。令和5年4月分からは、区立小中学校給食費の無償化を実施し、併せて、幼稚園・認定こども園の給食費無償化を実施することで、保護者の経済的負担の軽減を行いました。

子ども医療費助成については、0歳から15歳（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子どもの医療費自己負担額（保険診療分）に加え、高校生の入院に係る医療費自己負担額（保険診療分）の助成を区独自に行ってきました。令和5年4月1日からは、東京都の補助制度を活用し、高校生等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子）の通院に係る医療費自己負担額（保険診療分）まで助成を拡充しました。さらに、私立幼稚園等入園祝金交付事業、ファミリー世帯転居費用助成など各種負担軽減策も実施しました。

施策目標2 子育て家庭を支援する地域づくり

- 地域における子育て家庭への支援のために、全子どもセンター・児童館で乳幼児クラブ及びサークル活動を実施するとともに、全区立幼稚園・認定こども園で月2回程度未就園児の会を実施し、園舎、園庭の開放、子育て相談を実施しました。保育園においても、在園児及び地域の未就園児の保護者に対して、子育てに関する相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会の提供を全園で実施しました。また、各私立幼稚園でも地域開放事業や未就園児への事業を実施しています。
- 健やかに育ち、育てる地域活動の促進のために、NPO やボランティア団体等が主体となっ て行う、子ども食堂の運営など、子育て支援関連の地域づくり活動に対して助成を行いました。また、NPO 法人やボランティア団体からの提案を受け付け、子育て支援関連事業を区との協働事業として実施しています。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による中止地区が一部あったものの、地域における子育てネットワークの育成・支援のために、地域ネットワークの拠点として、子育て・子育ちの支援を地域全体で行うための児童館ネットワーク事業（わいわいフェスタ、ランチ交流会、わんパーク隊の公園・広場・児童館の花植えや美化活動など）を推進しました。
- また、区内の保育園、子ども家庭支援センター及び子どもセンター（児童館）で、保育士を目指す学生や、東京都子育て支援員研修の受講生の研修の受け入れを行うことで、子育て支援の担い手の育成を支援しました。
- 子どもの安全を確保する活動の推進では、区民情報メールで不審者等の情報を配信し、注意喚起を行ってきました。また、通学路に児童交通指導員を配置し、通学路の交通安全対策を推進しました。さらに、警察 0B の防犯推進員により、保育園、幼稚園、子どもセンター（児童館）の子どもたちを対象に防犯教室を行うとともに、教職員向けにも不審者対応訓練を実施するなど、継続的な防犯対策に取り組んでいます。

施策目標3 未来を担う人づくり

- 就学前教育の充実として、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携・交流事業、保護者向けセミナー、幼児教育施設へのコーディネーター派遣を行いました。また、平成29年4月に幼稚園から認定こども園に移行した区立さくらだこども園において、幼児期における学校教育と保育を一体的に実施することにより、子どもにとって質の高い教育・保育を実践する場、研究発展させる場として就学前教育・保育の充実を図りました。引き続き、既存の区立幼稚園を区立認定こ

ども園に移行する取組を進めます。

- 小学生に対する学力フォローアップ教室の実施や全区立小・中学校に「学力パワーアップ講師」を配置し、児童や生徒の確かな学力の定着や向上を図っています。今後は、生涯にわたり主体的に学び続ける児童・生徒を育成するためにも、アクティブ・ラーニングによる「主体的・対話的で深い学び」を実現していくための取組を進めていく必要があります。また、北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることをめざし、義務教育学校（施設一体型の小中一貫校）として、神谷中サブファミリーに（仮称）都の北学園を設置するための整備・検討を行ってきました（令和6年4月開校予定）。引き続き、小中一貫教育の更なる向上を図り、積極的に新たな取組にチャレンジできるよう教育内容をより一層充実させます。
- 自己実現の場と体験機会の提供のために、文化芸術活動に親しむ機会や環境、区政について学び参画する機会の充実を図りました。また、社会的自立・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、全区立小・中学校でキャリア教育を実施し、職場体験の実施などそれぞれの発達段階に即した継続的な指導を行っています。
- こころとからだの健全な成長への支援のために、人権教育の実施やトップアスリート直伝教室、キッズアスレティックス養成講座、スポーツコンダクター制度によるアスリートの派遣等を行いました。また、オリンピック・パラリンピック教育推進事業「文化プログラム・学校連携事業実施校」に毎年いずれかの学校が参加しています。
- 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保のために、区立小・中学校全校へのスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの配置を行いました。

施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

- 児童虐待の未然防止と切れ目のない支援に向けて、養育困難家庭への訪問、民間ヘルパーの派遣を行い、保護者の養育力の向上を図りました。また、要保護児童対策地域協議会を配偶者からの暴力防止連絡協議会と合同開催するなど、関係機関相互の緊密な連携を図っています。
- 障害のある子どもと家庭への支援のために、児童発達支援センターにおいて就学前の子どもの発達に関する相談から療育までの総合的な支援を行っています。また、知的障害特別支援学級や自閉症・情緒障害特別支援学級を各小・中学校に設置しています。
- ひとり親家庭への支援として、専門の相談窓口であるそらまめ相談室（ひとり親家庭等相談室）の設置やファイナンシャルプランナーや弁護士などの専門員による家計相談や養育費等の法律相談を行っています。また、ハローワーク等と連携しながら、ひとり親家庭の親が就業に結び付きやすい資格の取得や技能を修得する際の費用の一部を支給するなどの就業促進を行っています。
- 生活困窮家庭への支援のために、子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、ひとり親家庭等の小学生及び中学生に対する学習支援や自立支援等を行っています。

施策目標5 安心して子育てができる環境づくり

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため、講演会等により情報提供を行うとともに、企業へのワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣制度を推進しています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、近年派遣実績はありません。
- 男女が共に担う子育ての推進に向けて、多世代が広く地域の育児に関われるよう講座を実施するなど、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も受けながらも、推進しました。
- 様々な状況のもとで子育てを行う家庭への支援に的確に対応していくためには、国や東京都など、多くの関係機関とのさらなる連携強化も重要です。そのため育児休業制度その他の両立支援制度の普及・定着及び継続就業の支援、子育て女性等の再就職支援、事業所における従業員の働き方の見直しを推進し、だれもがやりがいや充実感を持ちながら働き、健康で豊かな生活ができるよう、社会全体でワーク・ライフ・バランスを実現させることが必要です。

(2) 子ども・子育て支援事業計画

○子ども・子育て支援事業計画（第2期）は、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、令和2年度から令和6年度までにおける量の見込みや確保方策を定めました。ここでは、幼児教育・保育施設と学童クラブの確保量について、達成状況を記載します。

◆保育園 認定こども園（保育利用分） 地域型保育

■ 北区全域

(人)

	目標			実績（定員数）					
	令和5年度			平成31年4月1日			令和5年4月1日		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
特定教育・保育施設	5,230	3,281	721	4,781	3,084	690	5,338	3,253	711
特定地域型保育事業	0	277	116	0	252	116	0	278	104
認可外保育施設等	0	88	26	0	108	29	0	72	19

■ 赤羽地域

(人)

	目標			実績（定員数）					
	令和5年度			平成31年4月1日			令和5年4月1日		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
特定教育・保育施設	2,277	1,335	297	2,145	1,266	291	2,290	1,304	291
特定地域型保育事業	0	64	30	0	50	30	0	63	22
認可外保育施設等	0	56	18	0	56	18	0	48	13

■ 王子地域

(人)

	目標			実績（定員数）					
	令和5年度			平成31年4月1日			令和5年4月1日		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
特定教育・保育施設	1,653	1,099	244	1,619	1,078	241	1,659	1,077	238
特定地域型保育事業	0	95	36	0	95	36	0	99	37
認可外保育施設等	0	32	8	0	32	8	0	24	6

■ 滝野川地域

(人)

	目標			実績（定員数）					
	令和5年度			平成31年4月1日			令和5年4月1日		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
特定教育・保育施設	1,300	847	180	1,017	740	158	1,389	872	182
特定地域型保育事業	0	118	50	0	107	50	0	116	45
認可外保育施設等	0	0	0	0	20	3	0	0	0

◆幼稚園 認定こども園（教育利用分）

■ 北区全域

(人)

	目標		実績			
	令和5年度		平成31年4月1日		令和5年4月1日	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号
		幼児期の 学校教育の 利用希望が強い		幼児期の 学校教育の 利用希望が強い		幼児期の 学校教育の 利用希望が強い
北区の子ども	3,534		3,136		2,265	
特定教育・ 保育施設	459		596		194	
確認を受けない 幼稚園※	3,075		2,540		2,071	
他区市町村の子ども	1,703		1,581		1,039	
特定教育・ 保育施設	221		95		91	
確認を受けない 幼稚園※	1,482		1,486		948	

※確認を受けない幼稚園とは、子ども・子育て支援新制度に移行していない従来型の幼稚園です。

◆放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

(人)

	目標		実績（定員数）	
	令和5年度		平成31年4月1日	令和5年4月1日
赤羽地域※	1,430		1,355	1,565
王子地域	1,217		835	1,255
滝野川地域	1,007		790	1,025
北区全域	3,654		2,980	3,845

4 北区子どもの未来応援プランの実績

○国及び東京都と連携を図りながら、子どもや家庭と密接に関わることができる自治体として、貧困の連鎖の解消のための3つの柱に基づき、施策を展開してきました。子どもの未来応援プランの実績として、主な取組事業の一部の成果をまとめています。（「北区子ども・子育て支援計画2020」の実績との重複事業は基本的に割愛しています。）

柱1 子どもの育ち、学びを支える

- 令和元年度より幼児教育・保育料の無償化を開始するとともに、令和5年度からは区の新たな子育て支援施策として区立小・中学校の給食費無償化や都立特別支援学校、幼稚園等に通う子どもの給食費補助を開始し、子育て世帯の負担軽減を図っています。
- 発達に課題を抱える子どもや障害の疑いのある子どもも、一人ひとりの特性や発達に応じて健やかに成長することができるよう、様々な支援を行っています。児童発達支援センターでは相談から療育までの総合的な支援を行っていますが、相談件数や児童発達支援事業の利用者数は増加しています。また、保育園や幼稚園において支援を必要とする子どもの受け入れを行っています。
- すべての児童・生徒が未来を切り拓く確かな学力・能力を身に着けることができるよう、学力・能力向上のための様々な取組を進めています。学力パワーアップ事業や学力フォローアップ教室等では、基礎学力の定着や学習のつまづきの解消のため、全ての公立小・中学校において講師等の配置や外部指導員による放課後補習教室の開講を行っています。
- 北区の子どもたちが心身ともに健やかに成長し、変化する時代をたくましく生き抜くことができるよう、自然の中で自立心・公德心・協調性等を養う自然体験活動や英語によるコミュニケーション能力の育成等を図るイングリッシュキャンプ等を実施しています。また、将来の職業選択に対して考えを深めるキャリア教育や職業教育キャラバン事業等を行っています。
- 小学校10校、中学校6校に知的障害特別支援学級、小・中学校各1校に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置し、障害のある子ども一人ひとりの障害の程度や能力に応じて教育課程を編成し、各教科等を合わせた指導や領域別・教科別の指導を組み合わせた指導、交流及び共同学習を実施しています。
- 様々な事情により通学できない児童・生徒に対し、円滑に学校に復帰することができるよう、ホップ・ステップ・ジャンプ教室（適応指導教室）や子どもと家庭の支援員（学校と家庭の連携推進事業）等を行っています。
- 経済的な理由により学びの機会を失い、社会的自立が妨げられる状況とならないよう、子育て家庭に対し様々な経済的な支援や学習の場の提供、ひとり親家庭に対する相談、保護者の就労支援等を行っています。
- 親子が健やかに子育て・親育ちができるよう、親子のきずなづくりや生活習慣の形成を促す家庭教育力プログラムを実施しています。

- 困難を抱える若者が就職し、社会的に自立することができるよう、ハローワークや赤羽しごとコーナー、北区くらしとしごと相談センター等の関係機関との連携による就職支援や高校生就職支援コーディネーターの配置等を行っています。

柱2 ライフステージに応じた相談・支援

- 母子の生命を守り、母子の健康の保持・増進を図るため、乳幼児健康診査や妊産婦健康診査等の実施、受診勧奨を行っています。また、子育て世帯の育児に対する不安や負担を軽減するため、出産・子育て応援事業や妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業、産前産後セルフケア講座、養育支援訪問事業等を実施しています。
- 子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、全ての公立小・中学校においてスクールカウンセラーや子どもと家庭の支援員（学校と家庭の連携推進事業）を配置しています。また、スクールソーシャルワーカーや教育相談所を設置し、子どもの健全育成に関わる様々な問題に対応することができる体制を整備しています。
- 女性がハラスメントやDV等の被害に遭った際、安心して日常生活を送ることができるよう、こころと生き方・DV相談や女性のための法律相談等を実施しています。

柱3 地域全体で見守り、支える

- 地域で活動するNPO、ボランティア団体等に対し支援を行うことで、区との協働によるまちづくりを進めています。特に、子どもの学習支援や子ども食堂を含む居場所づくり等において助成や立ち上げ支援、支援者同士のマッチング、子どもの居場所への誘導などを推進するコーディネーターの配置等を行い、困難を抱える子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進しています。

5 北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果

(1) 調査概要

① 調査目的

- この調査は、子ども・子育て支援法の基本理念や子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえて策定した「北区子ども・子育て支援計画2020」、そして未来を担う子どもたちの学びや育ちを支えるために策定した「北区子どもの未来応援プラン」を改定し、令和6年度からの5か年を計画期間とする「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」の策定に向けた基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

② 調査設計

- 以下のとおり、10種類の調査を実施しました。

■ 回収結果

調査種別	項目	内容
① 就学前の子ども の保護者	対象者数	2,500人
	抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
	調査方法	郵送配布・郵送回収（礼状形式の督促1回実施）
	調査期間	令和4年10月17日～10月31日
② 小学生の子ども の保護者	対象者数	1,000人
	抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
	調査方法	郵送配布・郵送回収（礼状形式の督促1回実施）
	調査期間	令和4年10月17日～10月31日
③ 25歳～39歳の区民	対象者数	1,000人
	抽出方法	18歳以下のお子さんがいない世帯を住民基本台帳から無作為抽出
	調査方法	郵送配布・郵送回収（礼状形式の督促1回実施）
	調査期間	令和4年10月17日～10月31日

■ 回収結果

調査種別	項目	内容
④-1 世帯主と18歳以下の子のみで構成されている世帯	対象者数	750人
	抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
	調査方法	郵送配布・郵送回収（礼状形式の督促1回実施）
	調査期間	令和4年10月17日～10月31日
④-2 児童育成手当受給世帯	対象者数	750人
	抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
	調査方法	郵送配布・郵送回収（礼状形式の督促1回実施）
	調査期間	令和4年10月17日～10月31日
⑤ 区立小学6年生	対象者数	2,240人
	抽出方法	悉皆
	調査方法	学校配布・オンライン回答（GIGAスクール端末）
	調査期間	令和4年10月17日～10月31日
⑥ 区立中学2年生	対象者数	1,639人
	抽出方法	悉皆
	調査方法	学校配布・オンライン回答（GIGAスクール端末）
	調査期間	令和4年10月17日～10月31日
⑦ 高校2年生世代	対象者数	1,500人
	抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
	調査方法	郵送配布・郵送回収（礼状形式の督促1回実施）
	調査期間	令和4年10月17日～10月31日
⑧ 妊産婦	対象者数	500人
	抽出方法	はぴママたまご面接受講者または乳児健診受診の保護者から無作為抽出
	調査方法	郵送配布・郵送回収（礼状形式の督促1回実施）
	調査期間	令和4年10月17日～10月31日
⑨ 児童養護施設等利用者	対象者数	50人
	抽出方法	児童養護施設利用者から抽出
	調査方法	施設配布・郵送回収
	調査期間	令和4年10月17日～10月31日

③ 回収結果

○調査種別ごとの回収結果は以下のとおりです。

■ 回収結果

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
① 就学前の子どもの保護者	2,500	1,402	56.1%
② 小学生の子どもの保護者	1,000	570	57.0%
③ 25歳～39歳の区民	1,000	265	26.5%
④-1 世帯主と18歳以下の子のみで構成されている世帯	750	274	36.5%
④-2 児童育成手当受給世帯	750	365	48.7%
⑤ 区立小学6年生	2,240	1,479	66.0%
⑥ 区立中学2年生	1,639	671	40.9%
⑦ 高校2年生世代	1,500	547	36.5%
⑧ 妊産婦	500	333	66.6%
⑨ 児童養護施設等利用者	50	30	60.0%
合計	11,929	5,936	49.8%

(2) 主な調査結果

① 保護者の状況

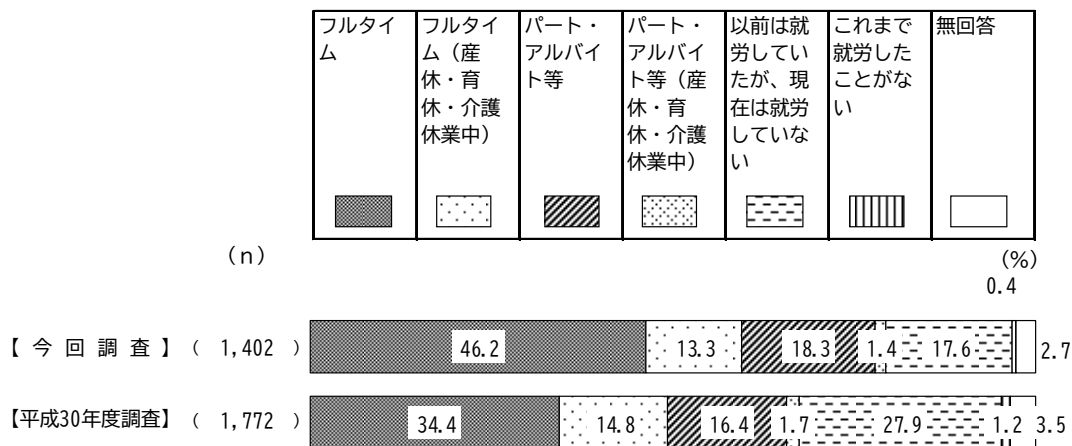
◆保護者の就労状況

(就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者、妊産婦)

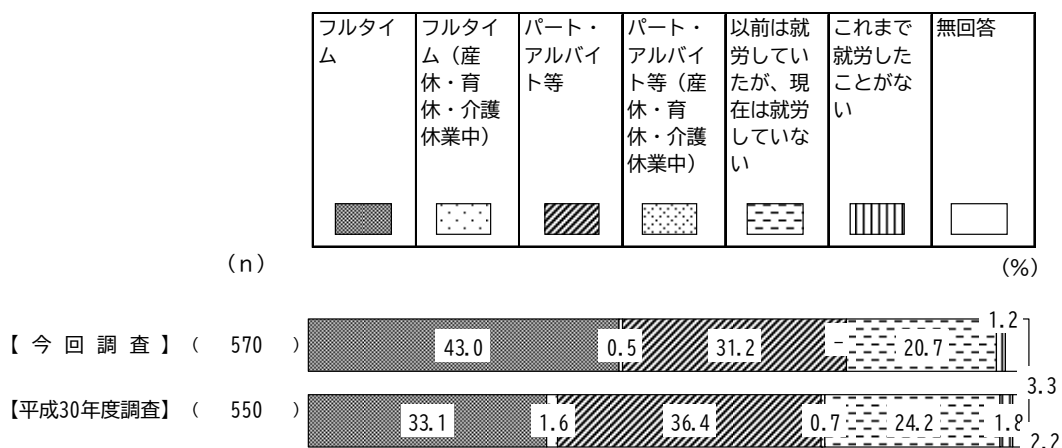
- 就学前の子どもの保護者では、母親は“フルタイム”(「フルタイム」+「フルタイム(産休・育休・介護休業中)」)が6割弱となっています。
- 小学生の子どもの保護者では、母親は“フルタイム”(「フルタイム」+「フルタイム(産休・育休・介護休業中)」)が4割半ばとなっています。
- 妊産婦では、「フルタイムで就労している(産休・育休中である)」が52.0%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が19.2%、「フルタイムで就労している(産休・育休中でない)」が16.5%となっています。

■ 母親の就労状況

《就学前の子どもの保護者》



《小学生の子どもの保護者》

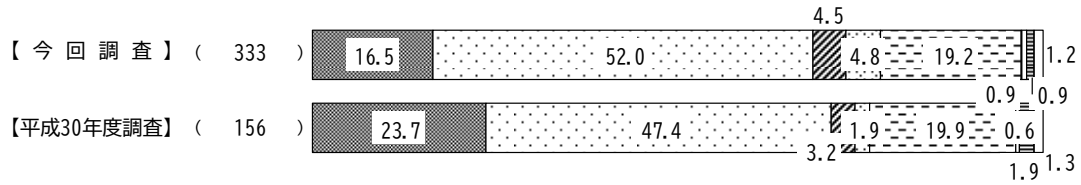


《妊産婦》

フルタイムで就労している (産休・育休中ではない)	フルタイムで就労している (産休・育休中である)	パート・アルバイト等で就労している (産休・育休中ではない)	パート・アルバイト等で就労している (産休・育休中である)	以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	その他	無回答

(n)

(%)



② 子育てに関するつながり

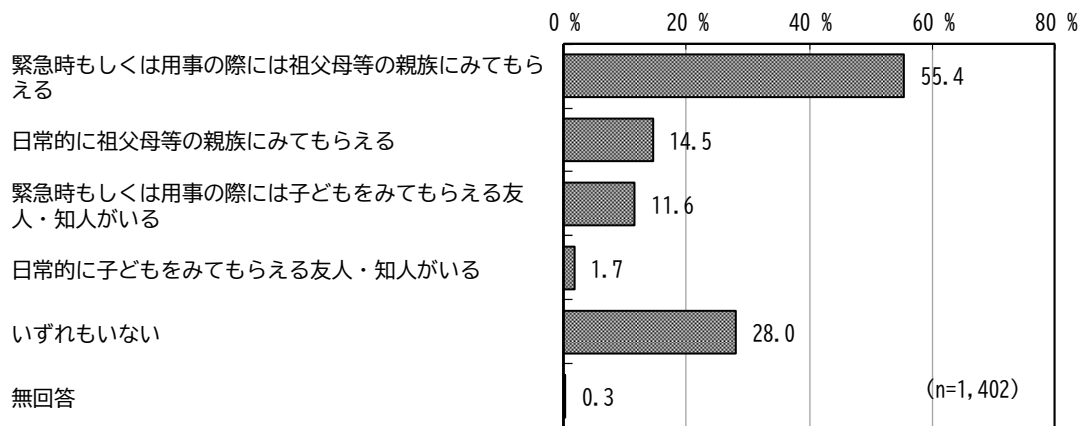
◆子どもをみてもらえる親族・知人の有無

(就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者)

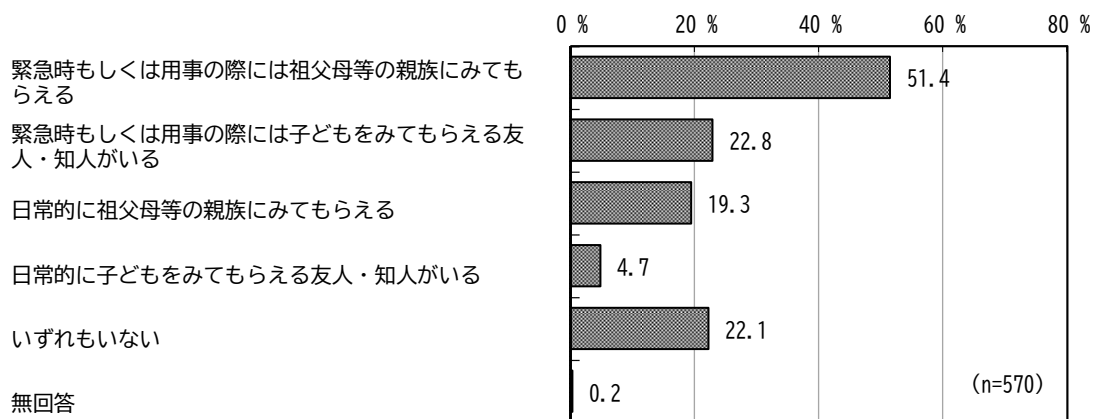
○就学前の子どもの保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が55.4%と最も高く、次いで「いずれもない」が28.0%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が14.5%と続いています。

○小学生の子どもの保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が51.4%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が22.8%、「いずれもない」が22.1%と続いています。

■ 子どもをみてもらえる親族・知人の有無（複数回答）《就学前の子どもの保護者》



《小学生の子どもの保護者》



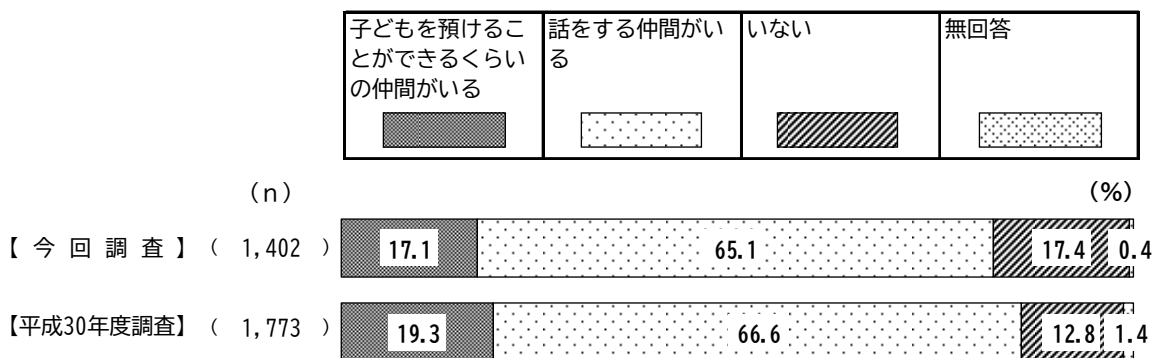
◆子育ての仲間がいるか

(就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯)

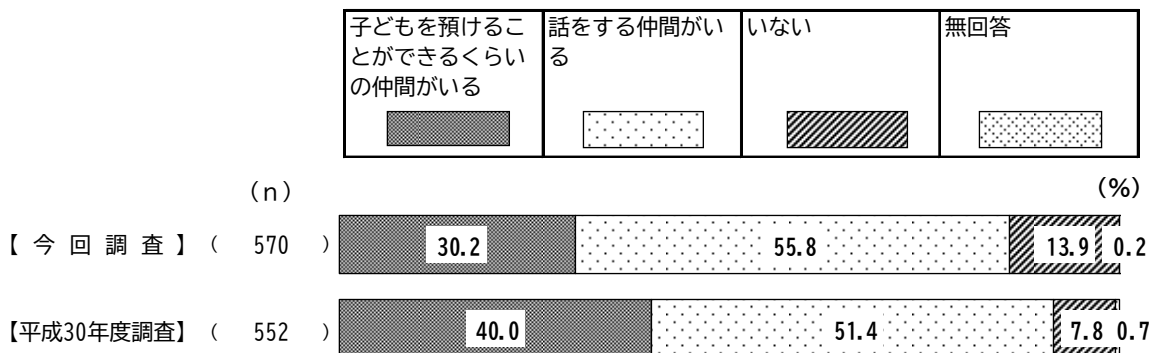
- 就学前の子どもの保護者では、「子どもを預けることができるくらいの仲間がいる」が17.1%、「話をする仲間がいる」が65.1%、「いない」が17.4%となっています。
- 小学生の子どもの保護者では、「子どもを預けることができるくらいの仲間がいる」が30.2%、「話をする仲間がいる」が55.8%、「いない」が13.9%となっています。
- 世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者は、「子どもを預けることができるくらいの仲間がいる」が27.4%、「話をする仲間がいる」が34.3%、「いない」が38.0%となっています。
- 児童育成手当を受給している世帯は、「子どもを預けることができるくらいの仲間がいる」が26.6%、「話をする仲間がいる」が44.1%、「いない」が28.8%となっています。

■ 子育ての仲間がいるか

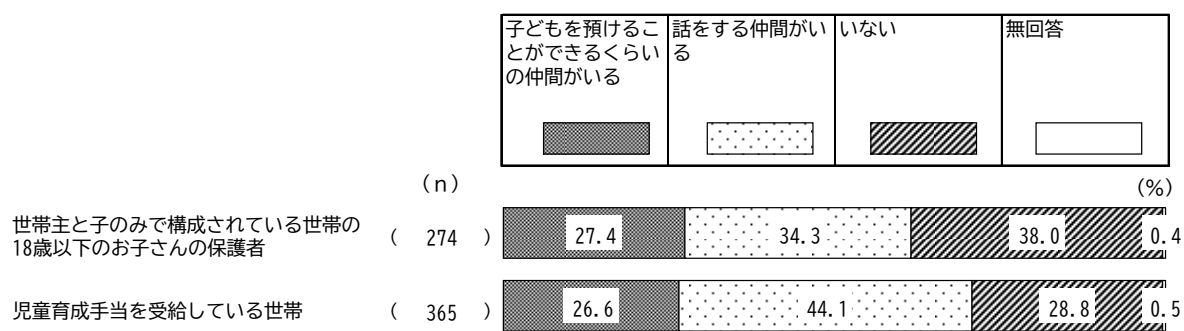
《就学前の子どもの保護者》



《小学生の子どもの保護者》



《世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者
及び児童育成手当を受給している世帯》



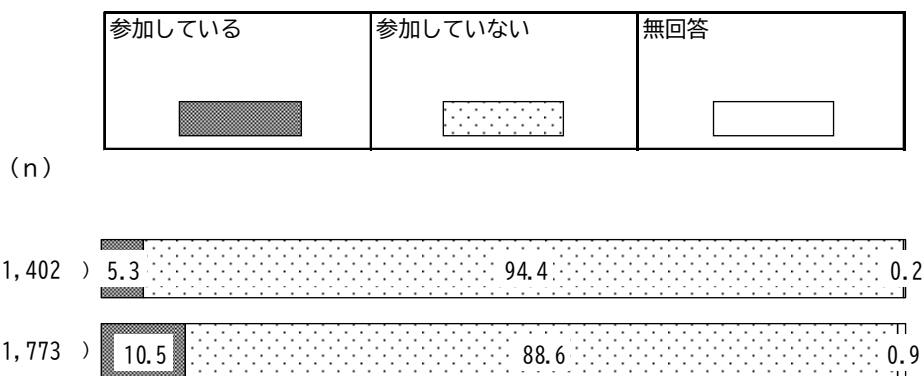
◆子育てサークルなどのグループに参加しているか

(就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯)

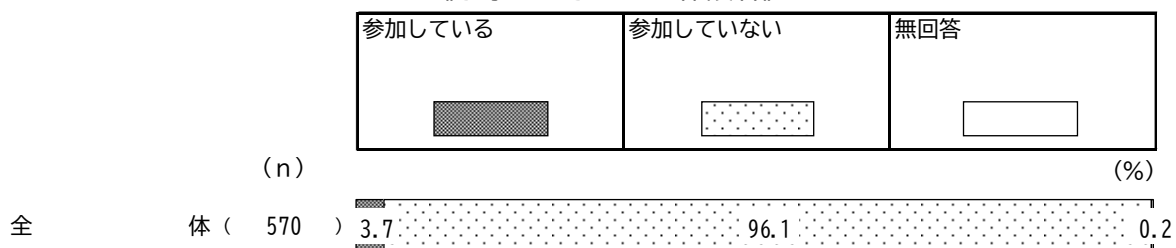
- 就学前の子どもの保護者では、「参加している」が5.3%、「参加していない」が94.4%となっています。
- 小学生の子どもの保護者では、「参加している」が3.7%、「参加していない」が96.1%となっています。
- 世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者では、「参加している」が2.9%、「参加していない」が96.7%となっています。
- 児童育成手当を受給している世帯では、「参加している」が2.7%、「参加していない」が96.7%となっています。

■ 子育てサークルなどのグループに参加しているか

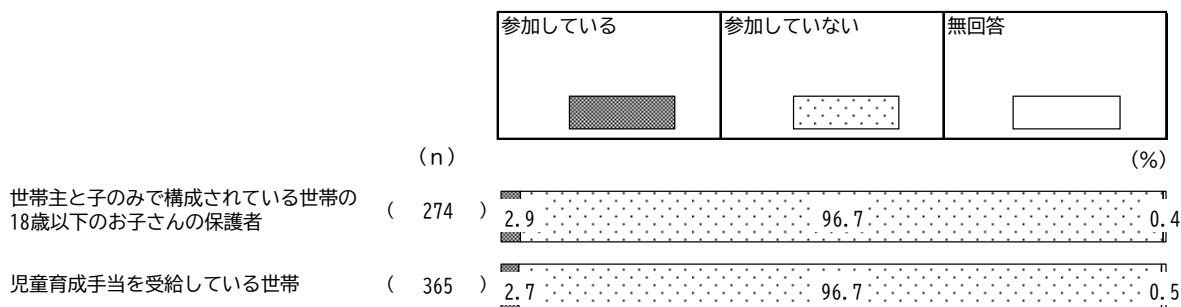
《就学前の子どもの保護者》



《小学生の子どもの保護者》



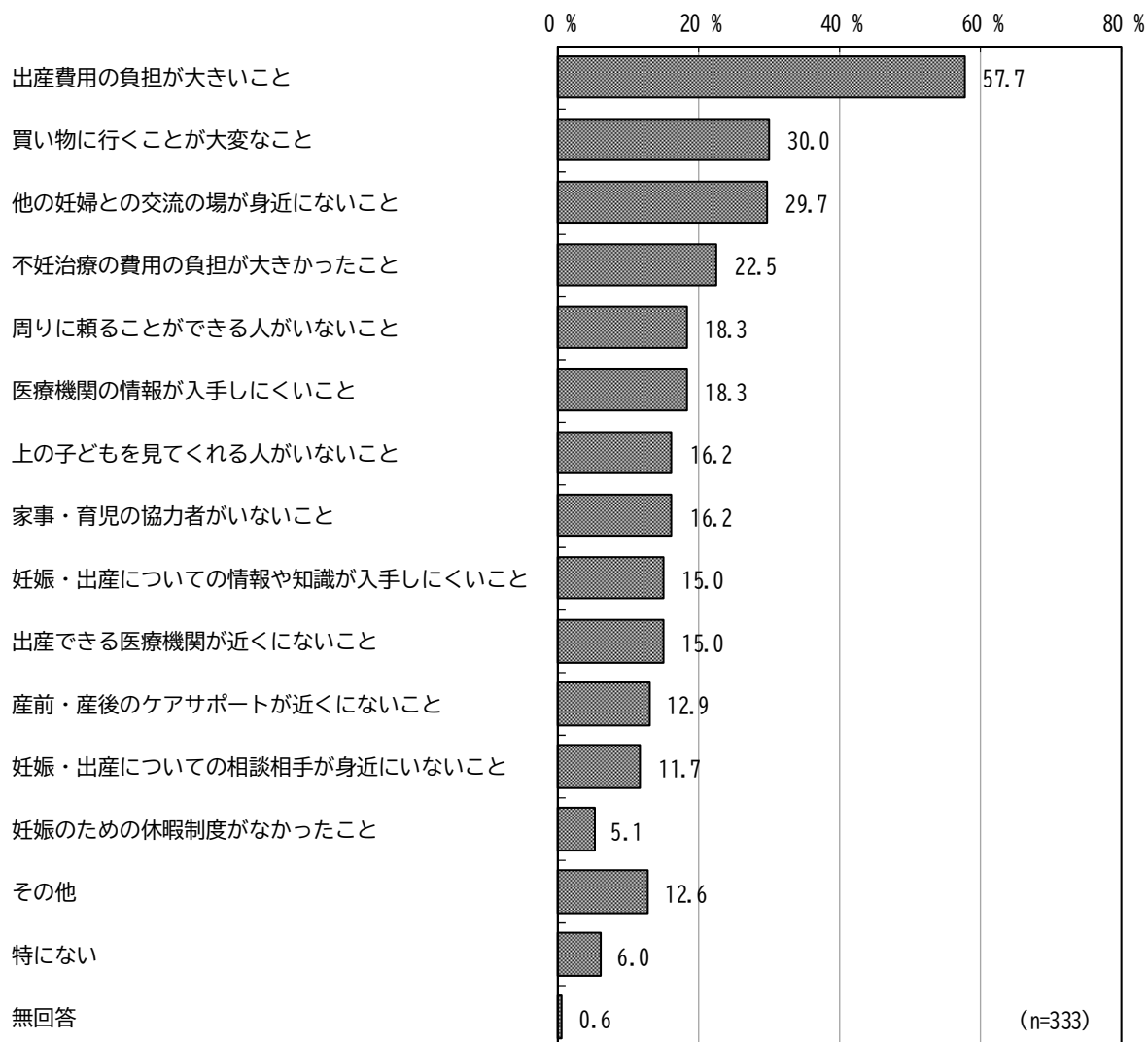
《世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下の子どもの保護者及び児童育成手当を受給している世帯》



◆妊娠や出産について困ったこと、困っていること（妊産婦）

○「出産費用の負担が大きいこと」が6割弱と最も高く、次いで「買い物に行くことが大変なこと」が3割、「他の妊婦との交流の場が身近にないこと」が3割弱と続いています。

■ 妊娠や出産について困ったこと、困っていること（複数回答）

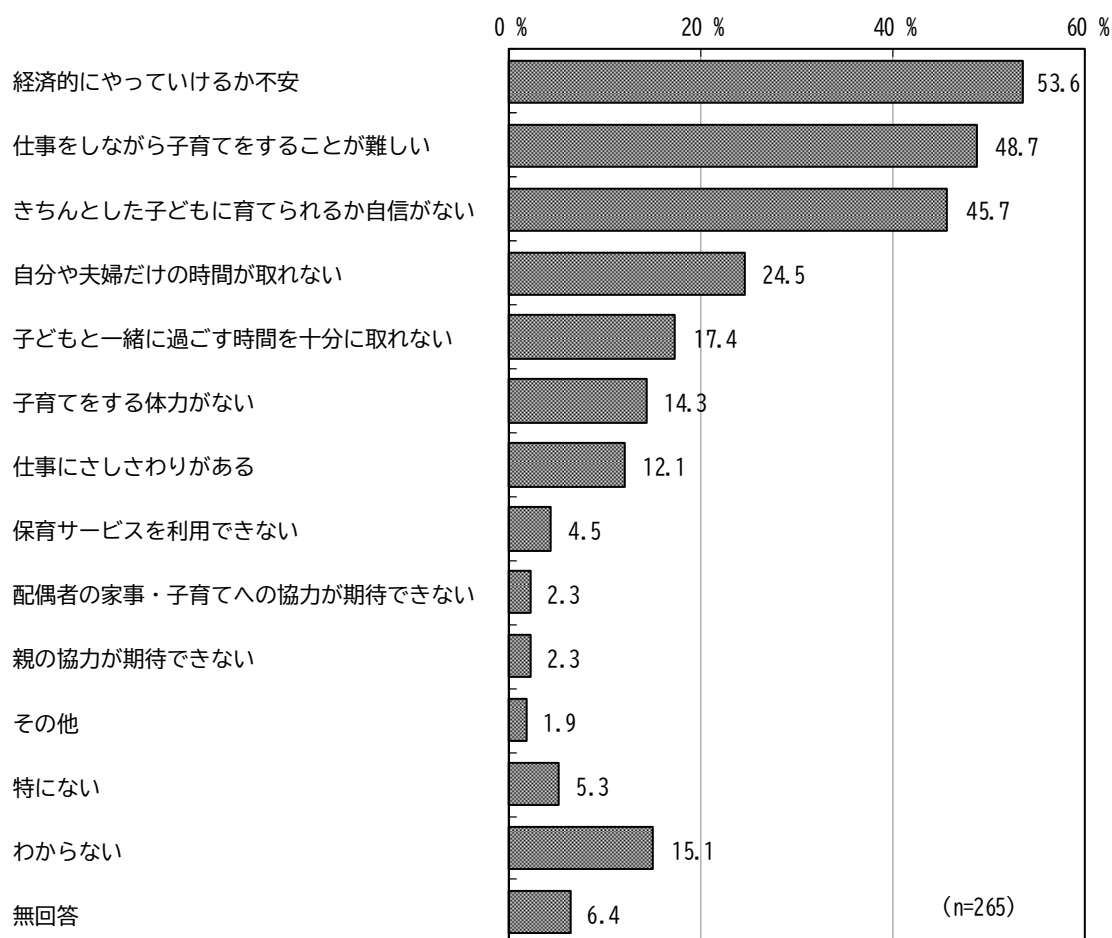


③ 子育ての悩み・不安

◆子育てで不安に思っていること（25～39歳の区民）

○「経済的にやっていけるか不安」が53.6%と最も高く、次いで「仕事をしながら子育てをすることが難しい」が48.7%、「きちんとした子どもに育てられるか自信がない」が45.7%と続いています。

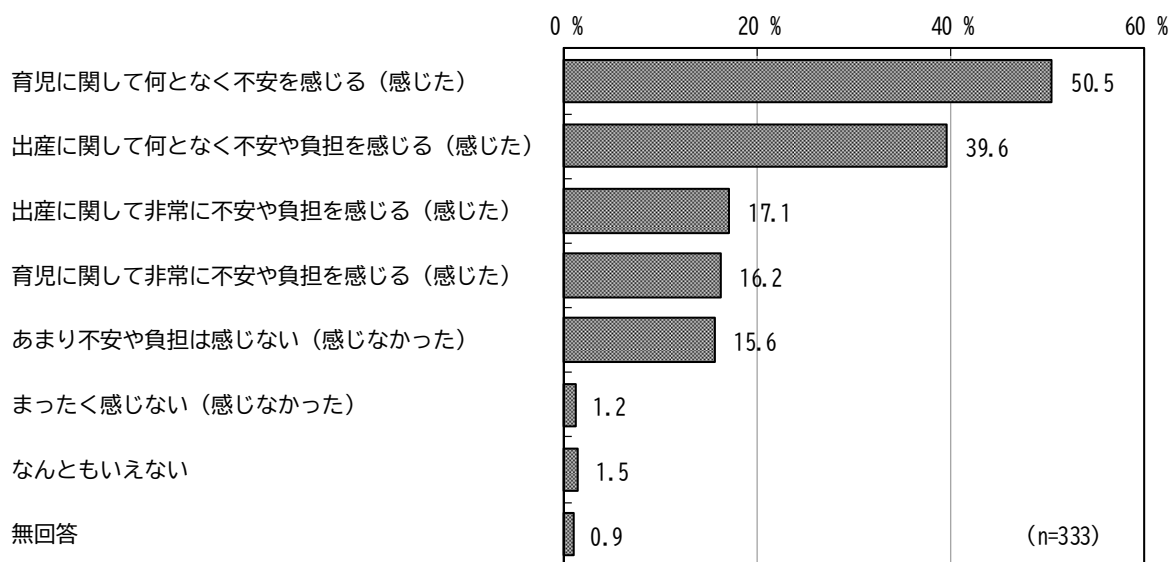
■ 子育てで不安に思っていること（複数回答）



◆ 出産やその後の育児の不安感・負担感（妊産婦）

○ 「育児に関して何となく不安を感じる（感じた）」が約5割と最も高く、次いで「出産に関して何となく不安や負担を感じる（感じた）」が約4割、「出産に関して非常に不安や負担を感じる（感じた）」「育児に関して非常に不安や負担を感じる（感じた）」「あまり不安や負担は感じない（感じなかった）」がともに1割半ばと続いています。

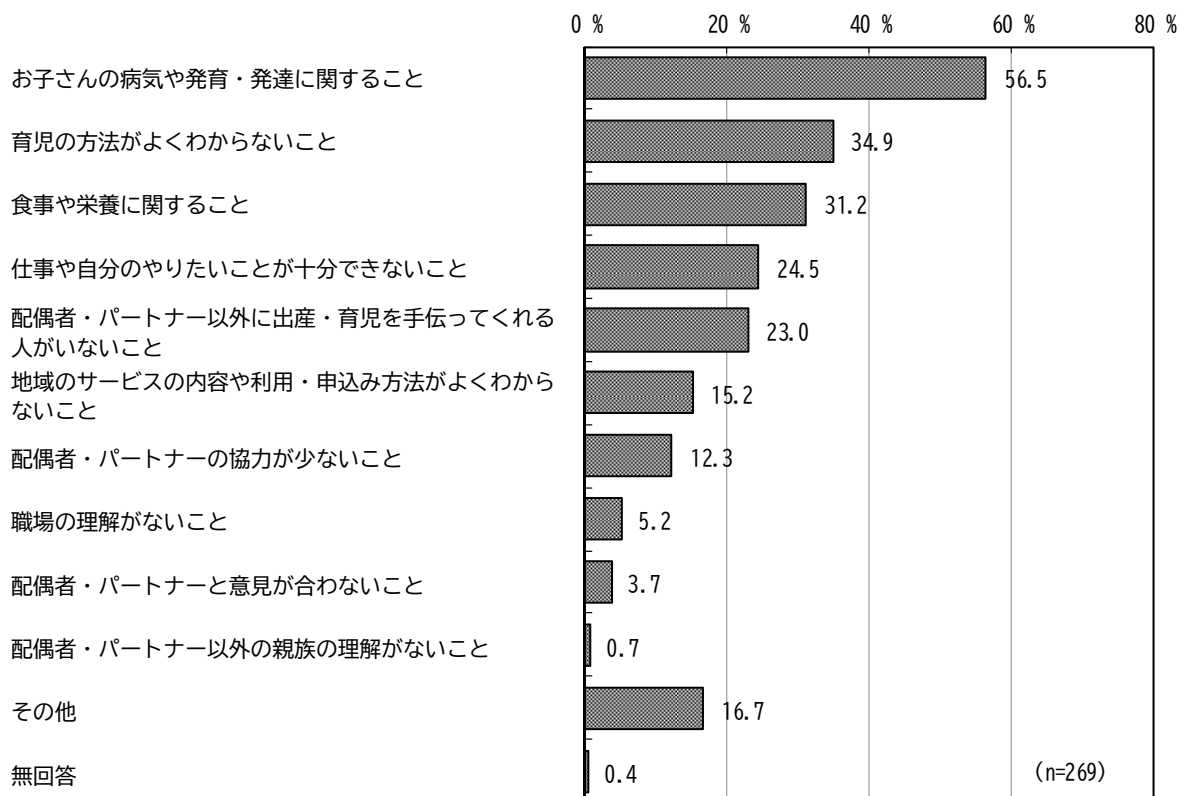
■ 出産やその後の育児の不安感・負担感（複数回答）



◆ 出産・育児に関して不安に感じていること（妊産婦）

○ 「お子さんの病気や発育・発達に関すること」が5割半ばと最も高く、次いで「育児の方法がよくわからないこと」が3割半ば、「食事や栄養に関すること」が3割強と続いています。

■ 出産・育児に関して不安に感じていること（複数回答）

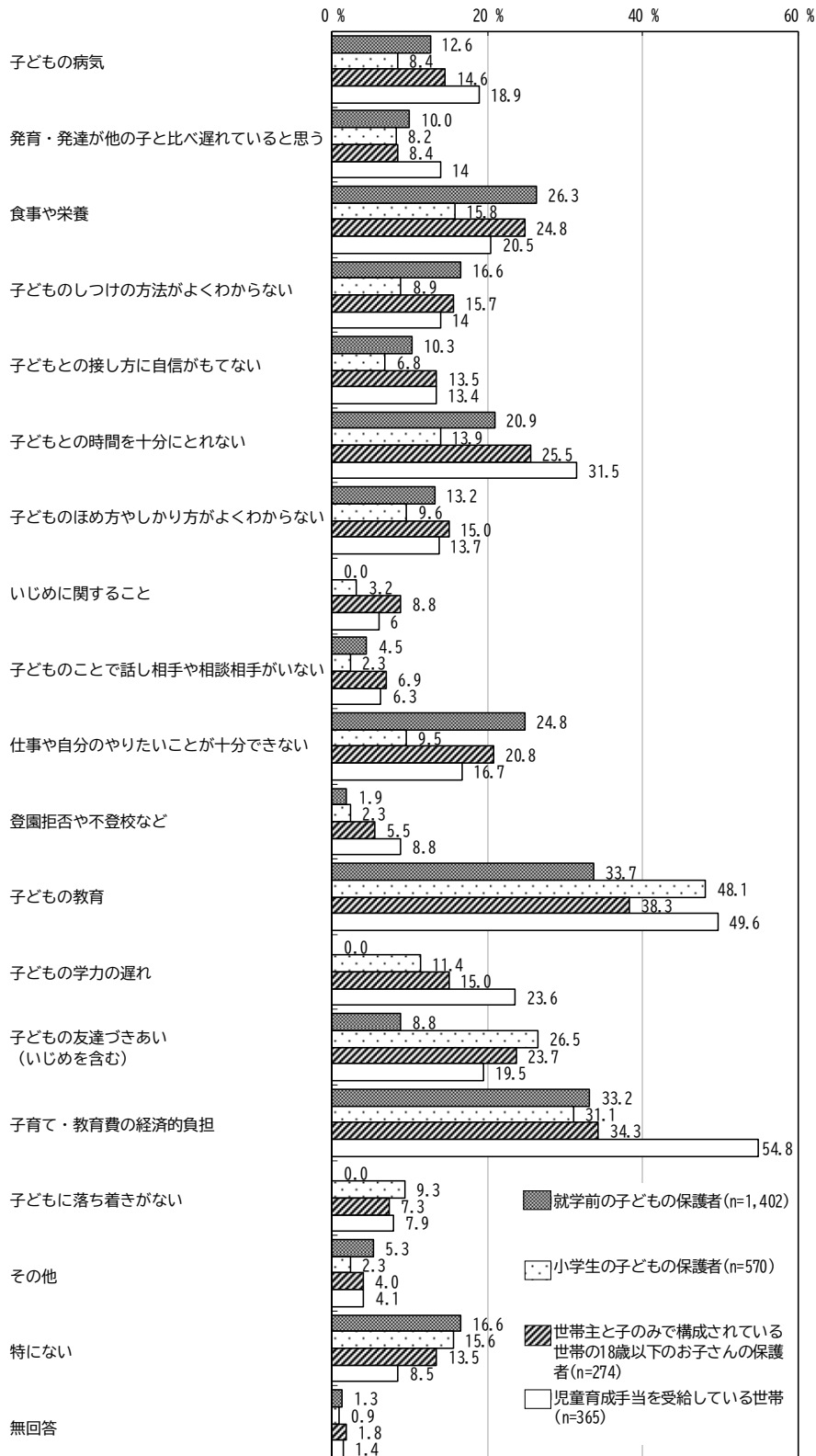


◆子育てに関して悩んでいること・気になること

(就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯)

○就学前の子どもの保護者、小学生の保護者、世帯主と子どものみで構成されている世帯の18歳以下の子どもの保護者は、「子どもの教育」が最も高く、児童育成手当を受給している世帯では「子育て・教育費の経済的負担」が最も高くなっています。

■ 子育てに関して悩んでいること・気になること（複数回答）



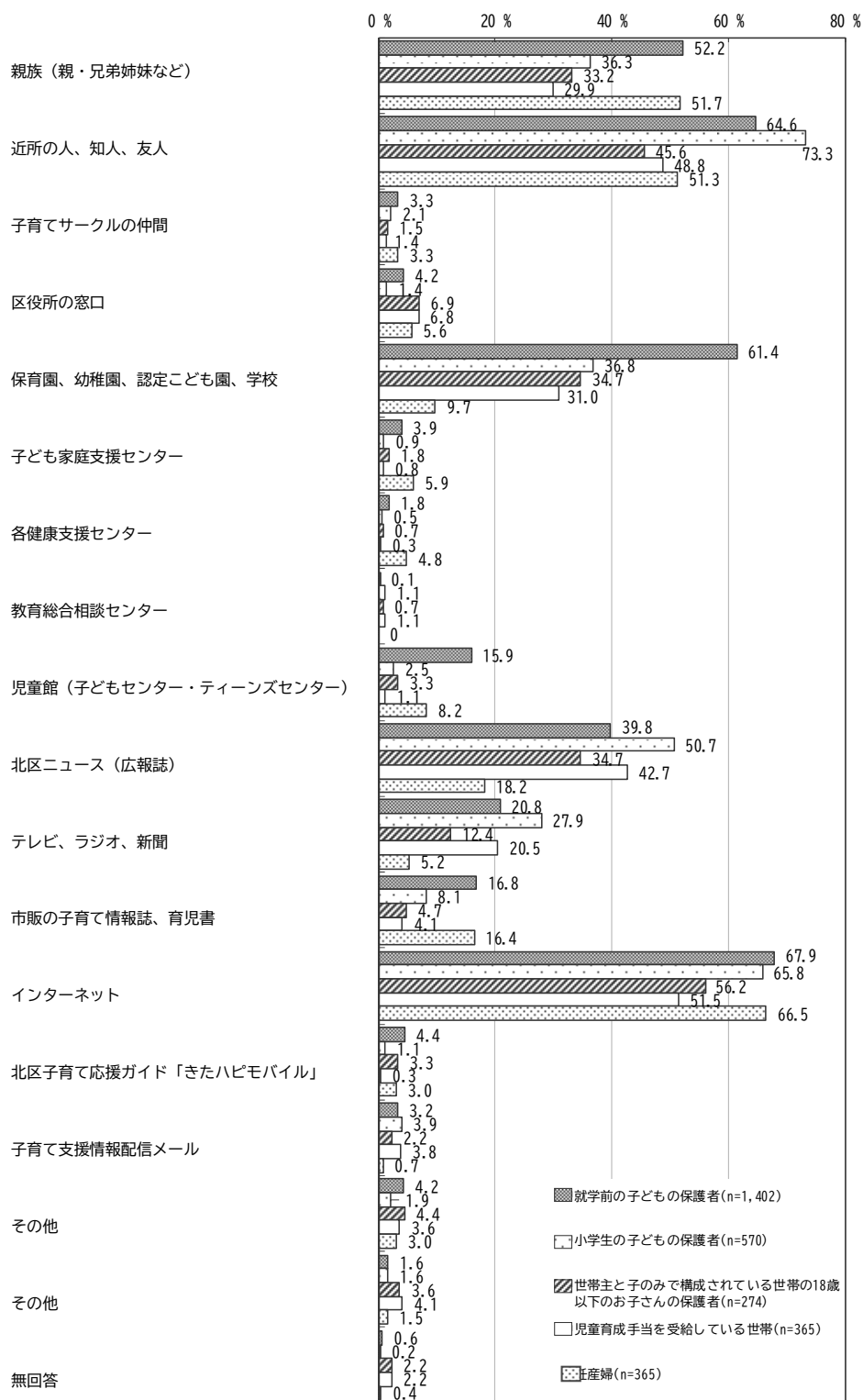
④ 子育てに関する情報、相談相手

◆子育て関連の情報入手方法

(就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯、妊産婦)

○「近所の人、知人、友人」「インターネット」の割合が高くなっています。

■ 子育て関連の情報入手方法（複数回答）

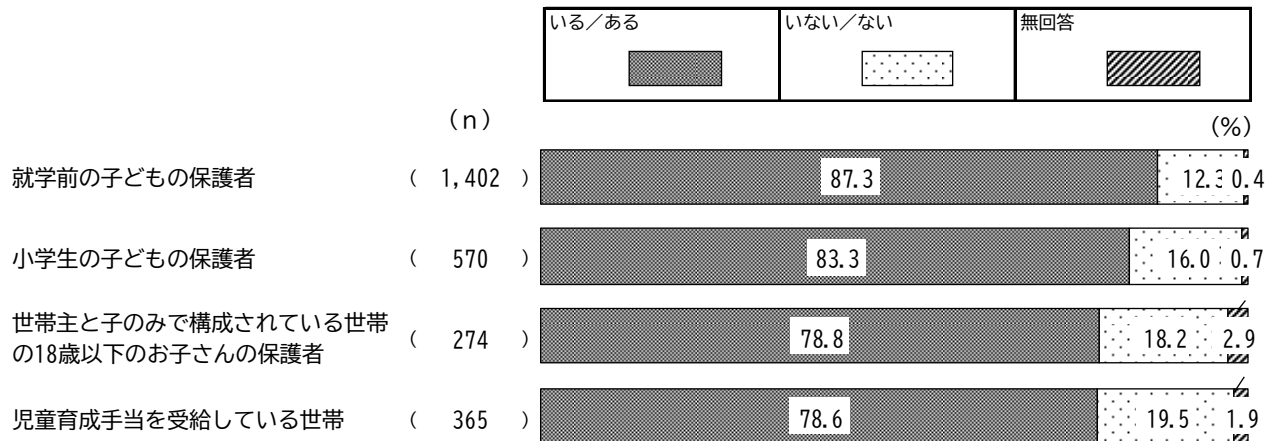


◆子育てに関して気軽に相談できる人・場所の有無

(就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯)

- 就学前の子どもの保護者では、子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無は、「いる／ある」が87.3%、「いない／ない」が12.3%となっています。
- 小学生の子どもの保護者では、子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無は、「いる／ある」が83.3%、「いない／ない」が16.0%となっています。
- 世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者は、「いる／ある」が78.8%、「いない／ない」が18.2%となっています。
- 児童育成手当を受給している世帯は、「いる／ある」が78.6%、「いない／ない」が19.5%となっています。

■ 子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無



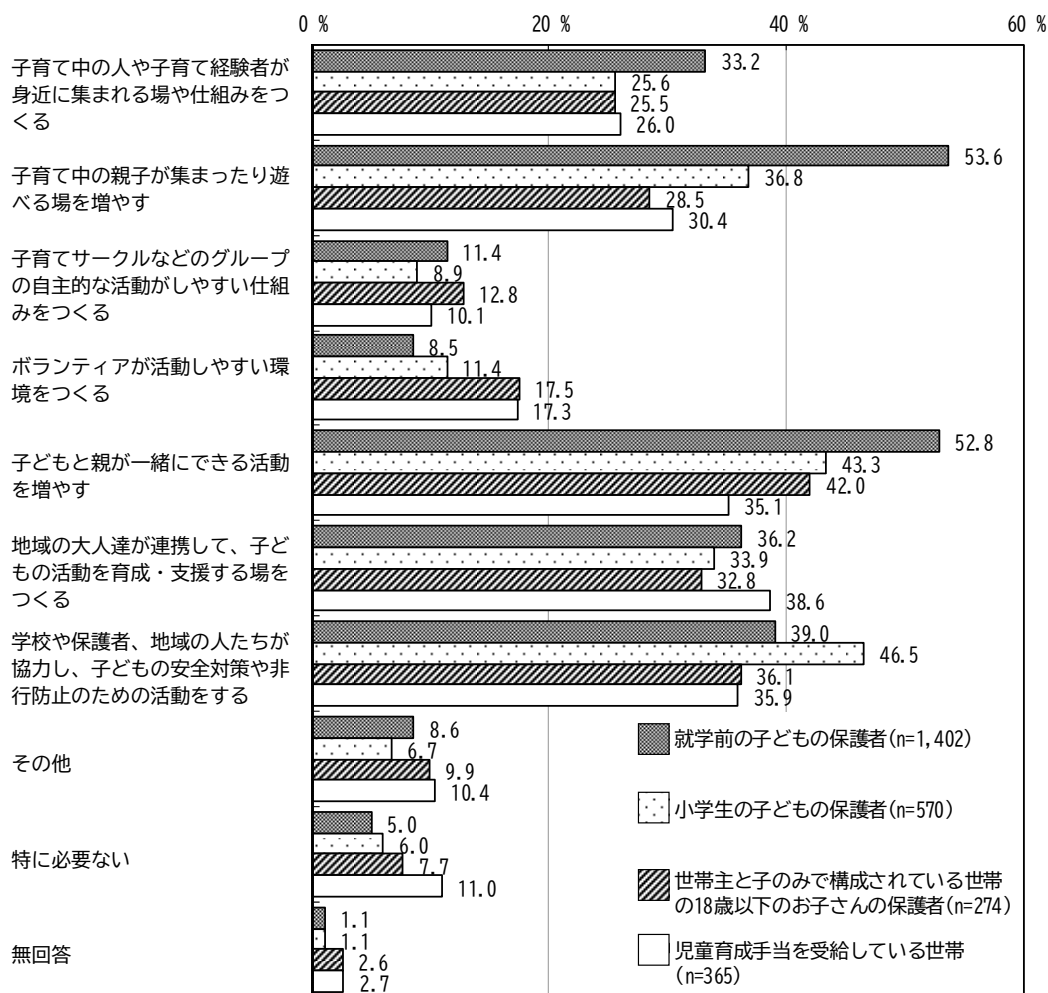
⑤ 子育てに関する地域とのつながり

◆安心して子育てをするために地域で必要な取組

(就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯)

○就学前の子どもの保護者は「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」が5割半ば、小学生の子どもの保護者は「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全対策や非行防止のための活動をする」が4割半ば、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者は「子どもと親と一緒にできる活動を増やす」が4割強、児童育成手当を受給している世帯は「地域の大人達が連携して、子どもの活動を育成・支援する場をつくる」が4割弱と最も高くなっています。

■ 安心して子育てをするために地域で必要な取組（複数回答）



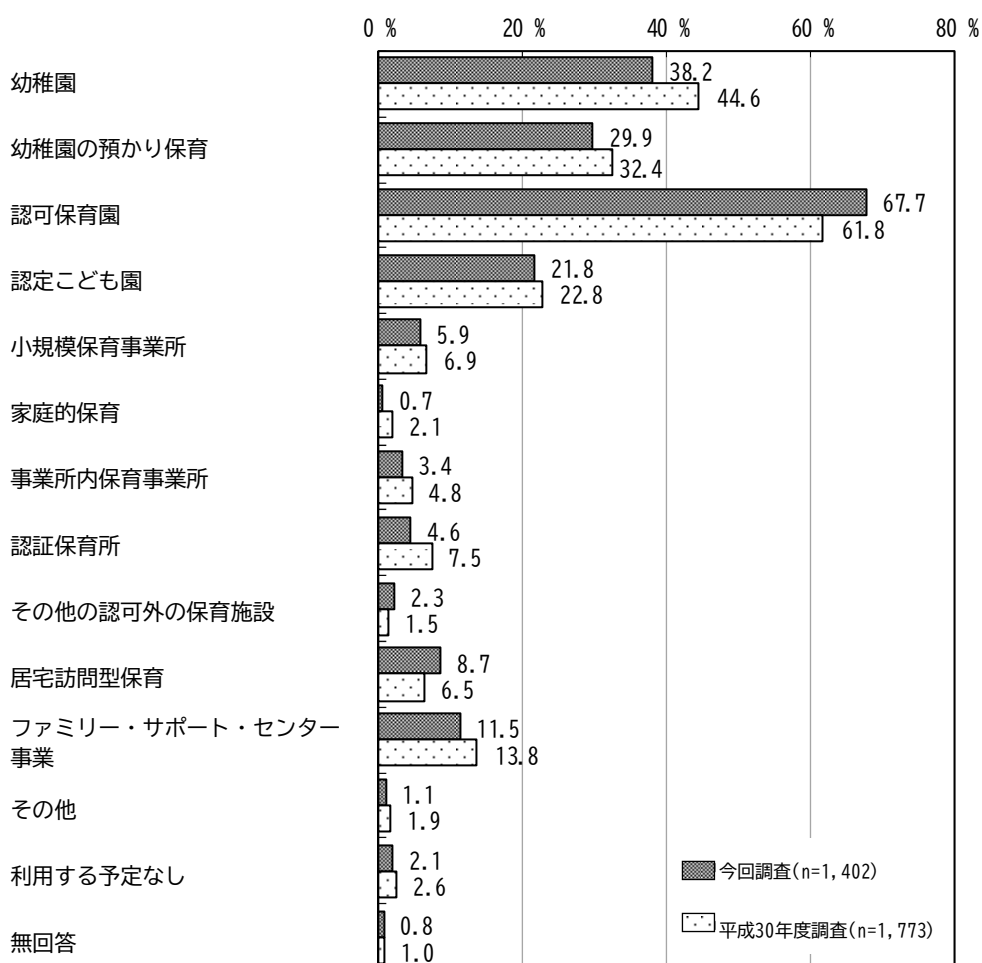
⑥ 教育・保育事業、地域子育て支援事業の利用

◆定期的に利用したい教育・保育事業（就学前の子どもの保護者）

○「認可保育園（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」が67.7%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が38.2%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」が29.9%と続いています。

■定期的に利用したい教育・保育事業（複数回答）

《就学前の子どもの保護者》

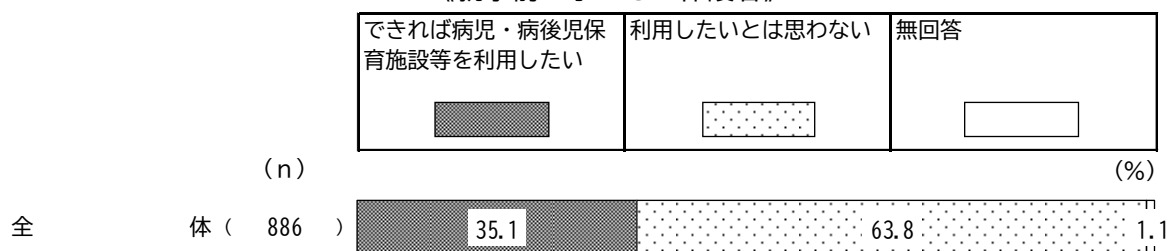


◆病児・病後児の保育サービスを利用したいと思ったことの有無
（就学前の子どもの保護者）

○平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると回答した保護者において、子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、母親または父親が休んで子どもを看た、もしくは母親または父親のうち就労していない方が子どもを看た際に、病児・病後児の保育サービスを利用したいと思ったことの有無は、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が35.1%、「利用したいとは思わない」が63.8%となっています。

■ 病児・病後児の保育サービスを利用したいと思ったことの有無

《就学前の子どもの保護者》

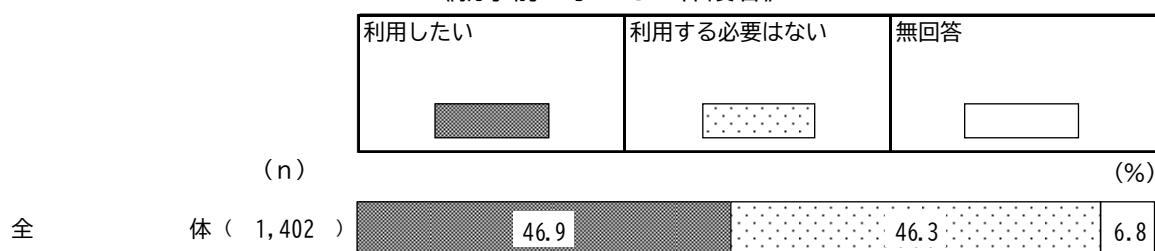


◆一時預かり等の事業の今後の利用希望の有無（就学前の子どもの保護者）

○一時預かり等の事業の今後の利用希望の有無は、「利用したい」が46.9%、「利用する必要はない」が46.3%となっています。

■ 一時預かり等の事業の今後の利用希望の有無

《就学前の子どもの保護者》



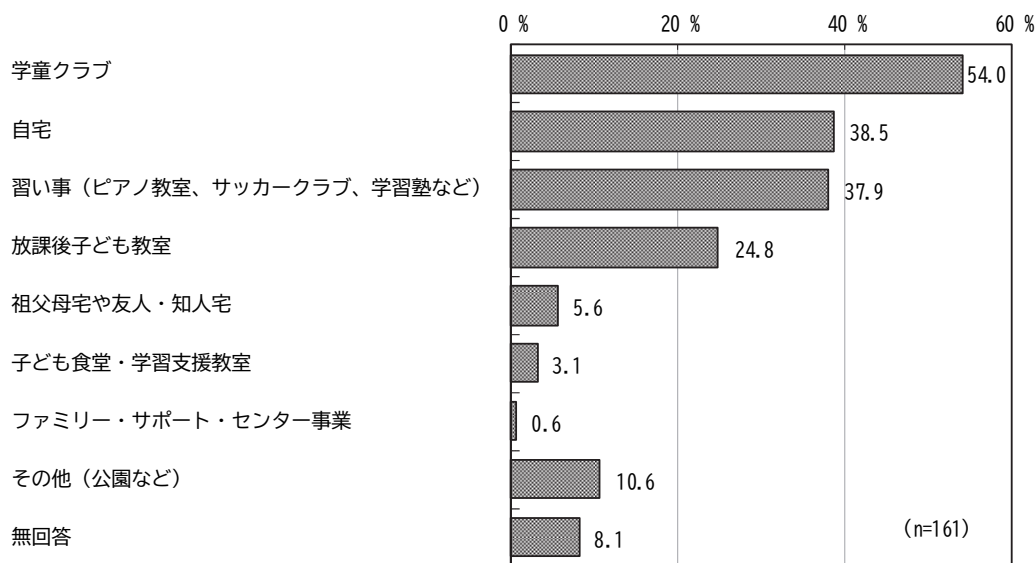
◆小学校低学年で、放課後過ごす場所の希望

(就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者)

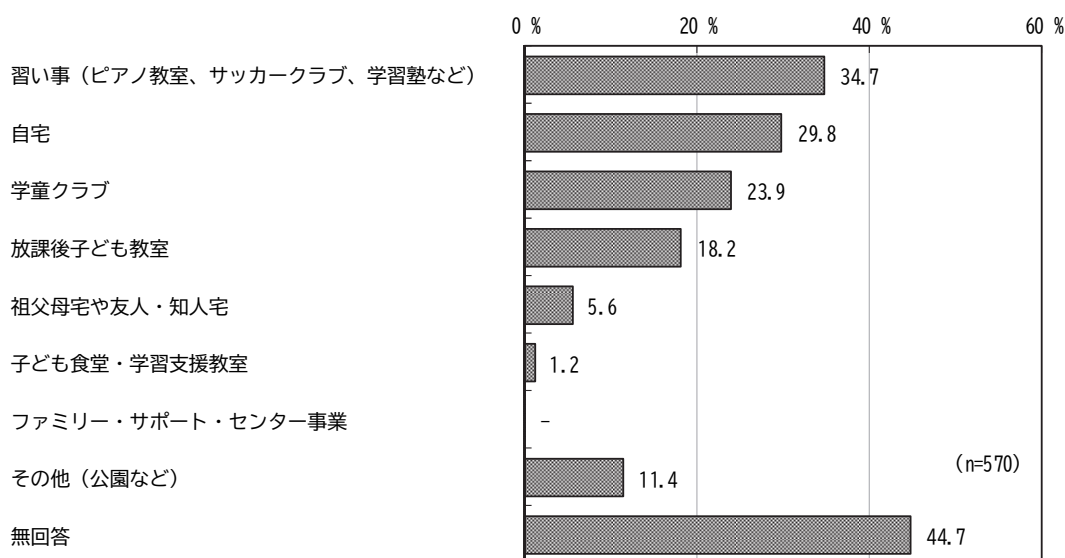
○就学前の子どもの保護者では、「学童クラブ」が54.0%と最も高く、次いで「自宅」が38.5%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が37.9%と続いています。

○小学生の子どもの保護者では、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が34.7%と最も高く、次いで「自宅」が29.8%、「学童クラブ」が23.9%と続いています。

■ 小学校低学年で、放課後過ごす場所の希望（複数回答）《就学前の子どもの保護者》



《小学生の子どもの保護者》



◆小学校高学年で、放課後過ごす場所の希望

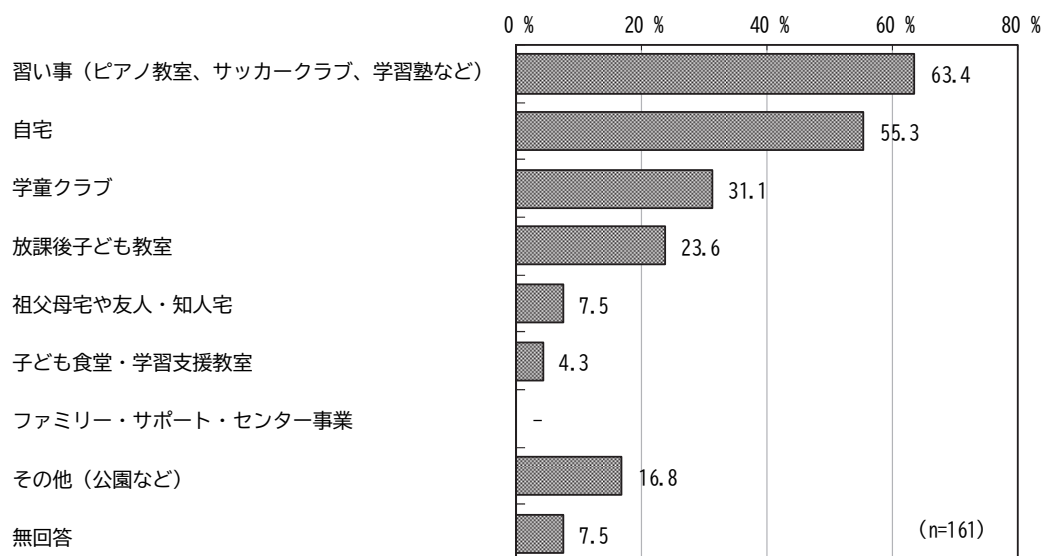
(就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者)

○就学前の子どもの保護者では、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が63.4%と最も高く、次いで「自宅」が55.3%、「学童クラブ」が31.1%と続いています。

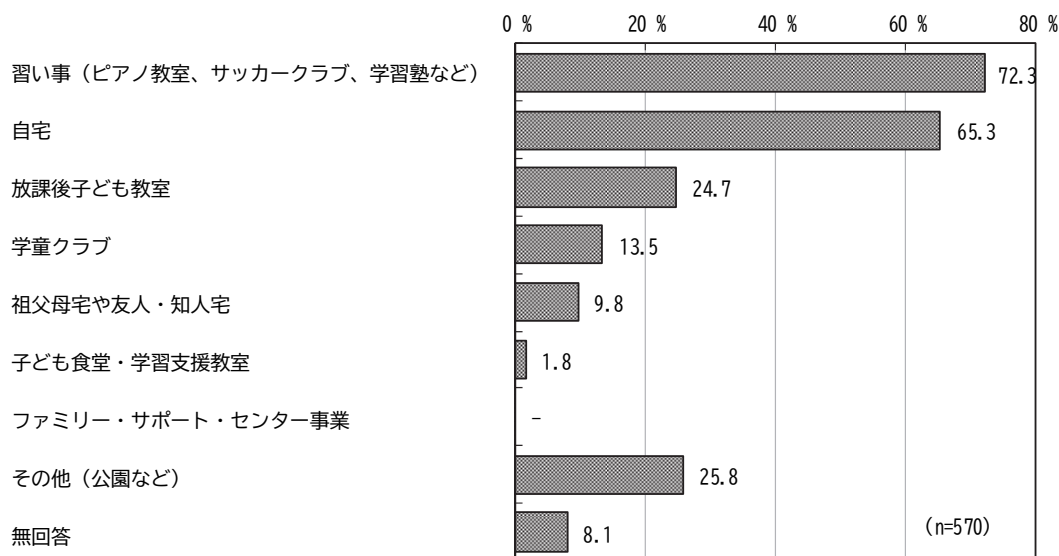
○小学生の子どもの保護者では、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が72.3%と最も高く、次いで「自宅」が65.3%、「放課後子ども教室」が24.7%と続いています。

■ 小学校高学年で、放課後過ごす場所の希望（複数回答）

《就学前の子どもの保護者》



《小学生の子どもの保護者》



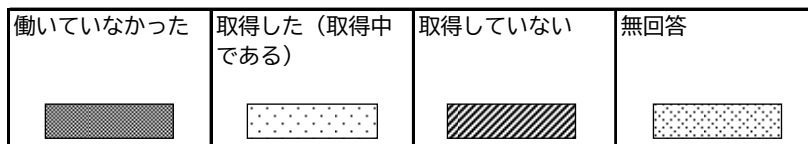
⑦ ワーク・ライフ・バランス

◆育児休業の取得の有無（就学前児童の保護者）

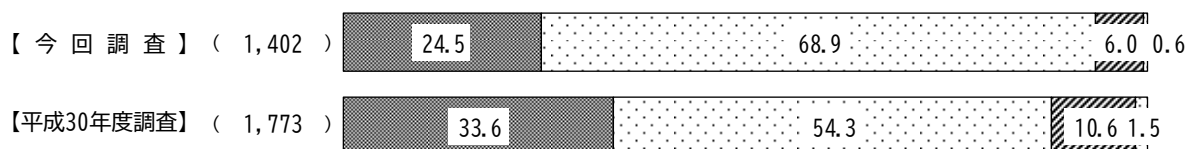
○母親は、「働いていなかった」が24.5%、「取得した（取得中である）」が68.9%、「取得していない」が6.0%となっています。

○父親は、「働いていなかった」が0.7%、「取得した（取得中である）」が19.0%、「取得していない」が77.3%となっています。

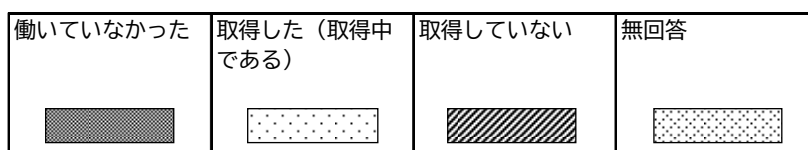
■ 育児休業の取得の有無（母親）



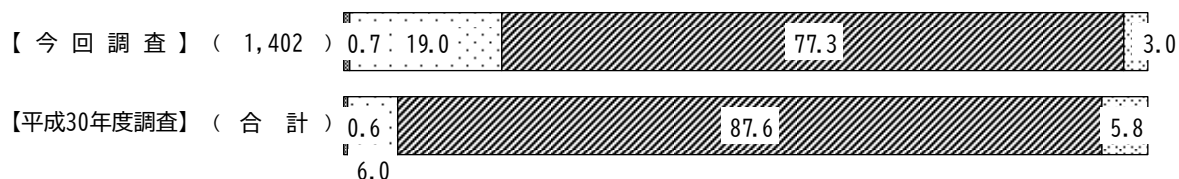
(n)



■ 育児休業の取得の有無（父親）



(n)

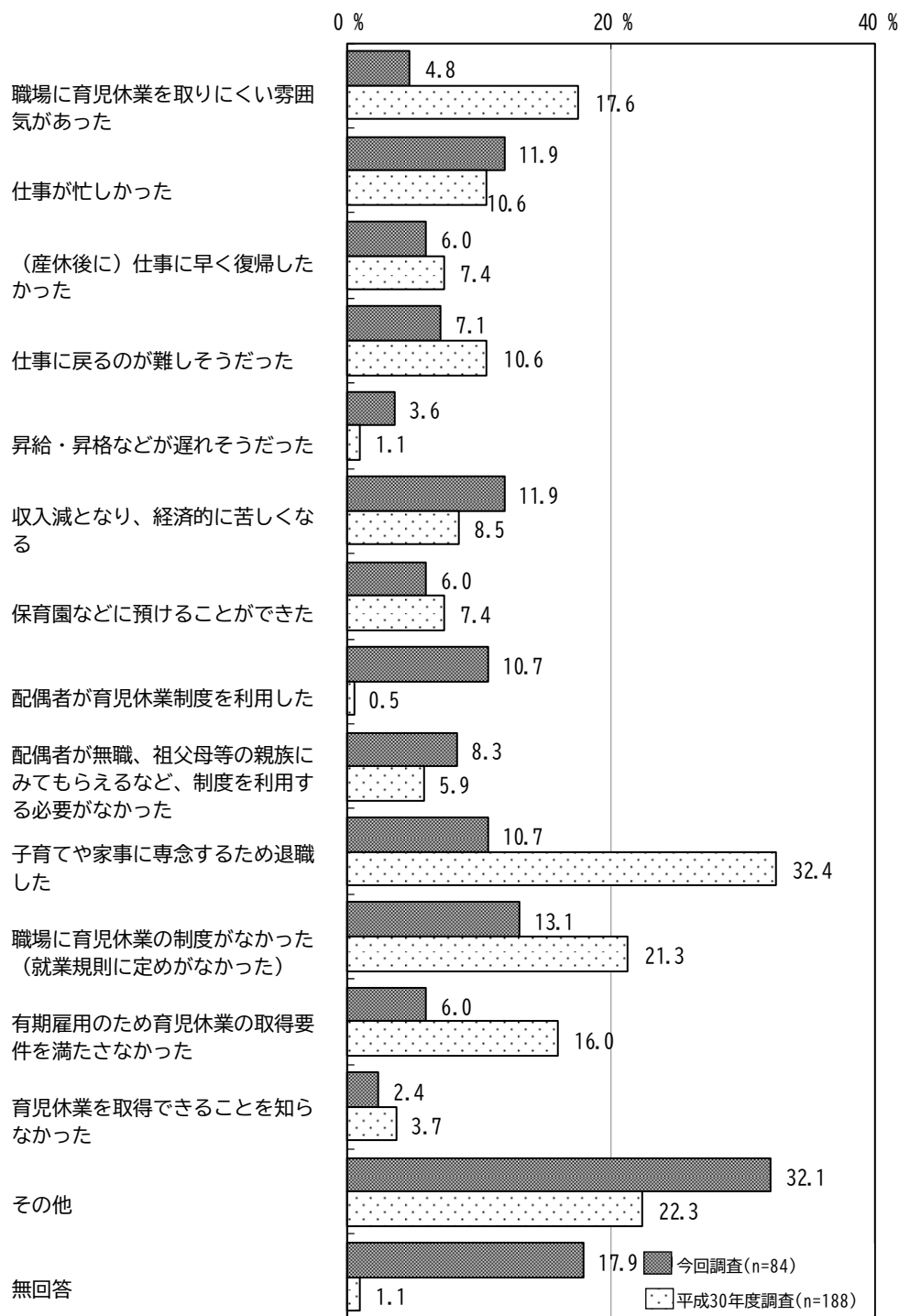


◆育児休業を取得していない理由

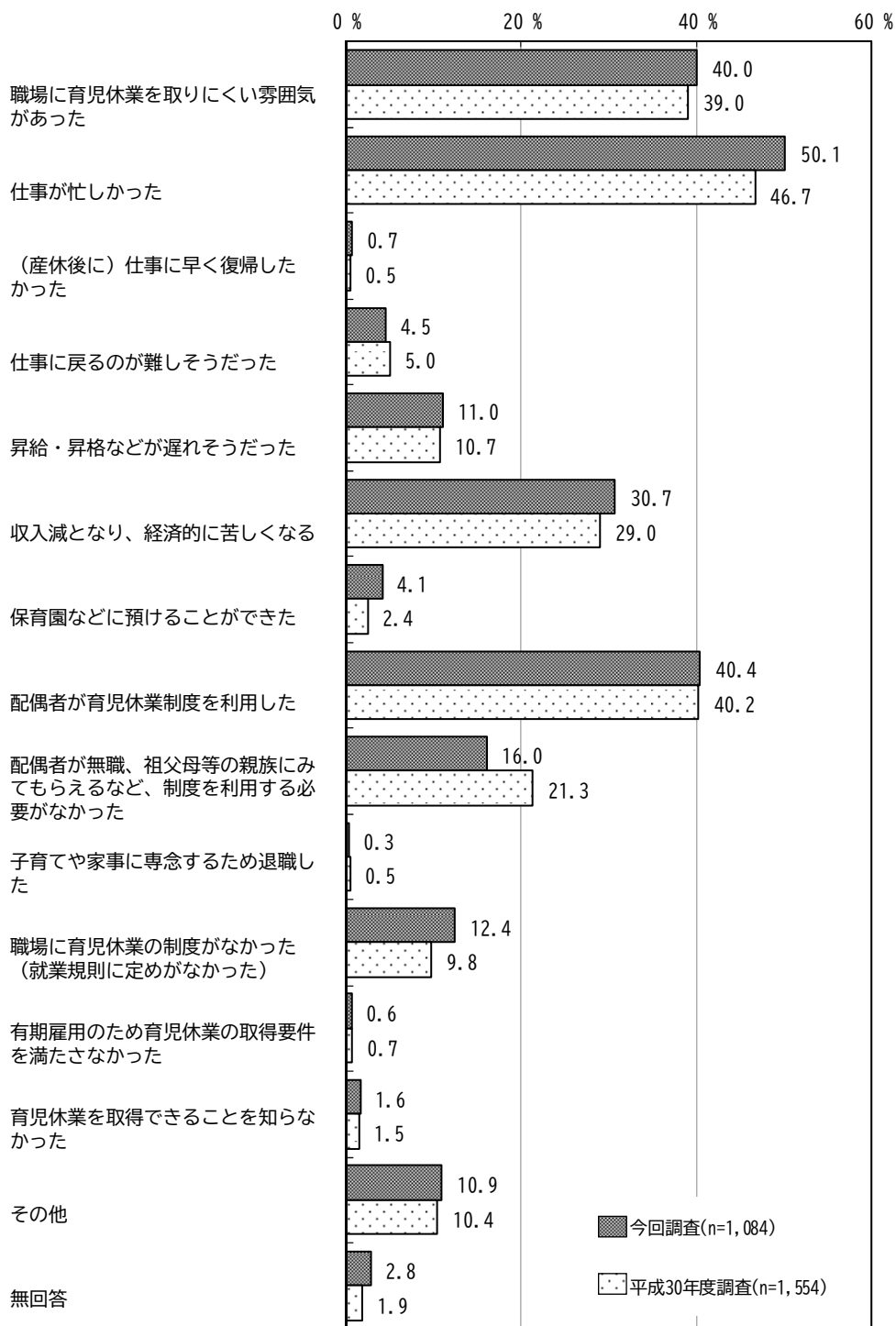
○母親は、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が13.1%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」がともに11.9%、「配偶者が育児休業制度を利用した」「子育てや家事に専念するため退職した」がともに10.7%と続いています。

父親は、「仕事が忙しかった」が50.1%と最も高く、次いで「配偶者が育児休業制度を利用した」が40.4%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が40.0%と続いています。

■ 育児休業を取得していない理由（母親）



■ 育児休業を取得していない理由（父親）

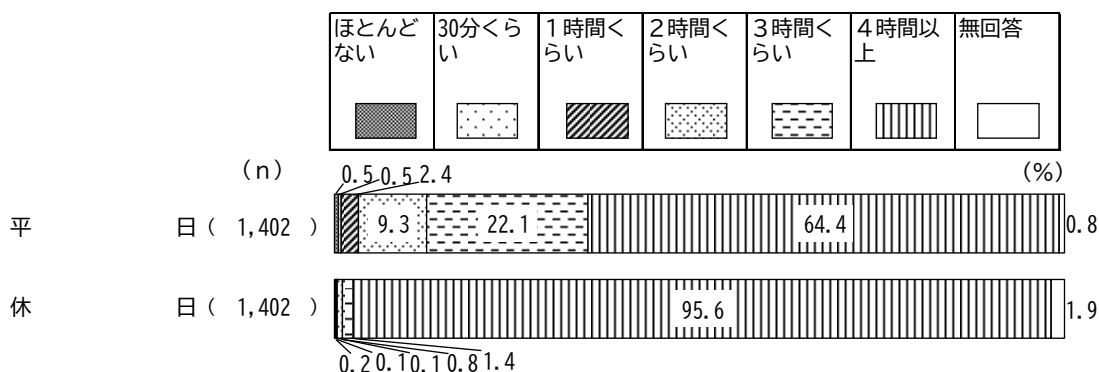


◆子どもと関わる時間

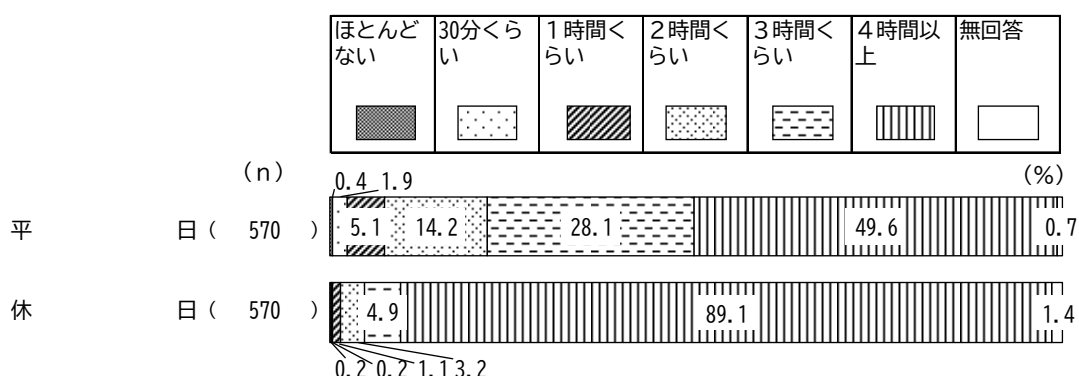
- 就学前の子どもの母親：子どもとかかわる時間をみると、平日は、「4時間以上」が64.4%と最も高く、次いで「3時間くらい」が22.1%、「2時間くらい」が9.3%となっています。休日は、「4時間以上」が95.6%と最も高くなっています。
- 小学生の子どもの母親：母親：子どもとかかわる時間をみると、平日は、「4時間以上」が49.6%と最も高く、次いで「3時間くらい」が28.1%、「2時間くらい」が14.2%となっています。休日は、「4時間以上」が89.1%と最も高くなっています。
- 就学前の子どもの父親：子どもとかかわる時間をみると、平日は、「2時間くらい」が23.3%と最も高く、次いで「1時間くらい」が19.9%、「3時間くらい」が19.0%となっています。休日は、「4時間以上」が82.8%と最も高くなっています。
- 小学生の子どもの父親：子どもとかかわる時間をみると、平日は、「ほとんどない」「1時間くらい」「2時間くらい」が約2割となっています。休日は、「4時間以上」が68.8%と最も高くなっています。

■ 母親：子どもと関わる時間

《就学前の子どもの保護者》

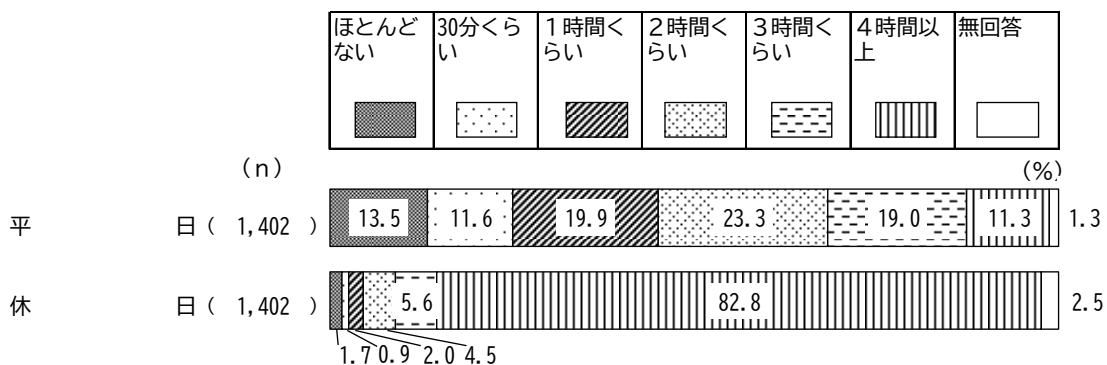


《小学生の子どもの保護者》

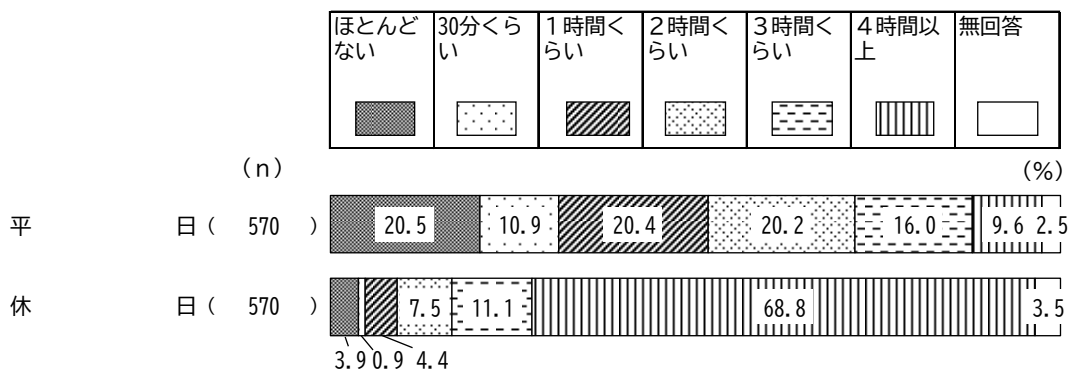


■ 父親：子どもと関わる時間

《就学前の子どもの保護者》



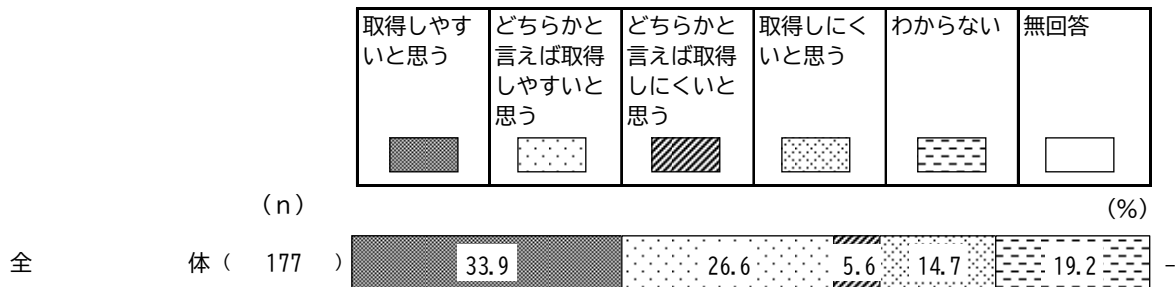
《小学生の子どもの保護者》



◆職場での育児休業制度の取得しやすさ (25～39歳の区民)

○職場での育児休業制度の取得しやすさは、「取得しやすいと思う」が33.9%と最も高く、次いで「どちらかと言えば取得しやすいと思う」が26.6%、「わからない」が19.2%となっています。

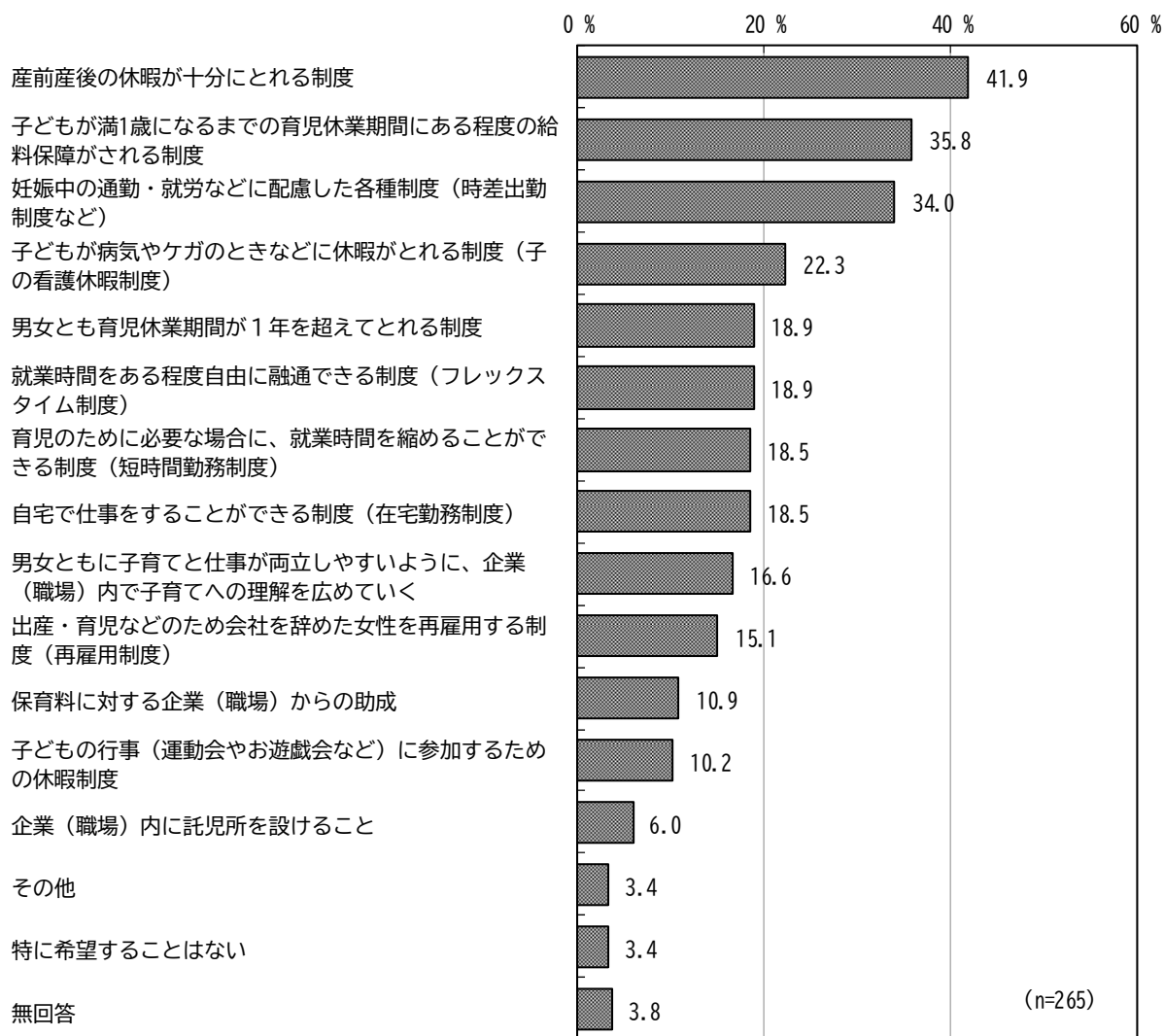
■ 育児休業制度の取得しやすさ



◆子育てと仕事を両立するために希望する企業の取組（25～39歳の区民）

○「産前産後の休暇が十分にとれる制度」が41.9%と最も高く、次いで「子どもが満1歳になるまでの育児休業期間にある程度の給料保障がされる制度」が35.8%、「妊娠中の通勤・就労などに配慮した各種制度（時差出勤制度など）」が34.0%と続いています。

■ 子育てと仕事を両立するために希望する企業の取組（複数回答）



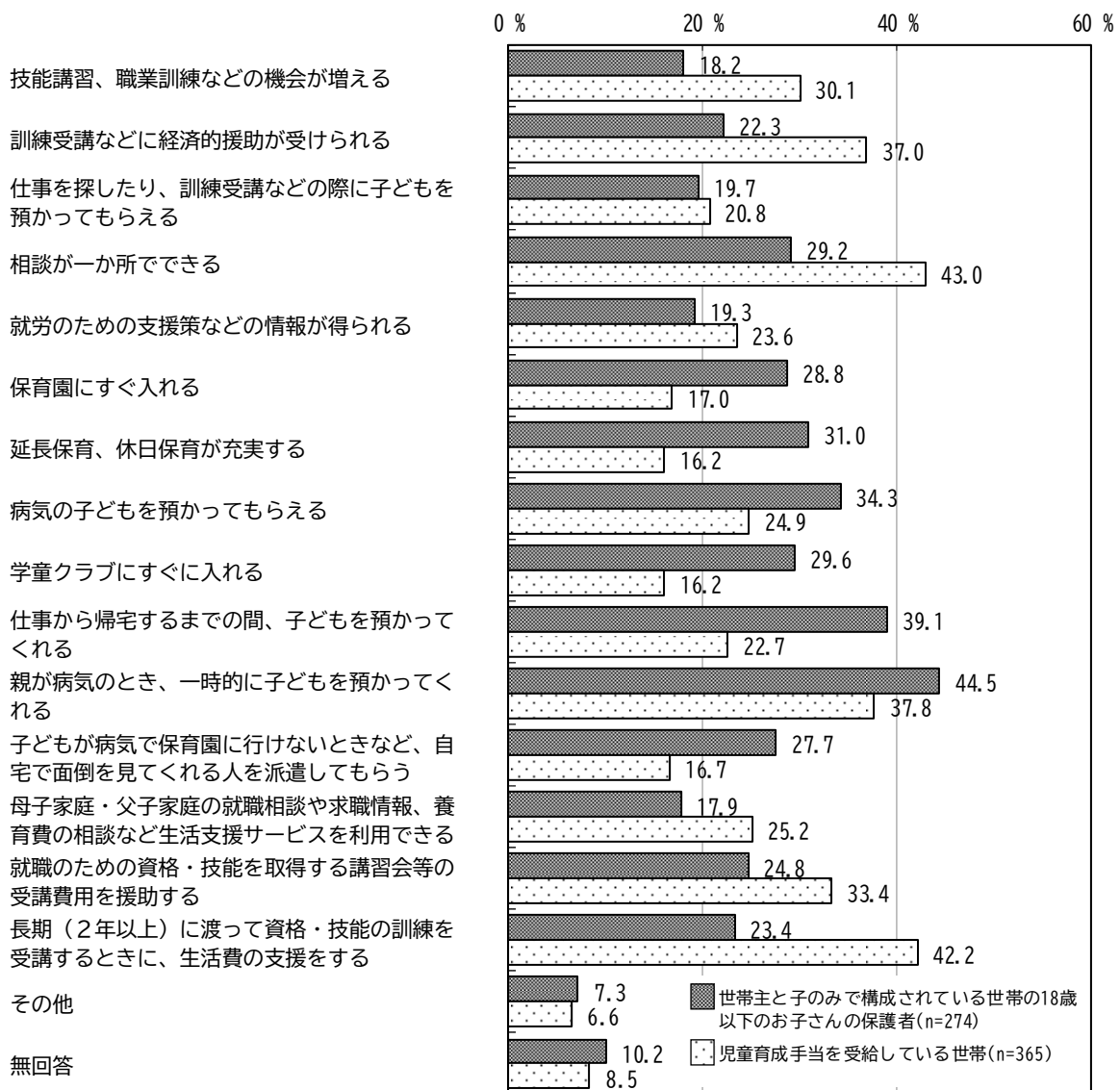
⑧ ひとり親支援

◆就労や仕事のために希望する区からの支援

(世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯)

- 世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者は、「親が病気のと
き、一時的に子どもを預かってくれる」が4割半ばと最も高く、次いで「仕事から帰宅す
るまでの間、子どもを預かってくれる」が約4割、「病気の子どもを預かってもらえる」が
3割半ばと続いています。
- 児童育成手当を受給している世帯は、「相談が一区所でできる」「長期(2年以上)に渡っ
て資格・技能の訓練を受講するときに、生活費の支援をする」がともに4割強で高く、「親
が病気のととき、一時的に子どもを預かってくれる」が4割弱と続いています。

■ 就労や仕事のために希望する区からの支援(複数回答)



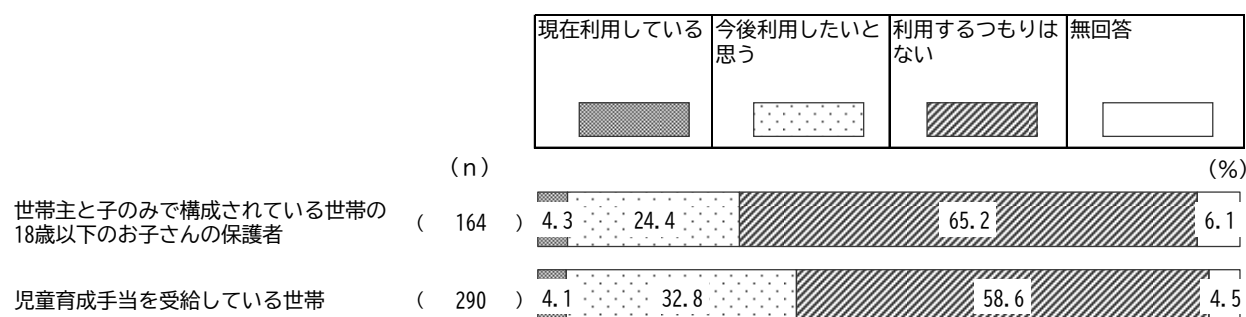
◆子ども食堂などの居場所の利用意向

(世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯)

- 子ども食堂などの居場所の利用意向をみると、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者は、「現在利用している」が4.3%、「今後利用したいと思う」が24.4%、「利用するつもりはない」が65.2%となっています。

児童育成手当を受給している世帯は、「現在利用している」が4.1%、「今後利用したいと思う」が32.8%、「利用するつもりはない」が58.6%となっています。

■ 子ども食堂などの居場所の利用意向



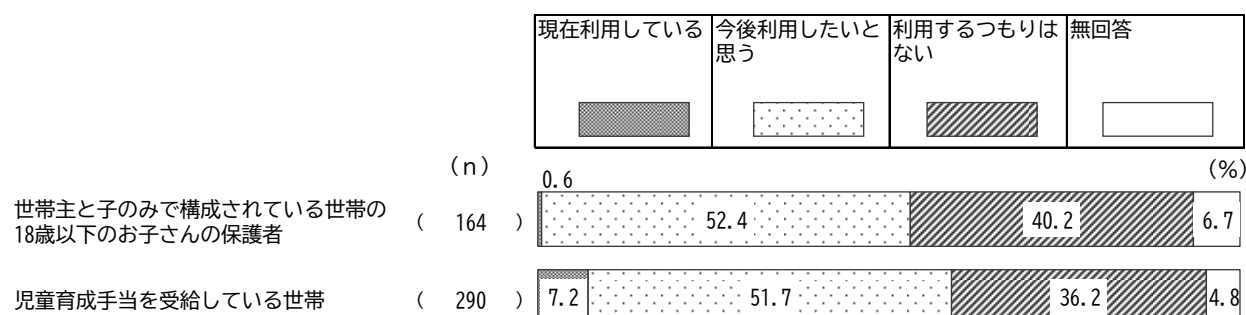
◆無料の学習支援制度の利用意向

(世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯)

- 無料の学習支援制度の利用意向をみると、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者は、「現在利用している」が0.6%、「今後利用したいと思う」が52.4%、「利用するつもりはない」が40.2%となっています。

児童育成手当を受給している世帯は、「現在利用している」が7.2%、「今後利用したいと思う」が51.7%、「利用するつもりはない」が36.2%となっています。

■ 無料の学習支援制度の利用意向



⑨ 子ども（小6・中2・高2世代）の生活

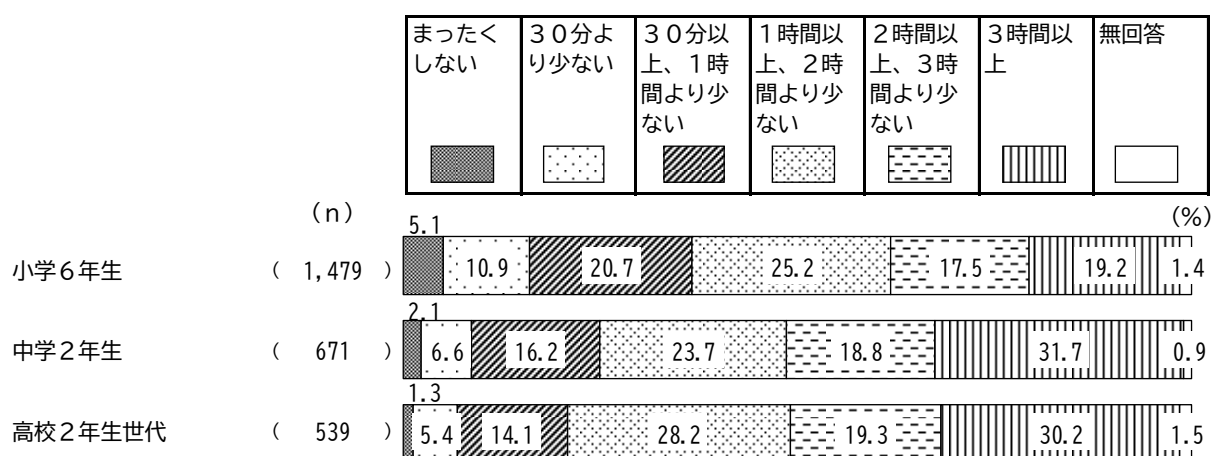
◆1日のインターネットの使用時間（子ども）

○小学6年生では、「1時間以上、2時間より少ない」が25.2%と最も高く、次いで「30分以上、1時間より少ない」が20.7%、「30分より少ない」が10.9%、「3時間以上」が19.2%となっています。

○中学2年生は、「3時間以上」が31.7%と最も高く、次いで「1時間以上、2時間より少ない」が23.7%、「2時間以上、3時間より少ない」が18.8%となっています。

○高校2年生世代は、「3時間以上」が30.2%と最も高く、次いで「1時間以上、2時間より少ない」が28.2%、「2時間以上、3時間より少ない」が19.3%となっています。

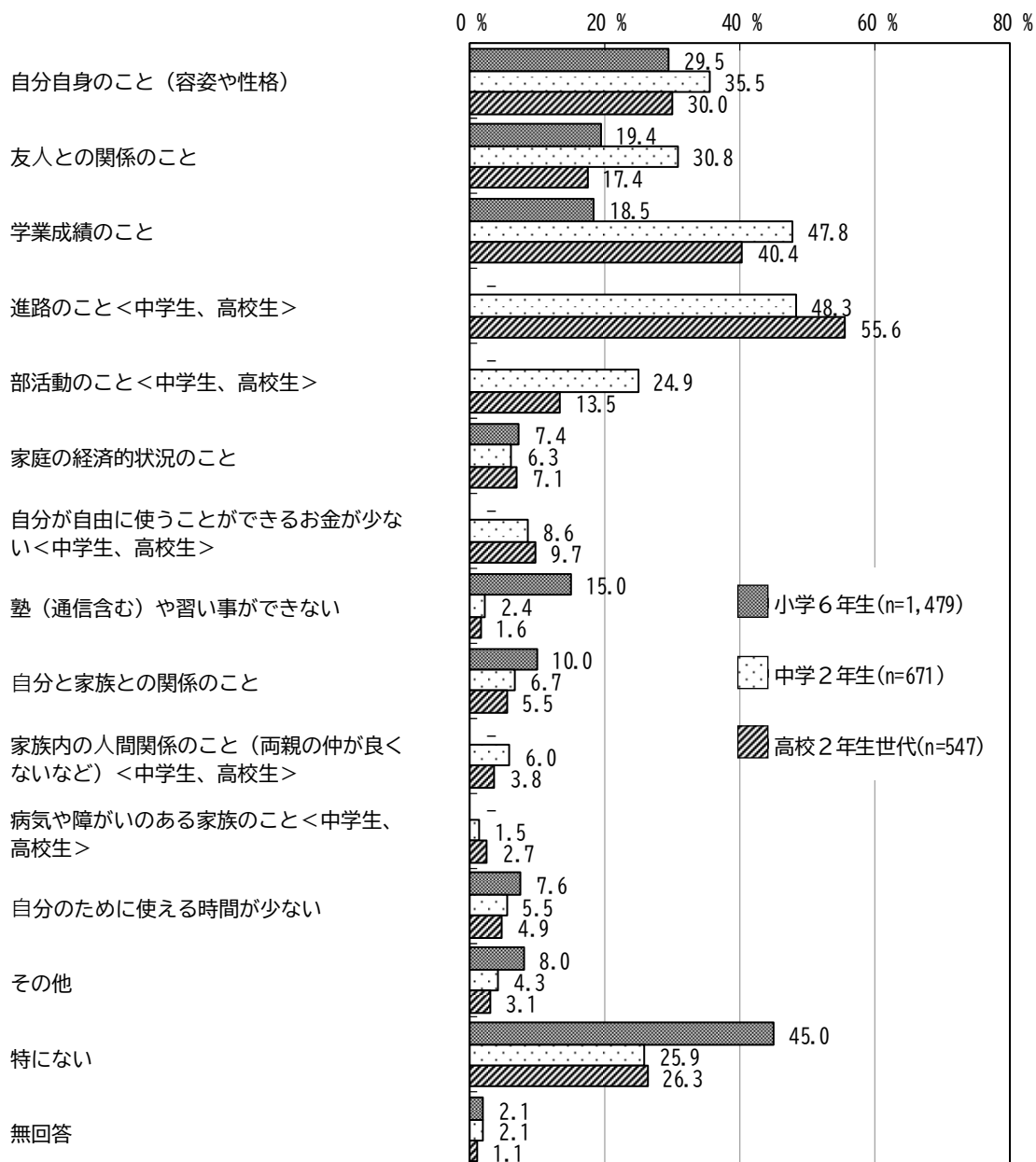
■ 1日のインターネット（パソコン、スマートフォン等）の使用時間《子ども》



◆悩み・困りごとについて（子ども（小6・中2・高2世代））

○小学6年生は、「特にない」が4割半ば、中学2年生は、「進路のこと」「学業成績のこと」がともに5割弱、高校2年生世代は、「進路のこと」が5割半ばと最も高くなっています。

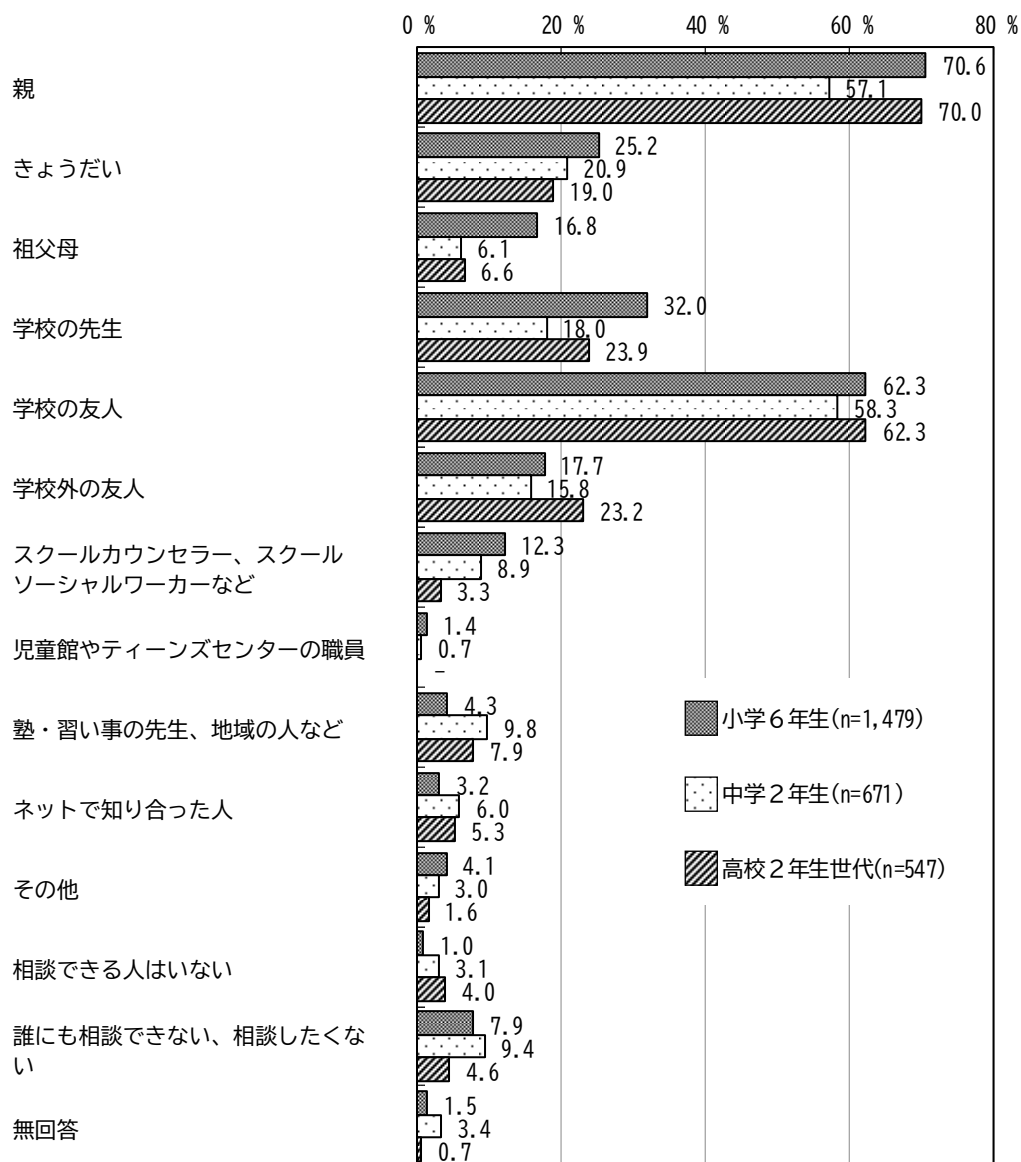
■ 悩み・困りごとについて（複数回答）



◆困りごとや悩みを相談できる人（子ども（小6・中2・高2世代））

○小学6年生、高校2年生世代は、「親」が7割と最も高く、中学2年生は、「学校の友人」
「親」がともに6割弱と最も高くなっています。全ての調査種別において、「誰にも相談で
きない、相談したくない」は1割未満ですが一定数います。

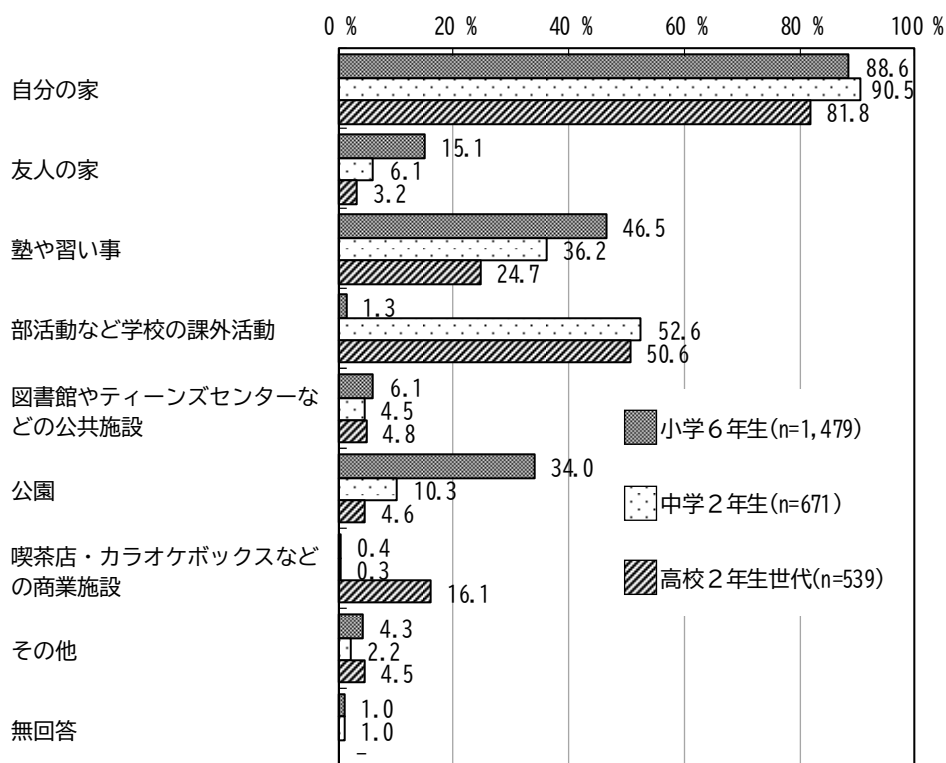
■ 困りごとや悩みを相談できる人（複数回答）



◆放課後に友人と過ごすことが多い場所（子ども（小6・中2・高2世代））

○全ての調査種別において「自分の家」が最も高く、8割強から9割となっています。

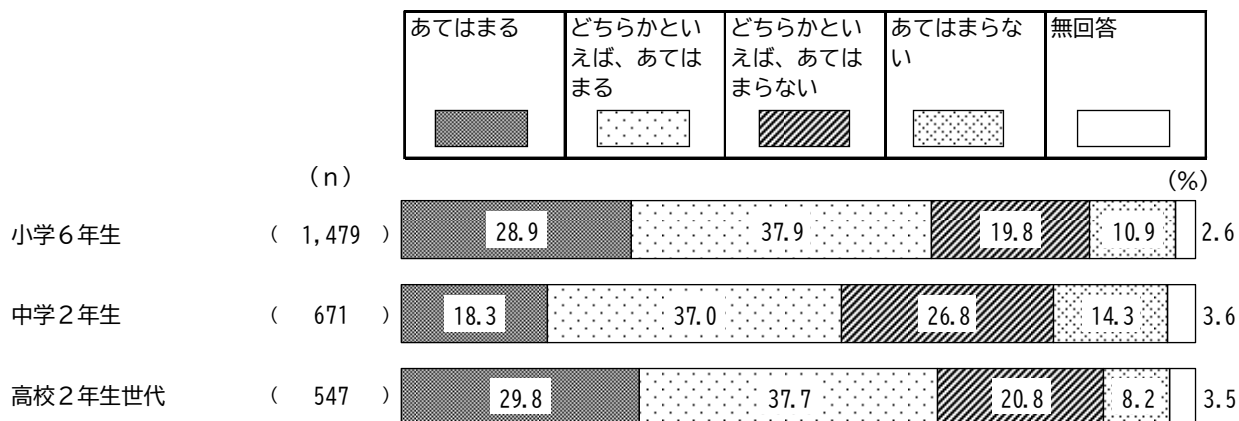
■ 放課後に友人と過ごすことが多い場所（複数回答）



◆自分は価値のある人間だと思うか（子ども（小6・中2・高2世代））

○小学6年生、中学2年生、高校2年生世代のすべてで「どちらかといえば、あてはまる」が最も高く、順に37.9%、37.0%、37.7%となっています。

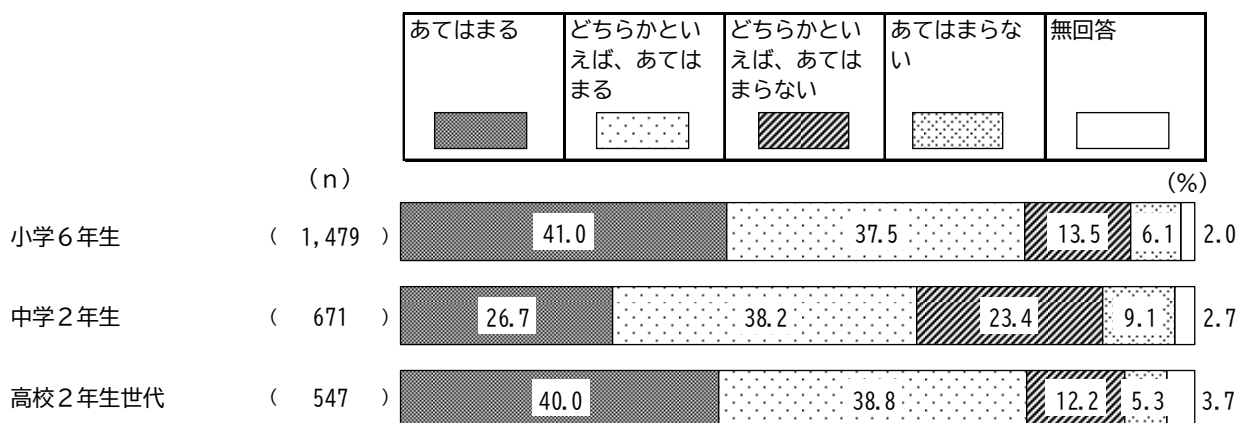
■ 自分は価値のある人間だと思うか



◆自分には良いところがあると思うか（子ども（小6・中2・高2世代））

○小学6年生、高校2年生世代は、「あてはまる」が最も高く、順に41.0%、40.0%、中学2年生は、「どちらかといえば、あてはまる」が最も高く38.2%となっています。

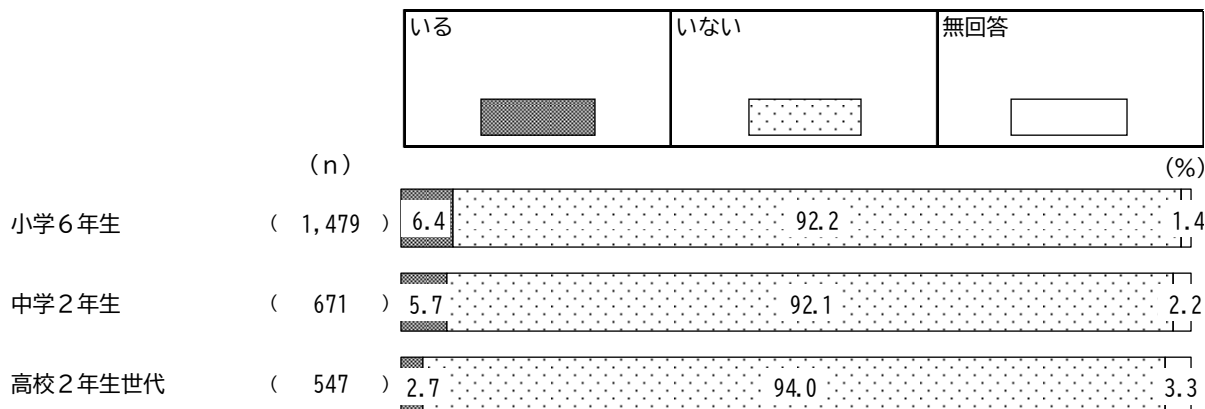
■ 自分には良いところがあると思うか



◆家族の中にあなたがお世話をしている人はいるか(子ども(小6・中2・高2世代))

○小学6年生は「いる」が6.4%、中学2年生は「いる」が5.7%、高校2年生世代は「いる」が2.7%となっています。

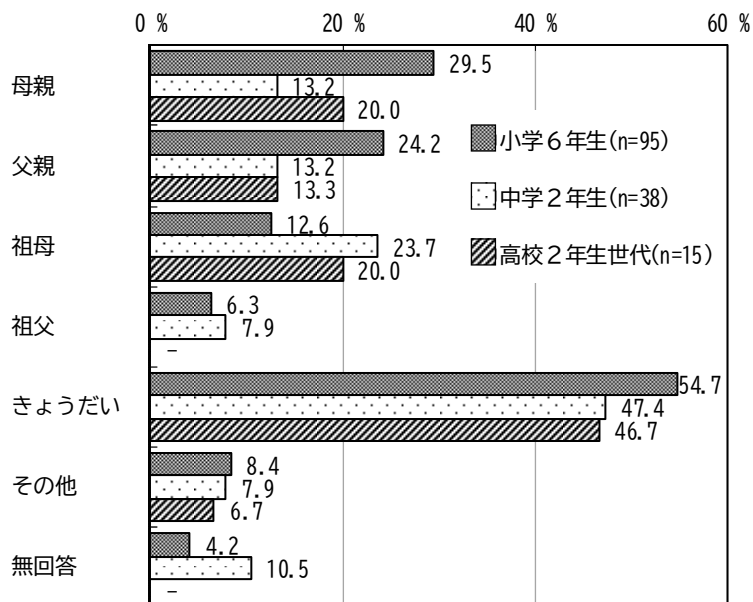
■ 家族の中にあなたがお世話をしている人はいるか



◆お世話をしている人(子ども(小6・中2・高2世代))

○小学6年生、中学2年生、高校2年生世代のすべてで「きょうだい」が最も高く、順に54.7%、47.4%、46.7%となっています。

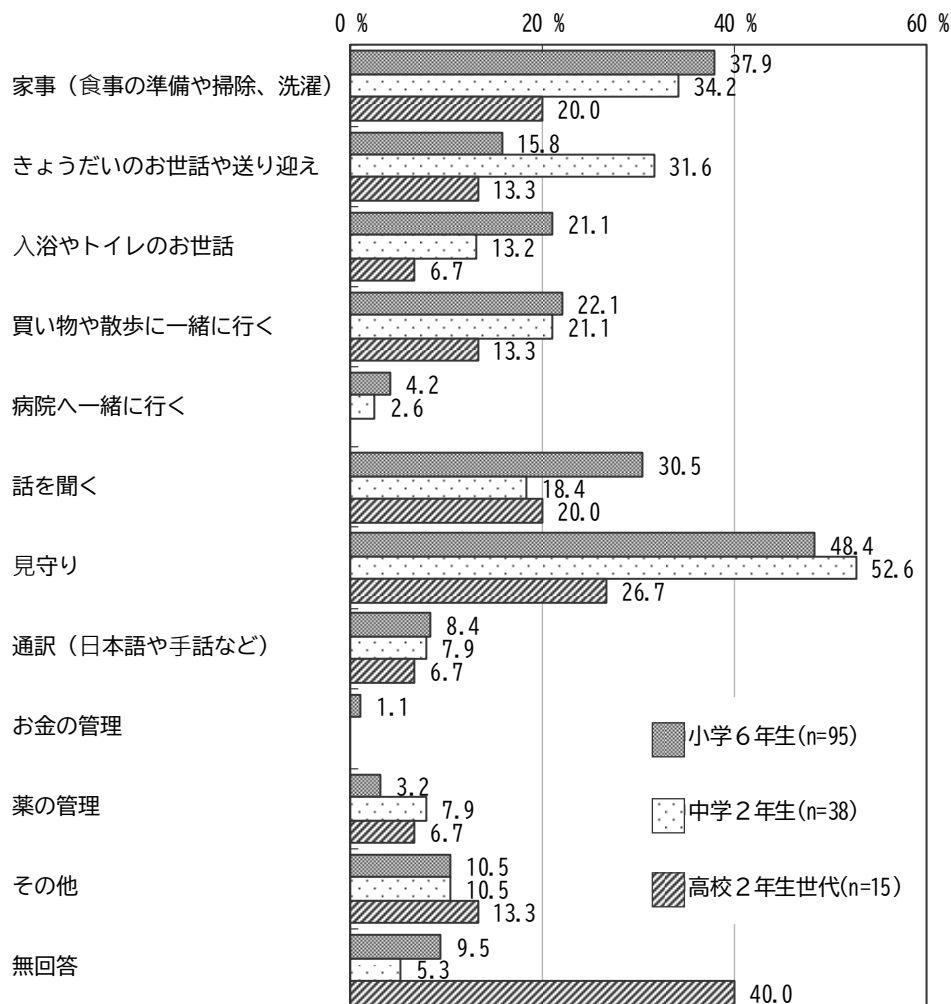
■ お世話をしている人(複数回答)



◆お世話の内容（子ども（小6・中2・高2世代））

○小学6年生、中学2年生、高校2年生世代のすべてで「見守り」「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」が高くなっています。

■ お世話の内容（複数回答）



⑩ 子育て全般

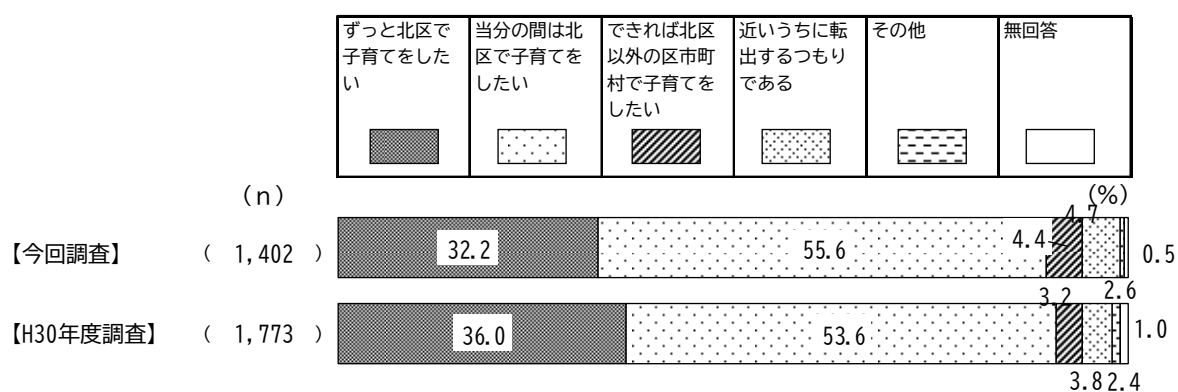
◆ 今後も北区で子育てをしたいと思うか

(就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯、妊産婦)

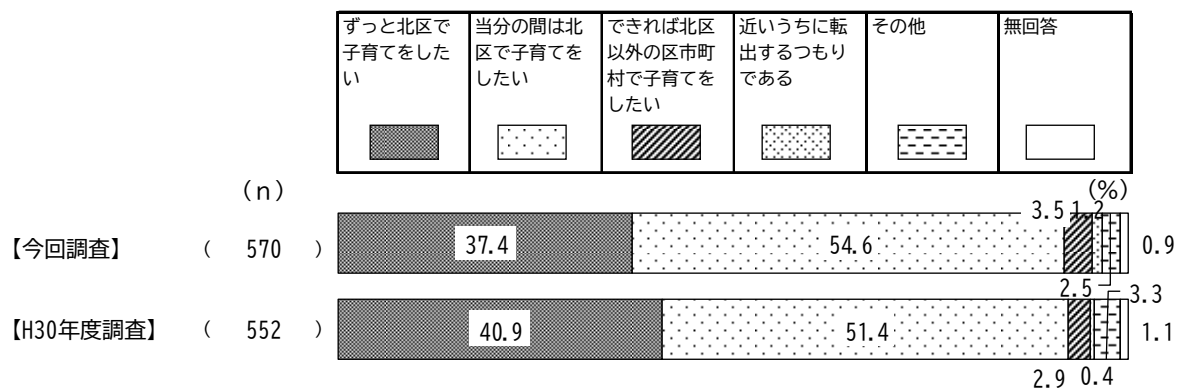
○ いずれの調査種別でも“子育てをしたい”(「ずっと北区で子育てをしたい」+「当分の間は北区で子育てをしたい」)が概ね8割を超えています。

■ 今後も北区で子育てをしたいと思うか

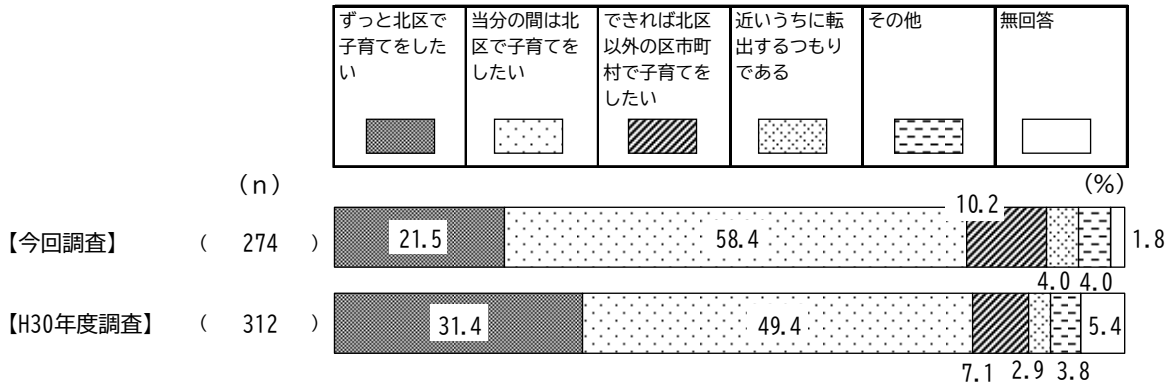
《就学前の子どもの保護者》



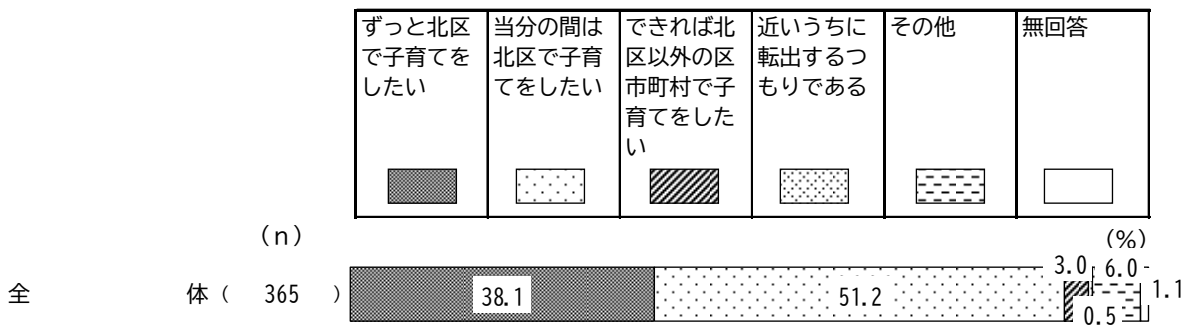
《小学生の子どもの保護者》



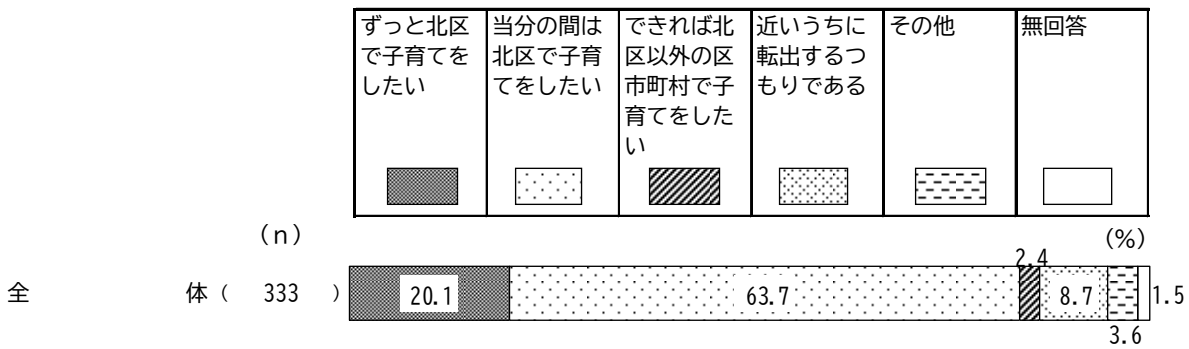
《世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下の子どもの保護者》



《児童育成手当を受給している世帯》



《妊産婦》



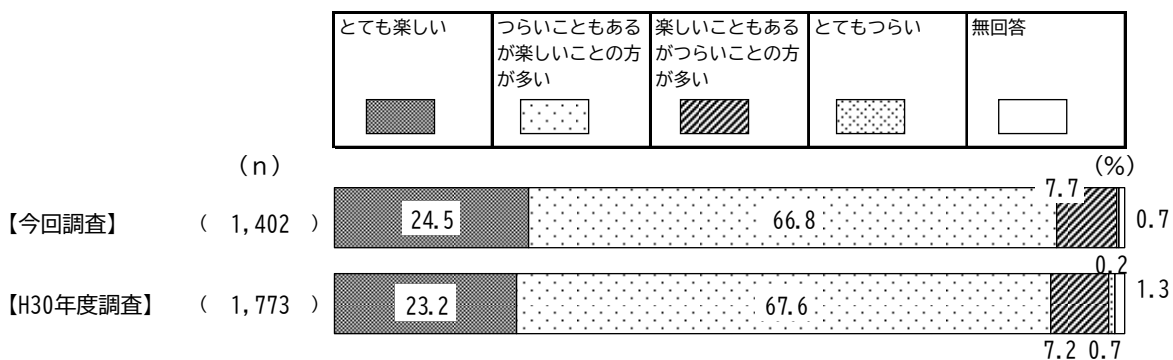
◆子育てが楽しいか

(就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯)

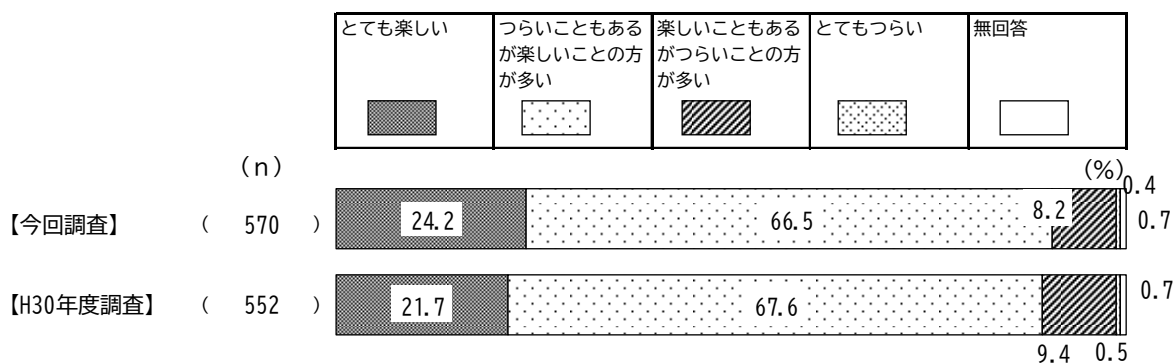
○いずれの調査種別でも“楽しい”(「とても楽しい」+「つらいこともあるが楽しいことの方が多い」)が8割を超えています。

■ 子育てが楽しいか

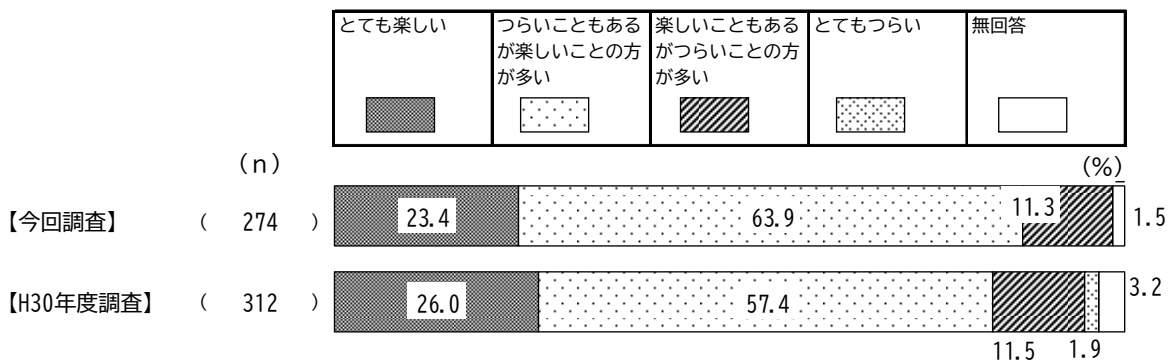
《就学前の子どもの保護者》



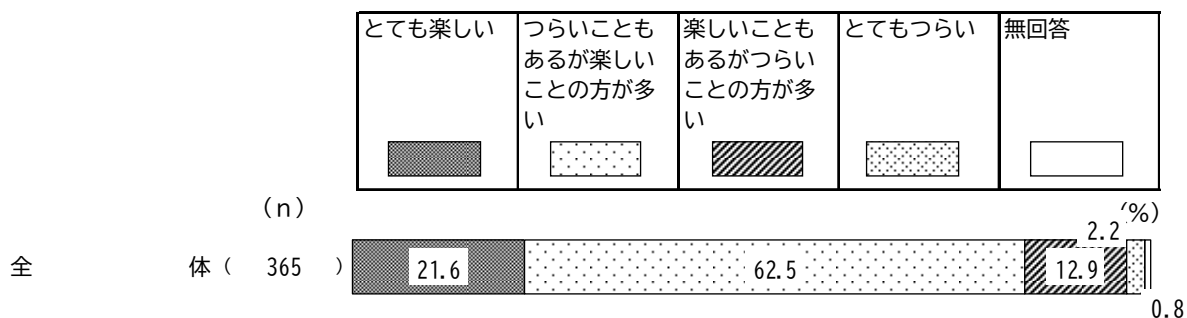
《小学生の子どもの保護者》



《世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下の子どもの保護者》



《児童育成手当を受給している世帯》



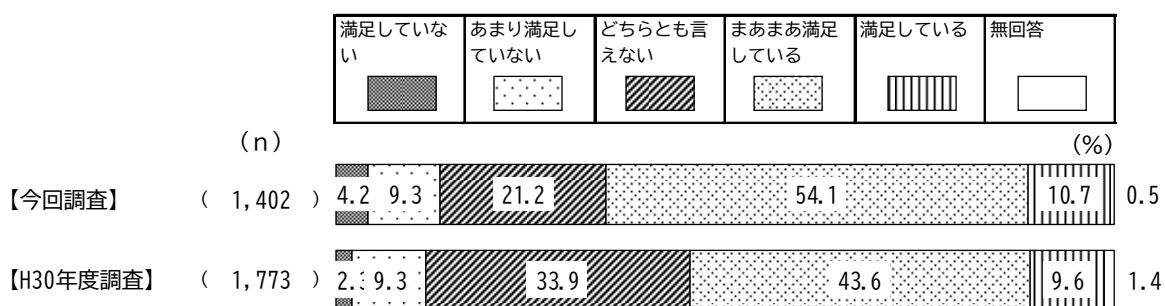
◆北区の子育て環境や支援への満足度

(就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯)

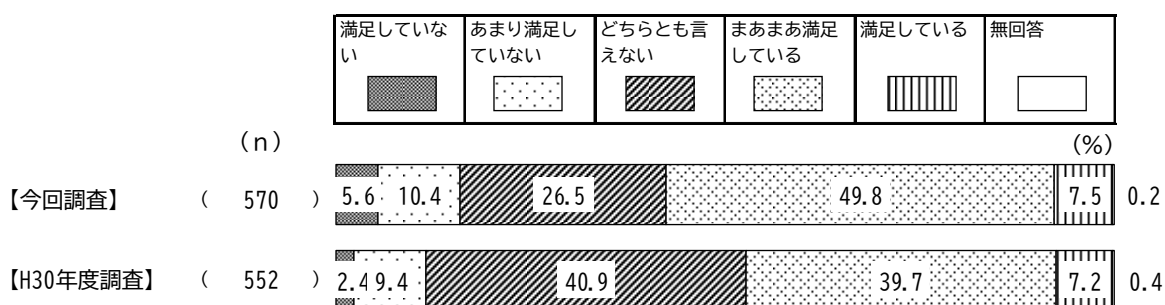
○いずれも調査種別でも“満足している”(「とても満足している」+「まあまあ満足している」)が5割を超えています。

■ 北区の子育て環境や支援への満足度

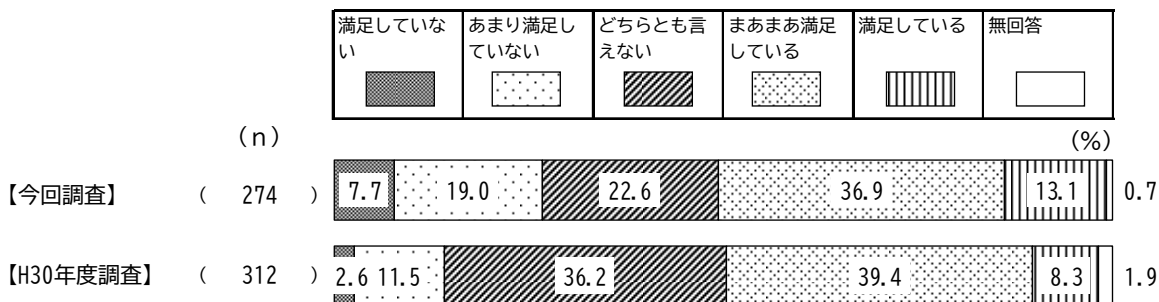
《就学前の子どもの保護者》



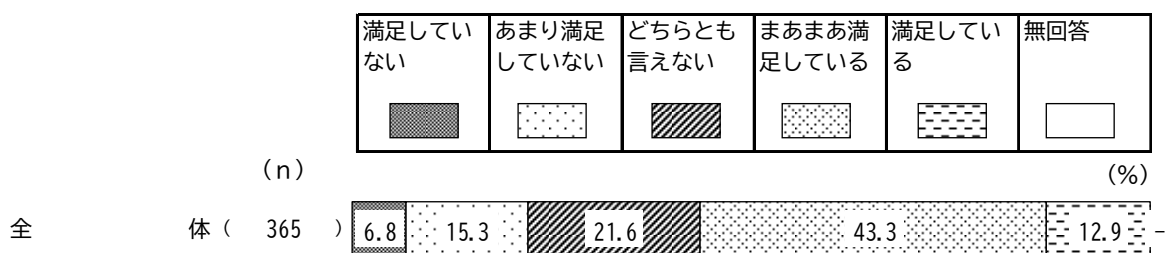
《小学生の子どもの保護者》



《世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下の子どもの保護者》



《児童育成手当を受給している世帯》

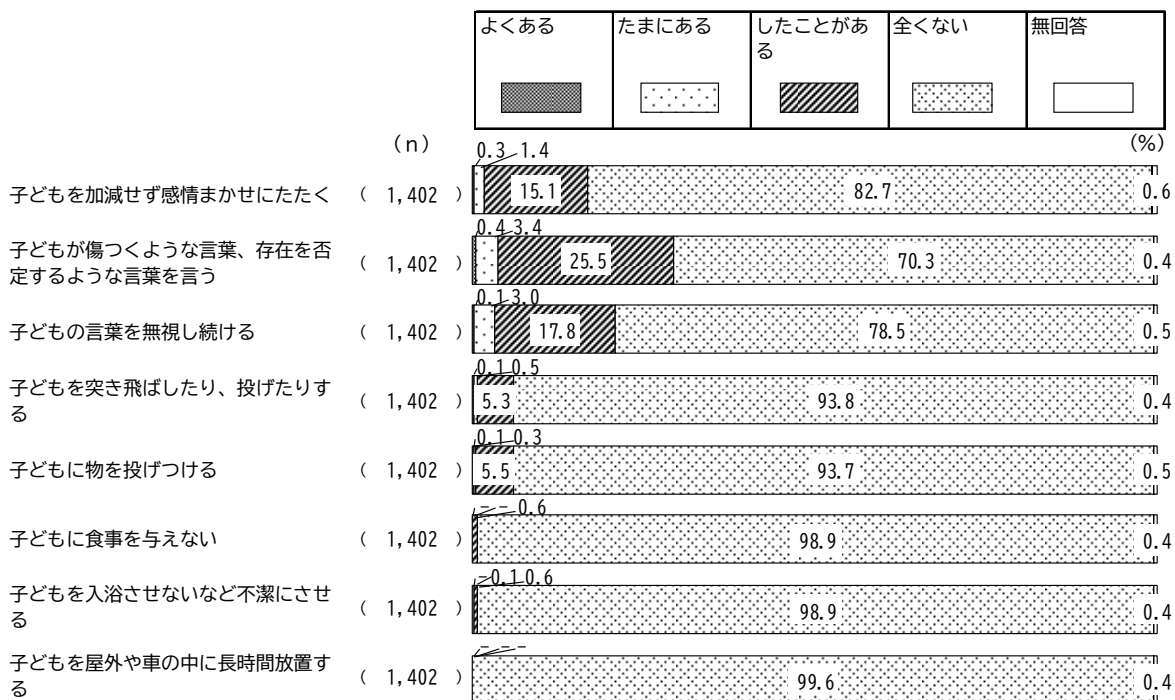


◆子どもへの接し方

(就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯)

○就学前の子どもの保護者では、全ての項目で「全くない」が最も高くなっています。「したことがある」は、『子どもが傷つくような言葉、存在を否定するような言葉を言う』が25.5%と他と比較して高くなっています。

■ 子どもへの接し方 《就学前の子どもの保護者》

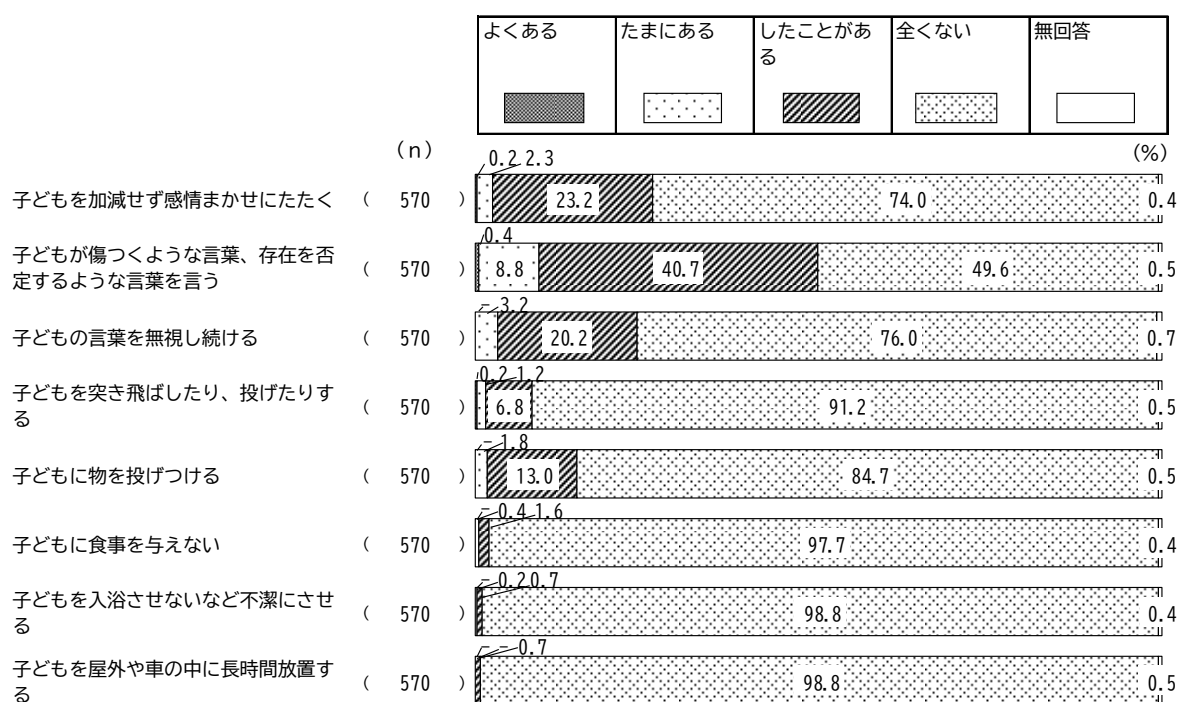


○小学生の子どもを保護者では、全ての項目で「全くない」が最も高くなっています。「したことがある」は、『子どもが傷つくような言葉、存在を否定するような言葉を言う』が40.7%と他と比較して高くなっています。

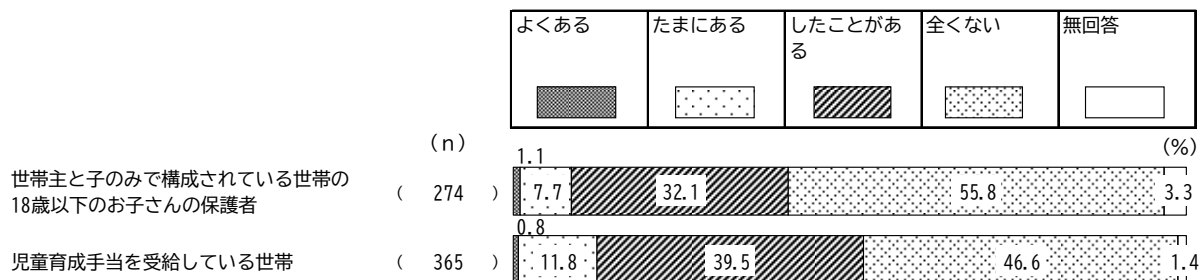
○『子どもが傷つくような言葉、存在を否定するような言葉を言う』をみると、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者は、“ある”（「よくある」+「たまにある」）が8.8%、「したことがある」が32.1%となっています。

○『子どもが傷つくような言葉、存在を否定するような言葉を言う』をみると、児童育成手当を受給している世帯は、“ある”（「よくある」+「たまにある」）が12.6%、「したことがある」が39.5%となっています。

■ 子どもへの接し方《小学生の子どもを保護者》



■ 子どもが傷つくような言葉、存在を否定するような言葉を言う
 《世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者
 及び児童育成手当を受給している世帯》

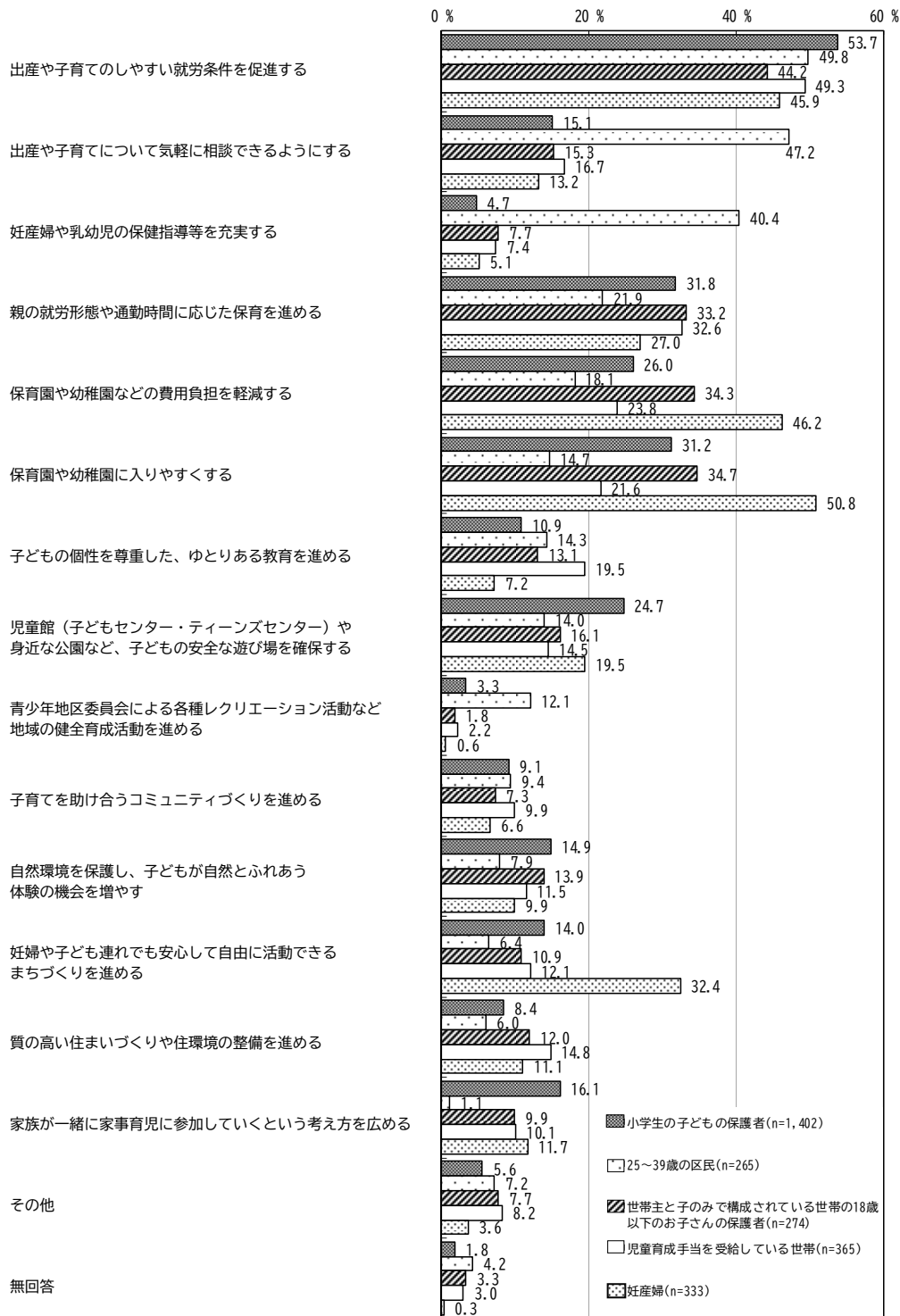


◆子どもを健やかに産み育てるために必要と思われること

(小学生の子どもの保護者、25～39歳の区民、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯、妊産婦)

○小学生の子どもの保護者、25～39歳の区民、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯では、「出産や子育てのしやすい就労条件を促進する」が最も高くなっています。妊産婦では、「保育園や幼稚園に入りやすくする」が最も高くなっています。

■ 子どもを健やかに産み育てるために必要と思われること（複数回答）



6 子ども・子育てを取り巻く課題

(1) 未来を担う人づくり

① 就学前教育の充実

- 就学前児童の保護者を対象にしたニーズ調査の結果では、子育てに関して悩んでいること・気になることとして、「子どもの教育」が最も高くなっています。また、定期的な教育・保育事業を利用している理由として、半数近くが「子どもの教育や発達のため」と回答しています。
- 生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、幼稚園や保育園の利用の有無にかかわらず、就学前のすべての子どもが十分な就学前教育・保育を受け、健全で心豊かに成長できる環境づくりが必要です。そのために、就学前教育・保育に携わる関係者が専門的な知識を備え、家庭や地域、保健・福祉等の専門職と連携・協働を図りながら、質の高い就学前教育・保育を提供することが必要です。
- 就学前教育・保育の更なる充実に向けて、既存の区立幼稚園を区立認定こども園に移行し、質の高い幼児教育と多様化するニーズに応える保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援機能を担っていく必要があります。

② 教育の場における子育ての支援

- 学校教育の使命は未来を担う人づくりであり、そのためにも子どもたちの確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育むことが重要です。地域における教育力が低下し、学校を取り巻く問題が複雑化・困難化する中で、学校教育の目的を達成するため、区立の幼稚園、こども園、小学校、中学校による学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育をさらに充実させるとともに、家庭や地域社会との連携・協働体制を深めていく必要があります。
- グローバル化の進展や情報通信技術の進歩など、激しい時代の変化にも対応しながらたくましく生き抜く力を持ち、生涯にわたり主体的に学び続ける児童・生徒を育成することが求められます。GIGAスクール構想に基づくICT教育を推進し、児童・生徒一人一人の状況にあわせ、最適化された教育環境を実現できる効果的な質の高い授業を展開していくことが求められています。また、グローバル社会でたくましく生きていくことができるよう、国際交流を進めるとともに、持続可能な社会の創り手の育成を見据えた教育活動の充実が必要です。

③ 自己実現の場と体験機会の提供

- 小学生の保護者を対象にしたニーズ調査の結果では、子どもに今後体験させたいこととして、「文化や芸術などに親しませたい」「自然と接する機会を持たせたい」「外国人と交流させたい」「地域でのスポーツ活動に参加させたい」といった回答が多くなっています。子どもは、様々な遊びやスポーツ活動などの体験を通して生命を尊び、相手を思いやる心を育

みます。さらには、子どもたちが社会の一員としての自覚や社会性を身につけ、自己肯定感を高め、自己実現を図ることができます。子どもたちに豊かな体験活動の機会を提供することができるよう支援していく必要があります。

④子どもの権利を保障するための取組

- 子ども自身が「かけがえのない存在」「価値のある存在」と自覚して健全に成長するためには、自己肯定感を高めることが重要です。
- 小学6年生、中学2年生、高校2年生世代の区民を対象にしたニーズ調査の結果では、「自分は価値のある人間だと思う」に対する設問の回答をみると、“あてはまらない（「どちらかといえば、あてはまらない」+「あてはまらない」）”が3割弱から4割となっています。また、「自分には良いところがある」に対する設問の回答をみると、“あてはまらない（「どちらかといえば、あてはまらない」+「あてはまらない」）”が2割弱から3割強となっています。
- まわりの大人が子どもの権利を尊重し、子どもの最善の利益を守っていくための取組が求められます。

⑤ ころとからだの悩みへの支援

- 小学6年生、中学2年生、高校2年生世代の区民を対象にしたニーズ調査の結果では、悩み・困りごととして、「進路のこと」「学業成績のこと」「友人との関係のこと」「自分自身のこと（容姿や性格）」が多くなっています。その一方で「誰にも相談できない、相談したくない」と回答する児童・生徒がおり、悩みを誰にも相談できない実態があることが明らかとなっています。健全なころとからだの成長に向けて、安心して相談できる体制の充実が求められています。また、「東京都北区いじめ防止条例」に基づき、いじめの防止等のための対策を行う必要があります。
- 小学生の保護者を対象にしたニーズ調査の結果では、新型コロナウイルス感染症による子どもへの影響をみると、“そう思う”（「そう思う」+「ややそう思う」）は、「子どもがパソコンやスマホ、ゲームを見る時間が増えた」が7割強で最も高く、インターネット利用に関するトラブルの防止やインターネット依存、ゲーム依存に陥らないための使用方法などについて、より一層意識啓発を行う必要があります。

⑥ 社会的自立と就労支援の充実

- 若者が自立し社会で活躍するためには、就業し、経済的基盤を築くことが重要です。働く場は、生活の糧を得るだけでなく、若者の成長、自己実現の場でもあります。25～39歳の区民へのニーズ調査をみると、子育てで不安に思っていることとして「経済的にやっていけるか不安」が最も高くなっており、若者が経済的基盤を築くことができるよう仕事や就労に関する支援が求められています。また、子ども一人ひとりの社会的・職業的な自立に向け必要な基盤となる能力や態度を早い段階から育てるキャリア教育等の取組が求められます。

⑦ 子どもの居場所や相談できる場づくり

- 小学6年生、中学2年生、高校2年生世代の区民を対象にしたニーズ調査の結果では、平日の放課後や休日を過ごすことができる場所(わくわく☆ひろば、ティーンズセンター等)を「利用したことがある」は、小学6年生は5割強ですが、中学2年生は2割弱、高校2年生世代は1割強と低くなっています。その一方で、「利用したことがない(あれば利用したいと思う)」が中学2年生、高校2年生世代ともに2割弱となっており、利用希望があることがうかがえます。また、何でも相談できる場所の利用意向「利用したことがない(あれば利用したいと思う)」は1割半ばから2割弱となっています。
- 児童・生徒が安全・安心に過ごすことができる放課後の居場所として、また自己実現の場や社会体験の場となるよう、地域と連携しながら運営していく必要があります。

(2) 家庭の育てる力を支援

① 多様な保育サービス等の提供と質の確保

- 就学前児童の保護者を対象にしたニーズ調査の結果では、フルタイムで働く母親が4割半ばとなっており、平成30年度に実施した調査結果より11.8ポイントも増加しています。定期的に利用している教育・保育サービスは「認可保育園」が最も高く7割弱、また定期的な教育・保育事業を利用している理由は「子育て(家庭での教育を含む)をしている方が現在就労している」が8割半ばとなっており、保育サービスの高いニーズが見られます。また、小学生の保護者を対象にしたニーズ調査の結果でも、フルタイムで働く母親が4割強と前回より9.9ポイント増加しています。このように保護者の就労形態が多様化する中で、預かり保育や学童クラブ、放課後子ども教室など、保護者の働きやすい保育サービスのさらなる充実が求められます。
- 保育サービスを充実する一方で、保育サービスの質の向上や、保育士の人材確保・育成・定着も求められており、安心して子どもを預けられる環境づくりを進める必要があります。

② 子育てに関する相談・情報の充実

- ニーズ調査の子育て関連の情報入手方法は、就学前の児童の保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者、児童育成手当を受給している世帯、妊産婦では「インターネット」が最も高く、小学生の保護者は2番目に高くなっているなど、インターネットによる情報入手が一般的な手段となっています。
- 北区ではスマートフォンアプリ「きたハピモバイル」や「子育て支援情報配信メール」などの媒体を用いた情報発信を進めてきましたが、就学前児童の保護者では『子育て支援情報配信メール』の認知度が3割程度にとどまっているなど、情報が十分に伝わっていないことが明らかとなりました。今後は「伝える」ではなく「伝わる」ことに着目したインターネットやスマートフォンによる情報提供・発信を進め、アプリやメールの認知度を向上させていくとともに、様々な媒体を用いた情報発信を充実させる必要があります。

- 様々な家庭環境、複合的な課題を抱える家庭や子どもへの支援を強化するため、子ども・教育に関わる総合的な相談拠点の一体的な整備に向けた検討を推進する必要があります。
- ニーズ調査の安心して子育てをするために地域で必要な取組をみると、就学前の子どもの保護者は他の調査と比べて「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす(53.6%)」「子どもと親と一緒にできる活動を増やす(52.8%)」など、当事者同士が集まって話し合うことのできる場の整備を求めています。この背景には、身体的な負担だけではなく、子育ての孤立など精神的な負担の問題があると推測されます。
- 一方で、地域子育て支援拠点事業の利用について、「利用していない」が8割弱と高くなっており、相談や交流できる場の情報が十分に伝わっていない可能性が明らかとなったため、情報発信の手法も検討することが求められます。

③ 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援

- ニーズ調査の子どもを健やかに産み育てるために必要と思われることをみると、小学生の保護者は「出産や子育てのしやすい就労条件を促進する」が5割半ばと最も高く、次いで「親の就労形態や通勤時間に応じた保育を進める」「保育園や幼稚園に入りやすくする」が続いています。25～39歳の区民は「出産や子育てのしやすい就労条件を促進する」が約5割と最も高く、次いで「保育園や幼稚園に入りやすくする」「保育園や幼稚園などの費用負担を軽減する」が続いています。世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者は、「出産や子育てのしやすい就労条件を促進する」が4割半ばと最も高く、次いで「保育園や幼稚園に入りやすくする」「保育園や幼稚園などの費用負担を軽減する」が続いています。児童育成手当を受給している世帯は、「出産や子育てのしやすい就労条件を促進する」が5割弱と最も高く、次いで「親の就労形態や通勤時間に応じた保育を進める」「保育園や幼稚園などの費用負担を軽減する」が続いています。妊産婦は「保育園や幼稚園に入りやすくする」が約5割と最も高く、次いで「保育園や幼稚園などの費用負担を軽減する」「出産や子育てのしやすい就労条件を促進する」が続いています。
- 上記のとおり、妊産婦を除いては、「出産や子育てのしやすい就労条件を促進する」が最も高くなっていますが、2番目に高いもの、3番目に高いものは調査種別によって異なります。ライフステージごとに希望する支援内容に差異があることから、それぞれの状況に応じた支援を充実することが求められます。
- 妊産婦を対象にしたニーズ調査の結果では、妊娠や出産の困りごととして「出産費用の負担が大きいことが」が6割弱で最も高くなっています。また、出産や育児の不安感・負担感は、「育児に関して何となく不安を感じる(感じた)」が約5割と最も高く、次いで「出産に関して何となく不安や負担を感じる(感じた)」が4割弱となっています。
- 北区では、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行うために、妊産婦健康診査、妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業、産前産後のセルフケア講座や産後デイケア事業、産後ショートステイ事業など、妊産婦の状態に合わせた支援を実施しています。今後も妊娠・出産・子育ての各期において、安心して出産・育児に臨めるように、伴走型による母子保健サービスや子育て支援サービスを継続的かつ包括的に実施するとともに、子どもセンター(児童館)や保育園等の身近な場所で気軽に相談できる体制を整える必要があります。

す。

- 子どもの成長の節目で生じる様々な課題に対して円滑に対応できるよう、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センター等を中心としたワンストップの家庭支援体制の構築（総合的な相談拠点）を進める必要があります。

④ 保護者の経済的負担の軽減

- ニーズ調査の子育てに関して悩んでいること・気になることとして、「子育て・教育費の経済的負担」が就学前児童の保護者、小学生の保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者、児童育成手当を受給している世帯で高くなっています。また、子どもを健やかに産み育てるために必要と思われることとして、「保育園や幼稚園などの費用負担を軽減する」が小学生の保護者、25～39歳の区民、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者、児童育成手当を受給している世帯、妊産婦で高くなっています。妊産婦の妊娠や出産の困りごとをみると、「出産費用の負担が大きいこと」が最も高くなっています。
- 25～39歳の区民を対象としたニーズ調査の結果では、「子育てで不安に思っていること」として「経済的にやっていけるか不安」といった回答が多くなっています。子どもを生み、育てたいとの希望がかなえられ、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、経済的な負担をやわらげるための支援が求められています。

(3) 子育て家庭を支援する地域づくり

① 地域における子育て家庭への支援の充実

- ニーズ調査の子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無をみると、「いない／ない」が就学前児童の保護者は12.3%、小学生の保護者は16.0%、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者は18.2%、児童育成手当を受給している世帯は19.5%となっています。
- 子育ての仲間をみると、「いない」が就学前児童の保護者は17.4%、小学生の保護者は13.9%、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者は38.0%、児童育成手当を受給している世帯は28.8%となっています。保育園や幼稚園を利用していない、在宅で子育てをしている保護者などが孤立しないように、子育て世代が気軽に集まれる拠点や事業を充実させることが必要です。

② 地域における子育て支援活動の充実と担い手の育成

- ニーズ調査の子育てにあたっての地域の支えの必要性は、就学前児童の保護者が“必要としている（「とても必要としている」＋「やや必要としている」）”が6割半ばとなっています。また、安心して子育てをするために地域で必要な取り組みは、「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」「子どもと親と一緒にできる活動を増やす」が5割を超えてお

による子育て支援を希望していることがうかがえます。

- 都市化やライフスタイルの多様化により、町会・自治会といった地域コミュニティ活動や、保育園・幼稚園、学校の活動に参画する機会が減少しています。また、少子化や核家族化、共働き家庭の増加などの家庭環境の変化により、地域のつながりが希薄化するとともに、育児と介護のダブルケアや貧困といった課題も顕在化してきています。子育て世代が地域とつながることができるような活動・イベント等の支援や、地域の子育て支援活動団体の支援など、地域ぐるみで子育てを支援するとともに、子育て支援の担い手を確保・育成することが重要です。
- 子育て支援活動団体がネットワークで結ばれるとともに、関係各機関が情報提供を行うなど、より充実した子育て支援が可能となる環境づくりが必要です。

③ 子どもの安全対策

- ニーズ調査の安心して子育てをするために地域で必要な取組として、小学生の保護者では「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止のための活動をする」が4割半ばで最も多く、また、子どもの安全を守るために重要だと思うことで、「通学路や子どもの遊び場（公園等）の安全対策（防犯灯や防犯カメラの整備による暗がりや死角の解消等）」が7割となっています。子どもや保護者が普段から地域とつながり、登下校時の見守りや通学路の安全点検など、地域ぐるみで子どもたちを見守る活動を充実させるとともに、安心して外出できる環境整備が求められています。

（４）特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

① 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援

- ニーズ調査の子どもを加減せず感情まかせにたたくことが“ある（「よくある」+「たまにある」）”は、就学前児童の保護者が1.7%、小学生の保護者が2.5%、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者が3.6%、児童育成手当を受給している世帯が4.1%となっています。
- 子どもが傷つくような言葉、存在を否定するような言葉を言うことが“ある（「よくある」+「たまにある」）”は、就学前児童の保護者が3.8%、小学生の保護者が9.2%、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者が8.8%、児童育成手当を受給している世帯が12.6%となっています。
- 子どもの言葉を無視し続けることが“ある（「よくある」+「たまにある」）”は、就学前児童の保護者が3.1%、小学生の保護者が3.2%、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者が5.1%、児童育成手当を受給している世帯が4.4%となっています。
- 全国的に児童相談所への児童虐待相談件数は増加しており、重篤な児童虐待事件も後を絶たず社会問題となっており、児童虐待防止対策の強化が喫緊の課題となっています。
- 北児童相談所及び子ども家庭支援センターにおける児童虐待受理件数も近年増加傾向にあ

ることから、児童相談所及び一時保護所の整備と併せて、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センターを複合化し、子どもに関する総合的な相談拠点として施設を整備するとともに、保護者が孤立しないよう切れ目のない相談支援体制を構築し、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図る必要があります。

② 障害等特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援

- 障害またはその疑いがあり、特別な配慮が必要とする子ども、また疾病等により医療的ケアを必要とする子どもについては、早期相談・早期療育が可能となり、あらゆる機会での支援につながるができるように、児童発達支援センターを中心に関係機関が連携していく必要があります。
- 特別支援教育において、北区では令和5年3月に「第四次北区特別支援教育推進計画」を策定し、障害種別に応じた特別支援学級の設置を進めるなどインクルーシブ教育システムの構築に向けた、特別支援教育の充実を進めています。今後も計画に基づく取組を行い、社会環境の変化などにも対応しながら推進していくことが必要です。
- 少子高齢化や核家族化の進展、担い手の減少に伴う共働き世帯の増加などにより、本来大人が担うとされる家事や家族の世話などを日常的に行い、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負う児童（ヤングケアラー）への支援が課題となっています。これらの子どもには「育ちや教育」に影響があるとされており、子どもの将来に向けた心身の健やかな育ちのためには、学校だけではなく関係機関等が連携し、適切な支援を行うことが求められています。
- ニーズ調査をみると、北区内において、家族の中にお世話をしている人がいると回答している割合は、小学6年生が6.4%、中学2年生が5.7%、高校2年生世代が2.7%となっています。お世話をしている人は、全学年で「きょうだい」が最も高く、お世話の内容は、全学年で「見守り」「食事（食事の準備や掃除、洗濯）」が高くなっています。

③ ひとり親家庭への支援

- ニーズ調査のひとり親世帯の困りごと・悩みをみると、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者、児童育成手当を受給している世帯ともに「子どものしつけ」「子どもの養育費（教育費など）」「生活費が不足した」が高くなっています。ひとり親家庭には、安心して子育てできるための支援や生活の場の整備、経済的自立のための就労支援、子どもの育成に十分な養育費の確保、自立を支援する経済的支援体制の整備などが重要です。親子が地域で安心して生活できる環境を整え、生活の安定と自立を促進することが必要です。
- ニーズ調査結果をみると、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者と児童育成手当を受給している世帯において、就労状況に大きな差は見られませんでした。しかしながら、就労や仕事のために希望する区からの支援をみると、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者は、「親が病気の時、一時的に子どもを預かってくれる」が最も高く、「仕事から帰宅するまでの間、子どもを預かって

くれる」「病気の子どもを預かってもらえる」が続いています。一方、児童育成手当を受給している世帯は、「相談が一か所でできる」が最も高く、「長期（2年以上）に渡って資格・技能の訓練を受講するときに、生活費の支援をする」「親が病気の時、一時的に子どもを預かってくれる」と続いています。他の選択肢の回答割合も踏まえると、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者は“仕事を続けるための支援”、児童育成手当を受給している世帯は、“仕事に就くための支援”を希望していることがうかがえます。ひとり親といってもその家庭環境はさまざまであることから、その家庭の状況に応じた必要な支援へと適切につなげていくことが求められます。

- ニーズ調査のひとり親を支援する区の事業の認知度をみると、「知らなかった」とする回答が多い事業が多々あることから、必要とする区民に届いてない可能性があります。必要とする人に情報が届くよう、情報発信の方法を改善する必要があります。
- 子ども食堂などの居場所の利用意向をみると、「今後利用したいと思う」が24.4%となっており、児童育成手当を受給している世帯では32.8%となっております。また、無料の学習支援制度の利用意向をみると、「今後利用したいと思う」が52.4%、児童育成手当を受給している世帯では51.7%となっています。家庭の事情等により孤食の常況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う団体への支援や、無料の学習支援事業等の推進が求められます。

④ 生活困窮家庭への支援

- 内閣府による調査結果(令和3年子供の生活状況調査の分析報告書)によると、「母子世帯」においては過半数以上が貧困の問題を抱えているということが明らかとなっております。
- ニーズ調査のひとり親世帯の困りごと・悩みをみると、児童育成手当を受給している世帯は、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者と比べて、「生活費が不足した」「子どもの養育費(教育費など)」がとも約20ポイント高くなっています。また、現在必要としていること、重要だと思う支援をみると、「子どもの就学にかかる費用の軽減」も同様の傾向となっていることから、児童育成手当を受給している世帯には、より経済的な支援が必要と考えられます。
- 家庭の事情に関わらず、必要な教育を受けることができる支援を進めるとともに、低所得世帯の子どもが将来低所得者になる可能性が高く、貧困から抜け出すことができないという貧困の連鎖を断ち切るため、経済的な負担を軽減する支援が求められています。

⑤ 多文化共生に向けた支援

- グローバル化が進む中、北区でも外国人住民は令和4年から令和5年にかけて大きく増加し、平成25年以降で最多となっており、子ども、保護者ともに言語や生活習慣の違いから悩みや困難を抱える人がいます。
- 日本語を母語としない子どもに対し、日本語の習得や、学校生活に適應するための支援を行うとともに、その保護者が安心して子育てができるように、妊娠・出産・子育てに関する情報の多言語化を推進する必要があります。また、区民に対しても多文化共生に関する

意識啓発・教育を推進する必要があります。

(5) 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

① ワーク・ライフ・バランスの理解促進

- 社会や経済情勢の変化に伴い、人々のライフスタイルや価値観の多様化が進んでいます。少子高齢化や女性の就労が進むなど、雇用環境も大きく変わっていく中で、男女の働き方や暮らし方の見直しが求められてきています。自分自身や家族との時間を大切にしつつ、仕事との両立を図るワーク・ライフ・バランスの重要性がますます求められています。
- ニーズ調査の子育てと仕事を両立するために希望する企業の取組は、調査種別により異なる結果となっていました。区民が個人のライフステージやニーズに応じた働き方を選択し、仕事と家庭生活、地域活動をバランスよく両立させることができるように、情報提供や意識啓発を引き続き進めていく必要があります。

② 働き方改革やワーク・ライフ・バランスに関する企業への働きかけ

- 就学前児童の保護者に対するニーズ調査の結果では、父親の育児休業の取得は19.0%で前回調査より13ポイント増加しています。また、厚生労働省「令和3年度雇用均等基本調査」の男性の育児休業取得率である14.0%を上回っています。その一方で、取得していない理由として「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が4割となっています。
- 25～39歳の区民ニーズ調査では、子育てと仕事を両立するために希望する企業の取組として「産前産後の休暇が十分にとれる制度」「子どもが満1歳になるまでの育児休業期間にある程度の給料保障がされる制度」「妊娠中の通勤・就労などに配慮した各種制度（時差出勤制度など）」が高くなっています。また、子どもを健やかに産み育てるために必要と思われることとして「出産や子育てのしやすい就労条件を促進する」が最も高くなっており、仕事と子育ての両立を図るための雇用環境や労働条件の整備が求められています。
- 北区で実施しているワーク・ライフ・バランスに向けた制度のさらなる周知を行いながら、企業へのワーク・ライフ・バランス、働き方改革への意識啓発を進め、仕事と家庭生活、地域活動等を調和させた豊かな暮らしを実現させることが求められます。

③性別による固定的な役割分担意識にかかわらず子育てを担う社会の推進

- ニーズ調査の子どもと関わる時間（平日）について就学前児童の保護者をみると、母親は「4時間以上」が6割半ばと最も高く、次いで「3時間くらい」が2割強、「2時間くらい」が1割弱となっています。その一方で父親は「2時間くらい」が2割強と最も高く、次いで「1時間くらい」「3時間くらい」がともに2割弱となっており、男女で費やす時間に大きな違いが見られることから、家事や育児を母親だけがこなす、いわゆる「ワンオペ育児」の家庭があることが推測されます。
- 令和4年4月から改正育児・介護休業法が順次施行され、「産後パパ育休」など男性の育児休業を促進する施策が始まりました。これにより男性の育児休業取得が進み、主体的に育児・家事に参加することが期待されます。性別による固定的な役割分担意識にかかわらず子育てを担う社会の推進に向けた各種講座等を充実させるとともに、子どもが固定的性別役割分担にとらわれないようなキャリア教育を進める必要があります。

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

すべての子どもが自分らしく輝き健やかに成長できるよう 子どもの育ちを支援するまち

- 北区基本構想では、「ともにつくる だれもが住みよい 彩り豊かな躍動するまち 北区」という将来像の実現に向け、3つの基本目標を掲げています。その中の基本目標2「世代を超えて互いに成長し 自分らしく輝き 健やかに暮らせるまち」では、子ども・子育て分野においては、子どもが自らの意見を自由に表明して、未来に夢や希望を抱きながら、心身ともにのびのびと成長することができるよう、すべての子どもの権利を尊重し、子どもの目線に立った支援体制をまち全体でつくり上げることが示されています。また、だれもが安心して充実した子育てができるよう、それぞれの家庭状況に寄り添った支援を推進する方針が提示されています。
- 本計画では、これらの方針を踏まえるとともに、子どもを主人公として位置づけ、「すべての子ども」が誰一人取り残されることなく成長できるよう「育ちを支援するまち」を目指します。

2 基本的な視点と基本方針

(1) 基本的な視点

すべての子どもの権利が保障され 「子どもの最善の利益」の実現を目指す

- 子育てをしている保護者への支援とともに、自ら育つ力を持っている子どもたちの力を引き出すための支援が必要です。これを進めるには、児童の権利に関する条約にもある「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を4つの柱とした、子どもの権利を保障することが重要であり、この子どもの権利の保障が、「子どもの最善の利益」へとつながっていきます。
- 北区では、子どもの権利の保障を基本的な視点とし、すべての施策を展開していきます。

(2) 基本方針

“子どもの成長”への支援

- 子どもが自らの意見を自由に表明して、未来に夢や希望を抱きながら、心身ともにのびのびと成長ができるよう、子どもの目線に立った支援を行っていきます。

“すべて”の子育て家庭への支援

- 誰もが安心して充実した子育てができるよう、すべての子育て家庭に寄り添った支援を推進します。

“まちぐるみ”での子育て支援

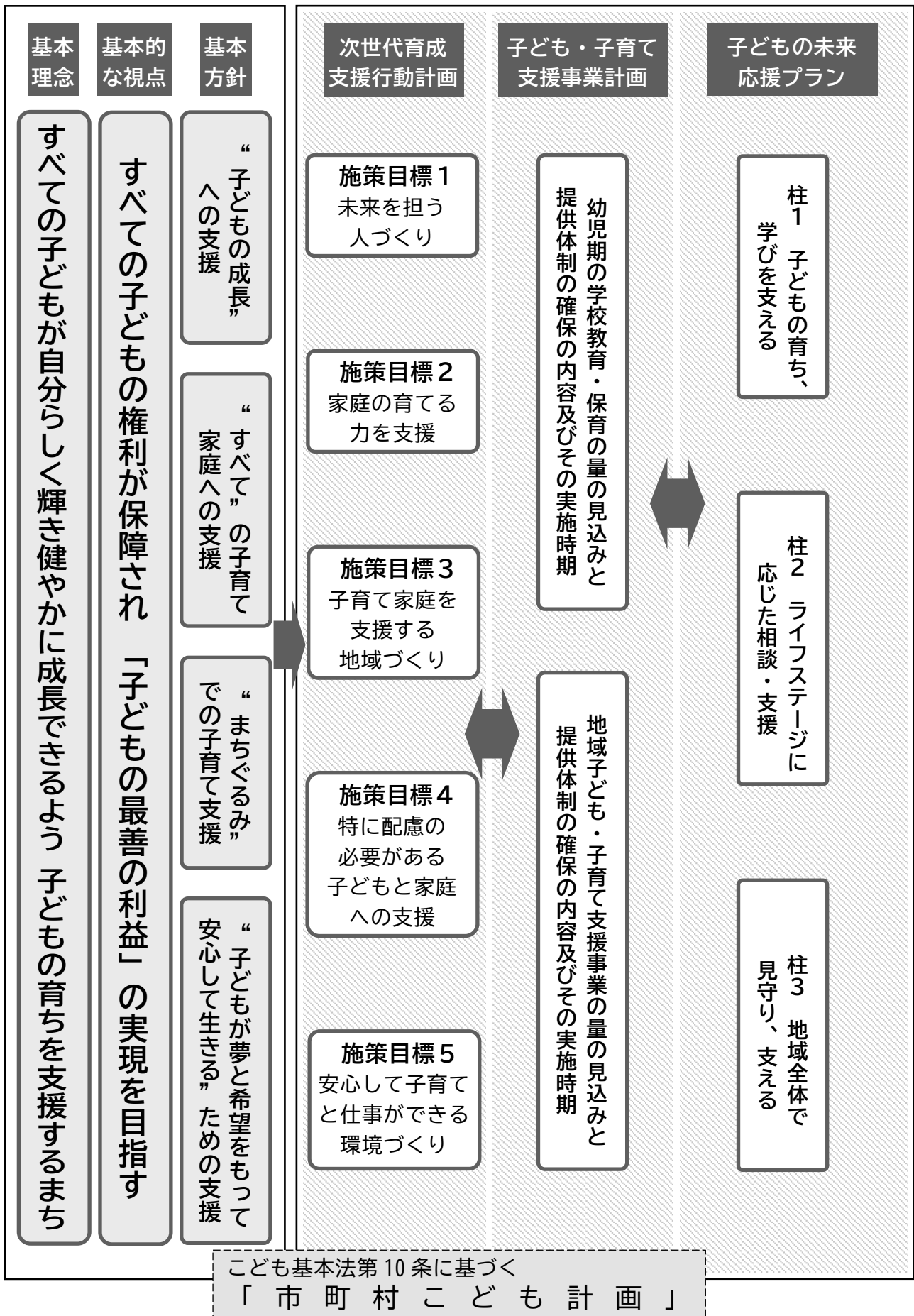
- 家庭・地域・学校の連携・協働を推進することにより、まちぐるみ（地域全体）で、将来の担い手となる子どもたちの健やかな成長や学びを支える環境づくりを促進します。

“子どもが夢と希望をもって安心して生きる”ための支援

- 北区のすべての子どもが、生まれ育った環境に関わらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるよう、それぞれの子育て家庭に隙間の無い支援を行っていきます。

3

北区子ども・子育て支援総合計画の体系



第4章 次世代育成支援行動計画

1 次世代育成支援行動計画の考え方

- 次代を担う子どもの健全な育成や地域における子育てしやすい環境の整備等に向けて、「北区子ども・子育て支援計画 2020」及び北区の子ども・子育てに関する現状を踏まえ、施策目標と個別目標を設定し事業を展開していきます。
- 基本的には既存計画の体系を踏襲し、すべての子育て家庭に寄り添った支援を推進していきます。

2 施策目標

○本計画の基本理念である「すべての子どもが自分らしく輝き健やかに成長できるよう 子どもの育ちを支援するまち」の実現をめざすため、5つの施策目標を設定しました。

施策目標1 未来を担う人づくり

- 次世代を担う子どもたちが、未来を切り開いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持てるよう、様々な自己実現の場と体験機会を提供するとともに、就学前教育や学校教育の場における子育て支援を図ります。
- 子どもの権利を保障し、「子どもの最善の利益」を実現するため、その権利擁護について広く周知、啓発を行うとともに、子どもの権利を守る仕組みの構築と体制の充実を図ります。
- 子どものこころとからだの健全な成長と社会的な自立のための支援、子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保を行います。

施策目標2 家庭の育てる力を支援

- 子どものより良い育ちを実現するために、子どもの成長や子育てに楽しみや喜びを感じられるような支援の充実を図ります。
- 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、多様で質の高い保育サービスの提供や相談・情報提供の充実、経済的負担の軽減策など、妊娠期から出産・子育て期に渡る切れ目のない支援を行います。
- 出産・子育てに不安をもつ保護者に対し「親育ち」の取組みを推進します。

施策目標3 子育て家庭を支援する地域づくり

- 地域の中で子どもが健やかに育つよう、子育てをまちぐるみで温かく見守る地域づくりを推進します。
- 保護者の不安や孤独感の解消に向けて、「孤育て」に陥りがちな保護者同士の仲間づくりの場や、保護者と子どもと一緒にゆっくり過ごすことができる場を提供するなど、地域における子育て家庭への支援を充実させます。
- 支援を必要とする人が様々な支援を受けながら自分らしく子育てができるように、それを支える団体やボランティアが共に子育て支援ができるネットワークを構築するとともに、地域活動への支援や人材の育成を推進します。
- 子どもを危険から守り、安心して子育てができる環境づくりを行うため、子どもの見守り等の安全を確保する活動、子育ての支援活動を促進します。

施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

- 子どもたちを誰一人取り残すことがないよう、困難を抱える子どもと家庭に対するきめ細やかで隙間のない支援の充実を図ります。
- 子どもへの虐待の未然防止、早期発見・早期対応への取組みを進めるとともに、様々な課題を抱える子どもや家庭への支援体制の強化を図るため、子ども・教育に関する総合的な相談・支援拠点の整備など体制の構築を進めていきます。
- また、障害等特別な支援の必要がある子どもと家庭、ひとり親家庭、生活困窮家庭への支援及び多文化共生に向けた支援を進めます。

施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

- より良い親子関係を形成し、子どもの育ちを支援するため、保護者が安心して子育てと仕事ができ、希望した形で子育てに向き合うことができる環境づくりを推進します。
- ワーク・ライフ・バランスへの理解・促進に努めるとともに、ライフステージにあわせた自分らしい多様な生き方ができるよう、働き方改革や、仕事と子育てを両立するための環境づくりを一層推進します。
- 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず子育てを担う社会の実現に向けた取組を推進します。

3 次世代育成支援行動計画の体系

施策目標	個別目標
施策目標1 未来を担う人づくり	(1) 就学前教育の充実
	(2) 教育の場における子育ての支援
	(3) 自己実現の場と体験機会の提供
	(4) 子どもの権利を守る仕組みの構築と体制の充実
	(5) こころとからだの健全な成長への支援
	(6) 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保
施策目標2 家庭の育てる力を支援	(1) 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実
	(2) 子育てに関する相談・情報提供の充実
	(3) 親育ちへの支援
	(4) 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援
	(5) 経済的負担の軽減
施策目標3 子育て家庭を支援する地域づくり	(1) 地域における子育て家庭への支援
	(2) 健やかに育ち、育てる地域活動の促進
	(3) 地域における子育てネットワークの育成・支援
	(4) 地域における子育て支援の担い手の育成
	(5) 子どもの安全を確保する活動の推進
施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	(1) 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援
	(2) 障害等特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援
	(3) ひとり親家庭への支援
	(4) 生活困窮家庭への支援
	(5) 多文化共生に向けた支援
施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり	(1) ワーク・ライフ・バランスの理解促進
	(2) 仕事と子育てを両立できる社会の推進
	(3) 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず子育てを担う社会の推進

【ページの見方】

① 施策目標 1 未来を担う人づくり

② (1) 就学前教育の充実

③ ◆主な取組

- 小学校就学時の環境の変化による不安や不適応を解消するため、幼稚園・認定こども園・保育園と小学校との連携・交流事業を実施します。また、小学校での学習や生活への理解を深めて円滑な接続を図るための取組を推進します。
- 質の高い幼児教育と多様化するニーズに応える保育を一体的に提供するとともに、未就学児童を有する家庭の子育て支援を図るため、既存の区立幼稚園を区立認定こども園に移行します。
- 質の高い教育・保育の充実に向けて、教職員に対する研修・研究活動の実施・支援を推進します。

④ 【主要事業】

⑤ No. 1 きらきら0年生応援プロジェクトの推進・充実 ID1-1-1 ★未来応援プラン ID1-1-1

⑥ ⑦ 教育政策課

⑧ ⑨

⑩

主な指標	現状(令和5年度)	目標(令和10年度)
①幼稚園・保育園・認定こども園と小学生との交流事業	⑪	⑫
②担任研修会	推進	推進
③小学校入学前子育てセミナーの開催		
④コーディネーターの派遣		

⑬ 【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
私立幼稚園協会への補助 【子ども未来課】 ID1-1-3	私立幼稚園協会の活動を補助することで、私立幼稚園相互の研修を充実させ、就学前教育の振興を図ります。	
保育施設の指導検査 【子ども未来課】 ID1-1-3	小学校就学前子どもの健全な発達に資することを目的に、区内にある特産教室、保育施設、地域型保育事業に対して、子ども ⑮ ⑯	⑰

- ① 施策目標名
- ② 個別目標名
- ③ この個別目標における「主な取組」の概要
- ④ 計画期間内に実施する事業のうち、主なものを「主要事業」として掲載
- ⑤ 主要事業の番号(通し番号)と事業名
- ⑥ 事業を管理する固有番号
- ⑦ 事業の担当課
- ⑧ 「子ども・子育て支援事業計画」における事業番号がある場合
⇒◎事業計画 ID〇-〇
- 「子どもの未来応援プラン」における事業番号がある場合
⇒★未来応援プラン ID〇-〇-〇
- ⑨ 事業の概要
- ⑩ 本事業の成果を図る「主な指標」
- ⑪ 「主な指標」の令和5年4月1日時点の状況(実績数値は令和4年度実績)
- ⑫ 「主な指標」の令和11年3月31日時点における目標値
- ⑬ 計画期間内に実施する事業のうち、「主要事業」以外の事業を掲載
- ⑭ 事業名、担当課、事業を管理する固有番号
- ⑮ 事業の概要
- ⑯ 「子ども・子育て支援事業計画」における事業番号がある場合
⇒◎ID〇-〇
- 「子どもの未来応援プラン」における事業番号がある場合
⇒★ID〇-〇-〇

施策目標 1 未来を担う人づくり

(1) 就学前教育の充実

◆主な取組

- 小学校就学時の環境の変化による不安や不適應を解消するため、幼稚園・認定こども園・保育園と小学校との連携・交流事業を実施します。また、小学校での学習や生活への理解を深めて円滑な接続を図るための取組を推進します。
- 質の高い幼児教育と多様化するニーズに応える保育を一体的に提供するとともに、未就学児童を有する家庭の子育て支援を図るため、既存の区立幼稚園を区立認定こども園に移行します。
- 質の高い教育・保育の充実に向けて、教職員に対する研修・研究活動の実施・支援を推進します。

【主要事業】

[教育政策課]

No. 1 きらきら0年生応援プロジェクトの推進・充実 ID1-1-1 ★未来応援プラン ID1-1-1

幼児期から小学校教育への架け橋期の教育の充実を図るために、「保幼小交流プログラム」及び「保幼小接続期カリキュラム」の幼児教育施設での活用を推進します。あわせて、保育士・教員の資質・能力の向上を図る研修の実施や幼稚園・認定こども園・保育園の園児と小学生との交流事業を実施します。

また、小学校入学を控えた子どもをもつ保護者を対象に、小学校入学前の準備や不安解消をテーマとした「小学校入学前子育てセミナー」を開催し、小学校生活への円滑な接続を図ります。

主な指標	現状（令和5年度）	目標（令和10年度）
①幼稚園・保育園・認定こども園の園児と小学生との交流事業	推進	推進
②担任研修会		
③小学校入学前子育てセミナーの開催		
④コーディネーターの派遣		

No. 2 区立認定こども園の設置・運営 ID1-1-2

◎事業計画 ID1-2

★未来応援プラン ID1-1-2

就学前教育・保育を実施する認定こども園を設置・運営し、質の高い幼児教育と多様化するニーズに応える保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担います。

主な指標	現状（令和5年度）	目標（令和10年度）
区立認定こども園の運営	1園運営	2園運営

[教育政策課・教育指導課・子ども未来課・保育課]

No. 3 教職員等への各種研修の充実 ID1-1-4

【幼稚園の教育活動の充実】

区立幼稚園の教員の研修や、研究活動を通して就学前教育の充実を図ります。また、私立幼稚園における教員の研修・研究活動に対し、補助金を交付します。

【保育園職員等各種研修】

保育の質の向上のため、保育園職員等（私立認可保育所等含む。）を対象とした各種研修を実施します。

主な指標	現状（令和5年度）	目標（令和10年度）
①区立幼稚園教員を対象とした担任研修 ②私立幼稚園教員の研修・研究活動への助成 ③保育園職員等を対象とした各種研修	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
私立幼稚園協会への補助 [子ども未来課] ID1-1-3	私立幼稚園協会の活動を補助することで、私立幼稚園相互の研修を充実させ、就学前教育の振興を図ります。	
保育施設の指導検査 [子ども未来課] ID1-1-5	小学校就学前子どもの健全な発達に資することを目的に、区内にある特定教育・保育施設、地域型保育事業に対して、子ども・子育て支援法に基づく指導検査を実施しています。	

(2) 教育の場における子育ての支援

◆主な取組

- 児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をバランスよく育むために、創意工夫を生かした多様な教育活動を展開していきます。
- 通学区域の重なる幼稚園、小学校、中学校がグループ（サブファミリー）で、連携・協力体制をとりながら交流事業や研究事業に取り組むことにより、サブファミリーを基盤とする育ちや学びの連続性を踏まえた事業を展開し、学校・家庭・地域の教育力の向上をめざします。
- ICTを活用した学びの充実や学校ICT環境整備と校務情報化など教育DXを推進します。
- 外国人留学生と生活を共にし、様々な活動を共に行う取組や、ホームステイによる相互交流等を通して、自国及び世界の伝統・文化への理解を深めるとともに、英語力や国際社会における基礎的・実践的コミュニケーション能力を育成します。
- SDGsの考え方や17の目標内容を意識した教育活動の充実を図ります。
- 教員の質の向上を図るとともに、働きやすい環境整備に取り組みます。

【主要事業】

[教育政策課]

No. 1 サブファミリーによる特色ある教育の推進 ID1-2-5

区内12の中学校区内にある区立小・中学校、幼稚園・認定こども園、それぞれを一つのサブファミリーとし、区立小学校と幼稚園・認定こども園、保育園との連携を深めた、サブファミリーを基盤とする一体的で、育ちや学びの連携性を踏まえた教育活動を展開します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
学校ファミリーの日の活動	推進	推進

※都の北学園（義務教育学校）の表記について

この計画において、都の北学園（義務教育学校）の前期課程（1年生～6年生）は区立小学校に、後期課程（7年生～9年生）は「区立中学校」にそれぞれ含まれます。

[学び未来課]

No. 2 教育DXの推進 ① ICTを活用した学びの充実 ID1-2-7

教育活動において、1人1台端末「きたコン」及びソフトウェアを効果的に活用し、児童・生徒の情報活用能力の育成を図りながら、全ての子どもたちの可能性を引き出す教育の実現を目指します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
1人1台端末の活用の推進	推進	推進

②教員のICT活用指導能力の向上 ID1-2-8

教員のICTに関する指導力向上に向けた取り組みを推進します。また、児童・生徒の個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、プログラミング及び情報モラル教育の推進、情報活用能力の育成を図ります。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①情報モラル教育の充実 ②プログラミング教育の推進 ③ICT支援員の体制拡充 ④きたコン活用ガイドブック の活用及び実践 ⑤教員のICT研修の充実	拡充・推進	推進

[学び未来課]

③学校ICT環境整備と校務情報化の推進 ID1-2-9

計画的な保守・更新やソフトウェアの充実による学校ICT環境の整備に取り組むとともに、校務デジタル化等のICT活用による業務の効率化を図ります。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①学校ICT環境整備 ②校務支援システムのクラウド化及び教員用端末との統合に向けた検討 ③教育データの利活用の推進	推進	推進

[学校支援課]

No. 3 国際理解教育の推進

①イングリッシュキャンプ事業 ID1-2-10

★未来応援プラン ID1-2-5

区立中学校2年生の全生徒が、豊かな自然環境の中で、外国人留学生と生活を共にし、様々な活動を行うことで、自国及び世界の伝統・文化への理解を深め、英語力や国際社会における基礎的・実践的コミュニケーション能力を育成します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
イングリッシュキャンプ	推進	推進

②中学校生徒海外交流事業 ID1-2-11

アメリカ合衆国・ウォルナットクリーク市のセブンヒルズスクールの生徒とのホームステイによる相互交流を通して、互いの国の生活、自然や文化、風俗や習慣に触れることにより、国際親善に貢献しようとする意欲や、国際理解を深める態度を育みます。

また、本場の英語に慣れ親しみながら、語学力、コミュニケーション能力、表現力、主体性、自律性、協働性など、グローバル社会において自力で歩みを進め、責任をもって進むべき方向を自分で見いだす生きる力を育成します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
ホームステイによる相互交流	推進	推進

③英語が使える北区人事業 ID1-2-12

★未来応援プラン ID1-2-6

区立小・中学校へ外国人の外国語指導助手（ALT）を配置し、児童・生徒の英語に触れる機会を積極的に増やすとともに、児童・生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成するなど、外国語教育の推進を図ります。

また、高い専門性を有する外国語教育アドバイザーによるチームを編成し、区立小・中学校の巡回を通して指導・助言を行うほか、授業観察に基づく具体的なアドバイスや研修等を行い、小学校から中学校への外国語教育の円滑な接続と外国語教育の質の向上を目指します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
外国語指導助手（ALT）の配置	推進	推進

④英語スピーチコンテストの実施と体験型英語学習の充実 ID1-2-12②

児童・生徒が授業で習得した英語技能を積極的に表現できる場として、区立小・中学校においてスピーチコンテストを実施するとともに、各学校代表者によるスピーチコンテストを実施します。また、体験型施設の活用など児童・生徒が実際に英語を使った体験活動を行うことで、英語を使う楽しさを感じさせるとともに、英語学習の意欲向上を図ります。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
英語スピーチコンテストの実施 英語を使った体験活動	-	推進

No. 4 SDGsの達成に向けた教育の充実 ID1-2-15

SDGs（持続可能な開発目標）主要課題における基礎学力の保証や特別支援教育等、持続可能で質の高い教育の充実に努めるとともに、「持続可能な社会の創り手」の育成を見据えながら、環境や人権、国際理解教育等をはじめ、SDGsの考え方や17の目標内容を意識した教育活動の推進・充実に図ります。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
教科等（社会、理科、生活科、総合的な学習の時間）と関連付けた学習指導	実施	推進

[教育指導課・学校支援課・教育政策課・学び未来課]

No. 5 教員の指導力向上に資する研修の充実と学校における働き方改革の推進 ID1-2-18

児童・生徒と信頼関係を構築し、可能性を最大限に引き出す教員の指導力を養うとともに、学習指導要領や授業改善に資する新たな指導方法の習得や、様々な教育課題に対処できる知識を効率的に学べるように、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を踏まえた、北区研修体系に基づく職層・経験・役割に応じた教員研修の充実に図ります。

「北区立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、タイムレコーダーを活用した勤務管理をはじめ、長時間勤務者等への面接指導、ICT等を活用した事務改善や業務見直し、学校を支える人員体制の充実、部活動の負担軽減、学校法律相談の実施、教員に関わる人事制度等に関する国・東京都に対する働きかけなどの教員の勤務環境の改善と長時間勤務の解消に資する取組を推進します。また、学校の私会計で管理している給食費の会計処理を区に集約する公会計化や、教材費等の学校徴収金の管理業務について、教員の負担軽減に向けた具体的な取組を検討し、推進を図ります。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①教員の指導力向上	推進	推進
②学校における働き方改革		

No. 6 北区ゆかりの偉人を学ぶ事業 ID1-2-20

令和2年度に区独自で作成した北区ゆかりの偉人である渋沢栄一翁に関する副読本を活用し、区行政の整備や社会事業に大きく寄与した功績等を学ぶことを通して、地域の誇りと愛着の心を育みます。

また、芥川龍之介氏やドナルド・キーン氏をはじめ、北区にゆかりのある偉人について、田端文士村記念館や令和8年度に開設予定の（仮称）芥川龍之介記念館と連携した取組を推進するとともに、ドナルド・キーン氏から寄贈があった書籍、絵画の中央図書館での展示、各種公開講座等を通じて学ぶ機会の充実を図ります。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①渋沢栄一翁の副読本の活用 ②ドナルド・キーンコレクション（寄贈資料）コーナーの設置	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
学力フォローアップ教室 [教育指導課] ID1-2-1	区立小学校3～6年生を対象に、放課後補習を実施し、小学校で習得すべき学力を小学生のうちに身に付けることで、中学校教育への円滑な接続を図ります。	★ID1-2-1
学力パワーアップ事業 [教育指導課] ID1-2-2	基礎・基本の学力定着と向上を図るため、区立小・中学校に「学級経営支援員」を配置し、学級経営全般を支援するとともに、「学力パワーアップ講師」を配置し、児童・生徒一人ひとりに行き届くきめ細かな指導を実践します。	★ID1-2-2
教育アドバイザーの活用 [教育指導課] ID1-2-3	数学科・理科・外国語科について高い専門性を有する教育アドバイザーが、区立小・中学校を巡回し、教員の授業を観察し、その授業に関する指導・助言をすることにより、主体的・対話的で深い学びにつながる教員の授業力の向上を図ります。	★ID1-2-3
小中一貫教育の推進 [教育指導課] ID1-2-6	北区の教育が抱える諸課題の解決に資することを目的し設置する北区初の義務教育学校（施設一体型の小中一貫校）「都の北学園」の開校にあたり作成した「学校運営カリキュラム」を検証・再編成し、活用を図ることで、北区全体の小中一貫教育のさらなる向上を図ります。	

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
スーパーサイエンススクール [生涯学習・学校地域連携課] ID1-2-13	小学生・中学生・高校生を対象に、自然科学分野の最先端の研究にふれ、また実験・実習やものづくりを通して科学・技術の面白さを体で感じることできる、専門的な科学学習の機会を提供します。	★ID1-2-7
理科大好きプロジェクト [教育指導課] ID1-2-14	児童・生徒の理科に対する興味と関心を高めるとともに、観察・実験等を通じて理科の面白さや楽しさを実感できる機会を提供するため、包括協定締結大学であるお茶の水女子大学との連携により、区立小・中学校の理科授業における実験支援や実験教室等を実施します。 また、区立小・中学校の全校に理科支援員を配置し、理科の観察や実験の充実を図ります。	
海洋教育の推進 [教育指導課] ID1-2-14②	お茶の水女子大学サイエンス&エデュケーション研究所の協力を得て、SDGsの目標 14「海の豊かさを守ろう」も見据えながら、海に対する関心や、海の環境保全に主体的に関わろうとする態度を育成します。	
魅力ある学校図書館づくり事業 [教育指導課・中央図書館] ID1-2-16	児童・生徒が本をより身近に感じ、意欲的な学習活動や読書活動につなげられるよう、本の知識が豊富な学校図書館指導員の配置、読み聞かせや学校図書館内の整備を支援するボランティアの協力、学校図書館システムによる蔵書管理など、学校図書館にかかる環境整備の充実を図ります。また、児童・生徒の読解力や国語力を高めるため、学校において読み聞かせ活動や読書講演会を実施します。	
検定料補助事業 [教育指導課] ID1-2-17	児童・生徒の学習意欲の向上とともに、義務教育修了時までには達成が求められる国語・数学・英語の基礎的な知識や技能の確実な定着を図るため、区立小・中学校に通う児童・生徒を対象に各種検定料を全額補助します。	
子どもの貧困問題の理解促進のための教職員等研修の実施 [教育指導課・子ども未来課] ID1-2-19	日頃から子どもと接する教職員、保育士、幼稚園教諭、児童館・学童クラブのスタッフ等が、子どもの貧困問題についての理解を深め、子どものサインを見逃さず、適切な支援や対応につなぐスキルを高めるための研修を実施します。	★ID1-2-8

(3) 自己実現の場と体験機会の提供

◆主な取組

- 子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むために、自然や文化芸術とのふれあいなど、様々な体験活動の機会を充実させます。
- 子どもたちの自立や社会に貢献する喜びの実感のため、地域活動やボランティア活動、区政に関わる活動を含めた幅広い社会参加の機会を、地域や学校等と連携して提供します。
- 子ども一人ひとりの社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育を推進するとともに、起業を将来の職業選択肢の1つとして意識してもらうための取組等を充実させます。

【主要事業】

[教育指導課]

No. 1 キャリア教育の推進 ID1-3-6

★未来応援プラン ID1-2-9

子ども一人ひとりの社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な能力を身に付け、自分が自分として生きることを実現させていく児童・生徒を育てます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①キャリア教育	推進	推進
②職場体験		

[産業振興課]

No. 2 起業家精神の醸成 ID1-3-8

区内の学生を対象に、起業を将来の職業選択肢の一つとして意識してもらうため、起業家や経営者による講演会を実施します。

また、起業体験ワークショップを開催し、事業計画の検討から決算まで起業についてワークショップ形式で体験しながら学び、将来の起業家を育成します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
起業家講演会	推進	推進
起業体験ワークショップ		

No. 3 【子どもの意見表明・社会参加の機会】**①中学生モニター・高校生モニター ID1-3-15**

<中学生モニター>

モニター会議・施設見学を毎年度実施し、中学生の意見・要望・提案を聴き区政運営の参考にします。また、中学生の社会参加の契機づくりを行います。

<高校生モニター>

モニター会議を隔年で実施し、高校生の意見・要望・提案を聴き区政運営の参考にします。また、高校生の社会参加の契機づくりを行います。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①中学生モニター会議	推進	推進
②高校生モニター会議		

②小学生との区政を話し合う会 ID1-3-16

小学生との区政を話し合う会を毎年度実施し、小学生の区政に対する意見・要望・提案を把握します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
小学生との区政を話し合う会の開催	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
子ども文化教室 [地域振興課] ID1-3-1	小学生から高校生を対象に、北区にゆかりのある芸術家等の協力を得ながら、伝統文化を体験・会得する教室を実施し、子どもの頃から本物の文化芸術に親しむ機会を充実させます。	
伝統工芸出張体験講座 [産業振興課] ID1-3-2	北区の未来を担う子どもたちに日本の伝統文化やものづくりの面白さを学んでもらうため、区内小学校や児童館で出張体験講座を行い、伝統工芸に関する知識や作品づくりの体験指導に取り組んでいます。	
児童ダンス☆演劇教室 [地域振興課] ID1-3-3	主に小学生を対象に、ダンス・発声・芝居等のトレーニングを通じて、円滑なコミュニケーションや運動能力、表現力などを伸ばすことをめざします。	
スクールコンサート [地域振興課] ID1-3-4	小中学生や就学前児童を対象に学校の体育館などで演奏会等を行い、鑑賞の機会を設け間近に触れることにより、文化芸術を楽しむ豊かな時間の体験やきっかけづくりを図ります。（希望園で実施）	

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
輝く☆未来の星コンサート [地域振興課] ID1-3-5	東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校の協力により、北区の子どもたちとのジョイントコンサートや同校生徒による室内楽コンサートを行うことにより、子どもたちの豊かな心を育てるとともに、将来、文化芸術をめざすきっかけづくりや親しむ機会の提供を図ります。	
北区中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業 [多様性社会推進課] ID1-3-7	中学生・高校生が、将来あらゆる分野の職業にチャレンジできるよう、職業選択の一つの機会として、様々な職業分野で活躍している方を講師派遣します。その仕事を選択した理由・向き合う姿勢等について講演してもらい、女子生徒の将来の職域拡大を図るとともに、男子生徒の意識啓発も行います。	★ID1-2-10
環境学習 [北区清掃事務所] ID1-3-10	環境にやさしい社会を創るには、ごみ減量とリサイクルの推進が重要です。幼少期にリサイクルやごみの分別の体験等を通じて学ぶ機会を提供するため、保育園・小学校等に清掃事務所職員が出向いて環境学習を実施します。	
こどもエコクラブ [環境課] ID1-3-11	子どもたちが主体となって、地域の中で楽しみながら長く続けられるような環境活動、環境学習を行う機会を提供し、支援します。	
環境大学事業 [環境課] ID1-3-12	幼児から各発達段階において講座を開発・開講します。講座には観察や実習を組み込むことで体感的理解を深め、将来的には講座受講者が若年層の環境教育に携わることができるようなカリキュラムを構成します。	
省エネ道場 [環境課] ID1-3-13	座学や工作などの体験を通して、楽しく遊びながら環境について学ぶことができる機会を提供します。	
子どもに対する 3R 啓発活動 [リサイクル清掃課] ID1-3-14	区内の小学生とその保護者向けに例年エコツアー（リサイクル施設などの見学会）を開催します。環境学習用啓発冊子「わたしたちができること」を作成し、区内小学校などの環境学習で活用していきます。	

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
体験活動充実に向けた宿泊事業の実施 [学校支援課] ID1-3-17	区立小・中学校の児童・生徒が、自然の中で様々な体験・交流活動が経験できるよう、宿泊事業（移動教室・夏季施設）を実施します。 ・小学校4年生 移動教室 ・小学校5年生 自然体験教室 ・小学校6年生 日光高原学園 ・中学校1年生 岩井臨海学園 ・中学校2年生 イングリッシュキャンプ	★ID1-2-11
夏休みわくわくミュージアム講座 [飛鳥山博物館] ID1-3-18	小中学生とその保護者を対象に、夏休み期間中にさまざまな体験講座を開催し、昔の知恵や工夫を知る機会とします。	
【トップアスリートによるスポーツ教室等】 ①トップアスリート直伝教室 [スポーツ推進課] ID1-3-19	ナショナルトレーニングセンターや競技団体等と連携を図り、小中学生を対象にトップアスリートの技術や競技経験を活かした各種スポーツ教室を開催し、スポーツの楽しさや継続することの大切さを体得させることをめざします。	
②キッズアスレティックス [スポーツ推進課] ID1-3-20	オリンピック出場選手らの専門指導員を小学校に招聘し、「跳ぶ」「投げる」「走る」の三要素を基本とした運動能力向上プログラム、「キッズアスレティックス」を小学校単位で実施します。	
③スポーツコンダクター [スポーツ推進課] ID1-3-21	スポーツの楽しさや努力することの大切さを学んでもらうことを目的に世界で活躍するトップアスリートを保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校に派遣し、講演やスポーツ教室を実施します。	



(4) 子どもの権利を守る仕組みの構築と体制の充実

◆主な取組

- 子どもが権利の主体としての自覚を持ち、その権利が保障されるよう、子どもの権利擁護に関する普及啓発活動を大人、子どもの双方に向けて発信します。
- 子どもの権利擁護委員を設置するとともに、子どもの権利保障の状況等に関して審議等を行う体制を整備します。

【主要事業】

[子ども未来課]

No. 1 子どもの権利保障に係る普及啓発の実施 ID1-4-1

小中学生のほか、地域で子どもに関わる大人を対象とした出前講座を実施します。

また、乳幼児親子向け、小学校低学年・高学年、中高生、大人向けの対象別に表現を合わせた普及啓発用 Web ページの制作等による普及啓発を実施します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①子どもの権利保障に係る普及啓発の出前講座	—	推進
②普及啓発用 Web ページの制作・運用		

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
子どもの権利擁護委員の設置 [子ども未来課] ID1-4-2	子どもの権利の侵害に関することについて相談に応じ、助言や支援を行う子どもの権利擁護委員を設置します。	
子ども権利に関する委員会の設置 [子ども未来課] ID1-4-3	子どもの権利保障の状況等に関して審議等を行う子どもの権利に関する委員会を設置します。	
【子どもの意見表明・社会参加の機会】 ①中学生モニター・高校生モニター [区長室] ID1-4-4 (再掲 ID1-3-15)	<p><中学生モニター></p> <p>モニター会議・施設見学を毎年度実施し、中学生の意見・要望・提案を聴き区政運営の参考にします。また、中学生の社会参加の契機づくりを行います。</p> <p><高校生モニター></p> <p>モニター会議を隔年で実施し、高校生の意見・要望・提案を聴き区政運営の参考にします。また、高校生の社会参加の契機づくりを行います。</p>	

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
②小学生との区政を話し合う会 [区長室] ID1-4-5 (再掲 ID1-3-16)	小学生との区政を話し合う会を毎年度実施し、小学生の区政に対する意見・要望・提案を把握します。	
子どもの意見を代弁するアドボカシーの推進 [子ども未来課・児童相談所開設準備担当課] ID1-4-6	子どもの意見をくみ取り代弁するため、子どもアドボカシー(子どもが声を上げることをサポートする活動)を推進します。また、子どもの意見を代弁するアドボケイトを適切に配置します。	



(5) こころとからだの健全な成長への支援

◆主な取組

- 子どもたちの社会性や創造力を育み、健やかな成長の支援につながる、魅力ある遊びの環境整備を行います。
- ナショナルトレーニングセンター等と連携を図り、トップアスリートによるスポーツ教室等を開催し、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲及び能力を育成します。
- 子どものインターネット依存（ネット・スマホ依存）やゲーム依存の未然防止のため、学校教育の場でスマートフォン等の正しい利用方法を伝えるとともに、保護者に対しての啓発を行い、子どもの健やかな心身育成を図ります。
- 「北区いじめ防止条例」及び「北区いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見と適切な対処、再発防止の徹底を図ります。
- 不登校児童・生徒に対し、個々の状況に応じた支援を行い、多様な教育機会の確保を図ります。
- 性の多様性に向けての正しい理解と知識の普及啓発を行います。
- 子ども・若者の社会的自立に向けた支援等の取組を行います。
- 学校保健を推進するとともに、学校給食を活用した食育の取組の充実を図ります。

【主要事業】

[子ども未来課]

No. 1 プレーパーク事業 ID1-5-1

子どもたちが自分の意思と責任で自由に遊ぶことを通じて、自主性や創造性を育むことを目的とした外遊びができる、プレーパーク事業を市民活動団体と協働して推進していきます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
プレーパーク事業	推進	推進

[教育指導課]

No. 2 人権教育の推進 ID1-5-4

区立小・中学校において人権教育の全体計画や年間指導計画に基づき、児童・生徒の発達の段階に応じて人権尊重の意義・内容、重要性に関する指導を進めることで、自分の大切さとともに、多様な考えや意見を認め、一人ひとりを大切にする教育の推進を図ります。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
人権教育研修	推進	推進

No. 3 メディアコントロール ID1-5-9

児童・生徒のインターネット依存（ネット・スマホ依存）、ゲーム依存の未然防止のため、学校教育の場でスマートフォン等の正しい利用方法を伝えるとともに、保護者に対する啓発を行い、依存症の未然防止に努めます。

また、小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒に対し、健全育成やネットトラブル等の未然防止を図るため、きたコンやスマートフォンの使い方のルールを配布するとともに、ホームページでも公開します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
SNS 北区ルール配付（小学4年生・中学1年生）	推進	推進

[教育指導課]

No. 4 いじめを見逃さない取組の徹底 ID1-5-10

「北区いじめ防止条例」及び「北区いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを見逃さず、未然防止、早期発見と適切な対処、再発防止の徹底を図ります。また、関係機関と連携を図るため、「北区いじめ問題対策連絡協議会」を設置するほか、学識経験者や関係機関の代表者等による「北区いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめ防止等の対策の推進を図ります。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①北区いじめ問題対策連絡協議会の開催	推進	推進
②北区いじめ問題対策委員会の開催		

[教育総合相談センター]

No. 5 不登校児童・生徒に対する個々の状況に応じた支援 ID1-5-14

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行を踏まえ、不登校児童・生徒に対する個々の状況に応じた支援として、「校内別室指導員配置事業」を実施するとともに、多様な学びの場や居場所の確保を図っていきます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①校内別室指導員配置事業 ②多様な学びの場、居場所の検討・整備	①実施 ②検討・整備	推進

No. 6 女性のための LINE 相談 ID1-5-18

学校や家庭等に関する悩みを抱えた児童・生徒からの相談に LINE で対応します。

主な指標	現状値（令和 5 年度）	目標値（令和 10 年度）
LINE 相談事業	推進	推進

[多様性社会推進課]

No. 7 性の多様性への理解促進 ID1-5-19

性の多様性についての正しい理解と知識の普及啓発のため、区民向けに講座の実施やパンフレットの配布を行うとともに、相談体制の充実を図ります。また、LGBTQ+またはそうかもしれない児童・生徒の居場所を提供するため交流会を開催します。

主な指標	現状値（令和 5 年度）	目標値（令和 10 年度）
①性の多様性理解のための啓発事業 ②区民向け啓発リーフレット等の発行 ③にじいろ電話・法律相談 ④交流会の開催	推進	推進

[学校支援課・教育指導課]

No. 8 学校保健、学校給食・食育の充実 ID1-5-26

児童・生徒が生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力の育成を目指し、学校教育活動全体を通じた保健教育の充実に取り組むとともに、多様化する児童・生徒の健康課題に対応するため、学校保健会や学校医等との連携により、健康相談の充実や健診情報の活用、保健組織活動等の推進に取り組み、学校保健の推進を図ります。

また、児童・生徒や保護者が望ましい食習慣と知識を身に付けられるよう、各校の食育推進計画に基づく食育指導の充実を図るとともに、学校給食に地場産物・有機農産物等を活用する取組など、学校給食を活用した食育の取組の充実を図ります。

主な指標	現状値（令和 5 年度）	目標値（令和 10 年度）
学校保健、学校給食・食育の充実	推進	推進

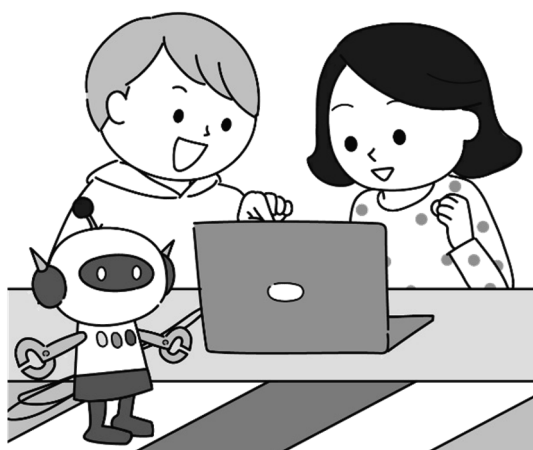
【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
家庭教育力向上プログラム [学び未来課・生涯学習・学校地域連携課・教育指導課・中央図書館・子ども未来課] ID1-5-2	子どもたちの健やかな育ちの基盤となる家庭教育力の向上を図るため、「生活習慣の形成」「家庭学習の定着」「親子きずなづくり」の家庭教育における3つの課題に対応した事業を展開します。 (具体的な取組) ①家庭教育学級に関する講座・事業の推進 ②PTA活動支援 ③家庭教育力の向上、生活習慣の確立に向けた支援事業の推進 ④子どもの読書活動の推進 ⑤親育ちサポート事業 ⑥メディアコントロール(「SNS北区ルール」「きたコン使用ルール」の配布) ⑦「北区版家庭学習のすすめ」の配布	★ID1-2-12
児童館での小学生対応事業 [子どもわくわく課] ID1-5-3	児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、日常活動、クラブ活動、行事活動等を行い、地域の子どもを心身ともに健やかに育成していきます。	★ID1-3-1
【トップアスリートによるスポーツ教室等】 ①トップアスリート直伝教室 [スポーツ推進課] ID1-5-5 (再掲 1-3-19)	ナショナルトレーニングセンターや競技団体等と連携を図り、小中学生を対象にトップアスリートの技術や競技経験を活かした各種スポーツ教室を開催し、スポーツの楽しさや継続することの大切さを体得させることをめざします。	
②キッズアスレティックス [スポーツ推進課] ID1-5-6 (再掲 1-3-20)	オリンピック出場選手らの専門指導員を小学校に招聘し、「跳ぶ」「投げる」「走る」の三要素を基本とした運動能力向上プログラム、「キッズアスレティックス」を小学校単位で実施します。	
③スポーツコンダクター [スポーツ推進課] ID1-5-7 (再掲 1-3-21)	スポーツの楽しさや努力することの大切さを学んでもらうことを目的に世界で活躍するトップアスリートを保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校に派遣し、講演やスポーツ教室を実施します。	

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
北区×ヴェルディ体力向上プロジェクト [教育指導課] ID1-5-8	北区と「スポーツの推進及び連携に関する協定」を締結している東京ヴェルディ及び日テレ・東京ヴェルディベレーザとの連携による区立幼稚園・認定こども園、小・中学校でのプログラムの実施により、児童・生徒にスポーツの楽しさや魅力を伝えながら、健康・体力の向上や運動習慣の定着を図ります。	
いじめ相談ミニレター [教育総合相談センター] ID1-5-11	いじめ相談ミニレターを区立小・中学校の児童・生徒に配布し、教員や保護者にも相談できない児童・生徒からの悩みごとや心配ごとの相談を受け、解決にあたります。	
北区サポートチーム [教育指導課] ID1-5-12	区立小・中学校の児童・生徒の生活指導上における個別の問題について、必要に応じて警察、児童相談所、子ども家庭支援センター等、複数の関係機関の担当者が連携して北区サポートチームを編成し、問題の解決を図ります。	
ホップ・ステップ・ジャンプ教室（適応指導教室） [教育総合相談センター] ID1-5-13	様々な原因で学校に行けない児童・生徒に対して学校以外の学びの場を提供しています。	★ID1-2-13
教育相談の実施 [教育総合相談センター] ID1-5-15	児童・生徒の学習上・生活上の悩みや学校生活に関する保護者からの相談を受け付けています。いじめに悩む児童・生徒には、専用ダイヤルやいじめミニレターにて対応しています。また、区立小・中学校の児童・生徒に配付している一人台端末「きたコン」を活用し、「まなびポケット」のメッセージ機能を利用し、教育総合相談センターの心理士等へ相談できる「子ども相談ポスト事業」を実施しています。	★ID1-2-14
子どもと家庭の支援員（学校と家庭の連携推進事業） [教育総合相談センター] ID1-5-16	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、学校長の指揮監督の下、主に登校時の家庭訪問による児童・生徒及びその保護者への相談・助言を行います。	★ID1-2-15
WEBQU の実施 [教育指導課] ID1-5-17	区立小・中学校の児童・生徒全員を対象に WEBQU（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）を実施し、学校生活での満足度と意欲、学級集団の状況を確認し、いじめや不登校などの早期発見に努めます。	

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
心と体を守るための性教育の実施 [教育指導課] ID1-5-20	学校における性教育について、学習指導要領の内容を全ての児童・生徒に確実に指導するとともに、性情報の氾濫等の現代的な課題を踏まえ、中学校における産婦人科医等（外部講師）による授業の実施を推進することで、児童・生徒が生命の尊さや性暴力が及ぼす影響などを正しく理解し、自分や相手、一人一人を尊重する態度や生命を大切にする考え方などの育成を図ります。	
デート DV についての啓発 [多様性社会推進課] ID1-5-21	デート DV についての啓発リーフレットを配布します。また、出前講座として、区内中学校・高校に出向き、デート DV 講座を実施します。	
児童養護施設等を退所する子どもを応援する取り組み [子ども未来課・児童相談所開設準備担当課・子ども家庭支援センター・住宅課] ID1-5-22	国や東京都の動向や役割分担に留意しながら、児童養護施設等を退所する子どもを応援する取り組みを検討します。	★ID1-4-1
キャリア教育の推進 [教育指導課] (再掲 1-3-6) ID1-5-22②	子ども一人ひとりの社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な能力を身に付け、自分が自分として生きることを実現させていく児童・生徒を育てます。	★ID1-2-9
起業家精神の醸成 [産業振興課] (再掲 1-3-8) ID1-5-22③	区内の学生を対象に、起業を将来の職業選択肢の1つとして意識してもらうため、起業家や経営者による講演会を実施します。 また、起業体験ワークショップを開催し、事業計画の検討から決算まで起業についてワークショップ形式で体験しながら学び、将来の起業家を育成します。	
困難を抱えやすい若者の就労支援事業への誘導強化 [産業振興課・生活福祉課] ID1-5-23	高校を中途退学したり無業等の状態にある若者が就職につながるよう、ハローワークや赤羽しごとコーナー、北区くらしとしごと相談センターなどの関係機関と連携を図りながら、若者の就労支援事業への誘導強化の取り組みを検討します。	★ID1-4-2

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
赤羽しごとコーナー [産業振興課] ID1-5-24	ハローワーク王子と共同で開設している職業相談・職業紹介窓口。 就職支援アドバイザーを週2回配置し、相談者に応じた就職に関する助言・指導、就職に関する情報提供、応募書類の書き方及び面接指導等を行います。	★ID1-4-3
北区くらしとしごと相談センター（生活困窮者自立支援事業） [生活福祉課] ID1-5-25	生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、包括的な相談支援を行い、就労支援、住居確保給付金、家計相談支援、就労準備支援など自立に向けた支援を行います。	★ID1-4-4



(6) 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

◆主な取組

- 小・中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを派遣するなど、専門家が子どもたちの抱える問題を受け止め、関係機関が連携し、解決に取り組めます。
- 子どもセンター・ティーンズセンター（児童館）や放課後子ども総合プランにおいて、子どもたちの安全・安心な居場所を確保するとともに、地域と連携した多彩な交流活動を展開します。
- 子どもに関する総合的な相談拠点としての複合施設を整備し、児童相談行政のさらなる充実・強化を図ります。

【主要事業】

[教育総合相談センター]

No. 1 スクールカウンセラーの配置 ID1-6-2

★未来応援プラン ID2-5-1

児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを区立小・中学校全校に配置し、悩みを抱える児童・生徒への相談・支援を行います。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
スクールカウンセラーの配置	区立小・中学校全校に1名以上配置	推進

[教育総合相談センター]

No. 2 スクールソーシャルワーカーの配置拡充 ID1-6-3

★未来応援プラン ID2-5-2

児童・生徒が抱えるいじめや不登校、家庭環境等の様々な課題の未然防止や早期発見、早期支援のため、スクールソーシャルワーカーの配置を全中学校区に各1名へと拡充し、学校や児童・生徒の生活圏内の社会資源との連携した支援の充実を図ります。更に、区独自で全中学校区に各1名を配置しているスクールカウンセラーとの連携によるサブファミリー単位の支援体制を構築することで、地域における一体的かつ継続的な支援の充実を図るとともに、スーパーバイザーの配置によりスクールソーシャルワーカーの資質向上を図ります。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①スクールソーシャルワーカーの配置拡充	①推進	①拡充
②サブファミリー単位の支援体制の構築	②-	②推進

**No. 3 放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の
推進・情報発信** ID1-6-5

★未来応援プラン ID1-3-2

「放課後子ども教室」「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」の放課後対策事業を一体的におこない、小学校を会場として子どもたちの安全・安心な居場所を提供します。放課後や土曜日、長期休業期間に、自由遊びのほか、勉強やスポーツ、地域住民との交流等の活動をとおして大勢の大人や他学年の児童とふれあうことにより、子どもたちの社会性や協調性を育む取組の充実を図ります。

わくわく☆ひろばの事業内容や取組、活動内容については、保護者会や各実行委員会において積極的に発信し、地域との連携を推進します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①わくわく☆ひろば	推進	推進
②学童クラブ		

[子どもわくわく課]

No. 4 子どもセンター・ティーンズセンターへの移行 ID1-6-9

◎2-2

★未来応援プラン ID1-1-3
(1-3-4)

児童館を乳幼児親子の居場所機能を中心とした子どもセンターと中高生世代の居場所となるティーンズセンターとして整備し、子育て支援と子育て支援にかかる事業の充実を図るとともに、中高生世代の自己実現の場や社会体験の機会を提供し、地域と中高生世代をつなぐ場としての機能の充実を図ります。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
子どもセンター・ティーンズセンターへの移行	検討	推進

[児童相談所開設準備担当課]

No. 5 子ども・教育に関する複合施設の整備 ID1-6-10

児童福祉法等の一部改正により、特別区が、児童相談所を設置できるようになったことを踏まえ、児童相談所・一時保護所の整備とあわせて、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センター等、子ども・教育に関わる総合的な相談拠点を一体的に整備します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
子ども・教育に関する複合施設	整備	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
専門相談事業（子ども家庭支援センター心理相談） [子ども家庭支援センター] [ID1-6-1]	子育て中の親が抱える養育不安や児童虐待のおそれなどを軽減または解消するため、児童や保護者に対し臨床心理士が相談に応じます。	
コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 [生涯学習・学校地域連携課・教育指導課] [ID1-6-4]	学校・保護者・地域が連携・協働し、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」の更なる推進を図るため、保護者や地域が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」と地域全体で子どもたちの成長を支える「地域学校協働活動」の一体的推進に向けた新たな体制づくりと運営方法を検討し、区立小・中学校全校への導入に向けた取組を推進します。	★ID2-5-4
学童クラブ巡回指導 [子どもわくわく課] [ID1-6-6]	特別な配慮を必要とする児童への対応として、必要に応じて児童の状況を学校と情報共有するほか、心理の専門職による巡回指導を推進します。	
学童クラブ、わくわく☆ひろばの学習支援の充実 [子どもわくわく課] [ID1-6-7]	地域や包括協定締結大学の学生ボランティアなどの協力を得ながら、学童クラブやわくわく☆ひろばにおける学習支援の充実に向けた取組を検討します。	★ID1-3-3
子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業 [子ども未来課] [ID1-6-8]	家庭の事情等により、家で子どもだけで過ごすことが多く、孤食の常況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業（子ども食堂）を実施する NPO やボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部を補助することにより、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを支援します。	
児童館・児童室での中高生対応事業 [子どもわくわく課] [ID1-6-11]	児童館を地域の中高校生の居場所として提供し、児童館運営のボランティア・次世代を担う人材として中高校生を育成します。	★ID1-3-5

施策目標 2 家庭の育てる力を支援

(1) 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実

◆主な取組

- 令和5年4月時点で保育園・学童クラブにおける待機児童・生徒は解消された状況ではあるが、地域ごとの保育サービスや学童保育のニーズを引き続き分析し、必要に応じた対応を検討します。
- 保護者の様々な就労形態に伴う多様化するニーズに柔軟に対応できるよう、多様な保育サービス・子育て支援サービスの提供体制を充実させます。
- 保育の質の向上に向けて、研修の充実や保育人材の確保支援等、保育事業者・保育士への支援に取り組みます。

【主要事業】

[子ども未来課]

No. 1 保育所待機児童解消 ID2-1-1

◎事業計画 ID1-1

★未来応援プラン ID1-1-4

令和5年4月期の保育園入所における待機児童は解消された状況ではあるが、地域ごとの保育ニーズを引き続き分析し、必要に応じた対応を検討します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
保育所定員	9,762人	9,831人

[子どもわくわく課・子ども未来課]

No. 2 放課後児童健全育成事業（学童クラブ） ID2-1-2

◎事業計画 ID2-11

★未来応援プラン ID1-3-6

就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に、遊びと生活の場を提供することにより健全な育成を図ります。また、待機児童は解消された状況ではあるが、定員拡大に関する施設整備を計画的に推進します。小学校3年生までは学童クラブで、4年生以上は放課後子ども総合プランの一般登録で対応します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）定員	3,845人	3,965人

No. 3 保育の質の向上に向けた取組 ID2-1-3

保育所職員等（私立認可保育所等含む）を対象とした各種研修を充実させ、職員の資質や専門性の向上を図り、法に基づく指導検査とともに、園長経験者等による巡回指導チームを編成し、事故防止や保育士支援等を目的とした施設巡回指導を充実させ、より一層の保育の質の向上を図ります。保育の質の向上のため、保育事業者に対し、保育人材の確保・定着を図るための各種支援を行います。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①保育所職員等を対象とした各種研修	拡充・推進	拡充・推進
②施設巡回指導		
③保育事業者に対する支援策		

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
認可保育園 [保育課] ID2-1-4	国が定めた基準を満たした施設で、保育の必要性のある0～5歳までのお子さんに対して保育を行います。	
地域型保育事業 [保育課] ID2-1-5	区が施設・運営基準を定め、民間事業者が設置・運営している施設で保育の必要性のある0～2歳までのお子さんに対して保育を行います。	
認証保育所 [保育課] ID2-1-6	大都市の特性に着目し、東京都が独自に設けた基準により0～2歳までのお子さんに対して保育を行います。	
家庭福祉員 [保育課] ID2-1-7	保育士等の資格を持つ者が、0～2歳までのお子さんに対して、家庭的な雰囲気の中、自宅などで保育を行います。	
乳幼児ショートステイ事業 [子ども家庭支援センター] ID2-1-8	保護者が病気、出産や出張等の理由により、0～2歳未満の乳幼児を一時的に養育することが困難になった場合に、乳児院で必要な養育を行います。また、虐待の恐れやリスク等がみられる場合には、乳幼児を養育し、生活指導並びに発達及び行動の観察を行うとともに、保護者の支援を行います。	
子どもショートステイ事業 [子ども家庭支援センター] ID2-1-9	保護者が病気、出産や出張等の理由により、一時的に児童を養育することが困難になった場合に、児童養護施設で必要な養育を行います。また、虐待の恐れやリスク等がみられる場合には、児童を養育し、生活指導並びに発達及び行動の観察を行うとともに、保護者の支援を行います。	◎ID2-6

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
一時預かり保育事業 〔保育課〕 ID2-1-10	利用要件を問わず、一時的に児童の養育ができない場合に、保護者にかわって保育園で保育します。	◎ID2-8
私立幼稚園の預かり保育 〔子ども未来課〕 ID2-1-11	私立幼稚園において、通常の実施時間の前後や長期休暇中にお子さんを預かります。	
緊急保育事業 〔保育課〕 ID2-1-12	保護者が傷病・出産等で緊急に児童を保育できなくなった場合に、保育園で一時的に保育します。	
延長保育 〔保育課〕 ID2-1-13	長時間保育を必要とする保護者のニーズに対応するため、延長保育を実施します。	◎ID2-9
休日保育事業 〔保育課〕 ID2-1-14	保護者が就労等で休日に児童の養育ができない場合に、保育園で保育を実施します。	
年末保育事業 〔保育課〕 ID2-1-15	保護者が就労等で年末に児童の養育ができない場合に、保育園で保育を実施します。	
夜間保育 〔保育課〕 ID2-1-16	おおむね午前11時～午後10時までの11時間保育を基準として、夜間の保育需要に応えます。	
病児・病後児保育（施設型） 〔保育課〕 ID2-1-17	病中または病気の回復期にあつて、集団保育が困難な児童を対象に、医療機関や保育所等で保育を行います。	◎ID2-10
ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） 〔保育課〕 ID2-1-18	一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、利用料金の一部を助成します。 また、病中における施設往來の負担に配慮した居宅訪問型の病児・病後児保育利用者への保育需要にも応えます。	

(2) 子育てに関する相談・情報提供の充実

◆主な取組

- 子育てや教育について、身近なところで相談できる体制と、専門的な相談につなげる仕組みを整えるとともに、各機関が連携し適切な相談支援を行います。
- 子どもに関わる総合的な相談拠点として、児童相談所の整備にあわせ、子ども家庭支援センターや児童発達支援センター、教育総合相談センター等の機能を一体的に整備します。
- 子育てに対する不安を解消するため、多様な媒体を活用した子育てに関する情報発信の充実を図ります。

【主要事業】

[健康推進課・子ども家庭支援センター]

No. 1 利用者支援事業 ID2-2-1

◎事業計画 ID2-1

★未来応援プラン ID2-5-5

子ども及びその保護者、または妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①特定型	4か所（※）	4か所（※）
②母子保健型	※子ども家庭支援センター1か所（特定型）、王子・赤羽・滝野川の各健康支援センターの3か所（母子保健型）	※子ども家庭支援センター1か所（基本型）、王子・赤羽・滝野川の各健康支援センターの3か所（母子保健型）

[健康推進課・子ども家庭支援センター]

No. 2 伴走型相談支援 （はぴママたまご面接・はぴママひよこ面接） ID2-2-2

★未来応援プラン ID2-5-6

育児不安の軽減や虐待の予防を目的に、はぴママたまご・ひよこ面接をはじめとして、関係機関と連携し、相談や情報提供などを通じて、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を推進します。

健康推進課健康支援センターでは、すべての妊婦を対象に母子健康手帳交付時、保健師等がはぴママたまご面接を実施し、相談や支援プランの策定を行います。子ども家庭支援センター及び児童館・子どもセンターでは、生後6か月までの子どもの保護者を対象に、はぴママひよこ面接を実施し、情報提供等を行います。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①はぴママ・たまご面接	推進	推進
②はぴママ・ひよこ面接		

No. 3 子ども・教育に関する複合施設の整備 ID2-2-4 (再掲 ID1-6-10)

児童福祉法等の一部改正により、特別区が、児童相談所を設置できるようになったことを踏まえ、児童相談所・一時保護所の整備とあわせて、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センター等、子ども・教育に関わる総合的な相談拠点を一体的に整備します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
子ども・教育に関する複合施設	整備	推進

[子ども未来課]

No. 4 子育て情報の提供・発信の充実 ID2-2-9 ★未来応援プラン ID2-5-9

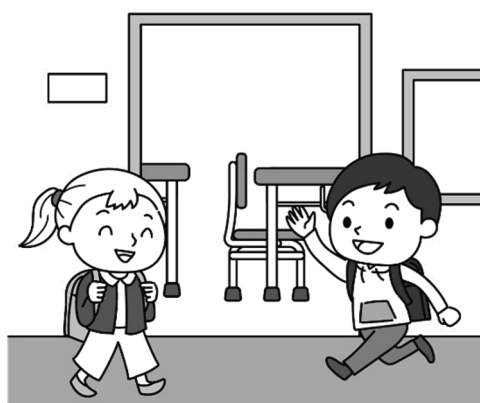
子育てに関する情報発信の中心的な役割を果たす子育て応援サイト“きたハピ”及び“きたハピモバイル”において、北区の子育てに関する情報発信の充実を図るとともに、利用登録者増加の取組を継続することで、より多くの子育て世帯に情報を届けます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
きたハピ登録	12,580件	20,000件

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
子ども家庭支援センター事業 [子ども家庭支援センター] ID2-2-3	子どもと家庭の総合相談、子ども家庭在宅サービス、乳幼児親子の居場所づくり等を実施し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。また、児童虐待の通告窓口として、関係機関と連携して早期発見・早期対応に努めます。	◎ID2-2
子育てガイドブックの発行 [子ども未来課] ID2-2-5	出産前から就学前までのお子さんをお育てしている家庭を対象として、出産及び育児に関する不安を軽減するために、子育てに関する各種施策及び公共施設を案内する情報誌として、子育てガイドブックを作成し、子育て福袋に封入するとともに、関係施設で配布します。	★ID2-5-7
「子どもたちの育つ姿 家庭版」の発行 [子ども未来課] ID2-2-6	在宅で子育てしている家庭や就学前の子どもがいる家庭への支援の一環として、子どもの成長の目安として接し方や考え方の参考として活用できるように「子どもたちの育つ姿 家庭版」を作成し、子育て福袋に封入するとともに、関係施設で配布します。	

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
子育て福袋の配付 〔子ども未来課〕 ID2-2-7	母子健康手帳の交付時に、子育てガイドブック、子どもたちの育つ姿(家庭版)等を入れた「子育て福袋」をお渡ししています。	
子育て支援情報配信メール・LINE 〔子ども未来課〕 ID2-2-8	保育園の空き情報及び子どもに関する講座やイベントの開催情報、区で行っている主に乳幼児がいる家庭を対象とした事業の案内などを、毎月10日に区のホームページを通じて登録した希望者にメールまたはLINEで配信します。	★ID2-5-8



(3) 親育ちへの支援

◆主な取組

- 出産や子育てに不安を持つ保護者が孤立することなく、また楽しく自信を持って子育てができるよう、子育て中の保護者が気軽に集い、情報交換や仲間づくりを通じて、自分にあった子育ての仕方を学ぶことができる場を提供し、「親育ち」への取組を推進します。
- 子どもセンター（児童館）、保育園、健康支援センター、子ども家庭支援センター等、区民にとって身近な場所で、子育てに関する講座や講習会等を実施します。
- 子育てに関して学ぶ場を提供する民間の活動や、保護者同士の仲間づくり活動・学び合い活動を支援します。

【主要事業】

[健康推進課]

No. 1 出産育児講座（はぴママ学級） ID2-3-1

妊娠から産じょく期間中の生活及び育児に関する知識を習得するとともに、地域での子育て仲間を作ることを目的に実施します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
はぴママ学級	推進	推進

[子ども未来課]

No. 2 親育ちサポート事業 ID2-3-3

乳幼児を育てる親を対象に、参加者同士が抱えている悩みや関心ごとを共有し、協力しながら自分に合った子育ての仕方を共に学ぶ、親育ちサポート講座「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム（NP プログラム）」などを実施することで、親がいきいきと自信を持って子育てができるよう支援します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
NP プログラム	推進	推進

[子どもわくわく課]

No. 3 乳幼児クラブ活動 ID2-3-5

子どもセンター（児童館）で、親子で楽しみながら、体操、工作、リズム遊びなどを行う乳幼児クラブ活動を実施し、乳幼児親子の交流や仲間づくりの活動を推進します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
乳幼児クラブ活動	延べ参加人数 68,595人	延べ参加人数 71,000人

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
地域育て合い事業 [保育課・子どもわくわく課] ID2-3-2	地域での総合的な子育て支援の拡充を図るため、併設または近隣に設置されている子どもセンター（児童館）・保育園において、子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業、まちぐるみの子育て支援事業を実施します。	★2-5-18
(仮称)赤ちゃん学級(両親学級) [健康推進課] ID2-3-4	産前の妊婦とそのパートナーを対象に育児不安の軽減を図るため、出産・育児に係る講座を実施します。	



(4) 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援

◆主な取組

- 妊娠、出産、子育ての各時期に保健師等による助言や母子保健サービス、子育て支援サービスを利用できるように継続的かつ包括的に、切れ目のない支援を行います。
- 子どもセンター（児童館）、保育園等、身近な場所で気軽に相談できる体制を整えるとともに、専門的な相談が必要な場合には子ども家庭支援センター等につなげる体制を推進します。

【主要事業】

[健康推進課]

No. 1 妊産婦健康診査等 ID2-4-1

◎事業計画 ID2-3

★未来応援プラン ID2-5-10

妊婦に対して、委託医療機関において妊婦健康診査（最大14回まで）、妊婦超音波検査（最大1回）、妊婦子宮頸がん検診（最大1回）を公費負担により実施します。産婦については乳児健康診査時に健診を実施することで、母子ともに安全安心な出産ができるよう支援を推進します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
妊婦健康診査等	妊婦検診延べ 31,914人 産婦健診 2,811人	妊婦検診延べ 38,852人 産婦健診 3,367人

[健康推進課]

No. 2 伴走型相談支援（妊娠後期支援） ID2-4-3

★未来応援プラン ID2-5-11②

出産・育児等の見通しを立てるため、妊娠後期に行うアンケートに基づく面談等やその後の情報発信、随時の相談受付等を実施することにより、妊娠の届時から妊婦・子育て世代に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぎます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
伴走型相談支援（妊娠後期支援）	—	推進

No. 3 伴走型相談支援（妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業）
ID2-4-4

◎事業計画 ID2-4

★未来応援プラン ID2-5-12

保健師や助産師が妊婦・産婦の健康管理のための訪問を実施します。また全戸訪問を実施し、新生児の発育・発達・育児等の助言指導を行い、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。さらに、支援が必要な家庭に対しては、継続的なフォローを実施し、適切なサービスに結び付けるなど、地域の中で子どもが健やかに育成することを支援していきます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
乳児家庭訪問人数	延べ2,213人	延べ2,681人

No. 4 乳幼児健康診査（3～4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児）
ID2-4-8

★未来応援プラン ID2-5-14

健康支援センター・委託医療機関にて集団・個別で健診を行います。専門職による育児・栄養・心理・歯科保健相談も行います。また育児支援の相談や情報提供を図り、早期に対応します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
乳幼児健康診査	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
妊婦歯科健康診査 [健康推進課] ID2-4-2	妊娠中の虫歯や歯周病のリスク軽減のため、希望者に歯科医師による歯科健診や歯科衛生士による歯みがき指導等を実施します。	★ID2-5-11
産後デイケア事業 [健康推進課] ID2-4-5	出産後の母子への心身のケアや育児サポートをしている民間団体・助産院が実施する、産後デイケアの取組に対して支援をします。	
産後ショートステイ事業 [健康推進課] ID2-4-6	産後ケア実施施設に宿泊し、産後の母体の回復や不安解消、自宅での育児に困らないための育児技術の習得を支援します。	
安心ママパパヘルパー事業 [子ども家庭支援センター] ID2-4-7	産前1ヶ月前から3歳になる前日までの子どもがいる家庭に対し、支援者の不在時にヘルパーを派遣し日常的な家事支援・育児支援を行い、産前産後のサポートの充実を図ります。	★ID2-5-13

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
乳幼児健康診査の未受診者や子育て支援サービス等を利用しない家庭への働きかけ、支援の検討 [子ども家庭支援センター] ID2-4-9	乳幼児健康診査の未受診者や子育て支援サービス等を利用しない子どもや家庭の状況把握や支援について、更なる検討を行います。	★ID2-5-15
乳幼児歯科保健相談 [健康推進課] ID2-4-10	特に2歳児を対象として、希望者に歯科医師による歯科健診や予防処置を実施するとともに、歯の生えてきた乳児には歯みがき教室を実施します。	★ID2-5-16



(5) 経済的負担の軽減

◆主な取組

- 幼児教育・保育の無償化に加え、区立小中学校及び幼稚園・認定こども園に係る給食費無償化を実施し、保護者の負担軽減の取組を行います。
- 子育てファミリー層の定住化を促進するため、より良い環境への住み替えや親元近居にかかる転居費用を助成します。
- 0歳から高校3年生相当の年齢までの子どもに係る保険診療適用の医療費を、区が全額助成します。

【主要事業】

[学校支援課]

No. 1 学校給食費保護者負担軽減事業（学校給食費の無償化） ID2-5-1

区立小・中学校給食費の無償化を実施し、保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童・生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために望ましい栄養量を満たした学校給食を安定的に提供していきます。

また、アレルギー等の事情により、学校給食を喫食できない児童・生徒の保護者に対し、学校に持参する弁当の経費を補助します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
区立小・中学校給食費の無償化	推進	推進

[学校支援課・子ども未来課]

No. 2 幼稚園・認定こども園の給食費無償化 ID2-5-2

保護者の経済的負担を軽減するため、幼稚園・認定こども園に通う児童の給食費無償化（給食費相当額の補助）を実施します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
幼稚園・認定こども園の給食費無償化	推進	推進

No. 3 都立特別支援学校在籍児童生徒給食費補助 ID2-5-2②

都立特別支援学校（小学部及び中学部）に通う児童生徒の保護者（北区在住）の経済的負担を軽減するため、給食費を補助します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
都立特別支援学校在籍児童生徒給食費補助	推進	推進

[住宅課]

No. 4 ファミリー世帯の定住促進
①ファミリー世帯転居費用助成 ID2-5-5

18歳未満の子ども（18歳に達してから最初の4月1日を迎えていない子を含む。）を2人以上扶養・同居し、区内に1年以上居住している世帯が、最低居住面積水準以上かつ、転居前より広い区内民間賃貸住宅に住み替える場合に、転居費用の一部（礼金と仲介手数料の合算額）を助成します（上限30万円）。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
ファミリー世帯転居費用助成	19件	20件

[住宅課]

②親元近居助成 ID2-5-6

子育てや介護等を共助しあうため、北区内に住む親世帯に近居して、住宅を取得するファミリー世帯に対し、取得時の登記費用の一部を助成します（上限20万円）。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
親元近居助成	35件	70件

[子ども未来課]

No. 5 子ども医療費助成 ID2-5-8

★未来応援プラン ID2-6-2

0歳から高校3年生相当の年齢（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、子育て支援に資するため、子どもの医療費自己負担額（保険診療分）を助成します。（都・区制度）

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
子ども医療費助成	推進	推進

No. 6 区独自の給付型奨学金制度の創設 ID2-5-11

若者層の定住化と大学等の進学に伴う経済的負担の軽減を目的とした、北区独自の給付型奨学金制度を創設し、意欲ある若者の学びを応援し、定住化の促進を図ります。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
区独自の給付型奨学金制度	-	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
私立幼稚園等入園祝金交付事業 〔子ども未来課〕 ID2-5-3	私立幼稚園または区が指定する幼稚園類似の幼児施設に幼児を通わせる保護者に対し、初年度に祝金を交付します。	
保育園、幼稚園等の保育料の負担軽減 〔学校支援課・子ども未来課・保育課〕 ID2-5-4	令和元年度から開始された幼児教育・保育の無償化と併せ、令和5年10月からは多子世帯の負担軽減を目的として第2子保育料を無償化しました。所得状況等に応じた保育料設定や子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の保育料の負担軽減、認証保育所等の保育料の一部補助等を行います。	★ID1-1-5
外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金 〔子ども未来課〕 ID2-5-10	外国人学校に幼児、児童及び生徒を通学させている外国人の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、補助金を支給します。	★ID1-2-23
児童手当の支給 〔子ども未来課〕 ID2-5-7	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を図るため、子どもを養育している者に対して手当を支給します。（国制度）	★ID2-6-1
未熟児養育医療助成 〔健康推進課〕 ID2-5-9	母子保健法に基づき、出生後、速やかに処置を講ずる必要がある未熟児に対し、必要な医療の給付を行います。	★ID2-5-17

施策目標3 子育て家庭を支援する地域づくり

(1) 地域における子育て家庭への支援

◆主な取組

- 安心して子育てできるように、子どもセンター（児童館）等の子育て世代が集う支援拠点における交流事業や講座、相談窓口等の充実を図り、「孤育て」に陥りがちな親とのつながりを強化します。
- 幼稚園や保育園が、在宅児を含めた子育て家庭に対し、地域に根ざした子育て支援施設として子育てに関する情報や交流の場を提供します。
- 地域住民が子育て家庭を支援する、ファミリー・サポート・センター事業等の利用しやすい環境を整えます。
- 地域における子育て仲間づくりを支援するため、満1歳児の親子を地域の子どもセンター（児童館）等に招き、月ごとにお祝い会を実施します。

【主要事業】

[学校支援課・子ども未来課・保育課]

No. 1 在宅児・未就園児への地域子育て支援活動 ID3-1-3 ★未来応援プラン ID2-5-19

区立幼稚園・こども園で、在園児及び地域の未就園児の保護者に対して、子育てに関する相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会の提供、幼稚園未就園児の体験入園などを実施して、地域の子育てを支援します。なお、私立幼稚園においては、園庭開放や未就園児向けの交流事業を実施しています。

保育園においては、ふれあい給食、育児相談など、近隣に居住している子どもとの交流事業を実施します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①（区立幼稚園・こども園）未就園児の会	全園で実施	全園で実施
②（保育園）地域との交流事業		

No. 2 ファミリー・サポート・センター事業 ID3-1-5

◎事業計画 ID2-7

保育園・学童クラブの送迎など、保護者の都合等でお子さんの育児ができないとき、「サポート会員」がお子さんを預かって育児支援を行います。実施にあたり、サポート会員の確保と人材の育成を図り、事業のさらなる周知や、会員が互いに利用しやすい事業となるよう取組を推進します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
サポート会員によるサポート活動	未就学児 延べ4,142人 就学児 延べ3,259人	未就学児 延べ6,394人 就学児 延べ5,024人

[子ども未来課]

No. 3 みんなでお祝い輝きバースデー事業 ID3-1-6

★未来応援プラン ID2-5-20

地域における子育て仲間づくりを支援するため、満1歳児の親子を地域の児童館、児童室、子どもセンターに招き、月ごとにお祝い会を実施します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
お祝い会の開催	推進	推進

[子どもわくわく課]

No. 4 子どもなんでも窓口 ID3-1-8

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実のため、全児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）で子ども・子育てに関してなんでも問い合わせ等のできる窓口を設置し、母子保健との連携など体制の充実を図ります。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
子どもなんでも窓口	全児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）で実施	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
子育てひろば事業 [子どもわくわく課・子ども家庭支援センター] ID3-1-1	地域の子育て家庭に対して、つどいの広場を提供し、子育て相談事業をはじめとした、総合的な子育て支援施策を推進します。	

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
地域育て合い事業 [子どもわくわく課・保育課] ID3-1-2 (再掲 ID2-3-2)	地域での総合的な子育て支援の拡充を図るため、併設または近隣に設置されている子どもセンター(児童館)・保育園において、子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業、まちぐるみの子育て支援事業を実施します。	★ID2-5-18
保育園における地域交流活動事業 [保育課] ID3-1-4	子育てに関する情報や体験の共有が行われるよう交流の場や機会を提供し、地域の特性に応じた幅広い活動を実施します。	
2歳児のための幼稚園入園準備・情報交換会(児童館) [子ども未来課] ID3-1-7	幼稚園に入園した子どもの保護者を児童館へ招き、次年度以降に幼稚園入園を予定している2歳児の保護者との情報交換・交流会を実施します。	★ID2-5-21
専門相談員(臨床心理士)による子育て相談事業(児童館) [子どもわくわく課] ID3-1-9	児童館に専門相談員(臨床心理士)を配置し、子育てに関する相談を行います。 また、ZOOM アプリを活用し、オンライン相談も行います。	★ID2-5-22
子育て応援とうきょうパスポート [子ども未来課] ID3-1-10	子どもや子育て家庭が利用しやすい店舗やサービスなどの充実を図るため、区内の店舗や施設等に対して「子育て応援とうきょうパスポート事業」の活用を促すとともに、子育て家庭に向けた情報発信を行います。	

(2) 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

◆主な取組

- 身近な子どもセンター（児童館）・保育園等にて、相談、サークル支援、交流促進、在宅乳幼児支援、地域におけるネットワークづくり等の総合的な子育て支援を行います。
- 子ども食堂など特色のある地域の団体やボランティアの活動を支援し、協働による事業に取り組みます。
- 地域ぐるみの子育てを推進するため、地域で活動する子育て支援団体等と、支援を必要とする家庭をつなげる体制を推進します。
- 地域で活動する各団体同士が情報交換や連携を図るとともに、子どもの健全育成や安全を確保する活動への支援を推進します。

【主要事業】

[地域振興課]

No. 1 協働による地域づくりの推進 ID3-2-1

★未来応援プラン ID3-7-1

(地域づくり応援団事業)

NPO やボランティア団体などが自主的に企画、実施する公共活動を支援します。

(政策提案協働事業)

NPO、ボランティア団体等の先駆性、創造性、専門性及び柔軟性を活かした事業の提案を募集し、提案された事業を、提案した団体の主体的な関わりの下で区との協働によるまちづくり事業を進め、多様で豊かな地域社会の実現を推進します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①地域づくり応援団事業	推進	推進
②政策提案協働事業		

[子ども未来課]

No. 2 子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業 ID3-2-2

(再掲 ID1-6-11)

家庭の事情等により、家で子どもだけで過ごすことが多く、孤食の常況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業（子ども食堂）を実施するNPOやボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部を補助することにより、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを支援します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
子ども食堂への助成	19 団体	24 団体

No. 3 子ども食堂等ネットワークによる
子どもの見守り体制強化事業 ID3-2-4

★未来応援プラン ID1-3-7

子ども食堂及びフードパントリーの開設・運営支援、子ども食堂ネットワーク等を活用した団体同士・団体と支援者（寄付希望者やボランティア希望者等）の連絡調整の推進について、北区社会福祉協議会に委託し、子どもの居場所の拡充を図ります。

また、子ども食堂・学習支援教室・フードパントリーと社会福祉協議会との間で、見守りや支援が必要と思われる子どもやひとり親家庭等に関する情報連携が円滑に行われ、適切な支援につなげるためコーディネートを行い、地域における子どもの見守り体制の強化を図ります。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
地域における子どもの見守り体制の強化	推進	推進

No. 4 フードパントリー支援事業 ID3-2-5

子育て中の生活困窮世帯を対象に、食料の提供及びそれぞれの生活状況に応じて必要な支援へつなげる事業を実施する団体に対し、運営経費の一部として補助金を交付し、団体の事業継続を図ります。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
フードパントリー実施団体への助成	推進	推進

No. 5 青少年地区委員会活動推進事業 ID3-2-6

区内各地区において、伝統や環境などの特性を生かして、スポーツ、野外活動などの余暇活動や地域環境浄化活動、非行防止に関する活動などの青少年地区委員会が取り組む活動を支援し、青少年の健全育成を図ります。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
青少年地区委員会活動推進事業	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
地域育て合い事業 [子どもわくわく課・保育課 ID3-2-7 (再掲 ID2-3-2) (再掲 ID3-1-2)]	地域での総合的な子育て支援の拡充を図るため、併設または近隣に設置されている子どもセンター(児童館)・保育園において、子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業、まちぐるみの子育て支援事業を実施します。	★ID2-5-18
青少年委員活動の充実 [生涯学習・学校地域連携課 ID3-2-6②]	教育委員会が委嘱した委員が、青少年の余暇指導と団体育成の職務にあたりるとともに、青少年委員としての活動と委員相互の連携を図るために青少年委員会を設置し、青少年の余暇指導や親子のふれあいを重視した事業を実施することで、青少年教育の振興を図ります。	
ジュニア・シニアリーダー研修の実施 ID3-2-6③	青少年委員会との連携により、児童・生徒を対象に野外での体験学習をはじめ、様々なグループ活動を通して、「集団の中で自分を高め各々の良さを活かし一歩前進する」ことを目的に開催し、青少年の健全育成とリーダー養成を行います。	



(3) 地域における子育てネットワークの育成・支援

◆主な取組

- 同じ目的を持って活動する関係各機関が情報提供を行い、横断的なネットワークを築くことにより、さらに充実した子育て支援が可能となる環境づくりに取り組みます。
- 身近な場所で気軽に参加できる親子向けイベント等を通して、地域の中における子育て支援グループのネットワークや保護者同士のネットワークの形成に取り組みます。

【主要事業】

[子どもわくわく課]

No. 1 児童館ネットワーク事業 ID3-3-1

区内を7つの地域に分け、地域の子育て支援に携わる方や児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）とその利用保護者との協働により、乳幼児親子や中高生との交流や居場所づくりなど、0～18歳までの児童を視野に入れて、子育て、子育ての環境づくりを推進します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
児童館ネットワーク事業	区内7地域で実施	推進

[子どもわくわく課]

No. 2 子どもセンター・ティーンズセンターへの移行 ID3-3-2（再掲 ID1-6-9）

◎2-2

★未来応援プラン ID1-1-3
(3-3-4)

児童館を乳幼児親子の居場所機能を中心とした子どもセンターと中高生世代の居場所となるティーンズセンターとして整備し、子育て支援と子育て支援にかかる事業の充実を図るとともに、中高生世代の自己実現の場や社会体験の機会を提供し、地域と中高生世代をつなぐ場としての機能の充実を図ります。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
子どもセンター・ティーンズセンターへの移行	検討	推進

No. 3 子ども食堂等ネットワークによる子どもの見守り体制強化事業 ID3-3-3 (再掲 ID3-2-4)

★未来応援プラン ID1-3-7 (3-7-2)

子ども食堂及びフードパントリーの開設・運営支援、子ども食堂ネットワーク等を活用した団体同士・団体と支援者（寄付希望者やボランティア希望者等）の連絡調整の推進について、北区社会福祉協議会に委託し、子どもの居場所の拡充を図ります。

また、子ども食堂・学習支援教室・フードパントリーと社会福祉協議会との間で、見守りや支援が必要と思われる子どもやひとり親家庭等に関する情報連携が円滑に行われ、適切な支援につなげるためコーディネートを行い、地域における子どもの見守り体制の強化を図ります。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
地域における子どもの見守り体制の強化	推進	推進



(4) 地域における子育て支援の担い手の育成

◆主な取組

- 地域における子育て支援活動において、活動のリーダーや、各種ボランティア、福祉人材等、担い手となる人材を増やし、育て、長く定着してもらうことをめざします。また、地域の人々が活動に積極的に参加するための支援や、活動団体と区との連携、協働による事業を進めます。
- 保育士を目指す学生を受け入れるなど、地域における子育て支援の担い手の育成を大学等と連携を図りながら推進します。
- 地域における子育て支援の多様な担い手が、様々な子育て支援のニーズに応えられるよう、引き続き研修等を充実させていきます。

【主要事業】

[子どもわくわく課]

No. 1 子育て応援隊研修 ID3-4-1

子どもセンター（児童館）において、子育て相談事業を行う民生委員・児童委員等の子育て応援隊に対して、必要な研修を行います。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
子育て応援隊研修	推進	推進

[子ども家庭支援センター]

No. 2 子育て支援の担い手の育成 ID3-4-2

近隣の大学の学生ボランティアに、子育てに関する講演会時の託児の協力やファミリー・サポート・センター事業のサポート会員に登録してもらうなど、子育てに関する各種事業に関わってもらうことで、子育て支援の担い手の育成を支援していきます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
子育て支援の担い手の育成	推進	推進

[子どもわくわく課・保育課・子ども家庭支援センター]

No. 3 研修生の受け入れ ID3-4-3

区内の保育園や子どもセンター（児童館）で、保育士をめざす学生や、東京都子育て支援員研修の受講生の研修を受け入れ、子育て支援の担い手の育成を支援していきます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①保育士をめざす学生の受け入れ ②東京都子育て支援員研修の受講生の受け入れ	推進	推進

(5) 子どもの安全を確保する活動の推進

◆主な取組

- 地域安全・安心パトロールの実施や「北区メールマガジン」による不審者等に関する情報配信を行うとともに、保護者や学校をはじめ、区民や企業等と連携し、地域ぐるみで子どもたちの見守りを推進します。
- 子どもを犯罪から守るため、子どもが自分で自分の身を守れるよう「子ども防犯教室」を実施するとともに、保育園等子どもがいる施設の職員を対象とした「不審者対応訓練」を実施することで、子どもの安全への意識を高める事業を展開します。
- 子どもを事故や犯罪から守るため、通学路の関係者が連携して定期的な通学路の安全点検や安全対策に取り組むとともに、学校防犯カメラの設置・更新を行います。

【主要事業】

[生活安全担当課]

No. 1 子どもがいる施設における防犯教室・不審者対応訓練 ID3-5-3

警察 0B の防犯推進員による、区内の保育園、幼稚園、子どもセンター（児童館）等の子どもを対象とした子ども防犯教室及び職員を対象とした不審者対応訓練を実施し、防犯意識の向上を図ります。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①子ども防犯教室	推進	推進
②不審者対応訓練		

[学校支援課・生涯学習・学校地域連携課・教育指導課・交通事業担当課・生活安全担当課・道路公園課]

No. 2 通学路・施設の安全対策の推進 ①通学路の安全強化 ID3-5-4

通学路の関係者（学校、教育委員会、警察、交通管理者、道路管理者、PTA 及び保護者、地域住民、児童交通指導員、子ども安全ボランティア等）の連携による通学路の安全対策の推進体制を構築し、全区立小学校における定期的な通学路の安全点検の実施、対策の検討・実施、効果の把握、対策の改善・充実に継続的に取り組めます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
通学路の安全強化	推進	推進

②学校防犯カメラの設置・更新 ID3-5-6

学校の安全を図るために、防犯カメラを設置し、経年により老朽化した防犯カメラの更新を行います。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
学校防犯カメラの設置・更新	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
子ども見守りネットワーク [生活安全担当課] ID3-5-1	区内で子どもが犯罪被害に遭うおそれのある事案や、子どもへの声掛け事案が発生した場合に、小学校や保育園、幼稚園、子どもセンター（児童館）等の関係施設の所管課に対し一斉にメールを送信する等、各施設への迅速な周知を行います。	
安全・安心情報配信メール [生活安全担当課] ID3-5-2	安全・安心情報配信メール登録者向けに、不審者に関する情報を配信します。	
地域ふれあいパトロール事業 [子どもわくわく課] ID3-5-8	学童クラブ等の利用児童の安全確保のため、シルバー人材センターに委託し、付近のパトロールを実施します。	
北区自転車用ヘルメット購入補助事業 [交通事業担当課] ID3-5-9	令和5年4月1日から年齢を問わず自転車に乗る全ての人にヘルメットの着用が努力義務化されたことを踏まえ、区民が区内事業協力店で自転車用ヘルメットを購入する際、販売価格から補助額を値引した金額で購入できる制度を導入し、自転車に乗る子どもの安全確保を図ります。（補助額：小学生以下及び65歳以上3,000円、それ以外2,000円）	
保育園、区立幼稚園・小学校等における門扉のオートロック化による不審者対策 [学校改築施設管理課・保育課] ID3-5-5	区立保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校において、門扉のオートロック機能により、不審者の侵入を防いでいきます。また、私立保育園に対しては、門扉へのオートロック機能導入の経費の一部を補助します。	

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
<p>学童クラブ、区立幼稚園、保育園等におけるモニター付インターホンによる不審者対策</p> <p>[学校改築施設管理課・子どもわくわく課・保育課]</p> <p>ID3-5-7</p>	<p>学童クラブ、区立幼稚園・認定こども園、保育園等において、モニター越しに訪問者を確認できるモニター付インターホンの運用により、不審者対策を行っていきます。</p>	
<p>安全安心な給食の実施</p> <p>[保育課・学校支援課]</p> <p>ID3-5-10</p>	<p>園児・児童・生徒に安全安心でおいしい給食を提供するため、栄養士の管理の下で新鮮な食材を購入し、食品搬入時の点検や調理工程上の衛生管理に努め、保育園・区立小・中学校・認定こども園で手づくりの給食を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理従事者には毎月2回の細菌検査を実施します。 ・おかずの衛生検査を保育園は年4回、区立小中学校は年3回実施します。 ・日常点検票に基づき毎日衛生チェックをします。 ・北区保健所における給食調理場一斉衛生検査の実施及び衛生講習会を栄養士、委託調理従事員を含むスタッフが受講します。 	
<p>子どもに対する禁煙・防煙対策</p> <p>[教育指導課・健康推進課・生活衛生課]</p> <p>ID3-5-11</p>	<p>小学校及び中学校において行っている禁煙・防煙教育の充実を図り、直接子どもたちの理解を深めていきます。</p> <p>禁煙治療費助成制度について、18歳未満の者を含む世帯の場合は、助成単価を増額することで禁煙への動機づけをより高めます。また、区立中学1年生を対象に喫煙・受動喫煙防止の啓発物を配布し、同時に喫煙習慣のある保護者に向けて禁煙治療費助成事業の案内を行い、家庭内での子どもの受動喫煙を防止するための実効性を高めていきます。</p>	

施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

(1) 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援

◆主な取組

- 子ども家庭支援センターを中心に、関係各課、関係機関との情報共有をはじめとした連携を強化するとともに、地域全体で子育て家庭を支えるネットワークづくりを推進し、増加傾向にある児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努めます。
- 児童相談所の設置に向けて、東京都や他自治体と協力し、施設整備や人材育成等の検討・準備を推進します。
- 要保護児童対策地域協議会と配偶者からの暴力防止連絡協議会の機能を充実し、子ども家庭支援センターと児童相談所、健康支援センター、保育園、学校、子どもセンター（児童館）など関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行っていきます。

【主要事業】

[児童相談所開設準備担当課]

No. 1 子ども・教育に関する複合施設の整備 ID4-1-1 (再掲 ID1-6-10、2-2-4)

児童福祉法等の一部改正により、特別区が、児童相談所を設置できるようになったことを踏まえ、児童相談所・一時保護所の整備とあわせて、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センター等、子ども・教育に関わる総合的な相談拠点を一体的に整備します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
子ども・教育に関する複合施設	整備	推進

[子ども家庭支援センター]

No. 2 養育支援訪問事業 ID4-1-2

◎事業計画 ID2-5

★未来応援プラン ID2-5-23

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、具体的な養育に関する指導助言等を実施することによって、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
専門相談支援	延べ720回	延べ791回

No. 3 要保護児童への対策及び配偶者からの暴力防止連絡協議会 ID4-1-3

★未来応援プラン ID2-5-24

要保護児童対策地域協議会を開催し、子ども家庭支援センターを中心に、児童相談所を始めとした関係機関が情報を共有しながら連携を一層推進し、要保護児童などへの適切な対応を図ります。また、配偶者からの暴力防止連絡協議会との合同開催により、関係機関相互の連携を図り、被害者の早期発見・支援等を検討するとともに、将来子どもたちが新たな加害者・被害者とならないよう、意識づくりへの予防啓発に取り組みます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①「要保護児童対策地域協議会」及び「配偶者からの暴力防止連絡協議会」代表者会議	推進	推進
②居所不明児童対策会議		

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
養育支援家庭のための産前・産後育児サポート講座 [子ども家庭支援センター] ID4-1-4	養育支援を必要とする家庭を早期に把握して、居場所づくり・仲間づくりをすすめ、子育ての孤立化を防止し、児童虐待の未然防止を図ります。	
ペアレントトレーニング事業 [子ども家庭支援センター] ID4-1-5	子育てに不安感を抱いたり、子どもへの対応の仕方がわからない保護者に対し、ペアレントトレーニングを実施し、子育て力を向上させ、安定した親子関係を育み、児童虐待の未然防止を図ります。	

(2) 障害等特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援

◆主な取組

- 障害またはその疑いのある乳幼児に対し、早期相談・早期療育が可能となるよう関係機関と連携しながら、児童発達支援センターを中心として発達支援を行います。
- 一人ひとりに応じた多様な学びの場の整備とともに、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習や副籍交流等を進め、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導及び必要な支援を行うなど、特別支援教育に係る理解啓発の推進に向けて、特別支援教育の一層の充実を図ります。
- 日常的に医療的ケアを要する児童が、安心して学校生活を送ることができるよう、看護師を配置し、適切な医療的ケアを実施します。また、医療的ケアが必要で集団保育が可能な児童の保育園での受け入れを行います。
- ヤングケアラーなど支援が届いていない・届きにくい子どもと家庭を日常の様々な場面でできるだけ早期に発見し、具体的な支援や見守りにつなげていく取組みを推進します。

【主要事業】

[子ども家庭支援センター]

No. 1 児童発達支援センター ID4-2-1

★未来応援プラン ID1-1-6

18歳未満の子どもの発達や障害またはその疑いのある児童に対して、相談から療育までの総合的な支援を行うとともに、地域の中核的な施設として保育所等訪問支援事業や区民に障害理解の啓発活動など、地域支援に取り組みます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
相談から療育までの総合的な支援	推進	推進

[教育総合相談センター]

No. 2 特別支援教室における指導の充実 ID4-2-5

★未来応援プラン ID1-2-17

発達障害のある児童・生徒が、すべての学校に在籍していることを前提とし早期に特別支援教育につなげるために、全小・中学校に特別支援教室を設置して、専門性の高い教員が巡回し、個に応じた特別支援教育を実施しています。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
特別支援教室における巡回指導	推進	推進

No. 3 特別支援教育に係る巡回指導・専門家チームの派遣 ID4-2-6

障害特性を踏まえた適切な実態把握や障害に応じた適切な指導内容・方法に関し、学校及び担当教員を対象に効果的な指導や助言・支援を行うため、教育総合相談センターの特別支援教育指導員や心理士等で構成される巡回指導・専門家チームを派遣します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
巡回指導・専門家チームの派遣	推進	推進

[保育課]

No. 4 教育・保育施設における巡回指導員の派遣 ID4-2-7

障害児の教育・保育を推進するため、保育園、幼稚園・認定こども園に巡回指導員を派遣します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
巡回指導員の派遣	推進	推進

[教育総合相談センター]

No. 5 特別支援教育に係る理解啓発の推進 ID4-2-8 ★未来応援プラン ID1-2-18

障害のある子ども一人一人の障害の特性や実態の把握とその教育について正しい理解を深めるため、教員の研修計画の整備や障害理解を促す交流及び共同学習の実施を推進し、教員一人一人に特別支援教育の理念や障害理解について啓発していきます。

また、教員のみならず保護者の理解も重要であることから、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育による特別支援教育の取組についての理解啓発を進めます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
特別支援教育に係る理解啓発	推進	推進

[教育総合相談センター・保育課]

No. 6 医療的ケアを必要とする子どもへの支援 ID4-2-16

区立小・中学校及び幼稚園、認定こども園に就学する医療的ケア児について、保護者の付添いがなくても、児童等が安全・安心に学校で学ぶことができるよう、在籍校（園）に看護師を配置し、環境整備の充実を図ります。また、医療的ケアが必要で集団保育が可能な児童の保育園での受け入れを行います。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
医療的ケアを必要とする児童受け入れ・支援	実施	推進

No. 7 医療的ケア児等コーディネーターの配置事業 ID4-2-17

保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐため、医療的ケア児等コーディネーターを配置します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
医療的ケア児等コーディネーターの配置	検討	配置

[子ども家庭支援センター]

No. 8 ヤングケアラーの子どもと家庭の支援 ID4-2-18

ヤングケアラー連絡会を設置し、関係機関の連携強化と支援策の検討を行います。また、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、ヤングケアラーの早期発見や現状把握に努め、適切なサービスへつなげていきます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①ヤングケアラー連絡会の開催 ②ヤングケアラーコーディネーターの配置	実施	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
保育園の特別支援児保育 〔保育課〕 ID4-2-2	公私立保育園において、適正に職員を配置し、児童の発達の状況に応じた保育を行います。	★ID1-1-7
幼稚園等の特別支援児受け入れ 〔学校支援課・子ども未来課〕 ID4-2-3	区立幼稚園及び認定こども園において、わずかな手助けがあれば集団の中で他の幼児と一緒に園生活を送ることができる特別な支援を必要とする幼児を受け入れます。また、私立幼稚園等でも、特別支援対象児の受け入れを行います。	★ID1-1-8
就学相談の実施 〔教育総合相談センター〕 ID4-2-3②	小学校または中学校への入学や、区内の小中学校に在籍しているお子さんの転学にあたり、心身の発達に不安や心配があり、特別支援学級や特別支援学校等への就学を考えている方の相談を受け付けています。	

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
小・中学校特別支援学級の設置 [教育総合相談センター] ID4-2-4	一人ひとりの児童・生徒に応じた多様な学びの場の充実を図るため、児童・生徒数の推移や地域性等を十分踏まえながら、区立小・中学校に知的障害及び自閉症・情緒障害を対象とした特別支援学級の設置を進めるとともに、障害特性をふまえた内容の充実を図ります。	★ID1-2-16
障害児通所支援事業（児童発達支援） [障害福祉課] ID4-2-9	乳幼児健診等で心身の発達に遅れやつまずき、あるいは疑いが認められた児童に対して、児童発達支援事業所において日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。また、医療的ケア児のニーズに対応するため、重症心身障害児を対象とした事業所の誘致を図ります。	
障害児通所支援事業（放課後等デイサービス） [障害福祉課] ID4-2-10	通学中の障害児に対して、放課後や学校休業日に放課後等デイサービス事業所において生活能力向上のために必要な訓練を行うとともに、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。また、医療的ケア児のニーズに対応するため、重症心身障害児を対象とした事業所の誘致を図ります。	
北区重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業 [障害福祉課] ID4-2-11	在宅生活を送られている医療的ケアの必要な重症心身障害児等を介護されている家族等の休息、就労又は求職活動を支援することを目的として、訪問看護師が自宅等に出向き、一定時間家族の代わりに見守りを行います。	
障害児保育巡回指導員の派遣 [子どもわくわく課・保育課・子ども家庭支援センター] ID4-2-12	障害児の保育を推進するため、保育園及び学童クラブへ巡回指導員を派遣します。また、私立幼稚園にも巡回指導員を派遣します。	★ID1-1-9
特別支援学級就学奨励費 [学校支援課] ID4-2-13	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条3の規定に該当する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品購入費等就学に必要な経費について援助を行います。	★ID1-2-19
特別児童扶養手当の支給 [子ども未来課] ID4-2-14	心身に障害があり、一定の条件に該当する20歳未満の児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。（国制度）	★ID2-6-3
障害者世帯・ひとり親世帯転居費用助成 [住宅課] ID4-2-15	（ひとり親世帯の内容）区内に1年以上居住しているひとり親世帯が、自己の責任によらない立ち退きを受けて、区内の民間賃貸住宅に転居した場合に、礼金と仲介手数料の合計額について15万円を限度に助成します。	★ID2-6-4

(3) ひとり親家庭への支援

◆主な取組

- 生活の中に多くの課題を抱えている家庭に対し、生活全般に係る悩み事の相談に応じることや、交流会・講習会を行うことで、ひとり親家庭の孤立を防ぎ、必要な支援に確実につなぐ体制を整備します。
- ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や東京都と連携しながら、就業に向けた能力開発や技術取得の支援を推進します。
- 経済的な理由やひとり親世帯等の家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分についていない子どもを対象に、学習意欲や学力の向上のための子どもの状況に寄り添った学習の場の提供を推進します。
- 居住支援協議会において、ひとり親家庭等住宅確保要配慮者の、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に必要なしくみについて協議します。

【主要事業】

[子ども未来課]

No. 1 ひとり親家庭等相談支援事業（そらまめ相談室）

ID4-3-1

★未来応援プラン ID2-5-26

ひとり親家庭の保護者等へ生活一般の悩み事に対する助言や、関係機関、各種支援策の情報提供等の相談支援を行います。また、カウンセラーの資格等を有する者を常時配置するほか、家計相談や養育費等の法律相談に対応するため、ファイナンシャルプランナーや弁護士を配置するなど、より専門的な相談にも対応する体制を推進します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
そらまめ相談室	推進	推進

[生活福祉課]

No. 2 生活困窮・ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援

①生活困窮・ひとり親家庭等の小学生の学習支援事業

ID4-3-4

★未来応援プラン ID1-3-8

「生活困窮者自立支援法」に基づき、貧困の連鎖の防止のため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯及びひとり親家庭等の小学生に対する学習支援事業を行います。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
対象小学生への学習支援教室	推進	推進

②生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業 ID4-3-5 ★未来応援プラン ID1-3-9

経済的な理由やひとり親世帯等の家庭の事情により、家庭での学習が困難な子どもや学習習慣が十分についていない子どもを対象に、学習意欲や学力の向上のため、子どもの状況に寄り添った学習の場の提供を推進します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
対象中学生への学習支援教室	推進	推進

[生活福祉課]

No. 3 ひとり親家庭の親の就業促進 ID4-3-12 ★未来応援プラン ID2-6-11

ハローワーク等と連携して就労支援を行うとともに、就業に向けて教育訓練講座への参加や資格取得などを支援し、ひとり親家庭の生活の自立に向けた支援を推進します。また、ひとり親家庭に対して、自立支援給付金事業を実施します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①自立支援教育訓練給付金事業	推進	推進
②高等職業訓練促進給付金		

[住宅課]

No. 4 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進 ID4-3-13

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者等住宅の確保に配慮を要する者）が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、住宅確保要配慮者または民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供や、その他の必要な支援について協議を行います。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
子どもを養育している者等の民間賃貸住宅への円滑な入居促進	推進	推進

[子ども未来課]

No. 5 ひとり親家庭医療費助成 ID4-3-17 ★未来応援プラン ID2-6-13

ひとり親家庭等（ひとり親または父か母が障害のある家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（児童が障害の場合は20歳未満まで）の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、本人及び扶養者の保険診療にかかる医療費自己負担額（保険診療分）の全額または一部を区が助成します。（都制度）

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
ひとり親家庭医療費助成	推進	推進

No. 6 児童扶養手当の支給 ID4-3-18

★未来応援プラン ID2-6-14

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）のいるひとり親家庭または父か母が重度の障害を有する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。（国制度）

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
児童扶養手当の支給	推進	推進

No. 7 児童育成手当の支給 ID4-3-19

★未来応援プラン ID2-6-15

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育するひとり親家庭または父か母が重度の障害を有する家庭及び20歳未満の障害児を養育する家庭に対し、児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。（都制度）

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
児童育成手当の支給	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業 [子ども未来課] ID4-3-2	ひとり親家庭の生活や就労を支援する講習会の実施や、ひとり親家庭がお互いの悩みを打ち明け、相談しあう機会となるイベント等を実施します。	★ID2-5-27
ひとり親家庭への生活支援の充実 [子ども未来課及び関係課] ID4-3-3	家計と子育ての両方を一人で担い困難を抱えるひとり親家庭に対し、養育費の確保のための相談支援や、生活支援など、精神的負担の軽減も含めた総合的な支援の充実を図ります。	★ID2-6-5
ひとり親ガイドブック等の発行 [子ども未来課] ID4-3-6	支援を必要としているひとり親家庭等が、必要な情報を容易に得られ適切な支援へと確実につながるよう、パンフレットやガイドブックの作成など、わかりやすい情報発信に努め、窓口や支援への誘導強化を図ります。	★ID2-5-28
ひとり親家庭に対する相談体制の整備（母子・父子自立支援員） [生活福祉課] ID4-3-7	ひとり親家庭の母・父の就労支援をはじめ、必要な場合には、母子生活支援施設などの施設入所の案内、健康支援センター、児童相談所など他の機関の紹介や当該機関との連携により、生活上の問題の解決と自立に向けて支援を行います。	★ID2-6-6

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 〔生活福祉課〕 ID4-3-8	ひとり親家庭の親が、その能力を開発し、適職につくために受講した教育訓練費用の一部を区が給付することによって、ひとり親家庭の自立を支援します。	★ID2-6-7
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業 〔生活福祉課〕 ID4-3-9	ひとり親家庭の親の経済的な自立を促進するため、就業に結びつきやすい資格の取得及び技能の修得を支援し、修業期間中の生活の負担を軽減する目的で給付金を支給します。	★ID2-6-8
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業【北区社会福祉協議会事業】 〔北区社会福祉協議会〕 ID4-3-10	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金受給者に対して、養成機関の入学費用や就職準備金を貸し付け、修学を容易にすることにより資格取得を促進し、自立の促進を図ります。	★ID2-6-9
ひとり親家庭自立支援プログラム策定 〔生活福祉課〕 ID4-3-11	児童扶養手当を受給または受給見込みのひとり親家庭の親を対象に、個々にあわせた自立支援プログラム（就労計画書）を策定し、就労支援員が公共職業安定所と連携して就労を支援します。	★ID2-6-10
セーフティネット住宅家賃低廉化補助事業 〔住宅課〕 ID4-3-14	住宅確保要配慮者（子どもを養育する者等住宅の確保に特に配慮が必要な方）の入居を拒まない住宅として登録した住宅（セーフティネット住宅）のうち、「専用住宅」として登録された民間賃貸住宅の賃貸人に対し、当該住宅の家賃の一部を補助します。	
母子生活支援施設（浮間ハイマート） 〔生活福祉課〕 ID4-3-15	区内在住で、生活上の様々な問題を抱え、子ども（18歳未満の児童）の養育に困窮した母子世帯が入所する児童福祉施設で、生活支援等を通じて自立の促進を支援します。	★ID2-6-12
障害者世帯・ひとり親世帯転居費用助成 〔住宅課〕 ID4-3-16 (再掲 ID4-2-15)	区内に1年以上居住しているひとり親世帯が、自己の責任によらない立ち退きを受けて、区内の民間賃貸住宅に転居した場合に、礼金と仲介手数料の合計額について15万円を限度に助成します。	★ID2-6-4
東京都母子及び父子福祉資金貸付 〔生活福祉課〕 ID4-3-20	東京都内に、6ヶ月以上（修学・就学支度資金を除く）に居住している母子家庭の母又は父子家庭の父等で、20歳未満の子ども等を扶養している方へ修学、就職、転宅等の各種資金を貸し付けます。	★ID2-6-16
女性福祉資金貸付 〔生活福祉課〕 ID4-3-22	区内に居住している寡婦や未婚の女性の方などが経済的に自立し安定した生活を送るための資金を貸し付けます。	★ID2-6-18

(4) 生活困窮家庭への支援

◆主な取組

- 生活習慣や学習習慣の定着が不十分な生活困窮家庭への支援として、子どもの居場所づくりや学習支援事業、自立に向けた支援など、区民やNPO・ボランティア団体等と連携した多岐に渡る支援を行います。
- 生活保護世帯の子どもが、家庭環境や経済的な事情で進学をあきらめることがないよう、学習のための費用の助成を行います。
- 子どもが元気で健やかに学校生活を過ごせるよう、家庭の経済事情に応じて学用品費などの費用を援助します。

【主要事業】

[生活福祉課]

No. 1 生活困窮・ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援

①生活困窮・ひとり親家庭等の小学生の学習支援事業
ID4-4-1 (再掲 ID4-3-4)

★未来応援プラン ID1-3-8

「生活困窮者自立支援法」に基づき、貧困の連鎖の防止のため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯及びひとり親家庭等の小学生に対する学習支援事業を行います。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
対象小学生への学習支援教室	推進	推進

[子ども未来課]

②生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業

ID4-4-2 (再掲 ID4-3-5)

★未来応援プラン ID1-3-9

経済的な理由やひとり親世帯等の家庭の事情により、家庭での学習が困難な子どもや学習習慣が十分についていない子どもを対象に、学習意欲や学力の向上のため、子どもの状況に寄り添った学習の場の提供を推進します。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
対象中学生への学習支援教室	推進	推進

[生活福祉課]

No. 2 自立支援プログラム (次世代育成支援プログラム)

ID4-4-4

★未来応援プラン ID1-2-20

生活保護世帯で中学生・高校生の子どもの持つ保護者に塾費用を助成することにより、保護者と子どもの進級や進学意識を高め、高校・大学入学までの継続支援と子どもの社会的自立を促します。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
塾費用等の助成	推進	推進

No. 3 就学援助 ID4-4-6

★未来応援プラン ID1-2-22

経済的理由によって児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対し、義務教育に必要な費用（学用品購入費など）の一部を支給します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
義務教育に必要な費用の支給	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
生活保護制度 [生活福祉課] ID4-4-3	生活保護受給者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費及び就労自立給付金を支給します。	★ID2-6-19
高等学校等就学費の支給 [生活福祉課] ID4-4-5	生活保護受給世帯において、高等学校等に就学し卒業することが自立助長に効果的と認められる場合に、生活扶助費等とは別に、生業扶助費として高等学校等の就学費を支給します。	★ID1-2-21
修学旅行支度金の支給 [生活福祉課] ID4-4-8	生活保護受給世帯で小学5、6年生または中学3年生の子どもがいる保護者に対し、修学旅行に参加する際に必要となる費用を支給します。	★ID1-2-24
北区奨学資金貸付事業 [教育政策課] ID4-4-9	修学意欲がありながら、家庭の経済事情から高校、高等専門学校等の教育を受けることが困難な方に対して奨学資金の貸し付けを行います	★ID1-2-25
その他奨学金制度等の周知 [教育政策課] ID4-4-10	北区奨学資金制度の周知のほか、修学資金を必要としている方の個々のニーズに合った各種貸付事業の情報を提供するなど、利用者の選択肢を広げる支援に努めます。	★ID1-2-26
受験生チャレンジ支援貸付事業【北区社会福祉協議会事業】 [地域福祉課・北区社会福祉協議会] ID4-4-11	学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用及び高等学校、大学等の受験費用に必要な資金を貸し付け、低所得世帯の子どもを支援します。 (北区社会福祉協議会に委託)	★ID1-2-27
生活困窮世帯の保護者への自立支援の推進 [生活福祉課] ID4-4-12	経済的に困難な状況にある家庭の保護者に対し、就業による自立に向けた包括的な支援を推進します。	★ID2-6-20

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
北区くらしとしごと相談センター（生活困窮者自立支援事業） 〔生活福祉課〕 ID4-4-13 （再掲 ID1-5-25）	生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、包括的な相談支援を行い、就労支援、住居確保給付金、家計相談支援、就労準備支援など自立に向けた支援を行います。	★ID1-4-4 ★ID2-6-21
就労準備支援事業（生活困窮者自立支援事業） 〔生活福祉課〕 ID4-4-14	平成29年度より、雇用による就業が困難な生活困窮者に対し、就労準備支援プログラムを作成し、「日常生活自立に関する支援」「社会生活自立に関する支援」「就労に関する支援」を一貫して行います。	★ID2-6-22
被保護者就労支援事業 〔生活福祉課〕 ID4-4-15	生活保護受給者からの就労等に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、自立に向けた就労支援を行います。	★ID2-6-23
被保護者自立促進事業 〔生活福祉課〕 ID4-4-16	生活保護受給者及び中国残留邦人等に対し、就労支援、社会活動参加支援等の自立支援に要する経費の一部を支給します。	★ID2-6-24
中高年者向け就職支援セミナー 〔産業振興課〕 ID4-4-17	就職活動の流れと注意点や求人情報収集の仕方などを解説するセミナーを実施します。	★ID2-6-25
就職フェア in 王子 〔産業振興課〕 ID4-4-18	ハローワーク王子等と共同で、区内企業への就職を促すことを目的に、区内企業を対象とした合同就職面接会を実施します。	★ID2-6-26
生活福祉資金貸付 【北区社会福祉協議会事業】 〔北区社会福祉協議会〕 ID4-4-19	低所得・高齢・障害者世帯の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的に資金の貸付を行います。	★ID2-6-27
区営住宅の供給 〔住宅課〕 ID4-4-20	住宅に困っている一定所得以下の方のために、低廉な家賃で住宅を供給しています。	★ID2-6-28
住居確保給付金の支給 （生活困窮者自立支援事業） 〔生活福祉課〕 ID4-4-21	離職等により住居を失ったもしくは失う恐れのある方に対し、住居確保と就労支援のため、一定期間の家賃助成を行います。	★ID2-6-29

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
<p>子どもの貧困に関する区民向け講演会をはじめとした啓発活動</p> <p>[子ども未来課]</p> <p>ID4-4-22</p>	<p>子どもの貧困について、平成 29 年度から地域や企業、NPOなどに向けた講演会等の啓発活動を実施するとともに、積極的な情報発信により、幅広く理解と協力を求め、困難を抱える家庭の子どもや保護者を地域全体で見守り、支える機運の醸成と支援に関わる人材の育成を図ります。</p>	★ID3-7-3
<p>北区応援サポーター寄附制度への子どもの貧困対策に関するメニュー設定</p> <p>[企画課・税務課・子ども未来課]</p> <p>ID4-4-23</p>	<p>北区応援サポーター寄附制度を通じて、区民全体に子どもの貧困対策への理解と協力を広く呼びかけ、困難を抱える家庭の子どもや保護者を見守り、支える機運の醸成を図ります。</p>	★ID3-7-4



(5) 多文化共生に向けた支援

◆主な取組

- 外国人の子どもの就学機会が適切に確保されるよう周知していくとともに、日本語活用が困難な児童・生徒が日本語を習得できるよう支援していきます。
- 日本語活用が困難な保護者に対しては、「やさしい日本語」の活用によるほか、多言語による子育てに関する情報の提供を推進します。

【主要事業】

[教育総合相談センター・学校支援課]

No. 1 日本語学級の設置・運営 ID4-5-1

★未来応援プラン ID1-2-28

日本語指導や学校生活適応指導を中心に、帰国児童・生徒、外国人児童・生徒の実態に即した指導を行い、自己のもつ能力や特性を十分に発揮させ、集団生活によりよく適応できるよう支援するとともに、引き続き、児童・生徒数の推移や地域性等を十分踏まえながら、日本語学習環境の充実を推進します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①日本語学級の設置		
②日本語適応指導員の派遣	推進	推進
③日本語学級担任研修		

[総務課]

No. 2 【日本語活用が困難な保護者や子どもへの対応】 やさしい日本語研修 ID4-5-4

外国人とのコミュニケーションを図るためのツールとして、「やさしい日本語」の活用を推進します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
やさしい日本語研修	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
【日本語活用が困難な保護者や子どもへの対応】 ①はぴママ面接・乳幼児健診等における妊婦や保護者への対応 [健康推進課] ID4-5-2	はぴママ面接・乳幼児健診等においては、使用する問診票や案内について正しく理解してもらうため、多言語による問診票等を作成していくとともに、タブレット端末による通訳システムを運用します。	

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
②区立小・中学校や保育園等における通訳派遣 [総務課] ID4-5-3	区立小・中学校や保育園等において、保護者や子どもが手続や相談をする際の支援として、通訳を派遣します。	
③子育てガイドブックの外国語表示 [子ども未来課] ID4-5-5	子育てガイドブックにやさしい日本語によるページ及び外国語で閲覧される方向けの二次元コードを搭載することで、日本語でなくても子どもや子育てに関する情報提供を推進します。	



施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

(1) ワーク・ライフ・バランスの理解促進

◆主な取組

- 性別や年齢にかかわらず、子育て中であるなど個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方ができる社会をめざして、ワーク・ライフ・バランスの重要性の周知活動を行い、さらなる理解促進に努めます。
- すべての人がライフステージに合わせた自分らしい多様な生き方ができるよう、キャリア形成や就労・復職に対する支援、働き方に対する意識改革等、様々な取組を推進します。

【主要事業】

[多様性社会推進課]

No. 1 ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供 ID5-1-1

ワーク・ライフ・バランスの取組や推進方法等に役立つ情報について、講座や情報誌等で周知活動を行います。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	推進	推進

[多様性社会推進課]

No. 2 働き方に対する意識改革 ID5-1-2

男性も女性も共に家事・育児の担い手として活躍できるよう、女性だけでなく男性の育休取得も促進するなど、働き方の見直しについての啓発を民間企業（企業経営者・人事労務管理者等）に働きかけていきます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
民間企業に対する従業員の働き方の見直しについての啓発	推進	推進

No. 3 東京都北区SDGs推進企業認証制度 ID5-1-4

SDGs推進企業認証制度の評価項目に、ワーク・ライフ・バランスに関する評価を含めるとともに、区内企業におけるSDGsの取組み促進を図ります。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
東京都北区SDGs推進企業認証制度	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
区職員へのワーク・ライフ・バランス推進 [職員課] ID5-1-3	区職員に対して、特定事業主行動計画に基づき、育児の日やノー残業デーを設定するなど、区が率先してワーク・ライフ・バランスを推進します。	

(2) 仕事と子育てを両立できる社会の推進

◆主な取組

- 仕事と子育ての両立を推進するため、企業への働きかけを行うとともに、雇用環境や労働条件を整備する企業の取組を支援します。

【主要事業】

[産業振興課]

No. 1 社会保険労務士出張相談の推進 ID5-2-1

就業規則の作成・変更、労働・社会保険の手続など、雇用環境や労働条件を整備する企業に社会保険労務士が出張して相談に対応します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
社会保険労務士出張相談	推進	推進

[産業振興課]

No. 2 子連れワーク推進事業 ID5-2-4

区内中小事業者が行う従業員に対する子育て支援に関する取組を支援するため、在宅勤務の支援、子連れで働ける職場環境の整備支援等を行います。また、ワーキングスペース等を整備する区内事業者への補助及び区内公共施設への設置の検討を行っていきます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
在宅勤務の支援 子連れで働ける職場環境の整備支援	-	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
区民相談室（法律相談等） [広報課] ID5-2-2	日常生活で生じた法律問題や困りごとなどをもつ区民を対象に、相談内容に応じて弁護士・司法書士等が相談に対応します。	★ID2-5-29
こころと生き方・DV相談 [多様性社会推進課] ID5-2-3	DV相談（配偶者等からの暴力）、夫婦・親子関係、職場等での人間関係など、生きていく上での悩みや問題の相談に対応します。	★ID2-5-30

(3) 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず子育てを担う社会の推進

◆主な取組

- 男女の固定的役割分担意識を解消し、男女ともに育児や家事に積極的に関わり、共に子育てを担う地域づくりを進めます。
- 小・中学校等の日常活動の中で、子どもたちが発達段階に応じて男女共同参画意識や性の多様性の尊重意識を身につけることができるよう配慮するとともに、男女の固定的役割分担にとらわれないキャリア教育等を推進します。

【主要事業】

[多様性社会推進課]

No. 1 女性のための LINE 相談 ID5-3-3 (再掲 ID1-5-18)

学校や家庭等に関する悩みを抱えた児童・生徒からの相談に LINE で対応します。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
LINE 相談事業	推進	推進

[教育指導課]

No. 2 学校教育等における男女共同参画意識や性の多様性の尊重意識の形成 ID5-3-5

子どもたちが、その成長に応じた学びの場において、男女共同参画意識や性の多様性の尊重意識を持てるように、教職員への研修の充実や、小・中学校等での意識啓発を行い、固定的性別役割分担にとらわれないキャリア教育やその人らしさを尊重できる教育を推進します。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
教職員への研修の実施	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
父親への支援事業 [子ども未来課] ID5-3-1	子どもセンター(児童館)において、父親向けの支援事業や親育ちサポート事業(「パパのための NP プログラム」)を実施し、父親の育児参加を支援します。また、これらの講座を通して、父親同士のコミュニケーションの場を提供し、ネットワークづくりのきっかけをつくります。	
女性のための法律相談 [多様性社会推進課] ID5-3-2	離婚や相続、セクシュアル・ハラスメントなど、身の回りで起こる様々な問題に関する相談に、女性弁護士が相談に対応します。	★ID2-5-31

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
女性再就職支援事業 [産業振興課] ID5-3-4	結婚・育児・介護等で離職し再就職を希望する区内女性を対象として、企業等で働くための技能・技術などを学ぶためのセミナーや、再就職にあたっての個々の相談に応じる個別相談会を実施します。	★ID2-6-30



第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援事業計画の考え方

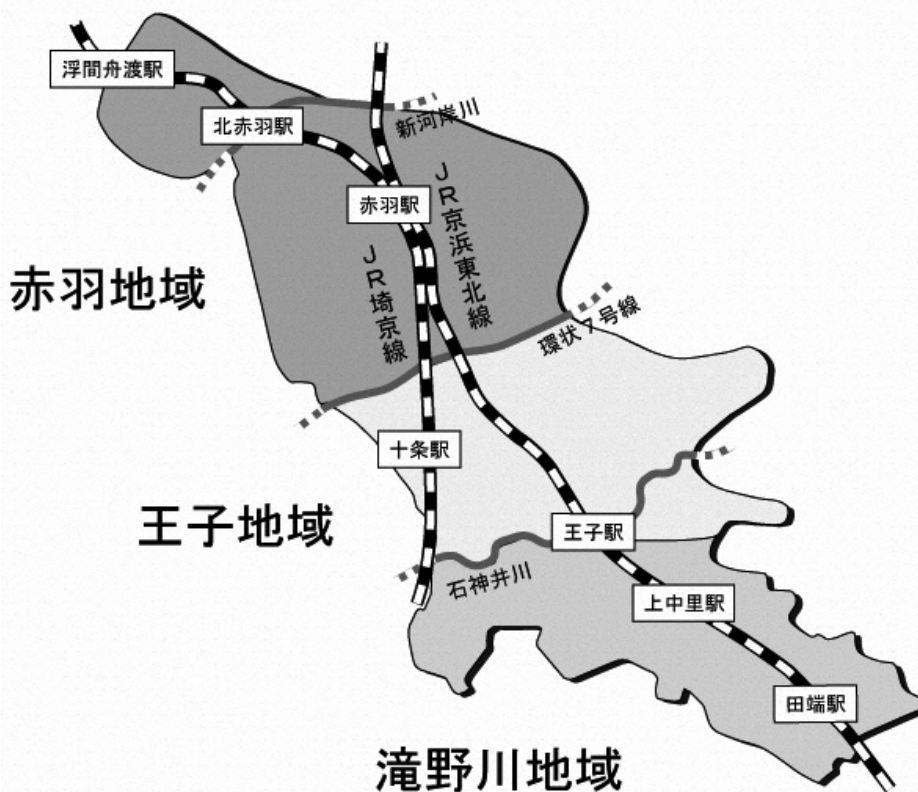
本章「子ども・子育て支援事業計画」では、「子ども・子育て関連3法」に基づく、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、北区における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量や確保方策を定めます。

2 区域設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとしています。

この事業計画では、保育及び放課後児童健全育成事業を3つの区域（赤羽地域、王子地域、滝野川地域）に分けて、その他の事業については北区全域を1区域として、サービスの提供体制を検討します。

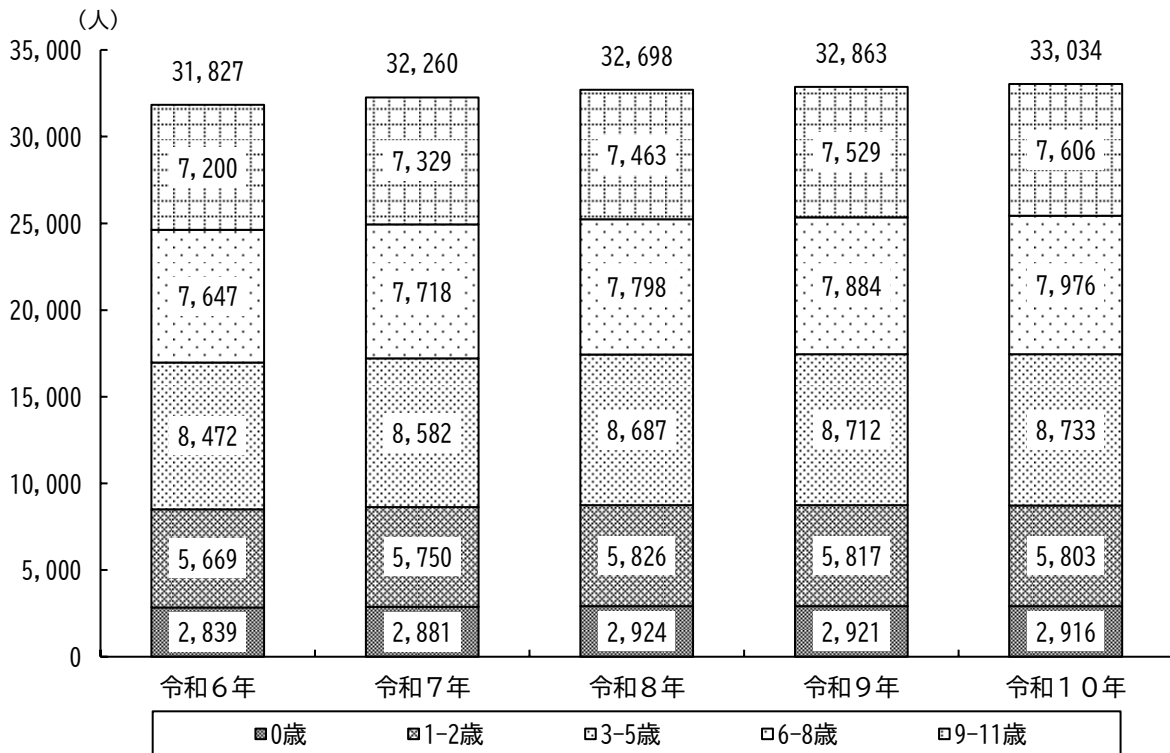
図 北区全域図



3 人口推計

「北区基本計画 2020」の改定のために実施された北区人口推計調査に基づき、2041 年までの年少人口の推計が令和 3 年 10 月に報告されました。この年少人口を令和 6 年から令和 10 年の 5 年間について 0 歳から 11 歳まで歳児別に推計し、幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出していきます。

図 人口推計（0 歳～11 歳）



4 子ども・子育て支援事業計画の体系

子ども・子育て支援事業計画では、幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期等を定めます。

幼児期の 学校教育・保育	(1) 保育園 認定こども園※（保育利用分） 地域型保育※ (2) 幼稚園 認定こども園（教育利用分）
地域子ども・子育て 支援事業	(1) 利用者支援事業 (2) 地域子育て支援拠点事業 (3) 妊婦健康診査 (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (5) 養育支援訪問事業 (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ） (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） (8) 一時預かり事業 (9) 延長保育事業 (10) 病児病後児保育事業 (11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ） (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※ 認定こども園：幼稚園と保育園両方の役割を持つ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のことです。

※ 地域型保育：原則19人以下の少人数単位で0～2歳のお子さんを預かる事業です。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つのタイプがあります。

5

幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 保育園 認定こども園（保育利用分） 地域型保育

ID1-1 / 関連計画施策 ID□2-1-1 ★1-1-4

(□→次世代育成支援行動計画 ★→子どもの未来応援プラン)

【今後の方向性】

- 令和5年4月期の保育園入所における待機児童が解消された状況を踏まえ、当面、認可保育所、小規模保育事業所等の公募は行わないこととしますが、地域ごとの保育ニーズを引き続き分析し、必要に応じた対応を検討します。
- 多様なサービスを選択できるように、保育事業の充実を図ります。

量の見込みの考え方	申込実績から算出した入所希望率を基に算出。
確保方策の考え方	人口推計及び入所希望率を基に、認可定員の過不足数を算出し、待機児童を解消できるように確保量を設定する。

■ 北区全域

(人)

	1年目 (令和6年度)			2年目 (令和7年度)			3年目 (令和8年度)			4年目 (令和9年度)			5年目 (令和10年度)			
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	4,768	3,375	696	4,829	3,423	707	4,889	3,468	718	4,902	3,462	716	4,914	3,451	714	
②確保方策	特定教育・保育施設※	5,429	3,231	711	5,369	3,216	701	5,309	3,201	691	5,249	3,186	681	5,189	3,171	671
	特定地域型保育事業※	0	267	102	0	267	102	0	267	102	0	267	102	0	267	102
	認可外保育施設等	0	72	19	0	72	19	0	72	19	0	72	19	0	72	19
②-① 過不足	661	195	136	540	132	115	420	72	94	347	63	86	275	59	78	

※ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業：

幼稚園、保育園、認定こども園のうち、子ども・子育て支援法第31条の「確認」を受けた施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業のうち、同法第43条の「確認」を受けた事業を「特定地域型保育事業」と呼びます。

※ 子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもに対して、年齢と保育の必要性の有無によって、以下のように3つの認定区分が設けられています。

1号認定…保育の必要性がなく、幼稚園等での教育を希望する3～5歳

2号認定…保育の必要性がある、3～5歳

3号認定…保育の必要性がある、0～2歳

なお、2号認定者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い方の量の見込みは「(2) 幼稚園・認定こども園(教育利用分)」に入ります。

■ 赤羽地域

(人)

	1年目 (令和6年度)			2年目 (令和7年度)			3年目 (令和8年度)			4年目 (令和9年度)			5年目 (令和10年度)			
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	2,047	1,355	267	2,074	1,377	272	2,101	1,399	277	2,116	1,405	278	2,130	1,407	278	
②確保方策	特定教育・ 保育施設※	2,318	1,307	291	2,298	1,307	286	2,278	1,307	281	2,258	1,307	276	2,238	1,307	271
	特定地域型 保育事業※	0	58	20	0	58	20	0	58	20	0	58	20	0	58	20
	認可外保育 施設等	0	48	13	0	48	13	0	48	13	0	48	13	0	48	13
②-① 過不足	271	58	57	224	36	47	177	14	37	142	8	31	108	6	26	

■ 王子地域

(人)

	1年目 (令和6年度)			2年目 (令和7年度)			3年目 (令和8年度)			4年目 (令和9年度)			5年目 (令和10年度)			
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	1,526	1,120	222	1,541	1,132	225	1,558	1,144	228	1,547	1,128	224	1,534	1,110	221	
②確保方策	特定教育・ 保育施設※	1,659	1,052	238	1,639	1,042	233	1,619	1,032	228	1,599	1,022	223	1,579	1,012	218
	特定地域型 保育事業※	0	99	37	0	99	37	0	99	37	0	99	37	0	99	37
	認可外保育 施設等	0	24	6	0	24	6	0	24	6	0	24	6	0	24	6
②-① 過不足	133	55	59	118	43	56	101	31	53	112	47	57	125	65	60	

■ 滝野川地域

(人)

	1年目 (令和6年度)			2年目 (令和7年度)			3年目 (令和8年度)			4年目 (令和9年度)			5年目 (令和10年度)			
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	1,195	900	207	1,214	914	210	1,230	925	213	1,239	929	214	1,250	934	215	
②確保方策	特定教育・ 保育施設※	1,452	872	182	1,432	867	182	1,412	862	182	1,392	857	182	1,372	852	182
	特定地域型 保育事業※	0	110	45	0	110	45	0	110	45	0	110	45	0	110	45
	認可外保育 施設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-① 過不足	257	82	20	218	63	17	182	47	14	153	38	13	122	28	12	

○3号認定子どもの保育利用率※

■ 北区全域

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
3号認定確保方策	4,402	4,377	4,352	4,327	4,302
0-2歳推計人口	8,508	8,631	8,750	8,738	8,719
保育利用率	51.7%	50.7%	49.7%	49.5%	49.3%

■ 赤羽地域

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
3号認定確保方策	1,737	1,732	1,727	1,722	1,717
0-2歳推計人口	3,498	3,556	3,615	3,628	3,635
保育利用率	49.7%	48.7%	47.8%	47.5%	47.2%

■ 王子地域

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
3号認定確保方策	1,456	1,441	1,426	1,411	1,396
0-2歳推計人口	2,619	2,648	2,679	2,641	2,601
保育利用率	55.6%	54.4%	53.2%	53.4%	53.7%

■ 滝野川地域

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
3号認定確保方策	1,209	1,204	1,199	1,194	1,189
0-2歳推計人口	2,391	2,427	2,456	2,469	2,483
保育利用率	50.6%	49.6%	48.8%	48.4%	47.9%

※ 保育利用率：満3歳未満の子どもの人口に占める、保育所等の利用定員数（前頁、前々頁の3号確保方策の値の合計数）の割合です。

(2) 幼稚園 認定こども園（教育利用分）

ID1-2 / 関連計画施策 ID□1-1-2

【今後の方向性】

○就学前教育のさらなる充実と、未就学児童を有する家庭の子育て支援を図るため、既存の区立幼稚園を区立認定こども園へ移行していきます。

量の見込みの考え方	「北区の子ども」はニーズ調査の結果を基に算出。 「他区市町村の子ども」は各年度の北区の子どもの量の見込みの47%を見込む。
確保方策の考え方	募集定員数から算出。 「北区の子ども」は量の見込みの100%を確保する。 特定教育・保育施設と確認を受けない幼稚園の内訳は、「北区の子ども」見込み数に、令和6年度想定の利用定員総数に対する各利用定員数の割合を乗じて算出。 「他区市町村の子ども」は、利用定員数から「北区の子ども」の確保数を差し引いた後の受け入れ可能数とする。

(人)

		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
			幼児期の学校教育の利用希望が強い方		幼児期の学校教育の利用希望が強い方		幼児期の学校教育の利用希望が強い方		幼児期の学校教育の利用希望が強い方		幼児期の学校教育の利用希望が強い方
① 量の見込み	北区の子ども	1,723	817	1,745	828	1,767	838	1,772	841	1,777	843
		2,540		2,573		2,605		2,613		2,620	
	他区市町村の子ども	1,194		1,209		1,224		1,228		1,231	
② 確保方策	北区の子ども	2,540		2,573		2,605		2,613		2,620	
	特定教育・保育施設	254		257		261		261		262	
	確認を受けない幼稚園	2,286		2,316		2,344		2,352		2,358	
	他区市町村の子ども	1,240		1,256		1,272		1,276		1,279	
	特定教育・保育施設	124		126		127		128		128	
	確認を受けない幼稚園	1,116		1,130		1,145		1,148		1,151	
②-① 過不足		46		47		48		48		48	

※ 特定教育・保育施設：区立幼稚園、確認を受けた私立幼稚園、認定こども園（教育利用分）

(1) 利用者支援事業

ID2-1 / 関連計画施策 ID□2-2-1 ★2-5-5

【事業概要】

子ども子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。具体的には次の業務を行います。

①利用者支援

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、助言等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにします。

②地域連携

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。

③本事業の実施にあたり、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。

【今後の方向性】

- 妊娠期から支援の必要な妊婦を把握し、早期から関わりを持つとともに、必要に応じて関係機関とも連携して支援を推進します。
- 子育て家庭や妊産婦のニーズにあわせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業などの情報提供を行い、必要に応じて相談・助言を行っていきます。
- 地域連携を推進するため、子ども家庭支援センターは「特定型」から「基本型」への移行をめざします。

確保方策の考え方

「特定型」：利用者支援を実施する窓口。子ども家庭支援センター1カ所。
「基本型」：利用者支援と地域連携を実施する窓口。子ども家庭支援センターは「特定型」から「基本型」への移行をめざす。
「母子保健型」：王子・赤羽・滝野川の各健康支援センター3カ所で実施する子育て世代包括支援センター事業。
引き続き、地域の子育て家庭にとって適切な施設・事業の利用の実現を図る。

(カ所)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
確保方策	4	4	4	4	4

(2) 地域子育て支援拠点事業

ID2-2 / 関連計画施策 ID□1-6-9 (3-3-2), 2-2-3 ★1-1-3 (1-3-4)

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

【今後の方向性】

- 児童館は乳幼児親子の居場所機能を中心とする子どもセンターへの移行を進め、乳幼児親子専用室の確保、乳幼児活動や相談事業の充実、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業を充実していきます。
- 区の施設における場の提供だけでなく、多様なニーズに応えるため、引き続き地域で活動する団体とも連携を図ってサービスの提供を行います。
- 子育て支援拠点の充実に向け、現行の児童館に加え、NPOなどと連携し、商店街の空き店舗などを活用して街中に整備し、子どもや保護者が気軽に集える場所を増やしていきます。
- 子ども家庭支援センターは乳幼児親子に対して、遊びと交流の場、子育て支援情報等を提供するとともに子どもや子育て家庭の身近な相談窓口として、育児、しつけ、児童虐待など様々な相談に対応していきます。

量の見込みの考え方	ニーズ調査を基に算出。 就学前の子ども保護者について「地域子育て支援拠点事業を利用している人の利用回数」と「利用していないが今後利用したい人の利用意向回数」から算出。
確保方策の考え方	量の見込みの100%を確保する※。

(延べ人数)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み	328,030	332,569	336,859	337,143	337,161
確保方策	328,030	332,569	336,859	337,143	337,161

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(3) 妊婦健康診査

ID2-3/ 関連計画施策 ID□2-4-1 ★2-5-10

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【今後の方向性】

○公費負担による妊婦健康診査を実施することで定期的な受診を推進し、母子ともに安全安心な出産をめざします。

量の見込みの 考え方	人口推計から予測した妊婦数（母子手帳交付数）に、1人あたりの平均受診回数（実績）を乗じて算出。
確保方策の 考え方	量の見込みの100%を確保する※。

（延べ回数、（ ）内は実人数）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み	37,825回 (3,278人)	38,379回 (3,326人)	38,956回 (3,376人)	38,921回 (3,373人)	38,852回 (3,367人)
確保方策	37,825回 (3,278人)	38,379回 (3,326人)	38,956回 (3,376人)	38,921回 (3,373人)	38,852回 (3,367人)

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

ID2-4/ 関連計画施策 ID□2-4-4 ★2-5-12

【事業概要】

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【今後の方向性】

○乳児と保護者の状況を把握し、必要な助言や支援を行うとともに、保護者の不安や悩みを軽減し、特に支援が必要と認められる家庭については、早期に関係機関と連携して必要なサービスにつなげていきます。

量の見込みの考え方	各年の0歳児推計数に、91.9%（里帰り出産等を考慮し、過去の実績から算出した割合）を乗じて算出。
確保方策の考え方	量の見込みの100%を確保する※。

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み	2,610	2,649	2,688	2,685	2,681
確保方策	2,610	2,649	2,688	2,685	2,681

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(5) 養育支援訪問事業

ID2-5/ 関連計画施策 ID□4-1-2 ★2-5-23

【事業概要】

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することによって、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

【今後の方向性】

○特定妊婦など、妊娠期から支援を必要とする人を把握し、子育ての不安が強く養育が困難な家庭に対し、家庭で自立した生活が送れるよう子育てを支援していきます。

量の見込みの考え方	対象年齢人口に対する訪問家庭数の割合実績から推計。
確保方策の考え方	量の見込みの100%を確保する※。

(延べ人数)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み	762	772	783	787	791
確保方策	762	772	783	787	791

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

ID2-6 / 関連計画施策 ID□2-1-9

【事業概要】

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、子どもを児童福祉施設で一時的に預かります。また、不適切な養育状態にある家庭など虐待のおそれやリスク等がみられる場合児童を養育し、生活指導並びに発達及び行動の観察を行うとともに、保護者の支援を行います。

【今後の方向性】

- ひとり親家庭の増加や共働き世帯の増加、児童虐待新規受理件数等に伴い、ニーズの増加が見込まれます。
- 利用者がより使いやすい事業となるよう、対象年齢の拡大や利用目的の拡充などを検討していきます。

量の見込みの 考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 「一時預かり等の事業の今後の利用希望者数」に「利用したい合計日数の平均」を乗じ、ショートステイやその他等の保育事業の利用者割合から推計。
確保方策の 考え方	1日あたり利用人数を3人とし、開所日数を乗じて算出。 ※1日の定員は子どもショートステイ7人、乳幼児ショートステイ1人とあわせて8人まで。

	(延べ人数)				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	816	856	898	942	989
②確保方策	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
②-① 過不足	279	239	197	153	106

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 就学児※

ID2-7 / 関連計画施策 ID□3-1-5

【事業概要】

育児の支援を受けたい乳幼児や小学生のいるファミリー会員と、育児の支援を行うサポート会員との有償の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

【今後の方向性】

- 利用内容の多くは保育園・学童クラブ等への送り迎えであり、年少人口の増加や共働き世帯の増加等に伴い、利用ニーズは今後も増えることが見込まれます。
- 安定したサポート会員の確保と人材の育成を充実させていきます。
- 事業のさらなる周知や、両会員が互いに使いやすい事業となるよう取り組みを進め、地域での子育て支援を推進していきます。

量の見込みの考え方	過去の利用申込数の実績を参考に段階的に増加することを推定。 ※未就学児の利用については、(8)の一時預かり事業で量を見込んでいます。
確保方策の考え方	令和4年度の利用実績から段階的に確保数を増やし、令和10年度に実働サポート会員160人が月6回、就学児分の利用割合に応じた活動をした人数が確保できるよう算出。

(延べ人数)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	3,693	3,988	4,307	4,652	5,024
②確保方策	3,860	4,162	4,464	4,766	5,069
②-① 過不足	167	174	157	114	45

(8) 一時預かり事業

ID2-8/ 関連計画施策 ID□2-1-10

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育園、認定こども園、私立幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育・養育を行います。

新制度の一時預かり事業には、現行の預かり保育（幼稚園）、一時保育（保育園）を基本としつつ、幼稚園等での主に園児を対象にした一時預かり（「幼稚園型」という。）や保育園等の空き定員を利用した一時預かり（「余裕活用型」という。）等、いくつかの種類があります。

【今後の方向性】

- 保護者に用事が生じたときや、多様な家庭の課題（子育てに伴う心理的、身体的負担や求職、介護等）の解消のため、保育園等における一時預かり保育の重要性は高まっています。利用方法の周知等にさらに努めます。
- 保育園等における定員の見直しのタイミング等を捉え、保育事業者の意向等も踏まえつつ、一時預かり保育の確保方策を講じます。
- 就労等により保育の必要性を認定された保護者が幼稚園を利用する場合、預かり保育利用料の補助を行うとともに、幼稚園に対しては一時預かり事業（預かり保育）を推奨し、待機児童対策に資することをめざします。

○幼稚園の一時預かり（預かり保育）

量の見込みの考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 1号認定の保護者の利用意向率に平均利用希望日数を乗じた延べ人数と、2号認定の保護者のうち特に幼稚園の希望が強い保護者の人数に平均年間就労日数を乗じた延べ人数を合計。
確保方策の考え方	量の見込みの100%を確保する※。

(延べ人数)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み	178,936	180,016	182,845	187,228	192,582
確保方策	178,936	180,016	182,845	187,228	192,582

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

○幼稚園以外（保育園の一時預かり保育・緊急保育、ファミリー・サポート・センター事業(就学前)）

量の見込みの 考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 計画期間における人口推計に対して利用希望日数を乗じて算出。
確保方策の 考え方	各事業の利用可能数を合計する。

(延べ人数)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	47,693	48,350	48,979	49,013	49,018
②確保方策	50,100	50,100	50,100	50,100	50,100
②-① 過不足	2,407	1,750	1,121	1,087	1,082

(9) 延長保育事業

ID2-9 / 関連計画施策 ID□2-1-13

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等で保育を実施します。

【今後の方向性】

- 保護者が安心して仕事と子育てを両立できるよう、様々な就労形態に対応した保育サービスの充実が求められています。
- 利用実績やニーズに合わせた延長保育の充実に努めます。

量の見込みの 考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。
確保方策の 考え方	各園の延長保育定員数に基づき算出。

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	1,146	1,162	1,177	1,177	1,176
②確保方策	1,865	1,895	1,895	1,895	1,895
②-① 過不足	719	703	688	688	689

(10) 病児病後児保育事業

ID2-10 / 関連計画施策 ID□2-1-17

【事業概要】

病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行います。

【今後の方向性】

- 保護者の子育てと就労の両立を支援する病児保育のニーズが高まっています。病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安全・安心な施設や保育体制づくりに努めます。
- 平成27年度に開始した居宅訪問型病児・病後児保育の利用支援については、ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を継続することにより実施してまいります。

量の見込みの 考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 計画期間における人口推計に対して利用希望数を乗じて算出。
確保方策の 考え方	病児・病後児保育を実施事業所数に、利用定員と実施日数を乗じて算出。

(延べ人数)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	2,980	2,980	2,980	2,980	2,980
②確保方策	3,675	3,675	3,675	3,675	3,675
②-① 過不足	695	654	615	613	612

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

ID2-11 / 関連計画施策 ID□2-1-2 ★1-3-6

【事業概要】

就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ります。

【今後の方向性】

- 「北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、従事者数、施設・設備、開所に係る基準を満たすよう、整備を進めます。
- 待機児童の解消については、学校ごとの児童数や利用ニーズの動向を踏まえ、学校内及び周辺の公共施設の活用等、あらゆる方法を検討し、定員の拡大に向けた整備を進めるとともに、放課後子ども教室（一般登録）に延長時間を設け、待機児童が生じない仕組みを令和6年度から構築します。
- 小学校4年生以上の児童については、一般登録※で対応していきます。

※ 「一般登録」では、小学校1～6年生のすべての児童を対象に、平日の放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業期間中に、小学校を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所（居場所）を提供しています。

量の見込みの 考え方	学童クラブの利用実績から算出した利用率を基に算出。
確保方策の 考え方	各年度の定員の不足数を算出し、待機児童を解消できるように必要な確保量を設定。

■ 北区全域

(人)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	1年生	1,497	1,513	1,530	1,547	1,565
	2年生	1,174	1,184	1,197	1,210	1,223
	3年生	936	946	955	966	978
	合計	3,607	3,643	3,681	3,723	3,765
②確保方策		3,845	3,845	3,845	3,885	3,965
②-①過不足		238	202	164	162	200
量の見込み	4年生	423	426	431	436	441
	5年生	166	170	174	175	178
	6年生	72	74	75	76	77
	合計	661	670	681	687	695
確保方策		0*				

■ 赤羽地域

(人)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	1年生	620	624	630	640	650
	2年生	496	498	502	510	517
	3年生	427	431	433	440	447
	合計	1,543	1,553	1,565	1,589	1,614
②確保方策		1,565	1,565	1,565	1,605	1,645
②-①過不足		22	12	0	16	31
量の見込み	4年生	140	141	142	144	146
	5年生	52	53	54	55	55
	6年生	34	35	36	36	36
	合計	227	229	232	235	237
確保方策		0*				

■ 王子地域

(人)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	1年生	473	478	481	484	487
	2年生	355	357	360	362	364
	3年生	263	265	268	269	271
	合計	1,091	1,100	1,109	1,115	1,122
②確保方策		1,255	1,255	1,255	1,255	1,255
②-①過不足		164	155	146	0140	133
量の見込み	4年生	138	139	140	141	142
	5年生	39	39	40	40	41
	6年生	17	17	18	18	18
	合計	193	195	198	199	200
確保方策		0*				

■ 滝野川地域

(人)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	1年生	404	411	418	423	428
	2年生	323	329	334	338	342
	3年生	246	250	254	257	260
	合計	973	990	1,006	1,018	1,030
②確保方策		1,025	1,025	1,025	1,025	1,065
②-①過不足		52	35	19	7	35
量の見込み	4年生	145	147	149	151	153
	5年生	75	77	79	80	82
	6年生	21	21	22	22	23
	合計	240	245	251	254	258
確保方策		0*				

※ 各学童クラブでは定員を設けており、4年生以上を含めた学童クラブを希望するすべての児童を受け入れることが難しいため、学童クラブでは1～3年生までの児童の育成を行います。4年生以上の児童の育成については、放課後子ども総合プラン一般登録を利用することとしています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の方向性】

○給付対象者を適切に把握し、必要な給付を行っていきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

事業内容は以下の2つです。

①新規参入施設等への巡回支援

保育所等を開設しようとする新規参入事業者が、スムーズに事業を開始、運営できるよう支援する事業です。

②認定こども園特別支援教育・保育経費

私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを私立認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助します。

【今後の方向性】

○国が示す基準等をもとに、対象事業者及び対象者への適切な支援を実施していきます。

第6章 子どもの未来応援プラン

1 基本目標

未来を担う北区の子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるよう、子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、貧困の連鎖の解消に取り組みます。

2 貧困の連鎖の解消のための3つの柱

本計画の基本理念である「すべての子どもが自分らしく輝き 健やかに成長できるよう子どもの育ちを支援するまち」の実現をめざし、貧困の連鎖の解消に向けて、次のとおり3つの柱を設定します。

柱1 子どもの育ち、学びを支える

○すべての子どもたちが、生まれ育った家庭環境や経済状況にかかわらず、自己肯定感や自己有用感を高め、希望をもって夢に挑戦できるよう、困難に負けない生きる力を育み、成長を支える環境を整えます。

- 施策1 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援
- 施策2 学校教育における学び、成長の支援
- 施策3 子どもの居場所づくりの推進
- 施策4 困難を抱えやすい子ども（若者）への支援

柱2 ライフステージに応じた相談・支援

○困難を抱える家庭の子どもと保護者が孤立することのないよう、様々な場面や関わりの中から子どもの貧困のサインを早期に把握し、子どもの成長段階に応じた切れ目のない良質かつ適切な支援に確実につなぐための重層的な支援体制をつくります。

○困難を抱える家庭の保護者への就労支援や生活支援等により、生活の自立を応援します。

- 施策5 孤立しないしくみづくり
- 施策6 保護者への就労、生活支援

柱3 地域全体で見守り、支える

○地域ぐるみで子どもの貧困問題に対する関心や理解を深め、地域社会全体で困難を抱える家庭の子どもと保護者を見守り、支えるネットワークを構築します。

- 施策7 地域全体で支えるネットワークの構築

施策体系

■基本目標

未来を担う北区の子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるように、子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、貧困の連鎖の解消に取り組みます。

■3つの柱

柱1
子どもの育ち、
学びを支える

柱2
ライフステージに
応じた相談・支援

柱3
地域全体で
見守り、支える

■施策

施策1
乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援

施策2
学校教育における学び、成長の支援

施策3
子どもの居場所づくりの推進

施策4
困難を抱えやすい子ども（若者）への支援

施策5
孤立しないしくみづくり

施策6
保護者への就労、生活支援

施策7
地域全体で支えるネットワークの構築

3 子どもの貧困に関する指標

本計画の進捗や効果を把握するため、子どもの貧困に関する指標を設定し、その数値の変化を確認することで、子どもの貧困の状況を把握し、取組みの検証・評価を行っていきます。

子どもの貧困の要因は様々であり、そこから生じる課題も教育機会の確保や生活の安定、保護者の就労など多岐にわたることに加えて、それらが複雑に絡み合っていることから、現時点では、各指標に数値目標を設定することは困難であると考えています。

指標については、必要に応じて見直しを行い、追加や修正を行っていきます。

■ 北区における子どもの貧困に関する指標

No.	対象期	指標名	対象者
1	妊娠・ 出産期	妊娠届出後の妊婦への面接を実施する割合	妊婦
2	乳幼児 期	乳児健診（3～4か月児健診）、乳幼児健診（1歳6か月児健診）、乳幼児健診（3歳児健診）の平均受診率	区内3～4か月児、1歳6か月児、3歳児
3	乳幼児 期	歯科検診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合	区内3歳児
4	乳幼児 期	歯科検診で未処置のむし歯がある子どもの割合	区内3歳児
5	小学生	歯科検診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合	区立小学1年生
6	小学生	歯科検診で未処置のむし歯がある子どもの割合	区立小学1年生
7	小・ 中学生	子どもの朝ごはん摂取率	区立小学2、4、6年生、中学2年生
8	小・ 中学生	「自分には良いところがある」の質問で肯定的に答える子どもの割合	区立小学6年生、中学3年生
9	小・ 中学生	「ほっとできると感じる居場所はありますか」の質問で「ある」と答える子どもの割合	区立小学5年生、中学2年生
10	小・ 中学生	「(ほとんど) 毎日、家事や家族のお世話等をする時間が1日1時間以上ありますか」の質問で「はい」と答える子どもの割合	区立小学5年生、中学2年生
11	小・ 中学生	「全国学力・学習状況調査」の児童・生徒の平均正答率	区立小学6年生、中学3年生
12	小・ 中学生	「北区基礎・基本の定着度調査」の児童・生徒の達成率	区立小学2、4、6年生、中学2年生
13	小・ 中学生	学校外学習時間が1時間未満の児童・生徒の割合	区立小学6年生、中学3年生
14	小・ 中学生	小学校・中学校の不登校者数（率）	区立小・中学校の児童・生徒

No.	対象期	指標名	対象者
15	中学生	区立中学校の高校進学率	区立中学3年生
16	中学生	生活保護世帯の子どもの高校進学率	生活保護受給世帯の中学3年生
17	中学生	「将来の夢や目標をもっていますか」の質問で肯定的に答える子どもの割合	区立中学3年生
18	高校生	区内都立高校の中退者数（率） （全日制・定時制）	区内都立高校の生徒
19	高校生	区内都立高校の卒業時の進路未決定者数（率） （全日制・定時制）	区内都立高校の生徒
20	ひとり親家庭	ひとり親家庭に対する就労支援事業による就業率及び正規雇用率	ひとり親家庭

柱1

子どもの育ち、学びを支える

施策1 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援

◆主な取組

○困難を抱える家庭の子どもを含むすべての乳幼児期の子どもが、今後の育ちや学びを支える基盤となる基本的な生活習慣や自己肯定感を育みながら健やかに成長できるよう、子どもの育ちを支えます。

【事業】

施策 ID	事業名	次世代育成行動 計画施策 ID [◎事業計画 ID]	所管課
1-1-1	きらきら0年生応援プロジェクトの推進・充実	1-1-1	教育政策課
1-1-2	区立認定こども園の設置・運営	1-1-2 [◎1-2]	学校支援課
1-1-3	子どもセンター・ティーンズセンターへの移行	1-6-9 (3-3-2) [◎2-2]	子どもわくわく課
1-1-4	保育所待機児童解消	2-1-1 [◎1-1]	子ども未来課
1-1-5	保育園、幼稚園等の保育料の負担軽減	2-5-4	学校支援課 子ども未来課 保育課
1-1-6	児童発達支援センター	4-2-1	子ども家庭支援センター
1-1-7	保育園の特別支援児保育	4-2-2	保育課
1-1-8	幼稚園等の特別支援児受け入れ	4-2-3	学校支援課 子ども未来課
1-1-9	障害児保育巡回指導員の派遣	4-2-12	子どもわくわく課 保育課 子ども家庭支援センター

施策2 学校教育における学び、成長の支援

◆主な取組

○困難を抱える家庭の子どもを含む、すべての学齢期の子どもたちの確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育み、困難な状況にあってもたくましく生きる力を身に付けられる教育環境を整えます。

【事業】

施策 ID	事業名	次世代育成行動 計画施策 ID [◎事業計画 ID]	所管課
1-2-1	学力フォローアップ教室	1-2-1	教育指導課
1-2-2	学力パワーアップ事業	1-2-2	教育指導課
1-2-3	教育アドバイザーの活用	1-2-3	教育指導課
1-2-5	イングリッシュキャンプ事業	1-2-10	学校支援課
1-2-6	英語が使える北区人事業	1-2-12	教育指導課
1-2-7	スーパーサイエンススクール	1-2-13	生涯学習・学校地域連携課
1-2-8	子どもの貧困問題の理解促進のための 教職員等研修の実施	1-2-19	教育指導課 子ども未来課
1-2-9	キャリア教育の推進	1-3-6	教育指導課
1-2-10	北区中学生・高校生のための職業教育 キャラバン事業	1-3-7	多様性社会推進課
1-2-11	体験活動充実に向けた宿泊事業の実施	1-3-17	学校支援課
1-2-12	家庭教育力向上プログラム	1-5-2	学び未来課 生涯学習・学校地域連携課 教育指導課 中央図書館 子ども未来課
1-2-13	ホップ・ステップ・ジャンプ教室 (適応指導教室)	1-5-13	教育総合相談センター
1-2-14	教育相談の実施	1-5-15	教育総合相談センター
1-2-15	子どもと家庭の支援員 (学校と家庭の連携推進事業)	1-5-16	教育総合相談センター
1-2-16	小・中学校特別支援学級の設置	4-2-4	教育総合相談センター
1-2-17	特別支援教室における指導の充実	4-2-5	教育総合相談センター
1-2-18	特別支援教育に係る理解啓発の推進	4-2-8	教育総合相談センター
1-2-19	特別支援学級就学奨励費	4-2-13	学校支援課
1-2-20	自立支援プログラム (次世代育成支援プログラム)	4-4-4	生活福祉課
1-2-21	高等学校等就学費の支給	4-4-5	生活福祉課
1-2-22	就学援助	4-4-6	学校支援課

施策 ID	事業名	次世代育成行動 計画施策 ID [◎事業計画 ID]	所管課
1-2-23	外国人学校児童・生徒保護者負担軽減 補助金	2-5-10	子ども未来課
1-2-24	修学旅行支度金の支給	4-4-8	生活福祉課
1-2-25	北区奨学資金貸付事業	4-4-9	教育政策課
1-2-26	その他奨学金制度等の周知	4-4-10	教育政策課
1-2-27	受験生チャレンジ支援貸付事業 【北区社会福祉協議会事業】	4-4-11	地域福祉課 社会福祉協議会
1-2-28	日本語学級の設置・運営	4-5-1	教育総合相談センター 学校支援課

施策3 子どもの居場所づくりの推進

◆主な取組

- 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難な子どもの状況に寄り添った学習の場や居場所の提供を推進し、困難を抱える家庭の子どもの将来的な自立を促進します。
- 困難を抱える家庭の子どもを含む、すべての子どもたちが、放課後等を安全・安心に過ごすことができる多様な学習の場や居場所づくりを推進します。

【事業】

施策 ID	事業名	次世代育成行動 計画施策 ID [◎事業計画 ID]	所管課
1-3-1	児童館での小学生対応事業	1-5-3	子どもわくわく課
1-3-2	放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進・情報発信	1-6-5	子どもわくわく課
1-3-3	学童クラブ、わくわく☆ひろばの学習支援の充実	1-6-7	子どもわくわく課
1-3-4	子どもセンター・ティーンズセンターへの移行（再掲 1-1-3）	1-6-9（3-3-2） [◎2-2]	子どもわくわく課
1-3-5	児童館・児童室での中高生対応事業	1-6-11	子どもわくわく課
1-3-6	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	2-1-2 [◎2-11]	子どもわくわく課 子ども未来課
1-3-7	子ども食堂等ネットワークによる子どもの見守り体制強化事業	3-2-4 / 3-3-3	子ども未来課
1-3-8	生活困窮・ひとり親家庭等の小学生の学習支援事業	4-3-4 / 4-4-1	生活福祉課
1-3-9	生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業	4-3-5 / 4-4-2	子ども未来課

施策4 困難を抱えやすい子ども（若者）への支援

◆主な取組

- 児童養護施設等を退所する子どもや、高校を中途退学したり無業等の状態にある若者など困難を抱えやすい状況にある子ども（若者）が、希望する未来を実現できるよう応援、支援します。

【事業】

施策 ID	事業名	次世代育成行動 計画施策 ID [◎事業計画 ID]	所管課
1-4-1	児童養護施設等を退所する子どもを応援する取組み	1-5-22	子ども未来課 児童相談所開設準備担当課 子ども家庭支援センター 住宅課
1-4-2	困難を抱えやすい若者の就労支援事業への誘導強化	1-5-23	産業振興課 生活福祉課
1-4-3	赤羽しごとコーナー	1-5-24	産業振興課
1-4-4	北区くらしとしごと相談センター (生活困窮者自立支援事業)	1-5-25	生活福祉課

施策5 孤立しないしくみづくり

◆主な取組

○困難を抱える家庭の子どもと保護者が孤立することのないよう、母子保健の取組みや保育園・幼稚園、学校などでの関わりの中で気づき、必要な支援が確実につながるしくみを構築します。

【事業】

施策 ID	事業名	次世代育成行動 計画施策 ID [◎事業計画 ID]	所管課
2-5-1	スクールカウンセラーの配置	1-6-2	教育総合相談センター
2-5-2	スクールソーシャルワーカーの配置拡充	1-6-3	教育総合相談センター
2-5-4	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	1-6-4	生涯学習・学校地域連携課 教育指導課
2-5-5	利用者支援事業	2-2-1 [◎2-1]	健康推進課 子ども家庭支援センター
2-5-6	伴走型相談支援(はぴママたまご面接・はぴママひよこ面接)	2-2-2	健康推進課 子ども家庭支援センター
2-5-7	子育てガイドブックの発行	2-2-5	子ども未来課
2-5-8	子育て支援情報配信メール・LINE	2-2-8	子ども未来課
2-5-9	子育て情報の提供・発信の充実	2-2-9	子ども未来課
2-5-10	妊産婦健康診査等	2-4-1 [◎2-3]	健康推進課
2-5-11	妊婦歯科健康診査	2-4-2	健康推進課
2-5-11②	伴走型相談支援(妊娠後期支援)	2-4-3	健康推進課
2-5-12	伴走型相談支援 (妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業)	2-4-4 [◎2-4]	健康推進課
2-5-13	安心ママパパヘルパー事業	2-4-7	子ども家庭支援センター
2-5-14	乳幼児健康診査(3~4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児)	2-4-8	健康推進課
2-5-15	乳幼児健康診査の未受診者や子育て支援サービス等を利用しない家庭への働きかけ、支援の検討	2-4-9	子ども家庭支援センター
2-5-16	乳幼児歯科保健相談	2-4-10	健康推進課
2-5-17	未熟児養育医療助成	2-5-9	健康推進課
2-5-18	地域育て合い事業	2-3-2 / 3-1-2 / 3-2-7	子どもわくわく課 保育課

施策 ID	事業名	次世代育成行動 計画施策 ID [◎事業計画 ID]	所管課
2-5-19	在宅児・未就園児への地域子育て支援活動	3-1-3	学校支援課 子ども未来課 保育課
2-5-20	みんなでお祝い輝きバースデー事業	3-1-6	子ども未来課
2-5-21	2歳児のための幼稚園入園準備・情報交換会（児童館）	3-1-7	子ども未来課
2-5-22	専門相談員（臨床心理士）による子育て相談事業（児童館）	3-1-9	子どもわくわく課
2-5-23	養育支援訪問事業	4-1-2 [◎2-5]	子ども家庭支援センター
2-5-24	要保護児童への対策及び配偶者からの暴力防止連絡協議会	4-1-3	子ども家庭支援センター 多様性社会推進課
2-5-26	ひとり親家庭等相談支援事業（そらまめ相談室）	4-3-1	子ども未来課
2-5-27	ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業	4-3-2	子ども未来課
2-5-28	ひとり親ガイドブック等の発行	4-3-6	子ども未来課
2-5-29	区民相談室（法律相談等）	5-2-2	広報課
2-5-30	こころと生き方・DV相談	5-2-3	多様性社会推進課
2-5-31	女性のための法律相談	5-3-2	多様性社会推進課

施策6 保護者への就労、生活支援

◆主な取組

- 経済的に困難な状況にある家庭やひとり親家庭の保護者に対し、生活に関する相談や個々の状況に応じたきめの細かな支援を行い、生活自立を応援します。
- 特に、家計と子育ての両方を一人で担うひとり親家庭に対しては、資格取得などの正規雇用につながる支援や、精神的負担の軽減も含めた総合的な支援を図ります。

【事業】

施策 ID	事業名	次世代育成行動 計画施策 ID [◎事業計画 ID]	所管課
2-6-1	児童手当の支給	2-5-7	子ども未来課
2-6-2	子ども医療費助成	2-5-8	子ども未来課
2-6-3	特別児童扶養手当の支給	4-2-14	子ども未来課
2-6-4	障害者世帯・ひとり親世帯転居費用助成	4-2-15 / 4-3-16	住宅課
2-6-5	ひとり親家庭への生活支援の充実	4-3-3	子ども未来課 関係課
2-6-6	ひとり親家庭に対する相談体制の整備 (母子・父子自立支援員)	4-3-7	生活福祉課
2-6-7	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 事業	4-3-8	生活福祉課
2-6-8	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 事業	4-3-9	生活福祉課
2-6-9	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸 付事業【北区社会福祉協議会事業】	4-3-10	北区社会福祉協議会
2-6-10	ひとり親家庭自立支援プログラム策定	4-3-11	生活福祉課
2-6-11	ひとり親家庭の親の就業促進	4-3-12	生活福祉課
2-6-12	母子生活支援施設(浮間ハイマート)	4-3-15	生活福祉課
2-6-13	ひとり親家庭医療費助成	4-3-17	子ども未来課
2-6-14	児童扶養手当の支給	4-3-18	子ども未来課
2-6-15	児童育成手当の支給	4-3-19	子ども未来課
2-6-16	東京都母子及び父子福祉資金貸付	4-3-20	生活福祉課
2-6-18	女性福祉資金貸付	4-3-22	生活福祉課
2-6-19	生活保護制度	4-4-3	生活福祉課
2-6-20	生活困窮世帯の保護者への自立支援の 推進	4-4-12	生活福祉課

施策 ID	事業名	次世代育成行動 計画施策 ID [◎事業計画 ID]	所管課
2-6-21	北区くらしとしごと相談センター (生活困窮者自立支援事業)【再掲 1-4-4】	1-5-25 / 4-4-13	生活福祉課
2-6-22	就労準備支援事業 (生活困窮者自立支援事業)	4-4-14	生活福祉課
2-6-23	被保護者就労支援事業	4-4-15	生活福祉課
2-6-24	被保護者自立促進事業	4-4-16	生活福祉課
2-6-25	中高年者向け就職支援セミナー	4-4-17	産業振興課
2-6-26	就職フェア in 王子	4-4-18	産業振興課
2-6-27	生活福祉資金貸付 【北区社会福祉協議会事業】	4-4-19	北区社会福祉協議会
2-6-28	区営住宅の供給	4-4-20	住宅課
2-6-29	住居確保給付金の支給 (生活困窮者自立支援事業)	4-4-21	生活福祉課
2-6-30	女性再就職支援事業	5-3-4	産業振興課

施策7 地域全体で支えるネットワークの構築

◆主な取組

○子どもの貧困について、地域の理解と協力を求め、困難を抱える家庭の子どもと保護者を見守り、支える人材や活動のすそ野を広げるとともに、関係機関、地域、企業、NPO、ボランティア、民生委員・児童委員等の協力関係のもと、困難を抱える家庭の子どもと保護者を地域全体で見守り、支えるネットワークの構築に取り組みます。

【事業】

施策 ID	事業名	次世代育成行動 計画施策 ID [◎事業計画 ID]	所管課
3-7-1	協働による地域づくりの推進	3-2-1	地域振興課
3-7-2	子ども食堂等ネットワークによる子どもの見守り体制強化事業（再掲 1-3-7）	3-2-4 / 3-3-3	北区社会福祉協議会
3-7-3	子どもの貧困に関する区民向け講演会をはじめとした啓発活動	4-4-22	子ども未来課
3-7-4	北区応援サポーター寄附制度への子どもの貧困対策に関するメニュー設定	4-4-23	企画課 税務課 子ども未来課

資料編

1 東京都北区子ども・子育て会議条例（抄）

平成 25 年 7 月 東京都北区条例第 39 号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第1項の規定に基づき、東京都北区長(以下「区長」という。)及び東京都北区教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として東京都北区子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

（所掌事項）

第2条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第1項各号に規定する事項について区長又は教育委員会の諮問に応じて調査審議し、答申する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事項に関し、必要に応じて区長又は教育委員会に建議することができる。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、学識経験者その他東京都北区規則(以下「規則」という。)で定める者のうちから、区長及び教育委員会が委嘱又は任命する委員 26 人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第5条 区長及び教育委員会は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査報告させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、区長及び教育委員会が必要と認める者のうちから、区長及び教育委員会が委嘱又は任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査報告が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、区長がこれを行う。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（部会）

第8条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 第6条第2項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、第10条の規定は部会の公開について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第2項、前条第1項本文、第3項及び第4項並びに第十条中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第2項、前条及び第10条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、前条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(委員以外の者の出席等)

第9条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又はその者から必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 子ども・子育て会議の会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、これを非公開とすることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

2 北区子ども・子育て会議及び専門部会 委員名簿

○第5期(令和3年8月1日～令和5年7月31日)

構成	氏名	所属	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援計画部会	子どもの未来応援プラン部会
学識経験者	岩崎 美智子	東京家政大学教授	会長		部会長
	石黒 万里子	東京成徳大学教授	副会長	部会長	
区内 団体推薦	我妻 澄江	北区男女共同参画推進ネットワーク	○		○
	小野澤 哲男	北区民生委員児童委員協議会	○		○
	齊藤 厚子	北区私立保育園理事長園長会	○(R5.3まで)	○(R5.3まで)	
	鹿田 昌宏	北区医師会	○	○	
	鈴木 将雄	北区青少年地区協議会	○	○	
	田邊 茂	北区私立幼稚園協会	○	○	
	森口 智志	北区立小・中学校 PTA 連合会	○(R5.3まで)		○
	漆原 浩子	北区私立保育園理事長園長会	○(R5.4から)	○(R5.4から)	
	影澤 博明	北区立小・中学校 PTA 連合会	○(R5.4から)		○(R5.4から)
区職員・ 関係行政 機関	奥村 宏	北区立中学校長会	○		○
	園尾 まゆみ	東京都北児童相談所	○(R4.3まで)		
	傳田 学	北区立小学校長会	○(R4.3まで)		
	西澤 由香	北区立保育園長会	○(R5.3まで)	○(R5.3まで)	
	向中野 勇司	北区立児童館長会	○(R5.3まで)		○(R5.3まで)
	野田 忠	東京都北児童相談所	○(R4.4から)		○
	關口 泰正	北区立小学校長会	○(R4.4から)	○	
	三田 理恵	北区立保育園長会	○(R5.4から)	○(R5.4から)	
区民等	大河原 はるか	公募委員	○	○	
	久保田 遼	公募委員	○		○
	野上 智宏	公募委員	○	○	
	林 菜々	公募委員	○(R4.3まで)		

敬称略、順不同

○第6期(令和5年8月15日～令和7年8月14日)

構成	氏名	所属	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援計画部会	子どもの未来応援プラン部会
学識経験者	岩崎 美智子	東京家政大学児童学部教授	会長		部会長
	石黒 万里子	東京成徳大学子ども学部教授	副会長	部会長	
区内 団体推薦	我妻 澄江	北区男女共同参画推進ネットワーク	○		○
	漆原 浩子	北区私立保育園理事長園長会	○	○	
	太田 京子	北区民生委員児童委員協議会	○		○
	影澤 博明	北区立小学校・中学校PTA連合会	○		○
	鈴木 将雄	北区青少年地区協議会	○	○	
	田邊 茂	北区私立幼稚園協会	○	○	
	宮田 理英	一般社団法人東京都北区医師会	○	○	
区職員・ 関係行政 機関	大島 幸子	北区立児童館長会	○		○
	奥村 宏	北区立中学校長会	○		○
	關口 泰正	北区立小学校長会、幼稚園・こども園長会	○	○	
	野田 忠	東京都北児童相談所	○		○
	三田 理恵	北区立保育園長会	○	○	
区民等	小林 宏一郎	公募委員	○	○	
	田崎 郁恵	公募委員	○		○
	辻村 真実	公募委員	○		○
	中村 章子	公募委員	○	○	

敬称略、順不同

3

北区子ども・子育て会議及び専門部会の開催経過

○第5期(令和4年6月28日～令和5年3月31日)※令和4年度

子ども・子育て会議	議事
第37回 (令和4年6月28日)	(1)諮問(仮称)子ども・子育て支援総合計画の策定について (2)北区教育ビジョン2020の改定について (3)(仮称)子ども条例の制定について (4)保育所待機児童数について (5)私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について (6)区立小・中学校、区立幼稚園・こども園における新型コロナウイルス感染症への対応について (7)学童クラブ・保育園等における新型コロナウイルス感染症への対応について
第38回 (令和4年8月22日)	(1)「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」策定に向けた区民意識・意向調査の実施について (2)①(仮称)北区子ども条例の制定に関する子どもたちからの意見聴取の取り組みについて ～中学生モニター会議の検討結果概要報告～ ②子ども食堂利用者に対する意見聴取の概要(例案) (3)「(仮称)北区教育ビジョン2024」の策定に係る保護者アンケートについて (4)第四次北区特別支援教育推進計画(案)について (5)田端児童館及び田端小学校内学童クラブの移転について
第39回 (令和4年12月20日)	(1)北区子ども・子育て支援計画2020 進捗状況の報告 (2)北区子どもの未来応援プラン 進捗状況の報告 (3)(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画策定に関する報告等について (4)高校生など医療費助成の拡充について (5)新たな放課後子ども総合プランの推進について (6)東京都北区学童クラブの設置及び名称の変更について (7)令和5年4月期における区内保育施設の受け入れ可能数の変更等について (8)区立保育園における医療的ケア児受け入れについて (9)区立幼稚園の再編と認定こども園への移行について (10)(仮称)北区子ども条例 子どもたちの意見聴取について (11)(仮称)北区子ども条例を構成する項目(案) (12)【非公開】北区子ども条例 子ども食堂における意見聴取について
第40回 (令和5年3月17日)	(1)(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画策定に伴う区民意向調査結果について (2)(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画の基本的考え方(案)について (3)(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画の体系(素案)について (4)(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画策定検討部会について (5)(仮称)北区子ども条例制定に伴う令和4年度取り組み経過について (6)(仮称)北区子ども条例制定に伴う条例の基本的事項(案)について (7)令和5年4月期の保育園入所申込状況(一次審査)について (8)放課後子ども総合プラン事業への宅配弁当サービスの導入について (9)北区児童相談所等複合施設運営指針(中間のまとめ)について (10)「北区教育ビジョン2024」策定に係るアンケート調査の結果について (11)令和5年度予算の概要(抜粋:子育てするなら北区が一番)について (12)令和5年度子ども未来部組織改正について

○第5期(令和5年4月1日～令和5年7月31日)※令和5年度

子ども・子育て会議	会議・部会種別		議事
	子ども・子育て支援計画部会	子どもの未来応援プラン部会	
	第1回 (令和5年5月11日)		(1)「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」の施策目標等について (2)「(仮称)北区子ども条例」に関する事項について
		第1回 (令和5年5月23日)	(1)「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」の施策目標等について (2)「(仮称)北区子ども条例」に関する事項について
	第2回 (令和5年6月7日)		(1)「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」に関する事項について (2)「(仮称)北区子ども条例」に関する事項について
		第2回 (令和5年6月30日)	(1)「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」に関する事項について (2)「(仮称)北区子ども条例」に関する事項について
第41回 (令和5年7月24日)			(1)「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」に関する事項について (2)「(仮称)北区子ども条例」に関する事項について (3)幼稚園等に通園する児童の給食無償化への実施等について (4)仮称北区児童相談所等複合施設新築計画図(ブロックプラン)について (5)児童館・子どもセンター・ティーンズセンターにおける子どもなんでも窓口の取組みの開始について

○第6期(令和5年8月15日～令和7年8月14日)

子ども・子育て会議	会議・部会種別		議事
	子ども・子育て支援計画部会	子どもの未来応援プラン部会	
	第3回 (令和5年9月14日)		(1)「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」に関する事項について
第42回 (令和5年10月2日)			(1)(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画(素案)について (2)(仮称)北区子ども条例について (3)さくらだこども園の類型変更及びうめのき幼稚園の場所での新たな認定こども園開設に向けた園舎増築等工事について (4)令和6年4月期における区内保育施設の受け入れ可能児童数の変更等について (5)多様な他者との関わりの機会の創出事業の実施について
第43回 (令和5年11月6日)			(1)(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画(案)について (2)(仮称)北区子ども条例について (3)北区子ども・子育て支援計画2020の令和4年度実績について (4)北区子どもの未来応援プランの令和4年度実績について

4 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）抜粋

子どもの権利は大きく分けて4つ



生きる権利

すべての子どもの命が守られること



育つ権利

もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること



守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

出典：(公財)日本ユニセフ協会ウェブサイトより

平成元年(1989年)に国際連合が採択。日本は平成6年(1994年)に批准、平成6年5月22日に発効。

前文 省略

第1部

第1条(児童の定義)

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条(差別の禁止)

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条(児童に対する措置の原則)

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条(締約国の義務)

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条(父母等の責任、権利及び義務の尊重)

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条(生命に対する固有の権利)

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条(登録、氏名及び国籍等に関する権利)

- 1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
- 2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

第8条(国籍等身元関係事項を保持する権利)

- 1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。
- 2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

第9条(父母からの分離についての手続き及び児童が父母との接触を維持する権利)

- 1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。
- 2 すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
- 3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
- 4 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡(その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。)等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

第10条(家族の再統合に対する配慮)

- 1 前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。
- 2 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国(自国を含む。)からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

第11条(児童の不法な国外移送、帰還できない事態の除去)

- 1 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。
- 2 このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

第12条(意見を表明する権利)

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条(表現の自由)

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
(a) 他者の権利又は信用の尊重

(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条(思想、良心及び宗教の自由)

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

第15条(結社及び集会の自由)

- 1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
- 2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第16条(私生活等に対する不法な干渉からの保護)

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第17条(多様な情報源からの情報及び資料の利用)

締約国は、大衆媒体(マス・メディア)の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

- (a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第 29 条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体(マス・メディア)が普及させるよう奨励する。
- (b) 国の内外の多様な情報源(文化的にも多様な情報源を含む。)からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。
- (c) 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。
- (d) 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体(マス・メディア)が特に考慮するよう奨励する。
- (e) 第 13 条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

第18条(児童の養育及び発達についての父母の責任と国の援助)

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第19条(監護を受けている間における虐待からの保護)

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第20条(家庭環境を奪われた児童等に対する保護及び援助)

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカフアーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的背景について、十分な考慮を払うものとする。

第21条(養子縁組に際しての保護)

養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、

- (a) 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及び手続に従い、かつ、信頼し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を与えていることを認定する。
- (b) 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができることを認める。
- (c) 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。
- (d) 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- (e) 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

第22条(難民の児童等に対する保護及び援助)

- 1 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続若しくは国内法及び国内的な手続に基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているかいないかを問わず、この条約及び自国が締約国となっている人権又は人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当たり、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。
- 2 このため、締約国は、適当と認める場合には、1の児童を保護し及び援助するため、並びに難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜すため、国際連合及びこれと協力する他の権限のある政府間機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

第23条(心身障害を有する児童に対する特別の養護及び援助)

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達(文化的及び精神的な発達を含む。)を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換(リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。)であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第24条(健康を享受すること等についての権利)

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
 - (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
 - (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
 - (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じ

て、疾病及び栄養不良と闘うこと。

(d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。

(e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。

(f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。

3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。

4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第25条(児童の処遇等に関する定期的審査)

締約国は、児童の身体又は精神の養護、保護又は治療を目的として権限のある当局によって収容された児童に対する処遇及びその収容に関連する他のすべての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。

第26条(社会保障からの給付を受ける権利)

1 締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。

2 1の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

第27条(相当な生活水準についての権利)

1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。

2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。

3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。

4 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

第28条(教育についての権利)

1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

(c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。

(d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。

(e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条(教育の目的)

1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。

(a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。

(c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。

(d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、

寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。

(e) 自然環境の尊重を育成すること。

- 2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第30条(少数民族に属し又は原住民である児童の文化、宗教及び言語についての権利)

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

第31条(休息、余暇及び文化的生活に関する権利)

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第32条(経済的搾取からの保護、有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利)

- 1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。
- 2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、
 - (a) 雇用が認められるための1又は2以上の最低年齢を定める。
 - (b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
 - (c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

第33条(麻薬の不正使用等からの保護)

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適当な措置をとる。

第34条(性的搾取、虐待からの保護)

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

第35条(児童の誘拐、売買等からの保護)

締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売春又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

第36条(他のすべての形態の搾取からの保護)

締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する。

第37条(拷問等の禁止、自由を奪われた児童の取扱い)

締約国は、次のことを確保する。

- (a) いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、18歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。
- (b) いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。
- (c) 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されることがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。
- (d) 自由を奪われたすべての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剥奪の合法性を争い並びにこれについての決定を速やかに受ける権利を有すること。

第38条(武力紛争における児童の保護)

- 1 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及

びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。

- 2 締約国は、15 歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。
- 3 締約国は、15 歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15 歳以上 18 歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。
- 4 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

第39条(搾取、虐待、武力紛争等による被害を受けた児童の回復のための措置)

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

第40条(刑法を犯したと申し立てられた児童等の保護)

- 1 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことができるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。
- 2 このため、締約国は、国際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。
 - (a) いかなる児童も、実行の時に国内法又は国際法により禁じられていなかった作為又は不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。
 - (b) 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。
 - (i) 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。
 - (ii) 速やかにかつ直接に、また、適当な場合には当該児童の父母又は法定保護者を通じてその罪を告げられること並びに防御の準備及び申立てにおいて弁護人その他適当な援助を行う者を持つこと。
 - (iii) 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護人その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞なく決定されること。
 - (iv) 供述又は有罪の自白を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに対等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。
 - (v) 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置について、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。
 - (vi) 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。
 - (vii) 手続のすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。

3 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。

- (a) その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること。
 - (b) 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童を取り扱う措置をとること。
- 4 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の処置が利用し得るものとする。

第41条(締約国の法律及び締約国について有効な国際法との関係)

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法律
- (b) 締約国について効力を有する国際法

第2部 省略

第3部 省略

5 こども基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状

況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

- 2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
 - 一 少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百三十三号)第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
 - 二 子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
 - 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)第七条第一項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならない。

- 2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 こども施策に関する基本的な方針
 - 二 こども施策に関する重要事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
 - 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
 - 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及び子ども施策の実施の状況を勘案し、子ども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとり子ども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 こども大綱

「こども家庭庁ホームページ(こども大綱説明資料から引用)」

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- 心身ともに健やかに成長できる
- 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- 様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変え、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。)

子ども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

①子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- 子ども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。「子どもとともに」という姿勢で、子どもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- 成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等から子どもを守り、救済する。

②子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- 子ども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、子ども・若者の最善の利益を実現する観点から子ども・若者の意見を年齢や発達程度に応じて尊重する。
- 意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれた子ども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくい子どもや若者等について十分な配慮を行う。

③子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- 子ども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- 「子育て」とは、子どもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- 乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全ての子ども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- 困難な状況にある子ども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- 若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- 多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・子育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

子ども施策に関する重要事項

「子どもまんなか社会」を実現するための重要事項を、子ども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通じた重要事項

- 子ども・若者が権利の主体であること社会全体での共有等
(子ども基本法の周知、子どもの教育、養育の場における子どもの権利に関する理解促進等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、子どもまんなかまちづくり等)
- 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供(成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾患・難病を抱える子ども・若者への支援)
- 子どもの貧困対策(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援(児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組
(子ども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策等)

2 ライフステージ別の重要事項

- 子どもの誕生前から幼児期まで
子どもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠中、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ・子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、子どもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校の子どもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

子ども施策を推進するために必要な事項

1 子ども・若者の社会参画・意見反映

子ども基本法において、子ども施策の基本理念として、子ども・若者の年齢及び発達に度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、子ども施策を策定、実施、評価するに当たって、子ども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。子どもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

子どもや若者の意見を聴いて施策に反映することや子どもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

①子どもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②子どもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

子どもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、子どもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程への子ども・若者の参画促進（『子ども若者★いけんぶらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員への子ども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）

○地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）

○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成

○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○子ども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 子ども施策の共通の基盤となる取組

○「子どもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）

○子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、子ども家庭センターの全国展開 等）

○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

○子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

○国における推進体制（総理を長とする子ども政策推進会議、子どもまんなか実行計画の策定、担当大臣や子ども家庭審議会の権限行使 等）

○数値目標と指標の設定 ○自治体子ども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力

○安定的な財源の確保 ○子ども基本法附則第2条に基づく検討

子ども大綱における目標・指標

別紙1に、子ども大綱が目指す「子どもまんなか社会」の実現に向けた子ども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、

別紙2に、子ども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「子どもまんなか実行計画」において設定。

目標（別紙1）	（目標値）	指標（別紙2）
「子どもまんなか社会の実現に向かって」と思う人の割合	70%	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもは権利の主体である」と思う人の割合 ・子どもの貧困率 ・里親等委託率 ・児童相談所における児童虐待相談対応件数 ・小・中・高生の自殺者数 ・妊産婦死亡率 ・安心できる場所の数が1つ以上ある子ども・若者の割合 ・いじめの重大事態の発生件数 ・不登校児童・生徒数 ・高校中退率 ・大学進学率 ・若年層の平均賃金 ・50歳時点の未婚率 ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合 ・合計特殊出生率 ・出生数 ・夫婦の平均理想/予定子ども数 ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合 ・男性の育児休業取得率 ・6歳未満の子どもをもつ男性の家事関連時間 ・ひとり親世帯の貧困率 等
「生活に満足している」と思う子どもの割合	70%	
「今の自分が好きだ」と思う子ども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%	
社会的スキルを身につけている子どもの割合	80%	
「自分には自分らしさというものがある」と思う子ども・若者の割合	90%	
「どこかに助けってくれる人がいる」と思う子ども・若者の割合	現状維持 ※97.1%	
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思う子ども・若者の割合	70%	
「子ども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思う子ども・若者の割合	70%	
「自分の将来について明るい希望がある」と思う子ども・若者の割合	80%	
「自国の将来は明るい」と思う子ども・若者の割合	55%	
「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かって」と思う人の割合	70%	
「子どもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%	

目指す社会…子どもまんなか社会

7 東京都子ども基本条例

子どもは、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在である。

社会の宝である子どもは、また社会の一員でもあり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要がある。

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約をいう。以下同じ。）では、子どもに対するあらゆる差別の禁止、子どもの最善の利益の確保、生命・生存・発達への権利及び子どもの意見の尊重を一般原則としている。

全ての子どもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに育っていく環境を整備していかなければならない。

「子どもを大切にす」視点から、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの目線に立った政策を推進していくことは、様々な人が共に暮らす、多様性に富んだ国際都市東京の使命である。

また、新型コロナウイルス感染症は人々の生活に大きな変化をもたらし、とりわけ子どもへの影響は顕著である。いかなる状況下においても、子どもの幸福を追求していくことが何より重要であり、東京都がなすべき責務を明らかにしなければならない。

こうした認識の下、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定め、子どもの健やかな成長に寄与することを目指し、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都（以下「都」という。）が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、子どもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「子ども」とは、十八歳に満たない者をいう。なお、子どもに関する施策の実施に当たっては、次条の基本理念の実現を図る観点から、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする。

（基本理念）

第三条 子どもは大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であるとの認識の下、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先とすることで、全ての子どもが、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やかに育っていけるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備していかなければならない。

（子どもの権利）

第四条 都は、子どもの権利条約を踏まえ、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、子どもの権利を尊重し、擁護するための施策を推進するものとする。

（子どもにやさしい東京の実現）

第五条 都は、社会全体で子どもを育み、子どもにやさしい東京を実現するため、子どもの目線に立った施策を率先して推進するものとする。

（子どもの安全安心の確保）

第六条 都は、子どもを犯罪、事故その他の危害から守るため、子どもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。

（子どもの遊び場、居場所づくり）

第七条 都は、子どもが伸び伸びと健やかに育つことができるよう、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）と連携して、子どもが過ごしやすい遊び場や居場所づくりなど、環境の整備を図るものとする。

（子どもの学び、成長への支援）

第八条 都は、子どもの学ぶ意欲や学ぶ権利を尊重し、子どもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人一人の個性に着目し、自立性や主体性を育むために必要な環境の整備を図るとともに、子どもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとする。

（子育て家庭、子どもに寄り添った多面的支援）

第九条 都は、様々な不安や悩みに直面する子育て家庭を支援するため、特別な支援や配慮を要する子ども及び社会的養育を必要とする子どもへの施策をはじめ、多様な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談、情報提供その他の状況に応じた適切な取組等、多面的な支援に努めるものとする。

（子どもの意見表明と施策への反映）

第十条 都は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。

(こどもの参加の促進)

第十一条 都は、こどもが社会の一員として尊重され、年齢及び一人一人の発達段階に応じ、学校や地域社会等に参加することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

(こどもの権利の広報・啓発)

第十二条 都は、こどもの権利及び利益の尊重に関する広報その他の啓発を推進するものとする。

(こどもからの相談への対応)

第十三条 都は、こどもの不安や悩みを解消できるよう、こどもからの相談に対応する体制の充実並びに家庭、学校、地域社会及び関係機関等との連携強化に努めるものとする。

(こどもの権利擁護)

第十四条 都は、こどもの健やかな成長を支援するため、権利侵害その他の不利益を受けた場合等において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速にこどもの救済を図ることができるよう、国、区市町村その他の関係機関と連携し、社会状況の変化に応じ、こどもの権利及び利益を擁護するための体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(こどもに関する計画の策定)

第十五条 都は、こどもに関する計画を策定するに当たっては、第三条の基本理念にのっとりものとする。

(こども施策を総合的に推進する体制の整備)

第十六条 都は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十七条 都は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(検討)

2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行の状況及びこどもを取り巻く状況等について検討し、時代の要請に適合するものとするために必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の検討を行うに当たっては、こどもの意見を反映させるため、こどもの意見を聴く機会を設けるものとする。

北区子ども・子育て支援総合計画2024

発行年月：令和6年（2024年）3月

発行：東京都北区教育委員会事務局

子ども未来部子ども未来課

〒114-8546

東京都北区滝野川2-52-10

電話：03-（3908）9097

刊行物登録番号

5-1-143

